

目 次  
第1号（3月9日）

告 示 .....	1
応招議員 .....	1
議事日程 .....	3
本日の会議に付した事件 .....	6
出席議員 .....	9
欠席議員 .....	10
事務局職員出席者 .....	10
説明のため出席した者の職氏名 .....	10
開 会 .....	10
会議録署名議員の指名 .....	11
会期の決定 .....	13
諸般の報告 .....	13
町長提出第7号議案 .....	15
町長提出第8号議案 .....	15
町長提出第9号議案 .....	15
町長提出第10号議案 .....	15
町長提出第11号議案 .....	15
町長提出第12号議案 .....	15
町長提出第13号議案 .....	15
町長提出第14号議案 .....	15
町長提出第15号議案 .....	15
町長提出第16号議案 .....	15
町長提出第17号議案 .....	15
町長提出第18号議案 .....	15
町長提出第19号議案 .....	15
町長提出第20号議案 .....	15
町長提出第21号議案 .....	15
町長提出第22号議案 .....	15
町長提出第23号議案 .....	15
町長提出第24号議案 .....	15
町長提出第25号議案 .....	15
町長提出第26号議案 .....	15
町長提出第27号議案 .....	29
町長提出第28号議案 .....	29

町長提出第29号議案	29
町長提出第30号議案	29
町長提出第31号議案	31
町長提出第32号議案	32
町長提出第33号議案	32
町長提出第34号議案	33
町長提出第35号議案	33
町長提出第36号議案	33
町長提出第37号議案	33
町長提出第38号議案	33
町長提出第39号議案	33
町長提出第40号議案	33
町長提出第41号議案	33
町長施政方針	50
町長提出第42号議案	78
町長提出第43号議案	78
町長提出第44号議案	78
町長提出第45号議案	78
町長提出第46号議案	78
町長提出第47号議案	78
町長提出第48号議案	78
町長提出第49号議案	79
町長提出第50号議案	79
町長提出第51号議案	79
町長提出第52号議案	79
町長提出第53号議案	79
町長提出第54号議案	79
町長提出第55号議案	79
議員派遣の件	84
散会	85
署名	86

## 第2号（3月13日）

議事日程	87
本日の会議に付した事件	89
出席議員	92

欠席議員 .....	9 2
事務局職員出席者 .....	9 2
説明のため出席した者の職氏名 .....	9 2
開 議 .....	9 3
会議録署名議員の指名 .....	9 3
町長提出第 7 号議案 .....	9 3
町長提出第 8 号議案 .....	9 4
町長提出第 9 号議案 .....	9 5
町長提出第 1 0 号議案 .....	9 7
町長提出第 1 1 号議案 .....	9 7
町長提出第 1 2 号議案 .....	1 0 6
町長提出第 1 3 号議案 .....	1 0 7
町長提出第 1 4 号議案 .....	1 0 7
町長提出第 1 5 号議案 .....	1 1 0
町長提出第 1 6 号議案 .....	1 1 1
町長提出第 1 7 号議案 .....	1 1 2
町長提出第 1 8 号議案 .....	1 1 2
町長提出第 1 9 号議案 .....	1 1 3
町長提出第 2 0 号議案 .....	1 1 5
町長提出第 2 1 号議案 .....	1 1 6
町長提出第 2 2 号議案 .....	1 1 8
町長提出第 2 3 号議案 .....	1 1 8
町長提出第 2 4 号議案 .....	1 1 9
町長提出第 2 5 号議案 .....	1 2 0
町長提出第 2 6 号議案 .....	1 2 2
町長提出第 2 7 号議案 .....	1 2 3
町長提出第 2 8 号議案 .....	1 2 3
町長提出第 2 9 号議案 .....	1 2 7
町長提出第 3 0 号議案 .....	1 2 7
町長提出第 3 1 号議案 .....	1 2 8
町長提出第 3 2 号議案 .....	1 3 2
町長提出第 3 3 号議案 .....	1 4 6
町長提出第 3 4 号議案 .....	1 4 6
町長提出第 3 5 号議案 .....	1 4 7
町長提出第 3 6 号議案 .....	1 4 8
町長提出第 3 7 号議案 .....	1 4 8

町長提出第 38 号議案	149
町長提出第 39 号議案	149
町長提出第 40 号議案	150
町長提出第 41 号議案	151
散 会	151
署 名	152

### 第 3 号 (3 月 23 日)

議事日程	153
本日の会議に付した事件	153
出席議員	153
欠席議員	153
事務局職員出席者	153
説明のため出席した者の職氏名	154
開 議	154
会議録署名議員の指名	154
一般質問	154
11 番 板垣 敬司君	154
7 番 寺戸 昌子君	170
9 番 三浦 英治君	182
10 番 京村まゆみ君	199
2 番 川田 剛君	219
3 番 米澤 宏文君	237
散 会	248
署 名	249

### 第 4 号 (3 月 26 日)

議事日程	251
本日の会議に付した事件	251
出席議員	251
欠席議員	251
事務局職員出席者	251
説明のため出席した者の職氏名	252
開 議	252
会議録署名議員の指名	252
一般質問	252

5番 草田 吉丸君 .....	2 5 2
1番 後山 幸次君 .....	2 7 2
8番 御手洗 剛君 .....	2 9 1
4番 岡田 克也君 .....	3 0 4
6番 丁 泰仁君 .....	3 2 0
散 会 .....	3 4 2
署 名 .....	3 4 3

第5号（3月27日）

議事日程 .....	3 4 5
本日の会議に付した事件 .....	3 4 6
出席議員 .....	3 4 8
欠席議員 .....	3 4 8
事務局職員出席者 .....	3 4 8
説明のため出席した者の職氏名 .....	3 4 8
開 議 .....	3 4 9
会議録署名議員の指名 .....	3 4 9
町長提出第56号議案 .....	3 4 9
町長提出第57号議案 .....	3 5 1
町長提出第58号議案 .....	3 5 3
町長提出第59号議案 .....	3 5 3
町長提出第60号議案 .....	3 5 3
町長提出第61号議案 .....	3 5 3
町長提出第62号議案 .....	3 5 3
町長提出第63号議案 .....	3 5 3
町長提出第64号議案 .....	3 7 1
町長提出第42号議案 .....	3 7 3
町長提出第43号議案 .....	3 7 3
町長提出第44号議案 .....	3 7 3
町長提出第45号議案 .....	3 7 3
町長提出第46号議案 .....	3 7 4
町長提出第47号議案 .....	3 7 4
町長提出第48号議案 .....	3 7 4
町長提出第49号議案 .....	3 7 4
町長提出第50号議案 .....	3 7 4
町長提出第51号議案 .....	3 7 4

町長提出第52号議案	374
町長提出第53号議案	374
町長提出第54号議案	374
町長提出第55号議案	374
発委第1号	385
津和野町庁舎建設問題等調査特別委員会委員長報告について	386
総務経済常任委員会の所管事務調査報告について	388
文教民生常任委員会の所管事務調査報告について	392
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	396
閉会	396
署名	397

津和野町告示第7号

平成30年第2回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成30年2月27日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成30年3月9日
- 2 場 所 津和野町役場日原第2庁舎議場

---

○開会日に応招した議員

後山 幸次君	川田 剛君
米澤 宥文君	岡田 克也君
草田 吉丸君	丁 泰仁君
寺戸 昌子君	御手洗 剛君
三浦 英治君	京村まゆみ君
板垣 敬司君	沖田 守君

---

○3月13日に応招した議員

---

○3月23日に応招した議員

---

○3月26日に応招した議員

---

○3月27日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

平成30年 第2回(定例)津和野町議会会議録(第1日)  
平成30年3月9日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

平成30年3月9日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長提出第7号議案 津和野町印鑑登録及び証明に関する条例の制定について
- 日程第5 町長提出第8号議案 津和野町城山整備基金条例の制定について
- 日程第6 町長提出第9号議案 津和野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第7 町長提出第10号議案 津和野町課設置条例の一部改正について
- 日程第8 町長提出第11号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第9 町長提出第12号議案 津和野町地域医療推進基金条例の一部改正について
- 日程第10 町長提出第13号議案 津和野町手数料条例の一部改正について
- 日程第11 町長提出第14号議案 津和野町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 町長提出第15号議案 津和野町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第13 町長提出第16号議案 津和野町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第14 町長提出第17号議案 津和野町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第15 町長提出第18号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について

- 日程第 16 町長提出第 19 号議案 津和野町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 17 町長提出第 20 号議案 津和野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 18 町長提出第 21 号議案 津和野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 19 町長提出第 22 号議案 津和野町診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 20 町長提出第 23 号議案 津和野町食と農のまちづくり条例の一部改正について
- 日程第 21 町長提出第 24 号議案 津和野町都市公園条例の一部改正について
- 日程第 22 町長提出第 25 号議案 津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 23 町長提出第 26 号議案 津和野町病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 24 町長提出第 27 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町野中高齢者作業施設）
- 日程第 25 町長提出第 28 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（寺田納骨堂）
- 日程第 26 町長提出第 29 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（下左鐙地区広場緑地等利用施設）
- 日程第 27 町長提出第 30 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町水辺施設「オシドリ観察小屋」）
- 日程第 28 町長提出第 31 号議案 町道上寺田線の路線認定について
- 日程第 29 町長提出第 32 号議案 平成 29 年度津和野町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 30 町長提出第 33 号議案 平成 29 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 31 町長提出第 34 号議案 平成 29 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 32 町長提出第 35 号議案 平成 29 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 33 町長提出第 36 号議案 平成 29 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）



- 日程第 34 町長提出第 37 号議案 平成 29 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 35 町長提出第 38 号議案 平成 29 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 36 町長提出第 39 号議案 平成 29 年度津和野町診療所特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 37 町長提出第 40 号議案 平成 29 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 38 町長提出第 41 号議案 平成 29 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 39 町長施政方針
- 日程第 40 町長提出第 42 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 41 町長提出第 43 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画 (平成 28 年度～平成 32 年度) の変更について
- 日程第 42 町長提出第 44 号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 43 町長提出第 45 号議案 平成 30 年度津和野町一般会計予算
- 日程第 44 町長提出第 46 号議案 平成 30 年度津和野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 45 町長提出第 47 号議案 平成 30 年度津和野町介護保険特別会計予算
- 日程第 46 町長提出第 48 号議案 平成 30 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 47 町長提出第 49 号議案 平成 30 年度津和野町下水道事業特別会計予算
- 日程第 48 町長提出第 50 号議案 平成 30 年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 49 町長提出第 51 号議案 平成 30 年度津和野町奨学基金特別会計予算
- 日程第 50 町長提出第 52 号議案 平成 30 年度津和野町診療所特別会計予算
- 日程第 51 町長提出第 53 号議案 平成 30 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算
- 日程第 52 町長提出第 54 号議案 平成 30 年度津和野町病院事業会計予算
- 日程第 53 町長提出第 55 号議案 平成 30 年度津和野町水道事業会計予算
- 日程第 54 議員派遣の件

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定

- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長提出第7号議案 津和野町印鑑登録及び証明に関する条例の制定について
- 日程第5 町長提出第8号議案 津和野町城山整備基金条例の制定について
- 日程第6 町長提出第9号議案 津和野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第7 町長提出第10号議案 津和野町課設置条例の一部改正について
- 日程第8 町長提出第11号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第9 町長提出第12号議案 津和野町地域医療推進基金条例の一部改正について
- 日程第10 町長提出第13号議案 津和野町手数料条例の一部改正について
- 日程第11 町長提出第14号議案 津和野町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 町長提出第15号議案 津和野町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第13 町長提出第16号議案 津和野町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第14 町長提出第17号議案 津和野町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第15 町長提出第18号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第16 町長提出第19号議案 津和野町介護保険条例の一部改正について
- 日程第17 町長提出第20号議案 津和野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第18 町長提出第21号議案 津和野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第19 町長提出第22号議案 津和野町診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第20 町長提出第23号議案 津和野町食と農のまちづくり条例の一部改正について
- 日程第21 町長提出第24号議案 津和野町都市公園条例の一部改正について
- 日程第22 町長提出第25号議案 津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

- 日程第 23 町長提出第 26 号議案 津和野町病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 24 町長提出第 27 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町野中高齢者作業施設）
- 日程第 25 町長提出第 28 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（寺田納骨堂）
- 日程第 26 町長提出第 29 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（下左鐙地区広場緑地等利用施設）
- 日程第 27 町長提出第 30 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町水辺施設「オシドリ観察小屋」）
- 日程第 28 町長提出第 31 号議案 町道上寺田線の路線認定について
- 日程第 29 町長提出第 32 号議案 平成 29 年度津和野町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 30 町長提出第 33 号議案 平成 29 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 31 町長提出第 34 号議案 平成 29 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 32 町長提出第 35 号議案 平成 29 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 33 町長提出第 36 号議案 平成 29 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 34 町長提出第 37 号議案 平成 29 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 35 町長提出第 38 号議案 平成 29 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 36 町長提出第 39 号議案 平成 29 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 37 町長提出第 40 号議案 平成 29 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 38 町長提出第 41 号議案 平成 29 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 39 町長施政方針
- 日程第 40 町長提出第 42 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 41 町長提出第 43 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画（平成 28 年度～平成 32 年度）の変更について

- 日程第 42 町長提出第 44 号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 43 町長提出第 45 号議案 平成 30 年度津和野町一般会計予算
- 日程第 44 町長提出第 46 号議案 平成 30 年度津和野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 45 町長提出第 47 号議案 平成 30 年度津和野町介護保険特別会計予算
- 日程第 46 町長提出第 48 号議案 平成 30 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 47 町長提出第 49 号議案 平成 30 年度津和野町下水道事業特別会計予算
- 日程第 48 町長提出第 50 号議案 平成 30 年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 49 町長提出第 51 号議案 平成 30 年度津和野町奨学基金特別会計予算
- 日程第 50 町長提出第 52 号議案 平成 30 年度津和野町診療所特別会計予算
- 日程第 51 町長提出第 53 号議案 平成 30 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算
- 日程第 52 町長提出第 54 号議案 平成 30 年度津和野町病院事業会計予算
- 日程第 53 町長提出第 55 号議案 平成 30 年度津和野町水道事業会計予算
- 日程第 54 議員派遣の件

---

出席議員 (12 名)

1 番 後山 幸次君	2 番 川田 剛君
3 番 米澤 宥文君	4 番 岡田 克也君
5 番 草田 吉丸君	6 番 丁 泰仁君
7 番 寺戸 昌子君	8 番 御手洗 剛君
9 番 三浦 英治君	10 番 京村まゆみ君
11 番 板垣 敬司君	12 番 沖田 守君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 下森 博之君 副町長 …………… 島田 賢司君  
教育長 …………… 世良 清美君 総務財政課長 …………… 岩本 要二君

税務住民課長	……………	吉田 智幸君			
つわの暮らし推進課長	……………			内藤 雅義君	
健康福祉課長	……………	土井 泰一君	医療対策課長	……………	下森 定君
農林課長	……………	久保 睦夫君	商工観光課長	……………	藤山 宏君
建設課長	……………	木村 厚雄君	環境生活課長	……………	和田 京三君
教育次長	……………	渡邊 寛夫君	会計管理者	……………	竹内 誠君

---

午前9時00分開会

○議長（沖田 守君） おはようございます。年明けから正月は非常にいいお天気が続くなと思っておりましたが、殊のほか寒い冬となりまして、何十年ぶりかという大変な雪も降って寒い日が続いておりました。ようやく春の気配も感じるこのごろであります。この3月定例会を迎えるに当たり一言御挨拶を申し上げたいと思っておりますが、私ども議員の任期も4月30日ということで残り少なくなっておりまして。任期中、最後の3月定例会を迎えるわけでありまして。町長の実質的な3期目の町の方針あるいは予算が提案されるわけでありまして、予算審査等を通じて活発な議論を、ぜひとも展開をしていただきたいと思いますというものであります。

特に、迎える30年度以降4年間、私はこの町の盛衰に係る極めて重要な4年間になるのではないかと、かように考えるわけでありまして、議員各位御承知のとおり、平成28年から考えてみましても、特に地方交付税が、この32年、3年あたりになりますと約7億四、五千万というものが、地方交付税そのものが下がってまいります。それだけ町の財政は逼迫をしてくると、こういう状況下であります。先般も地域財政計画が告示をいただきましたが、その中身を見ましても大変な状況下になると。基金も大半が取り崩されて、財政運営に非常に支障を来す事態が生じるのではないかと、かような危惧をしておるところであります。

このような状況の中で、大事な時期を迎えます。我々も任期満了によりまして、4月に改選が予定されておりますが、特に若い人たちには、大いにこの町政に関心を持っていただいて、そして議会に挑戦をしていただきたいと思いますということを強く思うとともに、現在の現職議員も、ともども再出馬の意向を固めていただきたいと思います、かように期待を申し上げるわけでありまして。

諸般の報告の中で記載をしておりますが、実は、2月の21日に県の議長会総会が開催をされました。その折に、我が議会より後山議員、これは在職35年以上の県議長会長特別功労表彰という、まことに、我々にまねのできない、非常に長い期間にわたって議会議員としてお務めになったという表彰を受けられ、さらには、我が議会の議会事務局の金子さんが、在職10年以上という長きにわたってのお勤めをしたということで、これまた表彰を受けられました。ここに御報告を申し上げるとともに、心からお喜びを申し上げる次第であります。

さて、本日、平成30年第2回津和野町議会定例会が招集をされました。議員各位にはおそろいでお出かけをいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第2回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番、川田剛君、3番、米澤宥文君を指名します。

それでは、先日、議会運営委員会を開催しまして、本定例会の会期及び議事日程等について協議をしておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。1番、後山幸次君。

○議会運営委員長（後山 幸次君） 皆さん、おはようございます。

先日、議会運営委員会を開催いたしましたので報告をいたします。

議会運営委員会協議報告書。

議会運営委員会を平成30年3月5日に開催し、今定例会の議会運営について協議いたしましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

今定例会の会期は、本日3月9日から3月27日までの19日間といたしたいと思います。

初日の9日金曜は、諸般の報告後、町長提出議案の説明を受けます。そのうち、平成30年度予算に係る議案については、町長の施政方針後に説明を受けます。その後、予算審査特別委員会を設置し、新年度予算及び関連条例等を付託し、散会いたします。

なお、散会后、直ちに予算審査特別委員会を開催し、審査日程等の調査を行っていただきたいと思っております。

10日土曜から12日月曜まで休会といたします。

一般質問の通告締め切りは、12日月曜の正午までであります。

13日火曜に本会議を再開し、条例案件、補正予算等の質疑、討論、表決を行います。

14日水曜から22日木曜までは休会といたします。休会中に予算審査特別委員会で議案の審議をしていただきたいと思います。

23日金曜、本会議を再開し、一般質問を行います。

24日土曜、25日日曜は休会といたします。

26日月曜に本会議を再開し、23日に引き続いて一般質問を行います。

27日火曜に予算審査特別委員会委員長の審査報告を受けた後、新年度予算、関連条例等について討論、表決を行い、各委員会の報告を受けて、全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

平成30年3月9日、津和野町議会議長、沖田守様、議会運営委員会委員長、後山幸次。

以上であります。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りをします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月27日までの19日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月27日までの19日間と決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（沖田 守君） 日程第3、諸般の報告をします。

12月定例会以降における議会行事及び各報告事項につきましては、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告

#### 【12月定例会以降】

- |    |        |                           |         |
|----|--------|---------------------------|---------|
| 1月 | 3日（水）  | 津和野町成人式（津体）               | 議長      |
|    | 7日（日）  | 津和野町消防出初式（日中）             | 議長      |
|    | 9日（火）  | 広報広聴委員会                   |         |
|    | 11日（木） | 民生児童委員協議会新年会（なごみの里）       | 議長      |
|    | 15日（月） | 広報広聴正副委員長校正               |         |
|    | 22日（月） | 文教民生委員会所管事務調査             |         |
|    | 24日（水） | 全員協議会、庁舎建設問題等調査特別委員会      |         |
|    | 25日（木） | 子ども議会事前協議 広報広聴正副委員長・教育委員会 |         |
|    | 26日（金） | 津和野町地区労旗開き（町セ）            | 議長代理副議長 |
|    | 27日（土） | 日輪会新年会（美加登家）              | 議長      |
| 2月 | 5日（月）  | 文教民生委員会所管事務現地調査（津小、津中）    |         |
|    | 6日（火）  | 子ども議会事前学習会                | 全議員     |
|    | 7日（水）  | 第1回臨時会、総務経済委員会所管事務調査      |         |

- 8日(木) 津和野町幹線道路改良整備促進期成同盟会 議長
- 16日(金) 文教民生委員会所管事務調査(町セ)、議員全員研修会  
(安美)
- 17日(土) 石見西地区郵便局長懇親会(稻成神社)
- 21日(水) 島根県町村議会議長会表彰式・定例総会  
(県町村振興センター)
- 23日(金) 益田地区市町村圏事務組合議会定例会、庁舎建設問題等調  
査特別委員会、全員協議会、議会運営委員会
- 26日(月) 鹿足郡事務組合議会定例会
- 27日(火) 文教民生委員会所管事務調査
- 3月 1日(水) 津和野高校卒業証書授与式 議長
- 5日(月) 議会運営委員会、庁舎建設問題等調査特別委員会

【表彰】

- 2月21日(水) 島根県町村議会議長会長特別功労者表彰  
(在職議員35年以上) 後山 幸次
- 21日(水) 島根県町村議会議長会長事務局職員表彰  
(在職10年以上) 金子 久代
- 21日(水) 全国町村議会議長会長事務局職員表彰  
(在職15年以上) 金子 久代

益田地区広域市町村圏事務組合、鹿足郡事務組合、鹿足郡不燃物処理組合及び鹿足郡養護老人ホーム組合の各議会、随時検査指摘事項、監査報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

なお、関係書類は事務局に保管してありますので、必要の向きはごらんいただきたいと思います。

---

日程第4. 議案第7号

日程第5. 議案第8号

日程第6. 議案第9号

日程第7. 議案第10号

日程第8. 議案第11号

日程第9. 議案第12号

日程第10. 議案第13号

日程第11. 議案第14号

日程第12. 議案第15号

日程第13. 議案第16号

日程第14. 議案第17号



日程第15. 議案第18号

日程第16. 議案第19号

日程第17. 議案第20号

日程第18. 議案第21号

日程第19. 議案第22号

日程第20. 議案第23号

日程第21. 議案第24号

日程第22. 議案第25号

日程第23. 議案第26号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第7号津和野町印鑑登録及び証明に関する条例の制定についてより、日程第23、議案第26号津和野町病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまで、以上、20案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。本日は、3月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りましてありがとうございます。

今定例会に提案をいたします案件は、条例案件21件、指定管理者指定案件4件、町道認定案件1件、計画案件2件、一般会計を初め各会計補正予算案件10件、一般会計ほか平成30年度各会計予算11件の合計49案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようお願いを申し上げます。

議案第7号でございますが、津和野町印鑑登録及び証明に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第8号でございますが、津和野町城山整備基金条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第9号でございますが、津和野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第10号でございますが、津和野町課設置条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第11号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第12号でございますが、津和野町地域医療推進基金条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細については、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第13号津和野町手数料条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細については、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第14号津和野町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細については、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第15号津和野町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細については、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第16号津和野町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第17号津和野町国民健康保険条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細については、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第18号津和野町国民健康保険税条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第19号津和野町介護保険条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細については、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第20号津和野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第21号津和野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第22号津和野町診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第23号津和野町食と農のまちづくり条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第24号津和野町都市公園条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第25号津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第26号津和野町病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉田 智幸君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第7号を御説明いたします。

今回の条例制定は、現行の津和野町印鑑登録及び証明に関する条例を廃止し、旧自治省行政局振興課長通知、印鑑登録証明事務処理要領に沿った津和野町印鑑登録及び証明に関する条例を制定するものでございます。

印鑑登録証明書が必要な場合、現行では登録した印鑑を持参することになっていますが、これからは印鑑登録証を提示して町長に申請することになります。

それでは、現行条例と相違箇所について、主な条項を御説明いたします。

第3条は印鑑登録の申請で、第2項では代理人による申請の規定が定められています。これまで、代理人による印鑑登録申請に当たっては、代理人選任届のほか、本人みずからが登録申請できない理由を証明する書類、例えば入院証明や施設の入所証明、そのほか保証書が必要でした。今後は、代理人による登録申請が簡素化され、代理人申請届のみで申請できるようになります。

続きまして、6条は印鑑登録の制限で、第2項の4では登録できる印鑑の最小サイズが、これまでの一辺長さ7ミリメートルの正方形におさまるものから、一辺8ミリメートルの正方形におさまるものに変更になります。

続きまして、第8条は印鑑登録証の交付で、印鑑登録をしているあかしとして印鑑登録証を交付いたします。平成30年3月31日までに印鑑登録されている方は、無料で印鑑登録証を交付いたします。

続きまして、第16条です。印鑑登録証明書の申請です。印鑑登録証を提示して町長に申請することになっていますので、印鑑登録証を持参した人が印鑑登録証明書の発行申請を行った場合には、本人または本人からの代理権の授与による申請と認めて交付いたします。

なお、印鑑登録証を忘れた場合や登録印鑑をお持ちいただいた場合は、印鑑登録証明書の交付はできません。

施行期日は平成30年4月1日からで、現行の津和野町印鑑登録及び証明に関する条例は廃止いたします。

なお、経過措置として、平成30年3月31日までに登録していた方に対しては、4月1日以降、初めて申請をしに来庁された際に、無料で印鑑登録証を交付いたします。

また、印鑑登録は、再度登録する必要はありません。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） おはようございます。それでは、議案第8号を御説明いたします。

この条例は、津和野町出身の株式会社リログループ、佐々田会長様からの寄附金を活用いたしまして、津和野城山整備計画に基づき、津和野城跡の保全、活用、整備を図るため、津和野町城山整備基金条例を制定するものでございます。

まず、第1条といたしまして、設置ということでございます。津和野町城山の整備充実の基金に充てるため、この整備基金を設置するという条項でございます。

第2条につきましては、積み立てということで、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定めた額としております。

管理ということで、第3条でございます。基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実、有利な方法により保管しなければならないと定めております。

2項といたしまして、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるということで定めてございます。

基金から生ずる収入ということで、第4条、基金の運用から生ずる収入は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとするという定めでございます。

第5条につきましては、委任条項でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） おはようございます。続きまして、議案第9号津和野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、御説明申し上げます。

この条例につきましては、平成30年4月より、指定居宅介護支援事業所の指導監督につきまして、都道府県から市町村へ権限移譲がなされるためのものであります。

内容につきましては、指定居宅介護支援事業所——現在3事業所ありますが、4月の段階では2事業所となる予定となっておりますが——ここの事業に係る介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーさんであります。この方々の人員や運営に関する基準等が定められております。

なお、この条例の施行期日につきましては、平成30年4月1日からであります。

以上です。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第10号について、御説明をいたします。

津和野町課設置条例、第2条、各課の事務分掌について一部を改正するものでございます。

議案2枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

改正内容につきましては、第2条中、つわの暮らし推進課（13）国際交流に関することを、商工観光課の事務分掌に改正するものでございます。

国際交流に関しましては、平成28年6月に津和野町国際交流協会が設置され、ドイツ・ミッテ区との交流、津和野高校魅力化、インバウンド対策事業等国際交流の推進に取り組んでまいりました。平成30年4月からは国際交流員を1名招致することとしており、津和野町観光協会の連携など、事業の効果的な推進を図ることを目的として、つわの暮らし推進課から商工観光課へ事務分掌の一部改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。以上です。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第11号を御説明いたします。津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正でございます。

一部改正につきましては、別表（第1条、第3条関係）中、財産管理審議会の項の次に「津和野町庁舎建設検討委員会、出務1日につき、7,300円」を加えるものでございます。これは、庁舎のあり方につきまして、耐震改修等について検討するため、委員会を設置するものでございます。

次に、集落支援員及びつわの暮らし相談員の報酬月額を、地域おこし協力隊員の報酬引き上げに準じて「16万600円」から「16万6,000円」に改正するものでございます。

次に、保健福祉活動推進協議会の項の次に「子育て支援コーディネーター、月額、17万6,000円」を加えるものでございます。これは、平成30年度より開設する子育て世代包括支援センターに従事する保育士の資格を有する者を非常勤特別職として雇用するものでございます。

次に、津和野町教育魅力化推進協議会の項の次に「津和野町教育魅力化コーディネーター、月額、16万6,000円」を加えるものでございます。これは、学校、家庭、地域の連携を図りながら、さまざまな角度からの教育支援の充実を図るため、非常勤特別職として雇用するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長、引き続きお願いします。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第12号を御説明いたします。津和野町地域医療推進基金条例の一部改正でございます。

これは、既存の津和野町診療所基金条例及び津和野町介護老人保健施設事業基金条例を廃止し、津和野町地域医療推進基金条例にまとめることで、基金運用の充実を図るために一部改正を行うものでございます。

一部改正につきましては、第1条中「津和野町地域医療の推進」を「津和野町地域医療及び介護の推進」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

また、この条例の一部改正に伴いまして、既存の津和野町診療所基金条例及び津和野町介護老人保健施設事業基金条例を廃止するものでございます。

また、この条例の施行の日の前日までに、津和野町診療所基金条例及び津和野町介護老人保健施設事業基金条例の規定により積み立てられた現金等については、この条例により積み立てられた基金とみなす旨の経過措置を設けているものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉田 智幸君） それでは、議案第13号を御説明いたします。津和野町印鑑登録及び証明に関する条例の制定に伴い、津和野町手数料条例の一部を改正するものでございます。

別表第1の23項中、印鑑登録証を発行の際、手数料として200円いただくものでございます。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 議案第14号を説明いたします。

今回の条例改正は、施設の集中と効率化を図ることを目的として、訪問看護ステーションせきせい及び訪問看護ステーションサテライトつわのの位置、利用時間及び休業日を変更するものであります。

ページをめくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

第2条の訪問看護ステーションせきせいの位置を「津和野町森村口141番」から「津和野町枕瀬218番24」に変更、訪問看護ステーションサテライトつわのの位置を「津和野町瀧元1168番1」から「津和野町森村口141番」に変更、第5条の利用時間を「午後5時15分」から「午後5時30分」に変更、第6条3項の休業日を「12月31日から翌年の1月4日まで」が、「12月30日から翌年1月3日まで」の変更となります。

附則として、この条例は平成30年11月1日から施行します。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 議案第15号津和野町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

この条例の改正につきましては、平成30年4月からの上位法令及び政令の改正に伴うものであります。

めくっていただきまして、裏面の新旧対照表の第3条第5号の部分をごらんください。

国民健康保険の被保険者で、国民健康保険法の規定により、住所地特例の適用を受けて従前の住所地市町村の被保険者とされている者が75歳になりまして後期高齢者医

療制度に加入した場合は、その住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることが定められております。

なお、この条例の施行期日につきましては、平成30年4月1日からであります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 議案第16号を説明します。

今回の条例改正は、介護保健施設せせらぎの位置の追加、利用定員、利用時間及び休業日を変更するものです。提案理由としては、施設の集中と効率化を図ることを目的として、条例の一部を改正するものです。

ページをめくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

第2条の介護老人保健施設せせらぎの位置を「津和野町森村口141番」として追加します。

第4条第1号の介護老人保健施設サービス及び短期入所、療養介護事業の利用定員が「119名」から「50名以下」に変更。

第5条の利用時間を「午後5時15分」から「午後5時30分」に変更。

第6条第3号の休業日を「12月31日から翌年の1月4日まで」が、「12月30日から翌年1月3日まで」の変更となります。

なお、通所リハビリテーションにおいては、これまで同様に津和野町枕瀬218番24で実施します。

附則として、この条例は平成30年11月1日から施行します。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） それでは、議案第17号津和野町国民健康保険条例の一部改正について御説明をいたしますが、その前に、大変申しわけありませんが、訂正を一部させていただきたい箇所があります。

改正文の2行目、第2条の見出し及び同条第1項中「国民健康保険運営協議会」を「市町村の」云々に改めると記載されてあると思いますが、その市町村の「市」と「村」の文字を削除していただき、「町の国民健康保険」云々という形に訂正をお願いしたいと思います。あわせて、次のページ、新旧対照表の右側、改正後案の第2条の見出し及び本文中の「市町村」の「市」と「村」を削除していただき、「町」と訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけありませんでした。

それでは、説明に入りますが、この条例の改正につきましては、平成30年4月からの国民健康保険制度改革に伴う規定の整備によるものであります。

めくっていただきまして、裏面の新旧対照表をごらんください。

第1条の見出しにつきましては、県が国民健康保険の運営に加わることによる表記の整備であります。

第2条の見出し及び本文につきましては、今後は県にも国民健康保険運営協議会が設置されることとなりますので、それによる町の国民健康保険運営協議会との区別のための表記の整備によるものであります。

なお、この条例の施行日につきましては、平成30年4月1日からであります。

続きまして、議案第18号津和野町国民健康保険税条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

この条例改正につきましても、先ほどと同じく、平成30年4月からの国民健康保険制度改革に伴う規定の整備によるものであります。

めくっていただきまして、裏面の新旧対照表の第2条が主な改正内容となります。

これは、平成30年度から国民健康保険の県内統一化が図られることにより、保険税算定方法が変更されるということでありまして、これまでは、かかった医療費に対して保険税を算出して算定しておるところであります。今後は、県が定めます県に支払う納付金をもとにして保険税を算定することとなり、そのことの改正内容がここに記載されておるということとなります。

なお、この条例の施行期日につきましては、平成30年4月1日からであります。

続きまして、議案第19号津和野町介護保険条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

この条例改正につきましては、平成30年4月からの第7期津和野町老人保健福祉介護事業計画の改定に伴う保険料等の改正によるものであります。

めくっていただきまして、裏面の新旧対照表の第2条が主な改正内容となります。

本町の第1号被保険者の介護保険料につきまして、平成27年度から平成29年度まで月額5,680円であったものを、平成30年度から32年度までの間、月額5,396円、284円下げるとするものであります。条文においては、この金額を1.2倍し、基準額となる第5段階から、それぞれの収入等の状況により、全体を9段階に分けておるという状況であります。

この条例の施行期日につきましては、平成30年4月1日からであります。

また、経過措置としまして、この条例による改正後の津和野町介護保険条例第2条の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、従前の例によるということになっております。

続きまして、議案第20号津和野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明いたします。

この条例改正につきましては、国の省令の改正等によるものであります。

めくっていただきまして、裏面の新旧対照表の第2条第4項におきまして、障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携について加えられております。



その下、第5条第2項におきましては、1枚めくっていただきまして、公正中立なケアマネジメントの確保について加えられております。

その下、第3項、4ページ、第31条、14号の2、20号の2におきまして、医療と介護の連携の強化について加えられております。

なお、この条例の施行期日につきましては、平成30年4月1日からであります。

続きまして、議案第21号津和野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明申し上げます。

この条例改正につきましても、国の省令等の改正等によるものでありまして、地域密着型介護予防サービス事業所に介護医療院を加え——介護医療院といいますのは、主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設であります——その人員や身体的拘束等の適正化について加えられておるということになっております。

改正箇所につきましては、めくっていただきまして、裏面の新旧対照表にて御確認いただきたいと思っております。

なお、この条例の施行期日につきましては、平成30年4月1日からとなっております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 議案第22号を説明します。

今回の条例改正は、施設の集中と効率化を図ることを目的として、条例の一部を改正するものです。

改正内容としては、日原診療所の位置と休診日を変更するものです。

ページをめくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

第2条の診療所の位置を「津和野町枕瀬218番18」から「津和野町枕瀬218番24」に変更。

第5条第3号のアの休診日の「日曜日」が「土曜日及び日曜日」に、ウの休診日を「12月31日から翌年1月4日まで」が「12月30日から翌年1月3日まで」の変更となります。

附則として、この条例は平成30年11月1日から施行します。

ただし、第2条の規定は平成31年4月1日から施行します。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） それでは、議案第23号の説明を申し上げます。

津和野町食と農のまちづくり条例の一部改正であります。4年に1度の食と農のまちづくり計画の見直しに伴いまして、内容に一部改正すべき点があるということで改正するものでございます。

裏面をごらんください。

新旧対照表のほうで、第2条の基本理念の項目の中で、第4項目で「町民一人ひとりが食と流域木材の重要性を理解し」という「食と木材」を一緒にした文章になっておったんですが、それを4項に「町民一人ひとりが流域木材の重要性を理解し」という「木材」に特化したものを、それから第5項に「町民一人ひとりが心身の健康増進と豊かな人間形成を目指し、「食べる知恵」「生きる力」「食への感謝の心」を育むため、家庭や地域、関係機関が連携して食育を推進するよう努めること」という文言を加えるものでございます。

この改正は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） それでは、議案第24号について御説明をいたします。津和野町都市公園条例の一部改正でございます。

改正の理由は、都市公園施行令の改正によりまして、運動施設の敷地面積の基準を、施行令の第8条第1項の条例で定める割合は100分の50とするものでございます。

裏面に新旧対照表をつけてございますが、第1条の5の後に第1条の6として、先ほど申し上げました割合100分の50を追加をするものであります。

施行令の第8条の第1項は、一つの都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならないというふうに改正をされておりますので、今回の改正で、本町の条例で明記をさせていただくものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第25号を御説明いたします。

津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございます。

今回の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成30年4月1日から施行されることに伴い、本条例についても一部改正が必要となったため、改正するものでございます。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。アンダーライン部分が改正内容となります。

改正内容といたしましては、損害補償を算定する基礎額の扶養親族加算について、定められた区分によって加算額が算定されたものでございます。

1枚めくっていただきまして、附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。

なお、この条例の施行日前に支給すべき事由が生じた損害補償等については、従前の例による旨の経過措置を設けてございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 議案第26号を説明します。

今回の条例改正は、津和野共存病院の療養病床廃止と休診日の変更であります。

提案理由としては、津和野共存病院療養病床を介護老人保健施設に転換し、施設の集中と効率化を図るために、津和野共存病院の療養病床を廃止するものであります。

ページをめくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

第4条第3項第2号の「療養病床50床以内」を削除します。

第10条第3号ウの休診日を、「12月31日から翌年1月4日まで」が「12月30日から翌年1月3日まで」の変更となります。

附則としまして、この条例は平成30年11月1日から施行します。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

---

日程第24. 議案第27号

日程第25. 議案第28号

日程第26. 議案第29号

日程第27. 議案第30号

○議長（沖田 守君） 日程第24、議案第27号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町野中高齢者作業施設）より、日程第27、議案第30号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町水辺施設「オシドリ観察小屋」）まで、以上4案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第27号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町野中高齢者作業施設）、去る2月14日に選定審査会を開催し、候補者を決定いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第28号でありますが、公の施設の指定管理者の指定について（寺田納骨堂）、去る2月14日に選定審査会を開催し、候補者を決定いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第29号でありますが、公の施設の指定管理者の指定について（下左鐙地区広場緑地等利用施設）、去る2月14日に選定審査会を開催し、候補者を決定いたしました

たので、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第30号でございますが、公の施設の指定管理者の指定について（津和野町水辺施設「オシドリ観察小屋」）、去る2月14日に選定審査会を開催し、候補者を決定いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第27号について御説明をいたします。

公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、「津和野町野中高齢者作業施設」でございます。

指定管理者となる団体の名称は、「野中里山倶楽部」でございます。

指定期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

指定管理者制度につきましては、平成18年9月1日から非公募により導入したもので、指定期間が平成30年3月31日に満了となることから、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を3年として、現在の指定管理者である野中里山倶楽部を引き続き指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第28号について御説明をいたします。

公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、「寺田納骨堂」でございます。

指定管理者となる団体の名称は、「寺田納骨堂利用者の会」でございます。

指定期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

指定管理者制度につきましては、平成18年9月1日から非公募により導入したもので、指定期間が平成30年3月31日に満了となることから、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を3年として、現在の指定管理者である寺田納骨堂利用者の会を引き続き指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第29号について御説明をいたします。

公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、「下左鐙地区広場緑地等利用施設」でございます。

指定管理者となる団体の名称は、「下左鐙自治会施設管理組合」でございます。

指定期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

指定管理者制度につきましては、平成18年9月1日から非公募により導入したもので、指定期間が平成30年3月31日に満了となることから、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を3年として、現在の指定管理者である下左鏡自治会施設管理組合を引き続き指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第30号について御説明をいたします。

公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、「津和野町水辺施設「オシドリ観察小屋」」でございます。

指定管理者となる団体の名称は、「日原オシドリの会」でございます。

指定期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

指定管理者制度につきましては、平成18年9月1日から非公募により導入したもので、指定期間が平成30年3月31日に満了となることから、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を3年として、現在の指定管理者である日原オシドリの会を引き続き指定管理者に指定するものでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

---

### 日程第28. 議案第31号

○議長（沖田 守君） 日程第28、議案第31号町道上寺田線の路線認定についてを議題とします。

執行部より提案理由の説明を願います。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第31号でございますが、町道上寺田線の路線認定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 議案第31号について御説明をいたします。

町道上寺田線の路線認定についてであります。

道路法第8条第2項の規定に基づいて、町道の路線を認定するものでありますが、路線名は上寺田線、起点は津和野町後田イ358番から、津和野町寺田274番3までの間でございますが、延長が770メートル、幅員は3メートルでございます。

裏面に資料として地図をつけております。下のほう、BPからEPまでの津和野川の河川管理道、これは現在、町として占用をさせていただいておりますが、この区間でございます。

理由としましては、町道鉄砲丁耕田線から分岐して再び合流する路線でもあります上寺田地区の沿線（生活道路）として、現在利用されているものであります。町の町道編

入に関する取扱要綱を定めておりますが、それに照らし合わせて町道編入するものであります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで、10時5分まで休憩いたします。

午前9時54分休憩

.....

午前10時05分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第29. 議案第32号

日程第30. 議案第33号

日程第31. 議案第34号

日程第32. 議案第35号

日程第33. 議案第36号

日程第34. 議案第37号

日程第35. 議案第38号

日程第36. 議案第39号

日程第37. 議案第40号

日程第38. 議案第41号

○議長（沖田 守君） 日程第29、議案第32号平成29年度津和野町一般会計補正予算（第9号）より、日程第38、議案第41号平成29年度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）まで、以上10案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第32号でございますが、平成29年度津和野町一般会計補正予算（第9号）についてでございます。歳入歳出それぞれ8,652万円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ93億523万3,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第33号でございますが、平成29年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。歳入歳出それぞれ5,209万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ12億9,029万8,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第34号平成29年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。歳入歳出それぞれ1,757万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額そ

れぞれ13億6,232万2,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第35号でございますが、平成29年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてでございます。歳入歳出それぞれ131万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ3億101万6,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第36号でございますが、平成29年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)についてでございます。歳入歳出それぞれ566万9,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ4億3,550万8,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第37号平成29年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてでございますが、歳入歳出それぞれ21万円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ4億3,496万8,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第38号でございますが、平成29年度津和野町奨学基金特別会計補正予算(第1号)についてでございます。歳入歳出それぞれ171万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ1,454万6,000円とするものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

議案第39号平成29年度津和野町診療所特別会計補正予算(第2号)についてでございます。歳入歳出それぞれ5,207万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ1億1,022万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第40号平成29年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。歳入歳出それぞれ707万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ4億2,979万2,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第41号平成29年度津和野町病院事業会計補正予算(第3号)についてでございます。収益的収入を202万2,000円追加し、予算総額7億4,000万5,000円、収益的支出を343万3,000円追加し、予算総額7億3,846万7,000円に、資本的収入を160万円減額し、予算総額4,746万7,000円、資本的支出を162万円減額し、予算総額8,749万4,000円にするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長(沖田 守君) 総務財政課長。

○総務財政課長(岩本 要二君) それでは、大変申しわけございませんが、説明前に訂正をお願いいたします。

7ページ目をお開きください。一番上段でございます。「第3表地方債補正」と記入してございますが、「第4表」の誤りでございました。大変申しわけございませんでした。

それでは、議案第32号を御説明いたします。1ページ目をごらんください。

第5条でございます。一時借入金の補正についてでございます。資金不足見込みから一時借入金の最高額に5億円を追加し、最高額を12億円から17億円にするものでございます。

続いて、5ページをお開きください。

第2表の繰越明許費でございます。農林水産業費の農地表土改善事業でございますが、工事作業に用いる敷き鉄板の調達に不測の日数を要したため1,570万3,000円を繰り越すものでございます。終期は、30年4月末を予定しております。

続いて、林地台帳整備委託事業でございますが、関係機関が作成する気温帳票等の原案とそのデータ作成に不測の日数を要したため324万円を繰り越すものでございます。終期は、30年12月末を予定しております。

航空レーザ計測及び森林資源解析等調査委託事業でございますが、北朝鮮ミサイルの発射の影響を受け、本町上空が自衛隊の訓練区域に指定されたことで航空機の飛行制限を受けたことにより、不測の日数を要したため5,973万円を繰り越すものです。終期は、30年7月末を予定しております。

林道改良事業でございますが、主要構造部の材料納入に不測の日数を要したため750万円を繰り越すものです。終期は、30年4月末を予定しております。

次に、土木費の道路新設改良事業でございますが、福谷線におきまして、調査範囲内に保安林があり、関係機関との協議、調整等に不測の日数を要したため2,420万円を繰り越し、ほか3路線と合わせて9,683万9,000円を繰り越すものです。終期は、31年3月末を予定しております。

道路長寿命化対策事業でございますが、鉄砲丁耕田線鍛冶橋、鉄砲丁耕田3号橋におきましては、橋梁不可視部において想定を超える損傷が発見されたため、設計業務量が増加し、不測の日数を要したため817万3,000円を繰り越し、ほか2橋と合わせて1,597万3,000円を繰り越すものでございます。終期は、30年9月末を予定しております。

青原住宅集会所整備事業でございますが、島根県発注の近接工事、青原停車場線改良工事との施行調整に不測の日数を要したため811万4,000円を繰り越すものです。終期は、30年6月末を予定しております。

高崎亀井邸跡児童公園石垣はらみ復旧工事でございますが、遺跡である石垣復旧の調査に不測の日数を要したため350万円を繰り越すものです。終期は、30年4月末を予定しております。

1枚めくっていただきまして、第3表、債務負担行為補正の変更でございます。



道の駅津和野温泉なごみの里維持管理事業のEV、急速電気維持管理業務の追加による限度額1億3,460万8,000円、道の駅シルクウェイにちはら維持管理事業のEV、急速電気維持管理業務の追加による限度額8,879万3,000円、津和野町グラウンドゴルフ場維持管理事業のトイレ清掃管理業務の追加による限度額1,528万7,000円、藩校養老館調査保存修理工事の追加保存工事の発生による限度額1億3,738万1,000円であり、それぞれ限度額を増額変更しております。

続いて、第4表の地方債の補正の変更でございます。総額で1,250万円の減額補正をしております。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出の主なものから御説明いたしますので、28ページをお開きください。

また、お手元に補正予算の概要資料を用意いたしておりますので、あわせてごらんいただけたらと思います。

また、全体を通しまして、人件費関連費目につきましては、一般職の給与額や年度中に変更が生じた諸手当の確定、共済組合追加費用及び退職手当組合特別納付金の確定によるものなどを計上しております。

まず、総務費では、企画費でございます。委託料といたしまして、未採用者及び中途採用者分のファウンディングベース委託料180万円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、諸費の委託料として、木部長野地区の解体家屋の撤去委託料といたしまして380万円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、生活バス対策費の負担金補助及び交付金として、実績に伴い生活バス確保路線補助金399万2,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、道の駅管理費の負担金補助及び交付金として、シルクウェイにちはらの合併浄化槽等の修繕料191万円を増額しております。

地方創生推進事業費（教育委員会分）の委託料として、日原図書館の基本計画策定業務委託料の入札減136万円を減額しております。

それでは、46ページをごらんください。

民生費では、社会福祉総務費の繰出金として、国保・介護・後期高齢者医療特別会計への繰出金630万4,000円を減額しております。

障害者福祉費の扶助費の実績見込みとして151万7,000円を増額しております。

50ページをごらんください。

児童福祉施設費の需用費として、日原保育園のトイレ修繕料115万9,000円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、生活保護費の扶助費の実績見込みとして1,417万2,000円を減額しております。

それでは、1枚めくっていただきまして、衛生費でございます。保健衛生総務費の繰出金として、簡易水道事業特別会計への繰出金644万3,000円を増額、予防費の委託料として、予防接種の実績見込みとして174万6,000円を増額、環境衛生費

の負担金補助及び交付金として、合併浄化槽補助金の確定による116万4,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、医療対策費の積立金として、地域医療推進基金積立金5,673万円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、じんかい処理費の委託料として、じんかい処理業務委託料の入札減として930万円を減額、負担金補助及び交付金として、益田広域事務組合衛生費負担金369万1,000円を増額しております。

それでは、続きまして62ページをごらんください。

農林水産業費では、畜産業費の負担金補助及び交付金として、新農林水産振興がらる地域応援総合事業費補助金215万円を新たに計上、農地費の負担金補助及び交付金として、県営農業競争力基盤整備事業負担金1,680万円を計上しております。

66ページをごらんください。

林業振興費の旅費として、実績見込み減により費用弁償114万円を減額、委託料として、航空レーザ計測・森林資源量調査事業委託料の入札減により918万円を減額、受託事業費の委託料として、実績に伴うふるさとの森再生事業委託料155万3,000円を減額しております。

それでは、続いて74ページをごらんください。

土木費では、土木総務費の繰出金として、下水道事業特別会計への繰出金174万円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、道路維持費の需用費として、このたびの降雪に伴う除雪車等の修繕料108万5,000円の増額、委託料として、除雪作業委託料2,990万円の増額、工事請負費として、町道維持管理工事480万円を増額しております。

道路新設改良費の委託料として、柳宿の谷線ほか3路線の測量設計業務委託料650万円の増額、工事請負費として、高嶺線ほか2路線の道路改良工事費214万2,000円を増額しております。

80ページをごらんください。

道路長寿命化対策事業費の委託料として、倉地橋ほかの長寿命化対策設計業務委託料160万5,000円を減額、岩川橋ほかの長寿命化対策工事費170万5,000円を増額しております。

84ページをごらんください。

住宅管理費の需用費として、清水団地ほかの町営住宅修繕料168万9,000円の増額、工事請負費として、小川住宅ストック改善工事616万2,000円の減額、補償補填及び賠償金として、小川住宅ストック改善事業の移転補償費155万3,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、消防費でございます。非常備消防費の報償費として、消防団員2名分の退職報償金129万8,000円の増額、備品購入費として、デジタル簡易無線機及び消防ポンプ車の入札減536万9,000円を減額しております。

広域市町村圏事務組合消防費の負担金補助及び交付金として、負担金の精算及び救急車の入札減等により広域市町村圏事務組合消防費負担金200万4,000円を増額しております。

続いて、90ページをごらんください。

教育費では、事務局費の賃金として、給食センター臨時職員の退職により125万5,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、教育諸費の負担金補助及び交付金として、実績によりまして中学校県郡体選手派遣費補助金106万4,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、小学校費の学校管理費の需用費として、日原小学校等の職員室カーテン工事等106万5,000円を増額しております。

続いて、98ページをごらんください。

中学校費の学校管理費の需用費として、日原中学校等の光熱水費等105万8,000円を増額しております。

106ページをごらんください。

文化財保護費の委託料として、藩校養老館調査保存修理工事監理費等136万5,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、森鷗外記念館費の需用費では、空調自動制御機器等の修繕料116万3,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、安野光雅美術館費の需用費として、エアコンの修繕料172万円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、ひとづくり事業費の賃金として、教育魅力化コーディネーター賃金107万8,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、津和野城跡整備事業費の賃金として、発掘作業員賃金235万2,000円を減額しています。

1枚めくっていただきまして、工事請負費として、出丸石垣修理工事269万円を増額しておるところでございます。

120ページをごらんください。

公債費では、利子の償還金利子及び割引料として、償還額の確定に伴い長期債利子738万2,000円を減額しております。

続いて、1枚めくっていただきまして、諸支出金では、国県支出金還付金の償還利子及び割引料として、精算に伴い、子どものための教育・保育給付事業費国庫負担金返還金309万9,000円等、総額で1,797万9,000円を計上しております。

それでは、歳入の主なものを御説明いたしますので、12ページにお戻りください。

まず、地方消費税交付金の確定により728万6,000円を増額しております。

地方交付税では、普通交付税を1億2,733万5,000円増額しております。

続きまして、分担金及び負担金の農林水産業費分担金として、県営農業競争力基盤整備事業地元分担金720万円を計上しております。

使用料及び手数料では、教育使用料として、入館者数の減に伴う森鷗外記念館入館料173万8,000円の減額、安野光雅美術館入館料222万3,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、国庫支出金では、民生費国庫負担金として、生活保護費負担金実績見込みとして1,125万8,000円を減額、総務費国庫補助金として、日原賑わい創出拠点づくり事業の実施設計業務の入札減及び農商工連携による特産品拡大事業の実績により地方創生推進交付金134万円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、県支出金では、農林水産業費県補助金として、実績に伴い新農林水産振興がんばる地域応援総合事業費補助金等215万円計上しております。

委託金では、総務費委託金として、精算に伴う衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行委託金302万9,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、財産収入の物品売払収入では、森鷗外記念館図録売払収入及び安野光雅美術館におけるグッズ売払収入230万8,000円を増額しております。

繰入金の基金繰入金では、財政調整基金繰入金7,900万円を減額、津和野町観光振興基金繰入金433万円を減額、津和野町ICT整備基金繰入金100万円を減額しております。

特別会計繰入金として、診療所基金条例及び介護老人保健施設事業基金条例廃止に伴い津和野町地域医療推進基金にまとめるため、診療所特別会計繰入金5,506万8,000円、介護老人保健施設事業特別会計繰入金166万2,000円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、諸収入では、林業費受託事業収入として、実績に基づくふるさと再生事業155万円を減額しております。

雑入として、消防団員2名分の消防退職報償金129万8,000円増額、総務財政課では、しまね地域医療支援センターへの派遣職員人件費負担金253万5,000円増額、安野光雅美術館では、館外展作品貸出料235万4,000円を増額しております。

町債では、農林業債の辺地対策事業債として、組み替えにより中山・長福地区の農林漁業経営近代化施設整備事業200万円減額、新たに国の補正予算分として、中山・長福、堤田地区の県営農業競争力基盤整備事業として、合併特例1,100万円を新たに計上、土木債の公営住宅建設事業債として、小川住宅ストック改善事業790万円の減額、辺地対策事業債として、道路橋梁整備事業（滝谷1号線）150万円の増額、過疎

対策事業債として、道路橋梁整備事業（商人線）780万円増額、消防債の緊急防災・減災事業債として、消防ポンプ車の入札減500万円の減額、教育債の過疎対策事業債として、藩校養老館保存修理事業の事業費確定に伴う地域文化振興事業110万円の増額、種市コレクションに係る過疎地域自立促進特別事業1,750万円を減額しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） それでは、議案第33号平成29年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明をいたします。

歳出より御説明をいたしますので、10ページをごらんください。

総務費の一般管理費15万6,000円増は、職員手当の変更、保険証の印刷代不足分、国保連共同電算処理に係るプリンター設定等によるものであります。

保険給付費、療養諸費の一般保険者療養給付費6,971万4,000円の増、退職被保険者等療養給付費408万6,000円減、退職被保険者等療養費13万円減は、それぞれ実績見込みによるものであります。

1枚めぐりまして、保険給付費、高額療養費の一般被保険者高額療養費1,570万6,000円増、退職被保険者等高額療養費106万円減は、それぞれの実績見込みによるものであります。

3枚めぐっていただきまして、20ページをごらんください。

共同事業拠出金の高額医療費共同事業拠出金3,140万円減は、負担金の確定によるものであります。

2枚めぐっていただいて、24ページ、予備費319万9,000円増は調整額であります。

続いて、歳入に移ります。8ページをごらんください。

国庫支出金、国庫負担金の療養給付費等負担金3,126万円増は、実績見込みによるものであります。

同じく、国庫負担金の特定健康診査等負担金6万7,000円減、その下、県支出金、県負担金の特定健康診査等負担金6万7,000円減は、確定見込みによるものであります。

その下、共同事業交付金2,049万3,000円増は、確定によるものであります。

繰入金の一般会計繰入金47万3,000円増は、保険基盤安定繰入金31万7,000円は確定見込みによるもの、15万6,000円は、歳出で説明しました職員手当の職員人件費等の増によるものであります。

以上であります。

続きまして、議案第34号平成29年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、御説明いたします。

歳出より説明いたします。12ページをごらんください。

総務費、総務管理費の一般管理費50万2,000円減は、職員の給料、手当等の減額によるものであります。

1枚めくって、保険給付費、介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費1,400万円増、居宅介護福祉用具購入費37万円減、居宅介護住宅改修費156万円減、居宅介護サービス計画給付費200万円増、1枚めくりまして、介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付費180万円増、介護予防福祉用具購入費25万円減、介護予防住宅改修費165万円減、介護予防サービス計画給付費27万円増、1枚めくりまして、その他諸費の審査支払い手数料20万円減、1枚めくりまして、高額介護サービス等費170万円減、1枚めくりまして、特定入所者介護サービス等費の特定入所者介護予防サービス費10万円減は、それぞれ実績見込みによるものであります。

24ページをごらんください。

地域支援事業費の介護予防生活支援サービス事業費、報償費33万円減は、訪問型介護予防プログラムの該当者がいなかったための減額であります。

需用費5,000円減、委託料15万6,000円減、負担金20万5,000円減は、それぞれ実績見込みによるものであります。

1枚めくりまして、一般介護予防事業費11万6,000円減、1枚めくりまして、包括的支援事業、任意事業費の包括的継続的ケアマネジメント事業費34万5,000円減、認知症総合支援事業費20万5,000円減は、それぞれ実績見込みによるものであります。

濟いません、34ページをごらんください。

諸支出金、償還金及び還付加算金の国庫支出金等還付金77万6,000円は、確定によるものであります。

続いて、歳入に移ります。8ページをごらんください。

国庫支出金、国庫負担金の介護給付費負担金2,206万8,000円増、国庫補助金の調整交付金220万2,000円増、介護予防・日常生活支援総合事業交付金126万8,000円減、支払い基金交付金の介護給付費交付金457万8,000円減、介護予防・日常生活支援総合事業交付金105万4,000円減、県支出金、県補助金の介護予防・日常生活支援総合事業交付金1,000円増は、確定見込みによるものであります。

その下ですが、繰入金、他会計繰入金の一般会計繰入金、介護給付費繰入金153万円増、介護予防・日常生活支援総合事業繰入金41万7,000円減、包括的支援事業、任意事業繰入金38万5,000円減は、確定見込みによるものであります。

職員給与費等繰入金50万2,000円減は、歳出で説明しました職員の給料、手当等の減額によるものであります。

1枚めくりまして、低所得者保険料軽減繰入金2万円減は、確定見込みによるもの  
あります。

以上であります。

続きまして、議案第35号平成29年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第3号)について、御説明をいたします。

歳出より説明をいたしますので、10ページをごらんください。

総務費、総務管理費の一般管理費6万3,000円減は、健診通知郵券料の確定によ  
るものであります。

1枚めくりまして、後期高齢者医療広域連合納付金10万2,000円減は、保険料  
の実績見込みによるものであります。

1枚めくりまして、諸支出金、繰出金の他会計繰出金142万8,000円減は、後  
期高齢者健康診査負担金の実績見込みによるものであります。

1枚めくりまして、償還金、還付加算金の還付加算金28万2,000円増は、全国  
の後期高齢者医療広域連合で使用している電算処理システムの設定誤りによる還付金  
によるものであります。

1枚めくりまして、予備費7,000円減は、調整額であります。

続いて、歳入に移りますので、8ページをごらんください。

後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料213万4,000円減、普通徴収保険料2  
03万2,000円増、その下、使用料及び手数料の督促手数料6,000円減は、実績  
見込みによるものであります。

その下、一般会計繰入金の療養給付費繰入金698万3,000円減は、確定見込み  
によるものであります。

その下、諸収入の雑入698万2,000円増は、平成28年度分の精算による返還  
金によるものであります。

その下、衛生費受託事業収入149万1,000円減は、歳出で説明しました後期高  
齢者健康診査負担金の実績見込みによるものであります。

その下、還付加算金28万2,000円増は、これも歳出で説明いたしました全国の  
後期高齢者医療広域連合で使用している電算処理システムの設定誤りによる還付金に  
よるものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長(沖田 守君) 環境生活課長。

○環境生活課長(和田 京三君) それでは、議案第36号平成29年度津和野町簡易  
水道事業特別会計補正予算(第5号)について、御説明いたします。

4ページをごらんください。

第2表地方債の補正の変更でございます。簡易水道債の借入限度額を1,030万円減額とともに、水道施設災害復旧債の借入限度額を20万円減額するものでございます。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明いたします。

それでは、歳出より御説明いたします。12ページをおあげください。

水道管理費の職員手当等につきましては、異動に伴うもの、また、時間外を80万円計上しております。これは、2月7日、8日、9日の凍結で、家庭内漏水の調査につきまして相当な時間を要したということで、時間外80万円を計上しております。

それから、普通旅費3万7,000円につきましては、認可変更の協議につきまして松江に行く必要がございますので3万7,000円計上しております。

需用費についてでございます。需用費の中の大きいものが修繕費でございますが、今回、凍結によりまして、木曾野橋、山下橋、大奈良橋、左鐙青原地区によりまして本管の漏水等が発生いたしました。その修繕としまして、合計で635万6,000円を計上いたしております。

役務費につきましては、遠隔装置によりますCATVの使用料の3万3,000円を計上しております。

それから、委託料につきましては、今回、凍結による漏水対応の検針員の委託料として9万円、発電機運搬委託料として6万5,000円、水道統合認可料の確定によりまして8万2,000円の減額を計上いたしております。

また、二俣橋の設計委託料の確定によりまして59万6,000円の減額をしております。

工事請負費では、県道津和野田万川線、柿木津和野停車場線の確定によりまして749万6,000円の減額を行っております。また、青原橋右岸接続部の配水管の支障移転工事は100万円の増額を行っております。合計で649万6,000円の減額となっております。

次ページ、14ページでございます。

水道施設整備費の委託料としまして、設計委託が確定しましたので133万7,000円を減額いたしております。

工事請負費として、中曾野簡易水道クリプト対策工事の確定によりまして507万6,000円減額をいたしております。

18ページをお開きください。

簡易水道施設の災害復旧費として工事費でございますが、門林災害復旧工事の精算によりまして13万6,000円減額をいたしております。

それでは、歳入を説明しますので、10ページにお戻りください。

加入分担金としまして、新規加入が減少したということで32万4,000円減額をいたしております。



それから、国庫補助金としまして、補助金額の確定によりまして187万6,000円減額をいたしております。

一般会計繰入金としまして644万3,000円を計上いたしております。

雑入としまして、左澄浄水場の落雷による建物火災の共済金が38万8,000円、津和野柿木停車場線に伴う配水管の移設工事補償費として19万9,000円を計上いたしております。

簡易水道債につきましては補助金の確定、また、二俣橋の設計業務の確定、県道津和野田万川線の確定によりまして1,030万円を減額をしております。

水道施設災害復旧債につきましては、門林の整備工事の減で20万円減額の計上をいたしております。

以上でございます。

続きまして、議案第37号平成29年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を御説明いたします。

歳出より御説明しますので、10ページをお開きください。

職員手当等につきまして、今回、凍結の漏水調査を下水道職員も使っておりますので、その時間外が発生しましたので21万計上いたしております。

戻りまして、8ページ、歳入をごらんください。

受益者負担分担金でございます。17件の増が見込まれますので200万円計上いたしております。

使用料の滞納分につきましては5万円の減額をしております。

一般会計繰入金としまして174万円の減額を計上いたしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） それでは、議案第38号の御説明を申し上げます。津和野町奨学基金特別会計補正予算（第1号）でございます。

まず最初に、歳出の10ページ、11ページをごらんください。

奨学金の返還金の返還額の変更により、小藤育英基金のほうが13万2,000円の減額、それから津和野町育英基金の184万8,000円の増額となっております。その内容としましては、貸付金の87万円の減額、積立金の271万8,000円でございます。

戻りまして、歳入の8ページ、9ページをごらんください。

寄附金のほうで200万ございましたので、199万9,000円の増額、繰入金については、同じく返還金の金額が変更になったため87万円の減額、諸収入については、貸付金の元利収入のほうで58万7,000円の増額となっております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 議案第39号を御説明いたします。

歳出の10、11ページをごらんください。

総務費の負担金補助及び交付金399万1,000円の減額分は、実績見込みによるものであります。

2ページめくっていただきまして、14、15ページをごらんください。

繰出金の他会計繰出金5,506万8,000円は、診療所基金の残額全てを津和野町地域医療推進基金に積み立てるために計上しております。

戻っていただきまして、歳入の説明を申し上げます。

歳入の8ページ、9ページをごらんください。

患者数の減少に伴い、実績見込みとして、外来収入は117万8,000円の減額となります。

保健予防活動収入197万7,000円の増額分は、インフルエンザ等予防接種によるものです。

主治医意見書、診断書、その他収入として29万1,000円を減額しております。

基金繰入金として5,197万1,000円を計上、雑入の62万7,000円の減額分は、日原地域の住宅使用料によるものです。

県補助金22万5,000円の増額分は、医療介護総合確保促進基金市町村支援事業の訪問診療支援費補助金であります。

以上でございます。

続きまして、議案第40号を御説明いたします。

歳出の12ページ、13ページをごらんください。

介護老人保健施設事業費の負担金補助及び交付金1,167万円の減額は、実績見込みによるものであります。

ページをめくっていただきまして、14、15ページをお開きください。

訪問看護事業費106万4,000円の減額は、実績見込みによるものであります。

2ページめくっていただきまして、18、19ページをごらんください。

繰出金の他会計繰出金166万2,000円は、介護老人保健施設事業基金の残額全てを一般会計に繰り出し、津和野町地域医療推進基金に積み立てるために計上しております。

歳入の説明を申し上げます。戻っていただきまして、8ページ、9ページをごらんいただきたいと思っております。

介護老人保健施設事業収入の施設療養費収入、施設利用料収入、その他事業収入については、実績見込みによる金額をそれぞれ計上しております。

訪問看護収入の178万2,000円の減額、その他収入47万3,000円についても、実績見込みによるものであります。

基金繰入金として1,845万7,000円を計上しております。

1 ページめくってもらいまして、10、11 ページをごらんください。

県補助金13万円の増額分は、医療介護総合確保促進基金支援事業費の訪問看護ステーション支援費補助金であります。

以上でございます。

続きまして、議案第41号を説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

企業債の変更で750万円の限度額となり、160万円の減額となります。詳細につきましては、資本的予算において説明いたします。

ページめくっていただきまして、5ページをごらんください。

下段の収益的支出の医業費用経費の交付金313万6,000円は、実績見込みによる増額分であります。

医業外費用の消費税及び地方消費税の確定見込み額として29万7,000円を計上しております。

上段の収益的収入をごらんください。

医業収益の入院収益、外来収益、その他医業収益は、それぞれ実績見込みによる金額でございます。

医業外収益のその他医業外収益338万5,000円の減額は、診断書、主治医意見書、おむつ代等によるものであります。

補助金142万円の減額は、医療介護総合確保促進基金事業費補助金の実績見込みによるものであります。

ページをめくっていただきまして、資本的支出をごらんください。

資本的支出の建設改良費、機器及び備品購入費の全身用エックス線骨密度測定装置162万円の減額分は、見積入札による減額分であります。

資本的収入の企業債借入160万円の減額は、機器購入に伴うものであります。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで、11時まで5分間休憩をいたしまして、町長の施政方針を受けたいと思います。

午前10時55分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

.....

### 日程第39. 町長施政方針

○議長（沖田 守君） 日程第39、町長施政方針。

町長。

○町長（下森 博之君） 平成30年第2回津和野町議会定例会の開会に当たり、平成30年度予算案を初めとする諸議案の説明に先立ちまして、町政運営の基本的な考え方と主要施策についてその概要を申し述べ、町議会を初めとする町民の皆様方の深い御理解と温かい御支援をお願いする次第であります。

御承知のとおり、来年4月には天皇陛下の退位とともに5月からの皇太子様の即位に合わせて新元号への変更が予定されております。合併や災害など平成の30年間は津和野町におきましてもさまざまな出来事が起こりましたが、その歴史をさらなる発展の礎として、やがて訪れる新しい時代をよりよきものとするためにも、平成という時代の締めくくりに、この30年を総括しながら運営してまいりたいと思っております。

平成元年の住民基本台帳に基づく本町の人口は、旧日原町が5,271人、旧津和野町7,328人の合計1万2,599人でありましたが、現在は7,577人と減少の一途をたどっております。

一方で、ここ数年来の官民一体となった定住対策の推進により、本町の人口動態は、社会増減において、平成22年までは転出が転入を上回る社会減が100人程度で推移していたものが、平成27年に10人、平成28年に14人と急速に改善してきておりましたが、平成29年においては94人の減と、再び厳しい社会減となっております。このことは島根県全体としても同様の状況にありますが、本町としてもこの数値を厳粛に受けとめながら、一層の対策を進めていかなければならないと気を引き締めております。

なお、人口減少は喫緊の課題であることに間違いありませんが、単に人をふやせばよいとは考えておりません。長い歴史の中で培われてきた本町の素晴らしい生活文化や自然、多くの財産を我が町の誇りある個性として次代に受け継ぎ、さらなる歴史が積み重ねられていくことを大切に、地域の営みが継続されるよう調和を図りながら定住を進めていくことが真の地方創生につながると考えております。

そうした観点から、危機感を持ちながらも、長年にわたってもたらされた人口減少が早急に解決できる簡単なものではないことも自覚をしながら、まちづくり委員会等を通して町内各地域の実情を捉え、きめ細かい定住対策に改めて腰を据えて取り組んでまいりたいと思っております。

平成17年の合併以来、本町は徹底した行財政改革と財政の健全化に取り組んでまいり、主要な財政指標のうち、平成28年度決算において実質公債費比率は10.9%となるなど、順調にその成果を見るに至っております。

しかしながら、合併11年目となる平成28年度より、合併算定がえの特例期間が終了し、段階的な普通交付税の縮減が始まっている状況において、災害復旧にかかわる起債残高の増とともに、CATV施設や役場庁舎の老朽化に伴う改修事業などが、今後の財政に大きな影響を与えることが予想される中、実質公債費比率や将来負担比率等の財政指標は、今後、悪化傾向に転じる予想でございます。

第3次津和野町行財政改革大綱実施計画に基づいたさらなる改革に努めるとともに、地方交付税や過疎債の確保に取り組み、財政の健全化とまちづくりのバランスのとれた行政運営を進めてまいります。

なお、役場庁舎の耐震化につきましては、本庁舎、津和野庁舎ともに現在の組織体制の継続を基本としながら、住民サービスの低下を極力招かない、費用負担の軽減される方法を検討してまいります。現時点では、本庁舎と議場を含めた第2庁舎については現日原診療所施設への移転改修を、津和野庁舎については現庁舎の耐震改修を基本的な方針としておりますが、4月からは庁舎建設検討委員会を設置して町民の方々にも意見をお聞きし、最終的な結論を出してまいりたいと思います。

平成25年7月28日の島根・山口豪雨から4年が経過する今年の夏には、県の名賀川河川災害復旧助成事業が完成をしたところでありますが、関係者の皆様の御尽力のおかげであると感謝しております。町の災害復旧も完了を見たとところでありますが、県においては、災害に関連する砂防・治山事業が現在も工事施工中であります。町としても、関係住民の安心・安全のために、引き続き早期完成に向け協力をしてまいります。

そのほか、資源の効率的、効果的な配分を意識しながら、少子高齢化に対応した福祉施策、病院問題などの保健医療対策、地域活力を生み出す源となる商工観光や農林業の振興、津和野ならではの特色ある教育、文化の保存・活用、さらには道路や上下水道を初めとする社会基盤整備など、本町が抱える諸課題の解決と地域振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上のような展望のもとに、平成30年度における本町の主要な施策等について申し述べさせていただきます。

本町の財政状況についてでございます。

平成28年度一般会計の歳入歳出差し引き額は1億6,159万6,000円、実質収支は8,389万6,000円の黒字でありました。経常収支比率は90.7%と対前年度比3.7ポイントの増となり、依然として高い状況が続いております。

また、主要財政指標である実質公債費比率につきましては10.9%と、対前年度比と同率にありますが、全国的に見ますと依然として高い水準であります。

地方債につきましても、有利な地方債を活用するとともに新規発行の抑制に努めてきたところですが、災害復旧事業債を引き続き発行したことにより前年度比2億138万円の増となり、平成28年度末には129億3,486万1,000円となりました。積立金につきましては、財政調整基金及び減債基金とで前年度比2億9,606万5,000円の減となり、平成28年度末には26億1,252万7,000円となったところであります。

自主財源である税収につきましては、固定資産税の償却資産の減少等により減額が見込まれ、町税全体では前年度比1,357万8,000円、2.1%の減額を見込んでおります。

また、本町は歳入の約46.2%を占める地方交付税を初めとする依存財源に大きく左右される状況にあります。国の地方財政計画における特別枠「地域経済基盤強化・雇用対策費」の廃止により、普通交付税の「地域経済・雇用対策費」による算定が廃止されました。

本町におきましては、普通交付税における合併特例加算分の段階的な減少の3年目を迎えます。30年度も引き続き、平成の合併により変化した市町村の姿を踏まえた算定見直しが行われますが、今後も厳しい状況が続くものと予想されます。本町の均衡にある発展のためにも、自主財源である町税を初めとする歳入の確保に努力をまいります。

一方、歳出については、少子高齢化の進展による社会保障費や扶助費の増大、公共施設等の長寿命化、文化財整備等の投資的経費が増加することにあわせ、他会計への繰出金も増加傾向にあり、昨年に引き続き財源不足分を基金で充当する結果となりました。さらなる行財政改革を進め、限られた財源の有効活用に努めつつ、事業の緊急性や必要性などを勘案し、優先順位づけをした中で事業を展開してまいりたいと考えております。

本年度予算の基本的編成方針についてであります。

平成30年度当初予算編成におきましては、自主財源の根幹をなす町税や地方交付税の伸び悩みなど、一般財源そのものの増収が見込めないことから、引き続き対前年度比マイナスシーリングの一般財源枠配分方式を採用した予算編成といたしました。

平成30年度の重点施策といたしましては、「まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略に係る事業」を柱として編成したところであります。

なお、配分枠予算を堅持しつつ重点施策を具現化するために、事業費や事務量の増減要因を十分に検証するとともに、さらなる経費の節減に努め、後年度負担にも配慮しながら基金や町債を効果的に活用するなど、限られた財源の中でより効率的な行政執行と財政運営の確立に徹する予算編成を基本的な考え方としたところであります。

こうした予算編成を進めた結果、平成30年度の一般会計予算額は80億5,900万円で、前年度当初予算額77億3,400万円に対し3億2,500万円の増額、率にして4.2%増、一般財源総額では54億2,320万8,000円となり、前年度一般財源総額56億3,398万9,000円に対し2億1,078万1,000円の減額、率にして3.7%の減額予算となっております。

行財政改革の推進についてであります。

本町の行財政改革につきましては、平成27年度に策定した第3次津和野町行財政改革大綱実施計画に基づき、8項目の重点課題それぞれに具体的な取り組みを行い、町税等の収納率の向上など行財政基盤の強化と効率的な行政経営に努めてまいります。

平成29年度は、ふるさと納税寄附額が1,900万円を超え、過去最高を記録しました。新年度も、より多くの寄附をいただけるよう、寄附者の共感と理解が得られるよう制度の活用に取り組んでまいりたいと考えております。

また、町が出資している第三セクターにつきましては、平成29年度において3社が統合したところであり、さらなる経営健全化と経営基盤の強化を図ってまいります。

行政評価制度については庁内で実行委員会を組織し、評価対象事業について段階的に評価を実施し、第2次津和野町総合振興計画の進捗管理を初め、各事業が効果的に実施されているかの検証を推進してまいります。

住民協働のまちづくりの推進についてであります。

住民協働のまちづくりの推進につきましては、引き続き12地域で組織されているまちづくり委員会との協働により、地域課題解決のための取り組みを進めます。また、平成30年度以降の地域提案型助成事業については、組織づくりについて重点的に取り組む事業を対象に特別枠を設定し、安心して住み続けられるまちづくりを住民の皆さんと協働して推進してまいります。

男女共同参画社会の実現につきましては、津和野町男女協働参画計画に基づき設定した数値目標に対する進捗状況の検証を行い、目標達成を目指します。また、平成30年度は本計画が最終年を迎えることから、第2次津和野町男女共同参画計画策定に向けた検討を行うとともに、引き続き島根県男女共同参画サポーターと連携し、地域や若い世代への啓発活動を充実させ、男性も女性もともに対等なパートナーとして互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮することができる社会の実現を推進いたします。

税収対策についてであります。

平成30年度当初予算では、町税6億4,712万1,000円を計上いたしております。その内訳は、市町村民税2億3,221万8,000円、固定資産税3億5,262万4,000円、軽自動車税ほかは6,227万9,000円であります。

平成29年度当初予算と比較すると、市町村民税については、人口と公共事業の減少による納税者数と事業収益の減により365万1,000円、1.5%の減額を見込んでおります。固定資産税については、評価がえにより876万2,000円、2.4%の減額となっております。また、軽自動車税ほかについても、人口減少により116万5,000円、1.8%の減額を見込んでおります。

町税の賦課、徴収につきましては、適正な課税、厳格な徴収に努めてまいります。また、滞納整理につきましては、公平公正な税務行政を図るためにも、法的な措置も含めて真摯な姿勢で取り組み、貴重な財源である町税の収納率の向上を図ってまいりたいと考えております。

住民保護行政についてであります。

社会環境の変化に伴い日常生活の利便性が向上している一方で、悪質商法や詐欺の被害が後を絶ちません。

近年、消費者を狙う悪質商法の手口は複雑かつ巧妙化しており、特に高齢者を標的とした悪質商法の増加が顕著になっています。こうした状況を受けて、町民が被害者とならないように、町民に的確な情報を提供することにより消費者意識の向上を図るとも

に、町民が安全で安心した消費生活が送れるよう、消費者の権利の尊重と自立の支援に努めてまいります。

同和問題を初めとする人権問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる重要な問題でございます。

差別の現実に学び、同和問題を初めとするあらゆる人権課題の根絶を目指し、それぞれの人格や個性の違いを尊重し合い、真に一人一人の人権が尊重される、差別のない、心豊かで住みよいまちづくりに努めます。そのためには、学校、地域、職場など関係諸団体との連携を深め、人権感覚を高めるための啓発活動を中心に、総合的、継続的な取り組みを行い、知識から認識へ、そして行動できる人材の育成に努めてまいります。

広域行政の推進についてであります。

広域行政につきましては、益田圏域の共通課題を処理するための益田地区広域市町村圏事務組合と鹿足郡内の鹿足郡事務組合、鹿足郡不燃物処理組合、鹿足郡養護老人ホーム事務組合が組織されております。

圏域内におきましては、いずれの自治体も人口減少問題が喫緊の課題となっており、ますます多様化する住民ニーズに的確に対応する必要があります。

今後も、各組織の業務の円滑な運営と効率化が図られるよう、関係市町と意思疎通を図りながら行財政改革にも取り組み、一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

平成29年12月に第2次益田圏域定住自立圏共生ビジョンを策定しました。このビジョンをもとに、今後も構成市町との連携を一層強め、地域医療体制の整備・充実や幹線道路の整備促進、総合特区、環境問題、地方創生、消防など、さまざまな行政課題に対して、広域的な視点から効率的な取り組みを進めてまいります。

さらに、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点の形成を目的とした、山口県央連携都市圏域形成の取り組みを進めてまいります。

総合的なまちづくり施策の展開についてであります。本町のまちづくり施策にしましては、第2次津和野町総合振興計画にのっとり、「人と自然に育まれ、温もりのある交流のまちづくり」を実現するため、引き続き町民の一体感醸成を図りながら、住民参加の協働のまちづくり体制を整備し、諸施策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、平成27年度に策定をした「まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略」をもとに人口減少問題に対応した施策の展開と、平成27年度に見直しを行った過疎地域自立促進計画に沿った地域振興策の推進に努めてまいりたいと考えております。

まちづくりの展開に当たっては、地域おこし協力隊員として受け入れている人材の活発な活動にも期待を寄せております。この制度を活用したファウンディング・ベース事業では、これまで津和野高校支援などの教育分野、農産物の販路拡大・美しい森づくり



条例推進などの農林分野、情報発信などの分野で取り組みを行い、一定の成果を見ております。

平成30年度は9名の体制により、今までの実績を踏まえて、さらなる地域振興に向けた取り組みを進めてまいります。そのほか、地域おこし協力隊制度を活用した人材登用は、農林課に13名、商工観光課に4名、教育委員会に5名を予定しております。

また、平成27年11月から取り組んでおります「地域おこし企業人交流プログラム」を活用した、株式会社シャープ様との連携による高齢者等の見守り及び買い物支援について、平成30年度からは津和野町買い物支援センターを拠点として、サービスを実施することとしております。

以下、第2次津和野町総合振興計画に準じて、施政方針と具体的施策等について述べさせていただきます。

基本目標1、ふるさとの自然を愛し住みよい環境をつくるまちづくり。

自然環境についてであります。

自然環境を守り、自然と共生した生活を営むことは、津和野町の魅力を高め重要な定住要件となるとともに、後世にすばらしい財産を残す観点からも重要であり、継続的な活動が大切であります。

平成30年度におきましても、従来の住宅用太陽光発電システム、ペレットストーブ、太陽熱利用設備等の導入助成を引き続き行い、新エネルギーの促進等を図りたいと考えております。

地球温暖化対策につきましては、CO<sub>2</sub>削減に向けて事業所や住宅における日々の電気や燃料消費量の節減、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みなどによるごみの減量等の積み重ねが重要でありますので、津和野町環境パートナーシップ会議を中心として町民の皆様に行動の輪が広がり実践していただけるよう推進してまいります。

町並みの整備についてであります。

国土交通省から認定を受けた歴史的風致維持向上事業につきましては、歴史的風致維持向上協議会での検討をもとにJR津和野駅周辺整備を進めるとともに、重点区域内のうち、橋北エリアのサイン整備や灯籠型照明等の整備について工事を進めてまいります。特にJR津和野駅においては、JR広島支社との協議をおおむね終え、旧JRアパートの撤去とロータリーの整備に着手する計画でございます。

日原地区では、日原賑わい創出拠点づくり事業として、古民家部分の改修に引き続き、日原図書館移転整備計画とも連動しながら、カフェ棟、トイレ棟、駐車場等外構工事に着手します。ソフト事業としては、地方創生推進交付金を活用し、引き続きさまざまな実証実験を繰り返すことで、指定管理者公募のための基礎資料を積み上げてまいります。

また、新たに取り組むこととなった城山整備事業については、関係各課による城山整備プロジェクトチームにおいて事業の進め方などについて検討を行い、整備に向けて今年度内に調査業務等を発注する計画です。

次に、伝統的建造物群保存事業につきましては、伝統的建造物群保存地区保存審議会の審議を経た物件のうち、1件の修景事業を予定しているところであります。

一方、景観保全・景観づくりにおきましては、引き続き町景観計画に基づき、町内各地域の特性を反映した景観の保全・継承や、身近な景観づくりを推進いたします。

環境衛生についてであります。

高津川が一級河川水質調査で再び水質日本一に輝くよう、高津川流域の河川をより一層きれいで親しみを持っていただける川として未来の人々に伝えていくために、流域全体で水質浄化やごみの不法投棄に対して、住民の皆様と連携して取り組みを進めてまいります。

その方策として、津和野地区においては、下水道整備事業により供用開始区域の拡張、下水道認可区域外地区においては合併処理浄化槽設置に対する補助事業の推進、また水質浄化や環境保全に取り組み貴重な活動をされておられる住民、団体への支援をしてまいります。

しかしながら、津和野処理区の下水道への加入人口率は県内自治体と比べて低く、下水道効果の向上と健全な事業運営を行うためには加入率の向上が重要な課題となっております。既に供用開始区域となっている地域の皆様には、何とぞ御理解、御協力をいただき早期加入をよろしく願いをいたします。

また、環境に深刻な影響を与えておりますごみ処理問題は、大量生産・大量消費により大量の廃棄物を生んでおりますので、限りある資源を有効に活用するために、リサイクル運動など環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図るため、廃棄物の3R活動への理解を深めていただけるよう普及啓発に努めてまいります。

道路と交通についてであります。

町内の道路の整備や維持管理につきましては、効率的、計画的に実施し、町民の皆様の日常生活や経済活動が円滑に行われるように、引き続き努めてまいります。

県道等の整備につきましては、今年度も継続の改良工事6路線（須川谷日原線、匹見左登線、青原停車場線、津和野田万川線、津和野須佐線、柿木津和野停車場線）が予定されており、事業推進に当たり県に協力をしてまいります。県道編入1路線（町道森野坂線）についても、引き続き要望していきたいと考えております。

また、県営林道開設事業2路線（耕田内美線、三子山線）が継続で予定され、このことに対する負担金を計上しております。そのほか、町負担金を伴わない交通安全施設整備事業等について、県に要望していきたいと考えております。

町道の改良工事に関しまして、道路新設改良工事では7路線（笹ヶ谷線、木毛線、日原添谷線、高嶺線、奥ヶ野東線、商人線、滝谷1号線）、落石対策工事では2路線（柳

宿谷線、左鐙地区の福谷線)、冠水対策工事として日原停車場線をそれぞれ実施してまいります。

また、日原市街線旭橋の橋梁の耐震化補強工事に今年度から着手していくこととしております。道路施設の長寿命対策では、トンネル定期点検2カ所(唐人屋トンネル、晩越トンネル)を実施してまいります。

交通対策につきましては、防長交通株式会社が津和野駅一沼原線を廃止したことを受け、交通空白地対策として平成29年10月からタクシー車両を活用した実証運行を実施しているところです。

また、町営バスの運行につきましては、住民からの御要望に基づき運行ダイヤの変更やバス停留所を新規に設置しております。今後の中山間地域の交通対策といたしましては、地域内移動に加えて広域移動にも対応するため、JR山口線との接続に配慮したダイヤ改正を検討してまいります。

また、観光で来られる方の交通手段といたしましては、民間事業者と連携して有効な移動手段の確立に向けた取り組みを進めるなど、公共交通の利便性の向上と効率的な運行に努めてまいります。

JR山口線は、私たちの日常生活に欠かせない重要な交通手段であることから、山口線利用促進協議会と連携し、さらなる利便性の向上を図るべく、JR西日本への要望活動を行うとともに、利用促進に取り組んでまいります。

萩・石見空港で運航中の東京線は、平成30年3月25日から2年間の期間限定で2便化継続が決定しております。平成30年度においては、無償搭乗を除く、利用座席数14万席を目標としており、萩・石見空港利用拡大促進協議会と連携し、さらなる空港の利用促進策を推進するとともに、本町独自の利用促進策として、2人以上で往復利用した町民を対象に、申請に基づき商品券を贈呈する取り組みを継続したいと考えております。

住宅についてでございます。

住宅政策は、定住の重要な要件となるものでもあり、所得や年齢層、立地条件等さまざまな角度から検討し、整備を進めていかなければなりません。

平成25年3月に策定した町住宅マスタープランや公営住宅等長寿命化計画に沿い、今年度においては町営住宅中座団地(2棟6戸)のストック改善工事(屋根、外壁等)を実施してまいります。

また、県道青原停車場線の改良工事に伴う移転を余儀なくされた青原集会所の建設工事も実施してまいります。

県営住宅について、青原地区に新県営住宅の建設が予定されておりますが、今年度はその造成工事に取りかかることとなっております。町としても定住対策の面から事業推進に当たり県に協力をしてまいります。

生活用水についてであります。

安全で安定した生活用水の確保に向けて、施設の改善や適切な管理運営に努めるとともに、津和野町簡易水道事業統合計画に基づき、平成30年3月に簡易水道事業に統合し、地元管理であったところを直営で管理してまいります。そして、4月より公営企業会計により健全な運営を目標に事業展開をしてまいります。また、クリプト対策事業や管路の更新を計画的に進めてまいります。

消防・防災についてであります。

本町におきましては、平成25年豪雨災害や東日本大震災を教訓として、災害に強い安心・安全で住みよいまちづくりを進めているところでございます。

風水害や地震等の自然災害は、発生そのものをとめることは不可能であり、被害を低減させる「減災」の視点が大切です。そのためには、自助、共助及び公助の三つの要素を強化するとともに、住民と行政が連携をして災害に備える防災体制の強化に積極的に取り組んでまいります。

新年度におきましても、自主防災組織の結成や防災士資格の取得促進、地域提案型助成事業補助金及びまちづくり組織交付金の活用などを通じて、地域防災力の向上に努めてまいります。

平成27年度から進めてまいりましたデジタル防災行政無線整備事業が完了し、津和野町防災行政無線システムとして運用開始の運びとなりました。これにより、緊急時の情報がより確実に提供できるとともに、役場本庁舎にある親局と町内各地にある子局との相互通信を行うことができます。平成29年度より本格運用になっておりますが、無線機能を最大限に活用するためには操作訓練の積み重ねが重要ですので、地域と一体となった訓練の実施に努めてまいります。

また、県が進めておりました土砂災害特別警戒区域の基礎調査が平成28年度で完了し、昨年度は津和野川における浸水想定区域の見直しが行われたところです。町としては、これらの結果を防災ハザードマップに追加し、水害リスク情報や急傾斜地の崩壊及び土砂災害等の危険な箇所の情報を住民へ周知するとともに、町内各所での自主防災組織の結成や避難計画作成の支援に取り組み、住民の安全確保に取り組んでまいります。

県に対しましては、治山事業や地すべり防止事業、砂防事業等を今後も年次的に実施されるよう要望を行ってまいります。なお、今年度の県事業として、治山事業は名賀地区の3カ所、砂防事業では牧の谷川、上寺田川、鳴谷川、急傾斜地崩壊対策では扇町地区が予定されており、町としても着実な事業推進が図られるように協力をしてまいります。

消防につきましては、広域消防及び消防団との緊密な連携のもと火災予防の徹底を図るとともに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化の観点から、多様化するあらゆる災害に対処するため、水防工法や救助資機材を使った訓練等も実施し、団員の災害出動時の技量向上を図ってまいります。

また、引き続き、消防設備や安全装備品の整備を進める必要があると考えており、大規模な捜査活動や林野火災の際の円滑な情報伝達手段として有効なデジタル簡易無線機の整備を引き続き行うとともに、消防車両の老朽化対策として計画的な更新を図ってまいります。

地籍調査についてであります。

高齢化や木材価格の低迷により、山林の管理が放置され、今後、境界を知る者が少なくなっていくことから、引き続き地籍調査事業や山林境界保全事業により、境界の確定を行ってまいります。今年度は、一筆地調査6地区、測量業務5地区、認証申請4地区を予定しております。

このほか、県道津和野田万川線の改良事業に伴い、部栄地区で地籍調査（ミニ国調）を2年間で実施し、改良促進に協力をしてまいります。

情報通信についてであります。

ケーブルテレビ事業につきましては、鹿足郡事務組合において津和野町全域のケーブルテレビ設備を3期に分け、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、4K・8Kの視聴環境の構築に資する観点から、ネットワークのFTTH化及び送受信設備等の整備を行う計画です。

第1期工事については、平成29年度よりケーブルテレビ光化促進事業補助金を活用し、平成13年度に整備した旧日原町エリアのHFCケーブルテレビネットワークをFTTH化する工事に着手しております。民間通信事業者によるサービス提供の参入エリアが極めて少ない本町において、ケーブルテレビは重要なインフラの一つです。住民のニーズや地域の安全・安心を確保、またFTTH化によって町内全域で超高速ブロードバンドが整い、廃校や空き家を活用した企業誘致等可能になると考えており、早急に環境整備を行う必要があると認識をしております。

また、携帯電話の不感地域の解消につきましては、国の携帯電話等エリア整備事業を活用し、平成30年度は鹿谷地区、野地地区の2地区に基地局の整備を進めてまいりたいと考えております。

基本目標2、学ぶ心を育て薫り高い文化のまちづくり。

平成29年3月に公示された新学習指導要領では、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の必要性を示しています。これは、知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、「何ができるようになるか」を明確化するとしております。

また、本年4月より小学校で道徳が特別教科化され、道徳教育の充実が図られます。さらに、体験活動や外国語教育の充実など、学校教育の大きな変革の年となります。津和野町も、国の示す方針に沿いながら、津和野町の誇る自然や文化を有効に活用した教育の推進に努めます。

学校教育についてであります。

学校教育につきましては、小・中学校で身につける基礎的・基本的な知識や技能の習得はもとより、何のために学ぶのかという学習の意義を共有しながら、思考力、表現力・判断力の育成をさらに重視してまいりたいと考えております。

そのためには、幼少期から教育の視点を持ったかかわりが必要と考えておりまして、引き続き教育委員会と健康福祉課とが連携をした「0歳児からの人づくり事業」をさらに充実し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化に取り組むとともに、芸術R派遣事業などの事業を通して、津和野町の教育の魅力化を推進し、定住施策にもつながる取り組みをしていきたいと考えております。

平成30年度津和野町学力向上プロジェクト（TGP30）として、ICT機器の活用や協調学習への取り組み等、新学習指導要領でも示されたアクティブラーニング型の学習を進め、児童・生徒の言語活動の充実を図るとともに、学ぶことへの意欲を高める取り組みを、引き続き展開していきたいと考えております。

特に、算数・数学の授業づくりに力を入れるほか、学びの目的意識を高めるためのキャリア教育やふるさと教育を基調とする取り組みを通じて、保育園や津和野高等学校との連携を一層深め、幼・少・中から高校につながるような一貫したキャリア教育・ふるさと教育の推進に取り組むまいりたいと考えております。

また、特別支援教育の推進・充実に努めるとともに、いじめや不登校等の問題を抱える児童・生徒に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、引き続き適切な対応をしてまいりたいと考えております。

平成32年度から本格実施される小学校の外国語教育については、スムーズな移行を図るため、平成30年度より段階的に実施してまいります。

学校給食につきましては、引き続き1食当たり25円の給食費補助を行い、現行の給食費の負担額を維持します。また、食品の安全性に関心が高まっている中、衛生管理の徹底に努め、地産地消の推進とアレルギー対応食の徹底など、今後も安心して安全な給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

また、今後も引き続き児童・生徒に対して安全で快適な学校環境の整備に向けて取り組みたいと考えております。

社会教育についてでございます。

社会教育につきましては、学校教育と連携・融合した取り組みとして、ふるさとを愛し、誇ることのできる「津和野人」の育成を目指すため、引き続き「学びの協働推進事業」に取り組めます。「学びの協働」の実践を通じて、学校・家庭・地域の連携を強め、単に学校支援にとどまらず、「ふるさとは大きな家族」のスローガンのもと、地域の子どもを地域で育てるという「地域ぐるみの子育て」を推進し、地域の教育力の向上を図ります。

また、現在は、少子化により自宅近くで子供同士での集団活動ができにくい環境になってきました。このことは、子供たちが放課後等で、子供社会で学んできた縦横の人間

関係や、遊びの中での工夫など、キャリア教育につながる活動ができなくなっていることにほかなりません。放課後等の子供たちが、ふるさとを肌で感じることができるような体験活動の充実を図るとともに、安全に活動できる居場所づくりや環境づくりへの取り組みを行っていきたいと考えております。

このような、「ひとづくり」「地域づくり」の中心となるのが公民館です。公民館は地域住民のよりどころであり、身近な学習・交流活動の場、地域課題を解決していく場でもあります。今後も地域の拠点として、各地域のまちづくり委員会とも協力をしながら、公民館活動の充実を図るよう努めてまいりたいと考えております。

社会体育につきましては、津和野町スポーツ推進計画をもとに、津和野町のスポーツ行政を進めていきたいと思っております。

また、引き続き未就学児への運動あそびを継続しつつ、子供の体力向上に重点を置いた取り組みを行いたいと考えております。

図書館事業につきましては、学校図書館とも連携をしながら、情緒豊かな子供の育成を目指し、読書が好きな子供たちを育てる取り組みを進めていくとともに、今後も引き続き乳児健診等での絵本の読み聞かせ事業や、保育所への絵本の貸し出し事業についても実施し、乳幼児期から本に親しむ機会を多く提供していきたいと考えております。

日原図書館建設については、小さくても機能的で利用しやすい図書館の建設に向けて取り組みたいと思っております。

文化の振興についてであります。

文化財行政につきましては、津和野町歴史文化基本構想、保存活用計画を基本に、引き続き保存・活用に努めてまいりたいと考えております。

平成27年4月に文化庁より日本遺産の認定を受けたところですが、今後ともこの認定を有効に生かしながら、町内にある多くの構成要素についての顕彰と保存・活用を行っていきたいと考えております。

津和野城跡につきましては、引き続き出丸の石垣修理工事を着実に進めたいと考えております。

名勝旧堀氏庭園につきましては、旧畑迫病院とともに、堀氏庭園を核とした地域の活性化に向けて立ち上げられた「旧堀氏庭園を守り活かす会」とも連携・協力し、名勝の活用に取り組んでまいります。

藩校養老館の保存修理工事につきましては、平成30年度に工事を完成させ、今後の施設活用について、具体的に検討してまいります。

そのほか、新たに国指定史跡となった津和野藩主亀井家墓所の保存活用計画策定に着手するとともに、その他の指定文化財や民俗芸能につきましても、引き続き保存・活用・継承に努めてまいります。

津和野町には森鷗外記念館や安野光雅美術館、日原天文台等、多くの文化施設があります。安野光雅美術館は館外展の入場者数が好調で、平成29年度も6万人もの方に各

地で開催されている展覧会に足を運んでいただきました。こうした館外展は、津和野町の魅力発信の絶好の機会でもありますので、一昨年新たに制作いたしました4K画像によるPR映像を会場で放映するなどして、魅力発信に努めてまいります。

また、昨年6月に京丹後市に開館しました「森の中の家 安野光雅館」とも連携を図り、お互いの施設のPRに努めていきたいと考えております。

森鷗外記念館は、開館20周年記念事業として「鷗外の庭」を整備しました。今後は、こうした癒やしの空間整備と展示の充実を図ることにより、入館者の増加に努めてまいります。

また、昨年、西周没後120年という節目の年に当たって、島根県立大学と西周に関する学術協定を取り交わしたところですが、平成30年度は西周賞の創設や西周全集の発刊に関連する取り組みなど、さらに充実したいと考えております。

基本目標3、働くことを喜びとし豊かな産業を育てるまちづくり。

観光についてでございます。

平成29年の年間観光客入り込み数は約117万4,000人、年間宿泊者数は3万4,000人と、平成28年の年間観光客入り込み数約116万7,000人、年間宿泊者数約3万9,000人に対し、入り込み数は微増、宿泊者数は約13%減少しました。津和野地区においては、亀井家入城400周年イベントや山口DCキャンペーンの効果もあり、年間3万6,000人の入り込み数増加が見られた中、日原地区では隣接した道路改良等の影響もあって、道の駅シルクウェイにちはらの集客力が低下するなど、地区全体で2万9,000人減少しました。これにより、津和野地区の増加分が相殺されたこと、また、例年、観光シーズンである10月に2度の台風の接近や悪天候が続いたことなどが挙げられます。宿泊者数については、休業した施設が2軒、人手不足のため稼働率を抑えた施設が2軒あり、これらの要因により大きな減少となりました。

インバウンド関連についても、平成28年の宿泊者数1,080人に対し、平成29年は宿泊者数849人と約21%の減少となりました。国内全体としては前年比12.4%増加する中、大幅な減少となったことについて、町内旅館組合関係者からは「外国人客の宿泊は減っていない」と実感する声もあり、統計と個別の実感覚の間でミスマッチが見受けられます。これは前述の施設の減少や調査報告対象となっていない施設への宿泊増加など、今後の調査の課題も含んでいるところでございます。国別では、フランスなどヨーロッパ系の宿泊者が減少し、韓国、オーストラリアの割合が増加をしております。

この現状を踏まえ、インバウンド対策として観光振興計画の改定を受けて組織した町観光戦略会議の下部組織として新たに町インバウンド対策会議を設け、各機関の役割を整理して効果的な施策を実施していく所存です。

また、新年度より、商工観光課に観光振興も含めた国際交流業務を移管することで、新たに国際交流員を配置し、外国人の観点から捉えた観光施策も模索をしております。



イベントについては、本年度の状況を検証しながら、引き続き関連3団体が連携をし、季節ごとの各イベントと前後の期間で事業者の自主的取り組みによるキャンペーンを行う「3団体連携戦略的観光キャンペーン」を実施します。

また、平成30年が明治維新150周年となることから、関連キャンペーンの取り組みも予定しております。

日本遺産の認定を受けた「津和野今昔～百景図を歩く～」のストーリーについては、認定から3カ年にわたる文化庁の補助事業が3月で終了し、一つの区切りを迎えることとなりますが、引き続き津和野町日本遺産センターの活動を通じて、津和野の歴史、文化、自然等の魅力の情報発信を行っていきます。本年度から取り組んでいる歴史文化基本構想観光拠点整備事業をさらに推し進め、城下町、津和野地区と天領、畑迫・日原両地区を連携させた施策を具体化し、より広域的な観光の振興を目指します。

次に、都市交流事業におきましては、津和野町東京事務所の業務について、株式会社ファウンディングベースからの出向職員の任期が切れるため、新年度より新たに東京在住の本町出身者を町嘱託職員として雇用し、町正規職員との2名体制で運営を行います。昨年度より正規職員を配置したことで、主体的に県観光総合支援事業、6次産業ステップアップモデル事業など補助事業を導入しており、引き続き「森鷗外先生に由来する津和野町と文京区との縁のイメージの徹底・定着」を基本テーマとして、「観光PR・誘客セールス」「定住対策のワンストップ窓口」「特産品のPR・商談支援」「津和野高校就学支援」等の機能を強化し取り組んでまいります。

商工業についてであります。

日本経済は引き続き、全国的に、また島根県全般としても景気の緩やかな回復基調は続いております。一方、人手不足は今やバブル期並みの状況となり、津和野町においても人手不足ゆえの事業縮小が旅館業等を中心に見受けられます。このように零細個人事業者を中心に回復感覚は乏しく、地域経済は引き続き厳しい状況が続いております。

本町としましては、中小企業・小規模企業振興基本条例を理念とし、その趣旨にのっとり、具体的な行動計画の策定が必要となっております。

引き続き固定資産税の減免による振興条例、商工業事業後継者支援事業補助金及び地域おこし協力隊員による商工業事業承継研修制度を活用し、親族・第三者への事業承継を促し、廃業等の防止に努めます。ついては、その動きを強化するため、事業承継を専属で担う集落支援員を新年度より商工会に配置します。本年度、親族への事業承継事例も2件生まれ、この動きをさらに加速させてまいり所存です。

また、利子補給や信用保証料補給など既存の金融支援施策を的確に実施し、さまざまな経営局面で機動性を持ち柔軟な支援を行うことで、利用率の高い津和野町個別商業包括的支援事業も引き続き実施します。必要に応じて島根県地域商業活性化支援事業を活用した空き店舗活用も行うことで、今後とも商店街の維持継続も進めてまいります。

長年継続をしてまいりましたプレミアム商品券については、新年度を一つの区切りとして、最終年度と位置づけ実施いたします。

次に、6次産業化については、現在配置している地域おこし協力隊員を集落支援員として継続し、事務局を担わせることで、津和野栗再生プロジェクトを着実に進めてまいります。栗の植栽については、新年度より県が新たに設けた実験圃場の整備支援事業を活用するとともに、商品開発や1次加工施設の検討、栗まつりの開催など、農林課のソフト事業の活用も考慮しながら、関係機関が連携を深め、より具体化してまいります。

このほかの特産品についても、津和野町東京事務所、県しまねブランド推進課、以前から関係を構築している町外小売事業者等との連携により、さまざまな手法で販路拡大を目指し、少量であっても本町の素材の魅力を十分に消費者に伝えることで、津和野ブランドの拡大とイメージアップにつなげていく所存です。

農林水産業についてであります。

長らく続いた減反政策は、平成29年度をもって終了することとなりましたが、国民の米消費量の低下や人口減がどのように影響するかは、今後の動向を見ていくより仕方ありません。水稻生産に関しましては、近年より面積を拡大しております飼料用米やWCSをうまく活用しながら、法人を中心にして収入の安定化を図っております。

平成30年度から、主食米割当面積は生産収量の目安と表記され、前年に比した面積は約2ヘクタールの増となりましたが、農家から出された栽培予定面積は目安値以内でおさまっており、主食米栽培面積は希望のまま配分する計画となりました。

水稻経営が厳しくなる中、水田を畑化や果樹園化する計画が進められようとしておりますが、新年度においては島根県が新たな助成制度を立ち上げ、水稻にかわる生産物への取り組みを援助していただけると聞いております。津和野で就農していく若者がふえていることから、水稻から転換できる農地をうまく活用し、畑作や果樹栽培を取り入れることで、農業収入の安定化を図っていただきたいと考えております。

平成24年12月から続けている「百姓塾」は、これまで19回開催していただきましたが、内外から注目されるようになり、外部から参加される方もふえてまいりました。研修生や就農間もない新規就農者にとって、情報交換やアドバイスが聞ける場となり、今後も活発な会の運営を期待しております。

農家の高齢化や担い手対策、耕作放棄地の防止等のために農地の流動化を図り、農業用施設の維持・管理労力や生産経費の削減等を行い、地域間競争力の向上を目指すことを目的として、今年度から2集落（中山・長福、堤田地区）において農地の大区画化の圃場整備を行う県営農業競争力強化基盤整備事業の工事に着手しますが、平成33年度の完成を目途に取り組んでいく予定であります。

農道舗装については、実施希望のあった集落（相撲ヶ原下、寺田）において計画しております。

また、県営高津川地区中山間地域整備事業については、集落防災安全施設整備を宿谷、農業集落道を昨年度の継続として木部の福谷で実施する計画となっております。

国が進めている「まち・ひと・しごとふるさと創生事業」に津和野町農商工連携事業が採択され、推進協議会を立ち上げて平成29年度より取り組みを開始しております。野菜生産農家が経営を安定化するためには、面積を確保して多品目の生産が必要です。しかし、地産地消だけで全量消費は無理ですから、加工できるものは6次産業への取り組みや、地産都消の可能性にもチャレンジをしていく予定です。都消を目指す場合、クオリティーの高い農産物が要求されることから、有機農産物生産を実践されている方々にアドバイスをいただきながら、生産量拡大にも取り組みます。

また、島根わさびブランド推進協議会を昨年12月に立ち上げ、生産量の拡大やCASを活用した加工品販売を推進していき、生産農家の拡大にも取り組みます。

林業分野においては、自伐型林業を推進するため、地域おこし協力隊を迎えてきましたが、3年を経過した協力隊は自立を求められます。壊れない作業道の開設技術を身につけたメンバーは、自分の山を持っておらず、メンバーが活躍できるフィールドが必要となります。

平成29年度に取り組んでおります航空レーザ計測により、山林資源量の把握や山林の地表面を立体映像化したデータが入手できることから、山林の所有者境界を机上で明確化して、貸し借り、売買がスムーズになるよう作業を進めたいと考えます。これらにより、山の集約化や作業路網の延長が進み、独立した地域おこし協力隊の働く場の確保になっていけばと考えております。山を保持されている多くの皆様に御協力をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

平成28年6月に制定した美しい森林（もり）づくり条例に基づき、美しい森林（もり）づくり構想を取りまとめておりますが、美しい森林をつくるために必要な作業道延長や林道専用道の必要性、森林の成長量に応じた伐採計画など、具体的な目標数値の把握や、自分では山林の手入れができない所有者に対する具体的な施策なども検討していくこととなります。

美しい森林（もり）づくりから始まる中山間地域のなりわいは、農業の生産体制にも大きな影響を与えます。林業及び農業施策は、それぞれ目標を持った計画を立て、計画実現に向けた行動にしなければならず、町といたしましても重点施策として捉えております。

「都市部からの田園回帰」の現象があらわれている中、都市部で生活している若者や小さな子供を持つ親子が住んでみたい町に選んでいただけるよう、農林業の活性化に取り組みます。

企業誘致についてであります。

平成28年に内閣府の認定を受けたIT人材の育成を軸とした企業誘致施策は本年度が最終年度となり、町が立地認定をしている企業においては10名を超える雇用が生

まれるなど、徐々にその成果があらわれております。本取組と企業訪問等の地道な活動を並行して取り組むことで、地方創生に欠かせない「しごと」づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

基本目標4、助け合う心を大切に明るい家庭や地域をつくるまちづくり。

定住施策の推進についてであります。

平成27年度に策定した「まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略」では、「若い女性が住みたいまちづくり」を基本的視点として、「津和野に回帰するひとの流れをつくる」ことや「若い世代の結婚・出産・子育ての夢をかなえる」など、5つの柱からなる基本目標を定めております。引き続き、基本目標に向けた移住・定住施策を推進してまいります。

主には、空き家情報バンク事業の推進やつわの暮らし相談員及び津和野町定住支援員による移住定住者へのサポート、吉賀町との広域連携による出会い創出事業など支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、妊産婦の健康の管理の充実と経済的負担の軽減を図ることを目的とした妊産婦通院サポート事業に引き続き取り組んでまいります。

さらに、平成28年11月に設置した津和野町女性会議におきましては、これまで第1期生である9名の委員の方に会議や県外での施策を通して、女性の視点で「住まう」や「子育て」などについて検討していただき、町民との意見交換会等を開催するなど、津和野町の現状及び議題の把握に努めております。平成30年度からは第2期生の委員の方により、今後2年間の任期の中でさらに検討をしていただきながら、「若い女性が住みたいまちづくり」の実現に向けた施策の展開につなげていきたいと考えております。

平成26年度より、まちづくり委員会との連携により進めてきました「つわの暮らし推進住宅」の整備につきましては、平成30年度、用地を取得し、平成31年度に整備をすることとしております。

また、平成32年度以降の住宅整備につきましては、財政状況を踏まえながら効率的な住宅整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者の皆様が本町で安心して健康に暮らしていただくことも、重要な定住対策と認めております。平成24年度より実施しているまちづくり委員会の設置と地域提案型助成事業は、地域で住民を支え合うための活力あるコミュニティーの形成を目的の一つとしたものでもあり、新年度においても改善を図り、高齢者の方々が積極的に活動に参画していただける場づくりを推進してまいりたいと考えております。また、シルバー人材センターや老人クラブ等とも連携した取り組みを推進してまいります。

津和野高等学校支援については、平成25年度より高校魅力化コーディネーターを配置してまいりましたが、平成30年度も引き続き3名を配置し、高校の魅力化に努めてまいります。高校魅力化の取り組みとしては、「ふるさと教育」「キャリア教育」につながる地域課題解決能力育成プログラムを実践してまいります。さらに、教育委員会と

連携し、町全体の教育を魅力あるものにするため、保・小・中・高までの一貫した「ふるさと教育」「キャリア教育」を推進してまいります。

また、町営英語塾HAN-KOHについては、高校生コースと中学生コースを設置し、町全体の学力向上に向け取り組んでおります。平成29年度は講師4名、支援スタッフ3名体制で運営しており、津和野高校生72名、町内中学生22名が入塾し、充実した学習環境の整備により、生徒の学習習慣の定着、学習意欲の喚起に効果が上がっていると考えております。

今後も津和野高校とのさらなる連携強化により、魅力化に向けて取り組んでまいります。

保健・医療についてであります。

ライフスタイルの変化やIターン、Uターン者の増加等、本町においても、妊娠、出産や子育ての環境が大きく変わってきております。このような環境の変化に対応していくため、子育て世代包括支援センターを新たに設置し、妊産婦及び乳幼児等が安心して健康な生活ができるよう、利用者目線に立ち、切れ目のない子育て支援に取り組みます。

あわせて、本年1月から実施している特定不妊治療の助成を引き続き行います。

また、これまでの妊婦を対象とした健康診査に加え、出産直後の産婦に対する産後健診を医療機関へ委託実施いたします。健診では、母親の身体的な回復状況に加え、授乳がうまくできているかなど、出産直後に抱える母親の悩みを幅広く聞き、心身の状態を把握することにより、産後鬱の予防に努め、安心して妊娠、出産、育児ができるようまちづくりに取り組めます。

健康づくりの推進については、特定健診や各種がん検診等の受診率向上へ一層取り組み、津和野町健康で生きがいのある町づくり会議や各地区の健康を守る会等と連携し、健康に対する意識を高め、町民の皆様とともに健康づくりに努めていきたいと考えております。

地域医療については、指定管理者である医療法人橘井堂が津和野共存病院、日原診療所、介護老人保健施設「せせらぎ」、訪問看護ステーション「せきせい」の運営に当たっていただいております。医師、看護師、介護職不足等による厳しい環境の中、医療・介護スタッフの皆様には、本町の医療を守るため平素より献身的な取り組みをしていただいております。この場をおかりして改めてお礼を申し上げる次第であります。

益田圏域においては、急性期・回復期・慢性期とそれぞれが機能分担して病病連携することで、医療の質と量の確保を目指しています。医師を主とした医療介護スタッフ不足は深刻で、さらなる連携強化が不可欠となっております。

日原診療所においては、平成28年11月から非常勤医師による診療が続いておりましたが、本年4月より常勤医師をお迎えすることができ、安定した診療体制を継続することが可能となりました。

医師確保につきましては、引き続き医療法人橘井堂と連携し、関係する大学への派遣要請や島根大学医学部の地域枠入学者等との意見交換会、地元出身者など、ゆかりのある医師や地元出身医師からの情報収集並びに各種紹介、派遣会社等への依頼など、あらゆる手段を講じて最大限の努力をしております。

また、島根大学医学部臨床実習支援センターや益田圏域関連病院との連携で、初期臨床実習プログラムでの研修及び後期研修も受け入れる予定であります。次代を担う若い世代の医師を積極的に受け入れ、医療のみならず、津和野町での生活を通して多くの学びを得られるよう支援をしていきたいと考えております。

医療技術職、看護師、介護福祉士等医療福祉従事者不足も深刻な課題であり、実習の受け入れとともに、大学、専門学校等を訪問し、津和野町の地域包括ケアの特徴や個性を重視した養育体制とともに、奨学金制度や住宅環境の整備を行い、引き続き確保に努めてまいります。

今年度は、圏域の医療・介護状況、人口減少、経営収支、資源の有効活用などさまざまな角度から検討し、施設の集中と効率化を図ります。平成30年11月には津和野共存病院療養病床を介護老人保健施設に転換、介護老人保健施設せせらぎを50床規模に縮小し津和野共存病院3階に、あわせて東棟2階に訪問看護ステーションせきせいを移転します。

また、平成31年4月1日を目途に東棟2階に日原診療所及び併設で通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションを移転集約する予定としております。施設を集中することで少ない人材や資源を有効に活用し、町民の皆様安心していただける、継続したサービスが提供できるものと考えます。

平成26年介護保険法改正に伴い、市町村が実施する包括的支援事業として、在宅医療・介護連携推進事業が位置づけられました。津和野町としてそれらの事業に取り組むに当たり、地域の実情やそれぞれの取り組みの専門性等考慮して、医療施設と介護施設を管理運営している医療法人橘井堂に委託をすることで、地域における医療・介護関係者との連携がスムーズに行われ、円滑な事業の実施につながると考えております。事業項目としては、「在宅医療・介護連携に関する相談支援」「医療・介護関係者の研修」「地域住民への普及啓発」について、在宅医療・介護連携支援センター（仮称）として委託を検討しております。それらの事業を通して津和野町の地域包括ケアがより深く堅固に構築されていくものと考えております。

高齢化が進展し、認知症高齢者や独居高齢者が増加する中、介護を必要とする高齢者ができる限り住みなれた地域での生活を継続できるように、支援を充実することが必要となっております。既に本町では、後期高齢者が人口の3割弱を占めており、単に認知症の人が支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような認知症施策が必要とされております。認知症の理解を広げるための認知症サポーター養成講座の取り組みや、早期診断・早期対応を目的として平成

29年度に設置した認知症初期集中支援チームとの連携を図り、「認知症の人が笑顔で暮らせるまちづくり」の推進を図ってまいります。

また、地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールであり、個別事例の検討を通じて、他職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげるなど、実効性あるものとして定着させる必要があると考えております。他職種協働のもと、フォーマルのみならずインフォーマルな資源やサービスも活用しながら個別ケースの支援内容の検討を行い、その積み重ねを通して関係者の課題解決能力の向上や地域包括支援ネットワークの構築を目指してまいります。

福祉等生活支援対策についてであります。

本町における生活保護者につきましては、平成30年1月末現在で生活保護世帯数37世帯（対前年比マイナス2世帯）、保護受給者数45（対前年比マイナス1人）、保護率5.92パーミルとなっております。ちなみに、パーミルとは人口1,000人当たりにも占める割合を意味します。

保護申請は継続して発生しているものの、高齢者の施設入所等に伴う保護廃止件数が新規開始件数を上回っていることから、保護受給者は減少傾向にあります。

また、生活困窮者自立相談支援事業につきましては、町社会福祉協議会に事業委託して相談窓口を開設しており、生活困窮者に対して幅広い分野において相談及び支援を行っているほか、福祉事務所にも就労支援員を配置しているところでございます。

今後も町社会福祉協議会と連携を密にしながら、生活保護に至る可能性のある生活困窮者に対し、生活の安定と自立につながるよう就労を含めた総合的な支援に取り組むとともに、生活保護制度と生活困窮者自立相談支援事業の相互で切れ目のない支援を行えるよう努めてまいります。

高齢者福祉についてであります。

本町の高齢者福祉事業につきましては、第2期目を迎えた津和野町地域福祉計画、その下部計画となる第7期目の老人保健福祉介護事業計画に基づき各種施策を進めていきます。

地域福祉計画では、「ともに支えながら心豊かに安心して生活できる地域づくり」を基本理念として掲げ、町民や地域、行政、社会福祉協議会等が協働して地域福祉の推進に取り組んでいきたいと考えております。

本町における高齢者の現状につきましては、平成30年1月末現在の高齢化率は46.8%となっており、前年同期に比べて0.7ポイント上昇しております。また、高齢独居世帯も増加しており、高齢者支援は本町福祉施策の中でも最も重要な課題の一つであります。

高齢者福祉施策につきましては、これまで実施してまいりました各種事業等は、高齢者の社会参加及び社会貢献の推進、健康増進等の観点から関係機関と連携し、継続して実施したいと考えております。

障がい者福祉についてであります。

平成29年4月より、津和野町障害者福祉センターにおいて障がい福祉サービス事業が開始され、相談支援事業、就労継続支援B型事業、放課後等デイサービス事業において新規利用者は増加をしている状況です。

近年、障がいの多様化、障がい者やその家族の高齢化等に伴い、障がい者等のニーズも多様化しており、行政のより一層の支援が求められております。本町の障がい者福祉におきましては、こうした状況を踏まえながら、障害者基本法の趣旨である、障がいのある人も生き生きと暮らし、地域の一員としてともに生きる社会づくりを目指して、障害者総合支援法による障がい福祉サービス事業を初めとする施策を、この4月から始まる第5期の津和野町障がい者福祉計画にのっとり、実施に努めてまいりたいと思います。

児童福祉についてであります。

全ての家庭において、児童が健やかに育つことを目標に、本町としても社会環境の整備や保護者等の相談支援体制を整えることの必要性を感じ、事業の推進に努めているところであります。その中で、この4月より、現在町が直営で小学校ごとに設置しています放課後児童クラブをシダックス株式会社に委託し、全国で展開しているノウハウを生かし、民間ならではの充実したサービスを提供してきたいと思っております。

また、現在、直地保育園内で運営しています津和野子育て支援センターにつきまして、これまで町と保育園運営法人とが同一建物内で別事業を行うことにより、利用者の方に御不便をかけてきたこと等を踏まえ、保育園運営法人に委託し、このことにより、今後は保育園と子育て支援センターが一体となった事業展開を行っていただけるものと考えます。

人権・同和教育についてであります。

21世紀が「人権の世紀」と言われながら、今なお多くの課題が残されています。人権・同和教育の解決は行政の責務であり、平成26年度に策定した、町人権・同和教育基本指針をもとに、あらゆる差別の解消に向け積極的な啓発活動を行い、差別のない明るいまちづくりを推進します。

基本目標5、多くの人々と交流し開かれたまちづくり。

国際交流の促進についてであります。

国際交流の促進につきましては、平成28年6月に津和野町国際交流協会が設立され、姉妹都市のドイツ・ベルリン市ミッテ区との民間交流の促進や留学生の支援、外国人観光客の受け入れ体制の向上といった事業を平成30年度より本格的に実施する予定です。これらの活動をより発展させていくため、平成30年4月より国際交流員を配置することとしております。

また、所管についても商工観光課に移管し、関係機関と連携をとりながら国際交流の促進を図ってまいりたいと考えております。

最後に、特別会計についてであります。



特別会計につきましては、各会計ともに人口減少や高齢化などにより、厳しい運営を強いられておりますが、特別会計設置の本来の目的に沿い、適正かつ効率的な事業運営を図り、健全な財政運営に努めてまいります。

以上、町政運営に関する私の所信の一端と主要課題等の取り組みについて申し上げます。

今後、本町の財政状況は、より一層厳しさを増すものと予想されますが、社会経済情勢の変化や新たなニーズに柔軟に対応しつつ、町民の皆様の声に謙虚に耳を傾け、町民と行政が一体となって事業を進める協働のまちづくりを推進し、本町の新たな発展のために最大限の努力を傾注し、全力で町政運営に取り組んでまいります決意でございます。

町議会を初め町民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、平成30年度の施政方針といたします。

○議長（沖田 守君） 以上で、町長の施政方針を終わります。

ここで、午後1時半まで休憩といたします。

午後0時21分休憩

.....  
午後1時30分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程第40. 議案第42号

日程第41. 議案第43号

日程第42. 議案第44号

日程第43. 議案第45号

日程第44. 議案第46号

日程第45. 議案第47号

日程第46. 議案第48号

日程第47. 議案第49号

日程第48. 議案第50号

日程第49. 議案第51号

日程第50. 議案第52号

日程第51. 議案第53号

日程第52. 議案第54号

日程第53. 議案第55号

○議長（沖田 守君） 日程第40、議案第42号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてより、日程第53、議案第55号平成30年度津和野町水道事業会計予算まで、以上14案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

執行部より説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第42号でございますが、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、携帯電話等エリア整備事業に係る総合整備計画を定めたいので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第43号でございますが、津和野町過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第44号でございますが、町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。

町長、副町長及び教育長の給与につきまして、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、10%の減額をするものでございます。

議案第45号平成30年度津和野町一般会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億5,900万円とするものでございます。

歳出の主なものは、携帯電話基地局建設事業総額4,589万円、地方創生推進事業総額2億7,544万6,000円、地域提案型及びまちづくり組織交付金総額2,687万4,000円、障がい者自立支援給付事業1億7,025万円、中山間地域直接支払制度事業5,587万7,000円、林業振興事業7,391万5,000円、日原賑わい創出施設整備事業1億972万8,000円、歴史的風致維持向上事業1億3,315万円、地籍調査事業9,824万5,000円、町道10路線改良事業3億624万6,000円、道路長寿命化対策事業7,872万6,000円、公営住宅ストック改善事業6,880万円、青原住宅集会所建設事業2,981万3,000円、教育魅力化推進事業1,813万6,000円、津和野城跡整備事業4,744万4,000円、藩校養老館保存修理事業5,699万8,000円、繰り上げ償還3億9,557万9,000円でございます。

歳入の主なものは、町税6億4,712万1,000円、地方交付税37億2,000万円、国庫支出金7億8,965万4,000円、県支出金4億9,871万6,000円、基金繰入金7億9,617万9,000円、町債10億4,490万円でございます。

議案第46号でございますが、平成30年度津和野町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億8,022万4,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、保険給付費8億945万8,000円、国民健康保険事業費納付金2億3,372万9,000円、保健事業費1,203万5,000円でございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税1億6,299万9,000円、県支出金8億2,534万7,000円、繰入金9,166万2,000円でございます。

議案第47号でございますが、平成30年度津和野町介護保険特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億4,214万7,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、保険給付費12億2,284万1,000円、地域支援事業費7,843万4,000円でございます。

歳入の主なものは、介護保険料2億2,784万6,000円、国庫支出金3億4,933万5,000円、支払い基金交付金3億4,062万5,000円、県支出金1億9,489万8,000円、繰入金2億1,915万8,000円でございます。

議案第48号でございますが、平成30年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,111万5,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金2億8,493万8,000円、諸支出金325万3,000円でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料8,612万8,000円、繰入金1億9,976万2,000円でございます。

議案第49号でございますが、平成30年度津和野町下水道事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,773万円とするものでございます。

歳出の主なものは、下水道事業費1億8,620万3,000円、公債費1億7,152万7,000円でございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料4,937万4,000円、国庫支出金5,000万円、繰入金1億3,982万9,000円、町債1億1,480万円でございます。

議案第50号でございますが、平成30年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ372万4,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、農業集落排水事業費160万8,000円、公債費211万6,000円でございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料80万4,000円、繰入金292万円でございます。

議案第51号でございますが、平成30年度津和野町奨学基金特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,146万2,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、奨学基金費1,146万2,000円でございます。

歳入の主なものは、繰入金576万円、諸収入568万9,000円でございます。

議案第52号でございますが、平成30年度津和野町診療所特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,327万円とするものでございます。

歳出の主なものは、総務費5,322万円でございます。

歳入の主なものは、診療収入4,515万円、繰入金592万円、諸収入220万円でございます。

議案第53号でございますが、平成30年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7,150万円とするものでございます。

歳出の主なものは、介護老人保健施設事業費3億4,517万円、訪問看護事業費2,628万円でございます。

歳入の主なものは、介護老人保健施設事業収入3億407万9,000円、訪問看護事業収入1,995万9,000円、繰入金4,746万2,000円でございます。

議案第54号でございますが、平成30年度津和野町病院事業会計予算についてでございます。

収益的収入及び支出予算総額を7億4,399万9,000円とし、資本的収入予算総額を3,927万2,000円、資本的支出予算総額を7,519万9,000円とするもので、不足する3,592万7,000円を過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

歳出の主なものは、医業費用7億3,273万8,000円、医業外費用1,126万1,000円、建設改良費345万6,000円、企業債償還金7,174万3,000円でございます。

歳入の主なものは、医業収益5億7,444万7,000円、医業外収益1億6,955万2,000円、企業債340万円、負担金3,587万2,000円でございます。

議案第55号でございますが、平成30年度津和野町水道事業会計予算についてでございます。

収益的収入予算総額3億4,429万6,000円、収益的支出予算総額3億1,977万8,000円とし、資本的収入予算総額を2億2,887万1,000円、資本的支出予算総額3億371万8,000円とするもので、不足する7,484万7,000円を現年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

歳出の主なものは、営業費用2億8,685万9,000円、営業外費用2,958万8,000円、特別損失333万1,000円、建設改良費1億6,000万円、企業債償還金1億4,371万8,000円でございます。

歳入の主なものは、営業収益1億7,594万3,000円、営業外収益1億6,834万5,000円、特別利益8,000円、企業債1億2,000万円、補助金6,077万1,000円、国庫補助金4,000万円、基金繰入金810万円でございます。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、議案第43号津和野町過疎地域自立促進計画の変更についての説明のところで、担当課長から説明を申し上げるといふふうに申し上げましたけれども、説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

冒頭、議会運営委員長より報告のありましたとおり、議案第42号より議案第55号までの14案件につきましては、質疑を省略し、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中の審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第42号より議案第55号まで、以上14案件につきましては、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査とすることに決しました。

お諮りをいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く議員11名を指名したいと思います。これに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、議長を除く議員11名を予算審査特別委員に選任することに決しました。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任をお願いしたいと思いますので、ここで暫時休憩といたします。

午後1時44分休憩

午後1時46分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

休憩中に予算審査特別委員会の正副委員長の選任をお願いいたしましたところ、委員長に4番、岡田克也君、副委員長に3番、米澤宥文君が選任されました。

ここで、予算審査特別委員長より御挨拶をお願いいたします。4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） それでは、先ほど予算審査特別委員長に任命されました岡田でございます。皆様の御協力をいただきながら慎重審議を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

---

#### 日程第54. 議員派遣の件

○議長（沖田 守君） 日程第54、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、派遣することに決定いたしました。

なお、本日までに受理した要望書は、既に配付のとおりであります。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。御苦勞でございました。

午後1時48分散会

??

平成30年 第2回（定例）津和野町議会 会議録（第2日）

平成30年3月13日（火曜日）

??

議事日程（第2号）

平成30年3月13日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 町長提出第7号議案 津和野町印鑑登録及び証明に関する条例の制定について

日程第3 町長提出第8号議案 津和野町城山整備基金条例の制定について

日程第4 町長提出第9号議案 津和野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第5 町長提出第10号議案 津和野町課設置条例の一部改正について

日程第6 町長提出第11号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

日程第7 町長提出第12号議案 津和野町地域医療推進基金条例の一部改正について

日程第8 町長提出第13号議案 津和野町手数料条例の一部改正について

日程第9 町長提出第14号議案 津和野町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第10 町長提出第15号議案 津和野町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

- 日程第 11 町長提出第 16 号議案 津和野町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 町長提出第 17 号議案 津和野町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 13 町長提出第 18 号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 14 町長提出第 19 号議案 津和野町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 15 町長提出第 20 号議案 津和野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 16 町長提出第 21 号議案 津和野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 17 町長提出第 22 号議案 津和野町診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 18 町長提出第 23 号議案 津和野町食と農のまちづくり条例の一部改正について
- 日程第 19 町長提出第 24 号議案 津和野町都市公園条例の一部改正について
- 日程第 20 町長提出第 25 号議案 津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 21 町長提出第 26 号議案 津和野町病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 22 町長提出第 27 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町野中高齢者作業施設）
- 日程第 23 町長提出第 28 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（寺田納骨堂）
- 日程第 24 町長提出第 29 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（下左鐙地区広場緑地等利用施設）
- 日程第 25 町長提出第 30 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町水辺施設「オシドリ観察小屋」）
- 日程第 26 町長提出第 31 号議案 町道上寺田線の路線認定について
- 日程第 27 町長提出第 32 号議案 平成 29 年度津和野町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 28 町長提出第 33 号議案 平成 29 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 29 町長提出第 34 号議案 平成 29 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

- 日程第 30 町長提出第 35 号議案 平成 29 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 31 町長提出第 36 号議案 平成 29 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 32 町長提出第 37 号議案 平成 29 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 33 町長提出第 38 号議案 平成 29 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 34 町長提出第 39 号議案 平成 29 年度津和野町診療所特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 35 町長提出第 40 号議案 平成 29 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 36 町長提出第 41 号議案 平成 29 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第 3 号)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 7 号議案 津和野町印鑑登録及び証明に関する条例の制定について
- 日程第 3 町長提出第 8 号議案 津和野町城山整備基金条例の制定について
- 日程第 4 町長提出第 9 号議案 津和野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 5 町長提出第 10 号議案 津和野町課設置条例の一部改正について
- 日程第 6 町長提出第 11 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 7 町長提出第 12 号議案 津和野町地域医療推進基金条例の一部改正について
- 日程第 8 町長提出第 13 号議案 津和野町手数料条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 14 号議案 津和野町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 町長提出第 15 号議案 津和野町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 町長提出第 16 号議案 津和野町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 町長提出第 17 号議案 津和野町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 13 町長提出第 18 号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について



- 日程第 14 町長提出第 19 号議案 津和野町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 15 町長提出第 20 号議案 津和野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 16 町長提出第 21 号議案 津和野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 17 町長提出第 22 号議案 津和野町診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 18 町長提出第 23 号議案 津和野町食と農のまちづくり条例の一部改正について
- 日程第 19 町長提出第 24 号議案 津和野町都市公園条例の一部改正について
- 日程第 20 町長提出第 25 号議案 津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 21 町長提出第 26 号議案 津和野町病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 22 町長提出第 27 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町野中高齢者作業施設）
- 日程第 23 町長提出第 28 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（寺田納骨堂）
- 日程第 24 町長提出第 29 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（下左鐙地区広場緑地等利用施設）
- 日程第 25 町長提出第 30 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町水辺施設「オシドリ観察小屋」）
- 日程第 26 町長提出第 31 号議案 町道上寺田線の路線認定について
- 日程第 27 町長提出第 32 号議案 平成 29 年度津和野町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 28 町長提出第 33 号議案 平成 29 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 29 町長提出第 34 号議案 平成 29 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 30 町長提出第 35 号議案 平成 29 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 31 町長提出第 36 号議案 平成 29 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）

日程第 32 町長提出第 37 号議案 平成 29 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 33 町長提出第 38 号議案 平成 29 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 34 町長提出第 39 号議案 平成 29 年度津和野町診療所特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 35 町長提出第 40 号議案 平成 29 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 36 町長提出第 41 号議案 平成 29 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第 3 号)

---

出席議員 (12 名)

1 番 後山 幸次君	2 番 川田 剛君
3 番 米澤 舩文君	4 番 岡田 克也君
5 番 草田 吉丸君	6 番 丁 泰仁君
7 番 寺戸 昌子君	8 番 御手洗 剛君
9 番 三浦 英治君	10 番 京村まゆみ君
11 番 板垣 敬司君	12 番 沖田 守君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	吉田 智幸君		
つわの暮らし推進課長			内藤 雅義君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
建設課長	木村 厚雄君	環境生活課長	和田 京三君
教育次長	渡邊 寛夫君	会計管理者	竹内 誠君





○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第9号津和野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 県からの権限移譲ということで、町が権限を持つということだと思んですけど、今まで施設のほうで人員の配置や低賃金の中で、1回は介護士として施設で働かれても、その仕事がつらかったり、賃金が低かったりということで離れる方が多くて、なかなか職員の方を確保することができないというところがあるんですが、その辺、町として、離職の解決はこれでできる方向に向かうのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 今回の条例の制定につきましては、県が行っていたものをそのまま権限移譲で市町村においてくると。内容的には基本的には変わっておりません。これまでやってきたものが、決裁権が町にありというものでありまして、離職者の確保であるとか、そういう部門については、ここではこの条例には特に定めがありませんので、それは別の話になるかなと思っております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 別の話ということになりますと、別の方面で取り組むことができるということになるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 介護離職ゼロにつきましては、今回の介護計画等にも織り込むようにということで、国や県のほうから指導もありまして、第7期の介護計画のほうでも、そういうことは想定されながら記載されております。そういう計画のほうには、介護離職者がいないようにという方向に、どういうふうに進めていくかというのは検討されておりますが、この条例に関しては、その部分は記載されていないということでもあります。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 単純な指摘なんですけど、17条のところは、「市」への通知になっている、多分恐らくこれは「町」への通知だと思いますので、そこを確認をお願いします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 今、御指摘の17条の見出しの部分、大変申しわけありません。確かに、議員御指摘のとおり、「市」となっておりました。この部分を「町」へ訂正をさせていただけたらと思います。大変失礼しました。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第9号津和野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩・癩癩癩癩・癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

#### 日程第5. 議案第10号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第10号津和野町課設置条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第10号津和野町課設置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩・癩癩癩癩・癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

#### 日程第6. 議案第11号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第11号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） この子育て支援コーディネーターと教育魅力化コーディネーターについてですが、子育てコーディネーターが、17万6,000円と、ほかの金額より1万円高いというところの理由を教えてください。

それと、教育魅力化コーディネーターについてですけど、これは、今までもおられたですよ。教育魅力化コーディネーター、今まではどういう金額だったんですか、ということをお教えてください。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 子育て支援コーディネーターにつきましての月額報酬につきまして、確かに教育魅力化コーディネーターその他よりは、約1万円、ちょうど1万円ですか、高いことになっています。

集落支援員等の報酬がどのように定まっているかというのが、私のほうが十分に把握はしていませんが、子育て支援コーディネーターにつきましては、今後の、今回4月に設置します子育て包括支援センターのほうで、月16日勤務の保育士を募集をかけたいと考えております。

御存じのとおり、現在、保育士、非常に確保が困難となっておりますので、基本的に月額1万円プラス交通費1,000円が含まれたものとしての計算で、その他の手当はなしというふうを考えているところであります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。教育長。

○教育長（世良 清美君） おはようございます。現在の魅力化コーディネーターについては、つわの暮らし推進課のほうで委託という形で、中村純二さんという方をお願いをしていると。今年度事業で、県の魅力化事業を受けて募集をしておるところですが、今のところ、なかなか該当者が見つからないという状態で現在に至っております。

当初は、コーディネーターを委託という形で進めておりましたけれども、ことしについて、残念ながら該当の方が町外に出られたということで、賃金に予算を変えて、今、募集中という状況でございます。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 津和野庁舎建設検討委員会、これは大体、何名くらい考えられておるのか、それから、どういう方々を考えられとるのか、わかっとなる範囲でちょっとお答えください。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） おはようございます。委員の人数につきましては、10名以内を、今、想定しております。それから、委員につきましては、町民の代表者の方あるいは団体の代表者の方を委員として、今、想定をしております。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。3番、米澤舩文君。

○議員（3番 米澤 舸文君） 設置期間は、完成で終わりですか。大体の期間で。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 最終的な期間というものについては、ちょっと今、想定しておりませんが、完成するまで、いろんなところでその都度その都度、御協議いただくことがあれば、そういう場にしていききたいなというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 先ほど、子育て支援コーディネーターの月額賃金が、1万円アップしているところの理由で、募集するのに保育士の方が不足しているから、賃金を上げて募集をされるということだったんですけど、ほかに理由はなくてそれだけなんでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 先ほど申し上げましたとおりであります。費用弁償的な通勤手当をつけませんので、その部分を1,000円上乗せをしております。それが1万6,000円分つけ足してありますので、いわゆる報酬的には16万円かなと考えております。

○議長（沖田 守君） いいですか。7番、寺田昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 済みません。ちょっと私の理解不足で。

下の津和野町教育魅力化コーディネーターと子育て支援コーディネーターの差額について京村議員が質問されて、それに関して私は質問させていただいたんですが、今、通勤手当がつくからプラスになるということだと、この下の津和野町教育魅力化コーディネーターのほうは、通勤手当はつかないということなんですか。済みません、理解不足で。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 特別職の報酬という形で支給をされますので、通勤手当ということにはならないかと思いますが、募集を今からかけますので、その人の状況によって、また考慮することが必要になる可能性は十分あると思っております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 済みません。基本的なところで申しわけありません。子育て支援コーディネーターの業務内容をお願いします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） この4月から子育て包括支援センターというところを設置をするところではありますが、その部分について、これまでの産前から産後、それから乳幼児、いわゆる年齢的には、本来であれば18歳までかなと思うところなんで



すが、その部分のあらゆる相談に乗る窓口を国のほうからつくれと、つくれといいますが、つくる事業が出ておりました、それに本町としては4月から取り組もうと。

ここが保育士という理由であります、いわゆる、保育士さんでなくても、本来であれば、例えば、助産師さんであるとか、保健師さんであるとか、そういう方でもよろしいわけなんです、基本的に今回、非常勤の特別職、いわゆる常勤的に月16日の勤務の方は保育士さんでと考えております。

それとプラス、当初予算におきまして、臨時職員として週3日の看護師さんを合わせて、この2人の方を雇用して、この子育て世帯包括支援センターを運営しようと思っております。ですから、それぞれ、看護師さんの、医療ケアの部分については、看護師さんの臨時さんをお願いをしながら、子育て全般に関すること、特に子供の成長に関すること、この辺につきましては、今回募集をかける保育士さんをお願いをしたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 先ほど、16日勤務で、通勤費相当額の1日1,000円を上乗せしてということになりますと、1万6,000円。そうすると、16万6,000円に1万6,000を足すと、少し、1万円との乖離があるんですけど、その辺はどうなのかなということが一つと、それから、この下の魅力化コーディネーターは、既に募集がなされているのかなというふうに見ておりますが、まだ、きょうこれを議決した後に、本来なら募集をするのが当然かなと思うんですが、その辺について、4月1日からのスタートということで、できれば広く人材を集めたいという背景もあるかと思いますが、その辺について教育長の見解をいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 若干、先ほど触れましたけれども、今の教育魅力化コーディネーターにつきましては、ことしの事業としては、県の事業をいただいて、昨年度から引き続いての中村さんのところへ、つわの暮らし推進課の予算の中で委託をされております。

新たに今年度から県事業で始まりました県の教育魅力化の事業、それを受けまして、当初はこれも委託という形でコーディネーターをお願いをすることで進めておりましたが、先ほど申しましたように、該当の方が転出をされたということで、賃金という形で、今募集をかけております。

その方がもし見つければ、それを来年度はこのコーディネーターという形で、いわゆる、お願いをしようというイメージで進めておりました、現状もずっと募集をしてきておる中で、なかなか見つからないという状況にあります。

もう3月になりましたので、次の段階とすれば4月からを見据えてということで、引き続いての募集になっておるということで御理解をいただいたらというふうに思っております。

4月からは、県の魅力化事業のコーディネーターとして2人、それから、集落支援員として1人を一応予定をしておりますので、いわゆる報酬的な部分を差をつけることがどうかということ、集落支援員の報酬額に合わせた形で16万6,000円という形で設定をさせていただいております。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 先ほど説明したとおりであります、非常勤は特別職ですので、通勤手当というものが出ませんので、先ほど教育長が申し上げましたとおり、その部分を1,000円見込んだ金額として考えておるところであります、あと、基本的に非常勤の特別職の報酬というのは幾らが妥当であるかという、幾らというか、例えば、月16日だったら16万6,000円が妥当であるという定めがありませんので、その方その方の状況に応じて設定がされておるとおられます。

そういう中で本課としましては、保育士の確保が難しいと、先ほど言いましたが、助産師さんでもいいわけですが、そちらについても、当然、難しいという中で、1日1万円の報酬で来ていただける方を今から募集をしたいと考えておるところであります。

○議長（沖田 守君） 板垣君、いいですか。わかりにくいね。もうちょっと簡略に、もう少しわかるように説明……。

○議員（11番 板垣 敬司君） 済みません。結局、16万6,000円の普通、集落支援か何か、地域おこし協力隊までそうなんですが、その上乗せが1万円あるということは、通勤費が支給できない報酬的な性格のものだから、通勤費相当額ということで1万円を上乗せしたということではないんですね。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 基本的に役場のほうに登庁していただくような形になるとお思いますので、勤務が。その部分を1日1,000円ほど見込んだ額として、1日1万1,000円の報酬ということの計算になっております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ついでにちょっと教えてください。集落支援員とつわの暮らし相談員は現在、何名いらっしゃるんですかね。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今、集落支援員につきましては、平成30年4月1日、これ予定も含めて27名ということになっております。この集落支援員のうちにつわの暮らし相談員、これは国の特別交付税を交付していただく対象ということに、つわの暮らし相談員はなっています。名称がつわの暮らし相談員になっていますが、集落支援員ということで、27人の中に入ります。つわの暮らし相談員は現在2名ということでございます。

○議長（沖田 守君） ほかに。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 済みません。先ほど、教育魅力化コーディネーター、同僚議員が指摘しましたように、既にもう配付されているという中で、確かに4月からの移行期間になれば、早目に募集というのもわかるんですけども、決裁段階といたしますか、募集をかける段階において、恐らく議会の議決事項というのは多分、教育長も御存じなことだと思うんですけども、その辺の線引きといたしますか、以前、この議会決議としても、審議前の施行というのとはいう決議を出したことがあるわけなんですけども、その辺の線引きといたしますか、こういったタイミングだったらいけるのかってというのが、どのように感じておられるのかという部分と。

それと、金額の部分についても、先般、監査委員からの報告もありましたように、出勤簿について大変ずさんであるという指摘が出されております。16日間、出ているのか出ていないのかわからないというような状況の中で、一部だとは思うんですけども、管理体制といたしますか、そこをきちんとできるものなのか、できるべきだと思うんですけども、そのあたりの、包括支援センターですから、ここは恐らく役場の上司の方、いらっしゃると思いますが、ほかの部分について、集落支援員、つわの暮らし相談員がそういった16日間勤務されているかどうかかわからないといった状況を我々は手元に見ておる中で、その辺の対応というのは、どういうふうになっておるのか、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） おっしゃるとおり、議会の議決後に募集をかけるべきではあろうというふうに思っております。

この魅力化コーディネーターにつきましては、先ほど申し上げましたように、ずっとコーディネーターの人を募集した形の中で、現在に至っておると。今の段階では、もう既に新年度を募集するしか手がないという形で、継続した形で、募集をされておるということでございます。

それから、やっぱり4月1日にいい人材を募集をしようと思うと、できるだけ早い時期に本来は募集をすることが必要だろうというふうに思います。

従来から、集落支援員なり、地域おこし協力隊なり、議会のほうにこういう形で募集をしたいということを御相談をさせていただいた後に、募集をかけるという形で、昨年もしか2月ぐらいではなかったかというふうに思いますが、なかなかその中で、特に町外からの募集ということになると、もう時既に遅しというような嫌いがございます。

できれば、12月のうちぐらいに、そういった特に町外への募集については、かけたいなということを、常々、思っております。

ただ、予算を議決ということになると、必然的に3月議会というような形になりますので、その辺のことは、我々のほうからアプローチをもう少し早目にかけて、12月のうちにでも募集をかけたいんだがという御相談をさせていただいて、御了承が得られ

れば、まだ予算は当然、出してもない状況ではありますけれども、少しでもいい人材が求められるのではないかというふうな思いは持っておるところでございます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 先ほどの集落支援員の出勤の関係の確認ということでございます。

監査指摘がございまして、今回、各課のほうに、集落支援員あるいは地域おこし協力隊の出勤日について、普通の臨時職員の皆さんと同じように、いつ出勤をしたかというところについては、きちっと起票の段階で、日付を入れていただいて、報酬のお支払いのときに、一緒にあわせて回していただくというような形を改善するために通知をさせていただいたところでありまして、

私どものほうの集落支援員あるいはつわの暮らし相談員というところで、16日勤務で、お休みについては、いつを休むかというのは、その都度、私の決裁を出して、年休という形ではないんですが、16日勤務の範囲の中でいつが休みなのかというところは、事前に届け出を出していただいております。

もう一つは、各課、それぞれ、16日勤務、いつ勤務をしたかということと、勤務内容は何かというところの月報的などところを出していただいております。私どものほうに回ってくるのは、つわの暮らし推進課関係の職員はそういうことですが、教育委員会等からもそういった勤務の状況というのは回していただいております。そういった形の中で、16日勤務の中身についても、管理は、今、現状されているということで認識をさせていただいております。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） おはようございます。一つだけちょっと、我が課も監査委員さんからの御指摘をいただいておりますので補足をさせていただきたいと思っております。

基本的には先ほど、つわの暮らし推進課長が申し上げたとおりでございまして、もう一つ補足をさせていただきますと、大変、川田議員御指摘のようにそういうふうに御理解、いい加減に把握していないんじゃないかというふうに御理解されるのは当たり前だと思うんですが、実はこれ、集落支援員は16日勤務をしているということについては、出勤簿で各課、確実に確認をしております。それで月によっては多く出る日もありますので、それについては、翌月の中等で調整をさせていただいております。

なぜにあれに丸をしなかった、支出調書と呼ばれますが、出勤状態のものに丸をしなかったかというのは、基本的に16日勤務は当たり前のことであると。ついては、源泉徴収とか、そういったものを引く明細を書く用紙として、あれを流用しとったというか、活用しておったということございまして、基本的にそれでそれを書くという、勤務した日にちは、16日は確実に勤務しているということは、出勤簿等で確認をした上で、





間が延びて、日にちはずれております。8時半から5時……。そういうことでございます。

○議長（沖田 守君） 米澤君、何のことですか。質問の取り下げ。（発言する者あり）

○議員（3番 米澤 舩文君） 取り下げます。済みません。勘違いしちゃった。

○議長（沖田 守君） どういうこと。質問の取り下げ。米澤君。

○議員（3番 米澤 舩文君） ちょっと質問の内容が違っておりました。休日については、日にちがずれておりましたのでいいですが、利用できる時間は、8時30分から午後5時30分、これが15分間延びています。その理由を。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 15分の延長の部分は、まず、訪問看護ステーション、5時30分までと。延長した15分の延長の理由は、利用者さんにとって平日訪問看護をやっております。それで15分ほど延長と。そして24時間対応は、訪問看護ステーションの場合は1人の対応となります。その対応の部分がやはり、24時間対応の利用者が少ないです。15分間そこで延長をしたということで、利用者にとってメリットになるということで法人のほうも判断し、町のほうもそれを了解を受けたということでございます。以上です。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤舩文君。

○議員（3番 米澤 舩文君） このことは、医療関係全般に延びていると思うんですが、同じ理由でしょうか。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 当然、訪問看護、医療・介護の連携があります。その中で、どうしても医療のほうで言いますと、開業医の先生が日常開業されておりますけど、どうしてもその部分で病院のほうに訪問看護が必要だというような状況がありまして、在宅当番医との関係、開業医との関係等あわせて、このたび15分間の訪問看護ステーションも延長したということでございます。

○議長（沖田 守君） 10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 訪問看護ステーションサテライトつわのが共存病院の中に入るということになって、瀧元の今あるところが、今度は、空き家になるということになるのではないかと思うんですけど、何か後の利用のこととかがあれば、教えてください。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） まず、訪問看護ステーションせきせいの方、津和野共存病院から現在の日原の方の枕瀬に移動ということの部分は、まず、この理由は、一つは、今回、津和野共存病院の老健の3階を移転をするということで、職員さんあるいは医師等で大幅な移動になりまして、いろんな状況の中で考えたあげく、やはり訪問看護ステーション本体として介護請求等もやる場所が非常にないというのが、一つの理由でもあります。

訪問看護ステーションの場合は、今、津和野共存病院は在宅支援病院を位置づけております。これは、地域包括ケア病床を維持していくということで、当初は、法律的に訪問看護ステーションが津和野共存病院になくてもいいということが、当初の段階では、法人の方にも県等に問い合わせたらそれでということがあったんですが、やはりどうも、法律改正がありまして、在宅支援病院を維持していくならば、訪問看護ステーションサテライトを津和野の中にも設けないといけないということで、一つのサテライト型の部門を設けております。

今の日原診療所の方に移ったという部分は、当然訪問看護ステーション、今後は、益田圏域との開業医との連携も当然あります。

開業医の先生、今、横田方面にも訪問看護、出ておりますので、その辺の部分で以前から収益をふやしていこうということがありましたので、それはひとつとして理由になるということでやっております。

京村議員さん言われました、瀧元の方はサテライトと訪問看護ステーション、両方、津和野地域と日原地域ありますので、今の、瀧元の方の住宅は、今後やはり医療介護従事者の住宅として利用したいという御意見がありましたので、それで活用していきたいと思っております。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕













介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 大変失礼いたしました。

改めまして、第5条の介護医療院という施設について、町内にあるのか、またなければ、近隣でどういうところを指すのかを教えてください。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） これにつきましては、提案説明のときにちょっと申し上げたと思うんですが、かたく言いますと、もう一回読んでみますけれども、「介護医療院とは、主として長期にわたり療養が必要である介護者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設であります」ということなんです、簡単に言いますと、ドクターが常駐しておる介護施設になるのかなと思っております。

あわせてまして次の質問ですけれども、この近隣でということですが、これにつきまして、4月から制度化されるものでありますので、今後出てくる可能性はあるかとは思いますが、例えばこの近隣であります、ドクターの数が少ないわけですので、その辺のところを民間の事業者さんが取り入れてできるかなというふうに思っております。恐らくは、都会地にまずは順次できていくのかなというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 今、介護医療院の部分ですが、これは国が療養型病床を廃止をするということで、もう10年前からやっております。

その部分で介護老人保健施設あるいはこの介護医療院ということでやっております、先日の医療介護の連携部会の中で、益田医師会病院の院長先生が、当然、医療報酬の改定があり、今後医療介護の連携ということになれば、介護医療院も一つの考え方として今の療養型、益田医師会には医療介護両合わせて約80床ありますが、その部分で今後事業展開を経営的な部分とあわせて考えていきたいということがありましたので、当然これは看取りまでの部分の医療院でありますので、その辺も踏まえて、今後またこの圏域の中でも、そういう介護医療院の新設がある可能性ではないかということで、きょうの時点ではお答えをしておきます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第21号津和野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩・癩癩癩癩・癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

#### 日程第17. 議案第22号

○議長（沖田 守君） 日程第17、議案第22号津和野町診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第22号津和野町診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩・癩癩癩癩・癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

#### 日程第18. 議案第23号

○議長（沖田 守君） 日程第18、議案第23号津和野町食と農のまちづくり条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） 23号津和野町の食と農のまちづくりの条例を改正させるわけですが、この食と農のまちづくりの条例の中で、今度4条が変わるわけですが、町民一人一人が流域木材の重要性を理解し、木に触れることの大切さを











○議長（沖田 守君） 日程第23、議案第28号公の施設の指定管理者の指定について（寺田納骨堂）、これより質疑に入ります。ありませんか。1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） 指定管理者の全体でこれはあるんですが、この件だけじゃない、4件あるんですが、指定管理料が全部ゼロになつてますね。これが指定期間が約3年間ですか、管理をするわけですが、まあ寺田だけではないんですが、皆四つあるんですが、これが指定料がただというのが、ゼロというのがどうも理解できないんですが。

3年間もこれを管理していただいて、管理料がゼロというのはいささかいかげんかと思いますが、ここへ地方自治法の第244条の第6項、議会の議決を受けて報告せよということが書いてありますが、7項のところ指定管理者は報告書を毎年出さなきゃいけないようになっておりますね。こういうことの事務事業までやらしといて、管理料はゼロというようなことが、大体なっちゃおらんような気がするんですが、どうでございましょうか。

あくまでも、これは議会で議決しとりますけえね。第244条の第6項で議会の議決を受けということになつてくるんですが、3年間もゼロでこういう公のものを管理さすという考えが、まあこれは前に議会で議決しとるけえしょうないんですよ。が、そこそこはどうなんでございましょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 平成18年に、本町の場合は、指定管理者の制度を取り入れたということでありまして。

それ以前のところは、地方自治法によって、公的な団体とかそういったところに公の施設というのは委託できるということで、委託契約を締結をして、それでその施設について運営をお願いしていたというのが今までのところであります。

平成18年に、津和野町が指定管理者制度を導入する際に、行財政改革の一環として、民間でもできるよという法律の経過措置の中で、私ども公の施設、委託をしている部分について、指定管理者の指定を行ってきた経過があります。

その際に、基本的に18年より以前のところで、委託料として払っていたのか払っていなかったのか、指定管理者制度を導入したときには、大体委託料に見合うような形の部分を継続をして、予算措置をしながら委託契約を結んだところが、公の施設の指定管理者の制度に移行したということでありまして。

今回、御提案をさせていただいてる4件について、その平成18年当時指定管理者制度移行する際に、恐らく委託料としては、町からの委託料は支払っていなかったということです。

この寺田納骨堂についていえば、会員が今、収支予算を今回も申請の際に出していただいておりますが、会員が15名で会費を1,000円の人が10人、それから2,000円の人が5人ということで、会費をとられて今運用されていると。草刈りとかという

ところについては、担当課のほうで予算措置をしてやられているというふうには考えておりますが、基本的に施設をつくってきた経過含めて、18年当時に委託料をお支払いしているかしていなかったかというところの部分は、継続した考え方の中で指定管理料については、お支払いをしていないところはお支払いをしていない中で、会費を取って運営をされているというのが現状としてあるということで、提案としては指定管理料ゼロの中で会費等いただきながら、公の施設を運営していただいているということが今現状としてあるということでございます。

○議長（沖田 守君） 1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） 28号は寺田の納骨堂のことで、私申し上げるんですが、なかなかこの管理を依頼されておられる方が大変、私が話したときですよ。この前もいろいろこの納骨堂のことで有ったわけですが、そのときに、自分はもう親兄弟もおらん、ここへ1人おるんだと、仕事場は益田だとちゅうんで、大変もうかわりたいとちゅうふうに申されたことがあるんですよ。

それじゃちゅうて、誰にそれじゃかわるかというてもなかなか後がおられないようなことで、また今回3年間もこの契約をされとるわけですが、それでも全然中の管理をせんわけじゃない、行って見られるんですからね、1週間に1回とない月2回とないと行かれるんですから、私はそれ相当の管理料ぐらい払うべきじゃないかちゅうふうに思うんですよ。

今、この方がやっていただいておりますからいいようなものですが、この3年後どうなるか、わかりませんわね。そういったことも考えて、今後まだこの案件が公の施設の管理料がまだ四つありますが、皆同じことを言うつもりはないですが、ここで代表でひとつ言うときですが、このこともこれからの検討課題じゃないかというふうに思っておりますので、その点もまた含んでおいていただきたい、このように思っております。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 指定申請書、順番でいくと私どもがこの公の施設について、指定管理者として、これ非公募ということでございます。で、今までやっていた公的団体ということで、お願いをしております。その際に、まずは仕様書を担当課でつくっていただいて、その中に指定管理料というのがゼロということで記載をさせていただいて、仕様書を出すと。そうすると、指定申請書という形で、寺田納骨堂でいいますと利用者の会の早川さんという方が指定申請書を出されて、そこには一応、今、先ほど御説明をした会費に係る部分が、集金をしてそれによって運営するんだということで書かれているということでもあります。

指定審査会ということで、今回議会に提案をさせていただく前に、この指定管理者候補者の選定審査会ということで、各担当課については課長のほうから内容について審査会で説明をされる。今、先ほど議員が御指摘になったような、高齢になってきて、だ





そんなことも、県との話し合いの中でやってまいりましたが、今回この河川管理道を町道に格上げするという、その辺については住民からの意向が大きく影響しておるのかとも思いますが、県との協議はどのように進められたものか、その経緯についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） この上寺田線につきましては、認定に当たりまして、地元からの要望もあります。提案のところで御説明いたしましたが、生活道として使われているところがあります。実際に、この河川管理道を使って家の出入りをしているということがあります。

河川管理道であります、旧町時代に、下水道工事でこの河川管理道が迂回路として使われています。そのときに県とも協議をして、迂回路として使わせていただきたい、それから舗装もかけておりますが、舗装もかけさせていただきますということで現在に至っています。

河川管理道は議員さんがおっしゃるように、基本は舗装はしない、ということになっておりますが、この場合は先ほど言いましたように、下水道の工事の関係で迂回路で舗装をかけるということとなっております。

このほか、いろいろ河川管理道で舗装がかけられてあるところもあると思いますが、それはさまざま経緯があつてのことだと思います。

今回、認定にさせていただくのは、理由は先ほど申し上げたとおりでございますが、県とも協議はしております。既に今舗装をかけてあるというのは、県のほうと占用の許可もいただいております。その上で認定を今回かけさせていただくものでありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 認定に特に反対するものではありませんが、一つの高齢化の中での課題として、現状を皆様方にお伝えしたいと思いますが、名賀の災害の後に河川の管理を目的として、河川管理道が延べ、トータルで4キロぐらい設置されたかなと思いますが、その管理道は先ほど申し上げましたように、舗装することは相ならんというというのが条件であります。これから先、今はまだ雑草等については問題になってはおりませんが、これの維持管理についても、草刈り等についても維持費は出ないと、そういうことの中で、ただ河川管理道には河川も隣接しているけども、農地も隣接しているんだと。結果的には農地を耕作する方はその管理道も、除草という作業を将来にわたって続けなければならない。その作業を軽減するために、農道として位置づけるならば、農道の20%の自己負担を持ちながら舗装もできるけども、今では舗装もできない、草刈りの管理費も出ない、その中で県の河川管理道を維持していくということは、高齢化社会では大変な維持が困難が想定されると、まあ愚痴を言って終わりたいと思います。



○議長（沖田 守君） 今のは答弁いらないの。

○議員（11番 板垣 敬司君） もしかして、農道として、何とか県当局と町が協議した後に農道指定する、そして農道として認定があった暁には、地元負担を求めながら舗装していく、そのようなことを今後将来検討していただきたいと思いますが、その辺について、担当課長の見解をお聞かせいただければ幸いです。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 今、議員さんがおっしゃっておられること、よくわかっているつもりでございます。

河川管理道につきましては、県のほうとしては舗装はかけないということであり、それは河川管理道としてのことでございます。同時にといたしますか、あわせてといたしますか、そこが管理道じゃなくって、耕作用農道として使われているということもあります。このことについて、除草の作業の軽減を図るために舗装ということでございますけれども、管理をしているのはあくまでも島根県でございますので、島根県のほうと話をしていくしかないところであります。

このことについては、また県のほうとも協議をさせていただきたいと思っておりますので、きょうの答弁はそういうところにさせていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） 道路が770メートルありますね、幅員が3メートルであります、交通安全上、管理上、車道ならガードレールというふうのが大体規定になっとるわけですが、防護柵がこのところで770メートルのうち、どのくらい設置してあるんか、それから、3メートルっちゃ大変狭いんですが、今後安全のための防護柵の設置でもされる計画があるのか、それと、離合場所が何方所かあるのか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 延長770メートルですが、このうち防護柵、河川へ転落しないために防護柵が設置されるところが、今数字をきちっと把握しておりませんが、小川公民館がございますが、それから上流側にかけて一部防護柵が既に建てられております。これは島根県のほうにおいて建てられたものだと思います。

その後、近いところでは、上寺田の自治会のほうから御要望がありまして、一部小川公民館のより後ろになるんですけれども、そこに町として県のほうへ申請をして、危ないところについては一部転落防止柵を設置しております。

まだこれでは不十分でございますので、この延長の半分以上はまだ転落防止柵を設置しなきゃいけないとこもあります。これについては、今度町道認定をしていただければ、これも財政のこともありますけれども、少しずつでも危険を、危ないところを少しずつでもやっていきたいなというふうに考えているところです。





は、除雪の委託料としては上げておりますが、降雪、除雪が生じた場合には補正予算として対応させていただいております。これは、今までもずっと同じようなことでさせていただいております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。3番、米澤舩文君。

○議員（3番 米澤 舩文君） 31ページの総務費、諸費、解体家屋、これは木部、長野地区の解体家屋の撤去委託料として380万円の説明をちょっとお願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 31ページの解体家屋撤去委託料ということでありまして、この物件につきましては、平成27年の10月にこの長福563番地4の該当する家屋、老朽で危険家屋になっているということで、解体をさせていただいたということでありまして。この当時のところでいいますと、所有者さんがもうお亡くなりになられて、この娘さんとの同意の中でこれを行ったということで、基本的には家屋の空き家の解体等については、自己責任ということでさせていただいておるところでございますが、なかなかこの辺のところは、いろんな家の債務的な状況等踏まえて、できなかったというところで、この娘さんのほうから同意書をいただいて、解体をしたということでありまして。その当時、最低限の解体ということで、一応危険が回避するような形の中で解体をして、ビニールシートを覆っていたというのが平成27年10月の状況でございます。

それ以降、約2年半程度たっておりますが、平成30年の2月の9日に長野自治会と木部地区自治会連合会のほうから、要望書が提出をされました。これは、中身的には、ちょっとビニールシート等も破れて中のものが飛散するというような状況や、けものすみかになるので、早急にこの解体した後の部分について、撤去してほしいという旨の要望書であったということでありまして。

私どもも、この解体に関する同意書、平成27年当時、その娘さんと交わしたときに、当該空き家の適正管理ということで、基本的にはやはりこの解体をした後の部分について、自己責任の中で適正管理を行ってくださいということで、この所有者の娘さんのほうと同意書をその当時交わしていたということで、今回、急を要するということについては、崩した部分が、相当、業者から見積もりをとったときも、中身的にもう、要は腐敗していたりというようなことで、大体、量的には90立米ぐらいの量になりますが、その部分で早めに撤去する必要があると。この撤去費用については、あくまでも平成27年10月当時の同意書に基づいて、基本的には娘さんにお支払いをいただくというようなことで、今、こちらのほうとしては、連絡をつけているようなところでございますが、そういった考え方の中で、今回、木部の長福の物件については、解体した後の残骸、

その部分について本人さんの平成27年同意書に基づいて町が撤去し、そのお金については、その所有者の娘さんのほうからいただくような計画の中で、この380万については計上させていただいたということでもあります。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤舩文君。

○議員（3番 米澤 舩文君） 自治会の要望により代執行ということと思うんですが、

これは、今後こういうことが自治会から要望されれば、町が行うということになれば大変なことになると思うんですが、御存じのように空き家はいっぱいありますので、危険家屋も今からどんどん出てくると思うんですが、自分で解体されたところもありますし、そのところがなかなか今後こういう事例をつくと難しくなるんじゃないかと思うんですが、どんなものでしょう。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） おっしゃるとおりで、御指摘のとおりだと思います。私どもの町としては、空き家の解体撤去については、自己責任があくまでも、これ自己責任だということで、これまでも国の法律に基づいた条例を可決いただきまして、その緊急的な措置として、平成27年は解体だけを行ったということでもあります。

今現状、大体20件ぐらいこういった空き家の御相談が自治会のほうからあります。危険な空き家だからどうかしてほしいということで、この空き家の中には、今回の物件と同じように、所有者さんは亡くなられて、死亡されていると。その相続をされる方も相続放棄をされているというような物件が、今までも交渉継続中の部分については、数多くあるということでもあります。所有者がはっきりしていて、所有者さんの責任でできるものについては、撤去していただいたりということで解決した物件も何件かあるということではありますが、相続放棄をした物件については、除却管理については、法律上相続放棄をしても、その空き家については管理をする義務というのは、法律があるということで私も認識をしております。ただ、これを除却するかどうかというところ、解体撤去するかどうかというところについては、そういった部分の権限が相続放棄をされた方にはないということになります。町として、そうした物件をどうしていくかというところでは、最終的にはその物件については町で撤去して、危険を回避していくような措置を講じていくというのが今後の方向になるかというふうに思っています。

今回、空き家の管理計画というのを町としても庁内で有識者による会議をつくって、その中でいろいろ議論してもらった中で、空き家の適正管理に関する空き家対策計画というのを今から平成30年度で策定をする予定にしております。本来なら自己責任で全て賄わなければならないところが、基本的にはそういった物件、相続放棄されたような物件については、町がそういった部分を補っていかなくてはならないということになります。

す。この物件自体が後利用もできて、活用できる物件であれば、この解体撤去に関する費用が社交金、社会資本整備交付金のほうで幾らか補助金が出るということで、ほかの自治体でもお伺いしとるところでございしますが、今回の物件についてもなかなか、所有者さんはもうお亡くなりになられているということで、今、娘さんのほうにそういった部分でお話をしていますが、資金的にはなかなか難しいという中で、前回の59万弱かかった解体費用自体も、今5,000円ほど入っているというような状況で、私ども請求もしておりますが、なかなか回収もできていない状況であります。このまま所有者責任というところでこの物件についてはずっと継続していくというところの部分、あるいは同意書の中で、適正管理ということで指導していっても、そういった部分でいいますと、自治会が言われているような撤去のほうまでいかないというところの判断の中で、早急に対応する必要があるということで、今回御提案をさせていただいたということでありまして、議員御指摘のように、今後こういった物件が出てきたときにどうするかというところではありますが、基本線はあくまでも所有者責任ということでありまして。ただし、そういった相続放棄されたような、所有者さんがもう死亡されておるような物件については、町がそこを解体撤去する義務が出てくるというようなところも含めて、今後については、今年度、空き家計画等、対策計画等立てて、それについて、いろんな事例が今後出てきますが、計画的にそれはこういうふうな事例はこういうふうなことで対応するというようなものを今からつくっていくというような考え方の中でおるということであります。

○議長（沖田 守君） 米澤舩文君。

○議員（3番 米澤 舩文君） 木部の、長野の物件につきましては、本当に危ない状態というのは私も見ております。しかし、この両方合わせるとまた1,000万近くなるんじゃないかと思うんですが、解体と合わせて、この撤去と一緒に。（発言する者あり）500万。回収の見込みはどんなんでしょう。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 前回、平成27年当時に実施をさせていただいた解体費用、総額で58万3,000円ということでありまして。5,000円入っておりますので、今現在57万8,000円で、これJAさんの抵当権に入っている物件ということで、その当時も所有者さんの債権というのが、何百万単位であったということでお伺いしております。JAさんともこの物件の解体、あるいは撤去については、抵当権に入っているということで、ちょっと連携をさせていただいて、その辺で、今債務の部分の返済状況どうなっているかというところでお伺いをし、また、これを撤去してもよろしいかというところでも協議をさせていただいているところですが、これについては許可が出ているところですが、金額的には最近なかなか入ってこ

ない状況が、JAさんのほうの債務についてもあるということでもあります。今回合計しますと380万と、約60万という中で、440万ぐらいですか、そういった金額がこの娘さんのほうには請求させていただくような形になるということで、あくまでもこれについては所有者責任として、お支払いについてはきちっとやっていただくという方針の中で、私どもとしては望むということですが、今までの部分で支払い状況、なかなか芳しくないところがございます。ただ、そうはいいいましても、そういった責任をきちっと持っていただいて、私どもとすれば対応させていただきたいということでもあります。

○議長（沖田 守君） 1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） 直接予算には関係ないんですが、津和野町にも空き家でも緊急性の高い、すぐでも解体しなくてはならない、そういった建物がじょうに点在しておるんですが、実際、今、課長さんところでも調査をされておるわけですが、車庫が建つと、それがもう風で倒れて、倒れきりの中へ自動車が入れてあるんで、その自動車へ、基礎は外れとるんですよ。それでもう傾いて、それがやはり町道のすぐ横なんです。そういう家もあります。それからトタン屋根が全部飛んで、2階屋ですが、トタンがないから、家屋が相当腐ってきておると思うんです。隣接する隣近所があるんで、そういうところからの声もあるんですが、町として今後それをどう対応していただけるのか、調査はしておられると思います。私も一緒に行って、見たケースもあるんで、それを今後どのようにしていかれるのか、ちょっとそのあたりをお聞かせいただきたい。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今まで空き家の撤去の関係の条例も制定をさせていただいて、自治会長囑託員会議等でこの空き家の部分の御質問もいただく中で、大体20件ぐらいの御相談があります。今解決をしたのが議員さんの御協力等もありまして、7件あります。残り13件というのが、先ほど御説明をしたような所有権の自体の、所有者自体がお亡くなりになって、相続をされるのが誰かもわからんというような物件の中で、なかなか、誰を相手に交渉していくかというところを含めて、困難な事例もあります。

ただ、そういったところは、この空き家の特措法等によっていろいろ裁判所とか、あるいはうちの役場の戸籍のほうとか、そういったところで所有者さんの相続に当たるとあるというような方に御連絡を差し上げて、場合によっては、この長福もそうですが、警察と連携をして、危険であるというところでのその所有者の御親族の方に御連絡差し上げて、そういったことで連絡がすぐ来るといようなことになって、この辺の法律的な所有権はあくまでも個人のものだから、危険を回避するためにどうするかというところを、今、またあしたも予算審査特別委員会ありますが、空き家の対策計画というのを町としてはとりあえずすぐにでも計画をつくらさせていただきたいと。その中でいろんな

ケースがあるところをもっと具体的にこういうケースについてはこういう対策をとろうというところを盛り込まさせていただいて、なおかつ所有のところがまた難しくなりますが、後利用でポケットパークとか、そういった部分に、公園とかにできる部分については、社交金とかを活用させていただいて財源の補助にすると。

ただ、私どもが一番今考えているところでいいますと、空き家の所有者の方に今は補助金等は一切出しておりません、撤去にかかるところは。このところも、よその町では、社交金あるいは撤去に係る補助金を所有者さんに交付をしながら、解決するほうをよりスムーズに解決していくというような方法をとられているところもあります。私どもは、交付の要綱等定めておりませんので、これあくまでも所有者責任での考え方で今まで来ておりますので、こういったところも税負担というところで交付をするべきなのか、しないべきなのかというところが、また検討課題としてケース・バイ・ケースでまた出てくるかと思いますが、その辺について、平成30年度の当初予算下でこの計画づくり等については、盛り込まさせていただいておりますので、ここでしっかり中で議論させていただいて、議員の皆様にご提示させていただければというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） 一つは、先ほども質問がありましたけれども、76ページの道路維持費のところ、除雪の費用として、約3,000万の費用がかかって、個人の委託に関しては、多分、島根県下どの市町村も同じ基準で行っておられるのだらうと思いますけれども、一般財源から約3,000万という大きな支出があるわけで、この除雪に関しては、多分、特別交付税の中で一定の金額は賄われておると思いますが、例えば今回のような大雪、他県などはもっと大きいところもありましたけれども、来年度の特別交付税にこれがまた今年度のが反映されていくようなものなのか、どういうふうに財源として考えていくのか、かなりのやはり一町としては、一般財源の負担になると思いますので、その辺のことを聞かせていただきたいのと、12ページのところの森疔外記念館の入館料と安野光雅美術館の入館料が減となっております。入り込み客数そのものは、大きな減というか、去年は、多分、減少しておらなかったのではなかったかと、うろ覚えでありますけれども思うんですが、ちょっと入館者数が減っておりますして、その分グッズ売り上げとか、館外店の貸出料が補正で上がっておりますけれども、こういうふうに減額補正をしなければならなかった、そういうところ、今度、種市コレクションとか、そういうものがまた展示等も行って、来年度は、新年度予算の予算査定でまたお話があると思いますが、去年の特に減になった理由などがわかればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 先ほどありました除雪費に係る財源ということでもありますけれども、既に普通交付税を算出する中で、いろいろな単位費用とか、係数ござ



いますけども、そういった部分で想定された中で、ある程度見込んで入ってきているという状況でございまして、今回の大雪に対して、加算されて普通交付税が交付されるということはないと、そんなになんというふうになん今考えております。

○議長（沖田 守君） 副町長。

○副町長（島田 賢司君） まず除雪についてですけど、除雪は一応特別交付税でもあるんですけど、一応単年度、単年度で完結をしていくと。ですから、ことしの降雪があった場合に、来年度にその特別交付税が入ってくるかということ、そうじゃないと、一応災害があってもその単年度、単年度で精算していくということが前提であります。特別交付税については、まずは災害があったところ、大雪が降ったところ、そういうところを重点的に国が配分していきますんで、町のレベルがどんなかちょっとわかりませんが、普通交付税でも今総務課長が言われましたように、単位費用、また関連補正、いろいろ普通交付税で通常の除雪関係、その分は例年多く入っております。それと、今回特別交付税として要望する額との差し引きが普通交付税のほうが大きかったら、それはもう入ってきませんので、もしそれを上回る額が津和野町として発生しておれば、その分は上乘せされる可能性があるかと。そこはあとは県の判断ですので、そこはわかりませんということでございます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） 岡田議員の御質問であります。森疗外記念館、安野光雅美術館とも入館料の減という形ではあります。28年に比べるとまた微減しておりますし、人数的に言いますと、当初予算の見込みと最終的な見込みが今、安野光雅美術館では5,500人程度少ないと、森疗外記念館では3,600人程度少なくなっているという形で、以前も御質問にお答えしたかと思いますが、宣伝不足というか、安野光雅美術館については、先ほど申し上げられたように、館外店等で若干の歳入はありますが、森疗外記念館等については、30年度以降新たな県道のなごみのところに横の県道設置により、なごみ温泉のところに看板等設置し、少しでも入館者がふえるように努力していきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 教育費の108ページのところの森疗外記念館費ですけれども、補正額は112万で修繕費のほうになっているんですが、この財源内訳がすごく気になるというか、概要説明でも、種市コレクションに係る過疎地域自立促進特別事業の1,750万円減額ということですけども、一般財源で2,000万が出ていますが、この振りかえになった理由を教えてください。そもそもこの種市コレク

ションを議決したときに、10割負担ではなくて7割は過疎債使うから、返ってくるからというような議決をしたような気がしているので、来年度にも係ってくると思うので、この辺詳しく説明してください。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 森疗外記念館費の財源振り分けについてでありますけども、種市コレクション分につきましては、特別交付税の特別移譲分ということで、今、県のほうに申請を出しております、その関係で町債、起債のほうから落とさせていただいております。（発言する者あり）特別交付税として今申請を上げるということです。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） それは、まだ確定ではないということですよ。いつごろ確定がわかるんですか。

○議長（沖田 守君） 副町長。

○副町長（島田 賢司君） 今、総務課長が申し上げたのは、とりあえず種市コレクションの予算をつけたときは、過疎債のソフトを充てておいたんですけど、今回、津和野町の特別な財政事情ということで、借金のほうを落として、これを特別交付税で申請しようということで、今、振りかえたところです。この特別交付税は3月の20日前後には内示があると思います。ですから、一応津和野町としてはこれを財政事情として特別交付税で申請したということで、財源振りかえをしたということです。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 54ページであります、衛生費であります。今年度においても、合併浄化槽の設置について、予算計上がされて、またその消化がなかなかされないというような状況の中で、広報等で住民に周知をされた経過があったように思っておりますが、結果的に確定で116万4,000円予算以下であったということのようであります。この合併浄化槽の普及状況といいますか、それと同時にこのように需要が、近年、ことは予算ほど要らなかったということではありますが、近年の様子、状況についてお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） 合併浄化槽につきましては、今年度8基合併浄化槽を設置いたしております。昨年が12基でございましたので、若干減少しているという状況でございます。今回の補正で2基分当初見込んでいたものが減ったということで、116万4,000円減額しておりますけども、合併浄化槽に関しましては、合併浄化槽から下水が変わるという部分もございますし、今後、この合併浄化槽については、5年計画の社交金を利用してまして、今年度が5年目の最終年度ということでありまして、補助金については、ある程度のところで締めなくてははけなかったと

いう部分もございます。来年度から新しく5年計画に基づきまして60基程度の計画を立てているところでございます。今後、推進については、合併浄化槽を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 30年度からまた5カ年の計画がなされるようですが、それで60基、これは、今年度と同じように、毎年度12基という設定の中で、一つ計画されておるといふふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） 一応、毎年12基というのを基本に、3年12基で、あと10基、10基ということで、考えております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 先ほどの種市のコレクションについて、当初過疎債のソフトということで、そのかわりは特別交付税措置を今要望しているということで、ちょっと確認というか、種市コレクションは3カ年で支払いを済ますというような感じだったのではないかなと思います。ことしは1,000万の購入予算が掲げられていますけど、これについても、当初は過疎債というような形で提案した、さらにまた特別交付税の措置を代替財源とされるのか、最初から特別交付税として、今後2年、3年残された2回、3回分の支払いについては、特別交付税対象になるのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

それと、安野光雅美術館、21ページの雑入ですか、235万4,000円という金額が上がっておりますが、説明の中では、「かいがい」展の貸し出しというふうに聞き取りましたが、「かいがい」展という新しい切り口でこれから現状どうなのか、そして今この「かいがい」展がどのように展開されているのか少しお聞かせいただきたいということと、最後に、1ページの、1ページは何かといいますと、一時借入金の補正というのが上がっておりますが、今回、当初が12億円の最高額を5億円プラスするというのかなと思いますが、この一時借入れの5億円は、ここ3月から5月の出納閉鎖までの間の一時借入れになるのかなと思いますが、その辺についてその一時借入れをしなければならぬような資金手当てというか、資金調達かどうかわかりませんが、その辺についての内容をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 副町長。

○副町長（島田 賢司君） 種市コレクションの関係でございしますが、とりあえず今年度と来年度、30年度2カ年で支払いをしていくということになっています。ただ、ことしに限りましては、島根県内においても、津和野町しかない特別の事情だということで、特別交付税は申請できますけど、来年の1,000万に当たりましては、前年度で一応特交をいただいておりますので、それは対象にならない。ということで、今回は過疎債のソフトを充当させていただいております。

○議長（沖田 守君） 出納長。

○会計管理者（竹内 誠君） 一時借入金の補正の関係でございますけれども、これにつきましては、昨年12月の段階から、一時借り入れが発生しております。この原因につきましては、地方交付税が前年度に比較しまして3億円の減額になっております。さらには、12月の後半に工事費関係の前払い金が3億円近く発生しておりますので、そういったところが（発言する者あり）地方交付税が3億円ほど、前年度に比較しまして減額となっております。さらには、昨年12月ごろに、末に支払いの関係ですけれども、工事関係の前払い金が発生してきております。そういったところで資金が不足してきておりますので、現在一時借入金を随時行ってきておりまして、累計で約12億近い一時借入金が発生しております。さらに、今月、3月末には今月分の通常の支払いとか、あるいは工事も完成をしますので、その工事の支払い、あるいは起債の定時の償還金等がありますので、そこら辺の費用も見込みまして、約5億円の不足が見込まれますので、このたび、一時借入金を増額というお願いをしておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 雑入の安野光雅美術館の件でございますが、「かいがい」展ではなくて、館外展でございまして、従来どおりの館外展の結果として、貸出料、それから監修料等が増額をしたということで、補正をさせていただいております。ちなみに、新年度、30年度も、今のところ2件館外展が決まっております。また随時決まってこようかというふうには思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。9番、三浦英治君。

○議員（9番 三浦 英治君） 先ほどから出ている除雪の関係ですが、77ページの、今回多くの考えが出て、いろんなことが耳に入ってくるんですけども、町道の場合は、20センチになったら除雪というふうになっていると思いますけども、これも委託先も業者、また個人等いろいろあると思いますけども、この判断というのは、委託先に任せているのか、それとも、例えば自治会等から連絡があつて、建設課のほうから連絡がいくのかという点と、あと除雪の内容、つまり機械、いろんな種類があると思いますけども、これによって単価も違うと思います。ただ、うわさの中で時給2万になるとか、日当2万になるとか、わけのわからんようなことがよう耳に入ってくるんですけども、現実のところどうなのかというのをちょっとお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 除雪に関しましてですが、委託先は、従来から除雪では建設業者、町内の建設業者さんに大変御協力いただいております。それから、それだけでも、今回のような除雪では、住民の皆様方、それぞれ地域に機械を保有しておられる方もいらっしゃいますので、そうした方々にも御協力をいただいております。これも、従来から協力をお願いして、実際、除雪に当たっていただいております。







○議長（沖田 守君） 日程第32、議案第37号平成29年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第37号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第37号平成29年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩・癩癩癩癩・癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

### 日程第33. 議案第38号

○議長（沖田 守君） 日程第33、議案第38号平成29年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第38号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第38号平成29年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩・癩癩癩癩・癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

### 日程第34. 議案第39号



○議長（沖田 守君） 日程第34、議案第39号平成29年度津和野町診療所特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第39号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第39号平成29年度津和野町診療所特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩・癩癩癩癩・癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

#### 日程第35. 議案第40号

○議長（沖田 守君） 日程第35、議案第40号平成29年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第40号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第40号平成29年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩・癩癩癩癩・癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

#### 日程第36. 議案第41号

○議長（沖田 守君） 日程第36、議案第41号平成29年度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第41号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第41号平成29年度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩・癩癩癩癩・癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

午前11時45分散会

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 30 年 第 2 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 3 日)  
平成 30 年 3 月 23 日 (金曜日)

議事日程 (第 3 号)

平成 30 年 3 月 23 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員 (12 名)

1 番 後山 幸次君	2 番 川田 剛君
3 番 米澤 宏文君	4 番 岡田 克也君
5 番 草田 吉丸君	6 番 丁 泰仁君
7 番 寺戸 昌子君	8 番 御手洗 剛君
9 番 三浦 英治君	10 番 京村まゆみ君
11 番 板垣 敬司君	12 番 沖田 守君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	.....	下森 博之君	副町長	.....	島田 賢司君
教育長	.....	世良 清美君	総務財政課長	.....	岩本 要二君
税務住民課長	.....	吉田 智幸君			
つわの暮らし推進課長	.....				内藤 雅義君
健康福祉課長	.....	土井 泰一君	医療対策課長	.....	下森 定君
農林課長	.....	久保 睦夫君	商工観光課長	.....	藤山 宏君
建設課長	.....	木村 厚雄君	環境生活課長	.....	和田 京三君
教育次長	.....	渡邊 寛夫君	会計管理者	.....	竹内 誠君

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きお出かけをいただきまして、ありがとうございます。ただいまから、3日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は12名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、6番、丁泰仁君、7番、寺戸昌子君を指名します。

#### 日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

発言順序1、11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） おはようございます。3月定例会、1番バッターとして一般質問をさせていただける機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、今回は住民自治という視点のもとで、2点ほど質問をさせていただきます。

まず最初に、住民協働のまちづくりについてということで、この施策については平成24年度から進められ、まちづくり委員会による活動が、ことして7年目を迎えようとしております。24年当時の冊子を改めて読みまして、三つの柱というものが掲げておられます。私たちの意見がまちの形をつくる、私たちの力でよりよい地域をつくる、そして、私たちの活動がまちづくりを担う、まさに住民自治を積極的に進める施策であると思っております。

そこで、今年度は新たに特別枠が設けられました。組織づくりについて、重点的に取り組む事業を対象としておられるようでございますが、その視点と採択基準はどのようなものかということ、まず、お尋ねいたしたいと思います。

次に、農村部で、最近特に空き家になっている家屋を、自治会が地縁団体となって、その建物を借り受ける、そして改修、そしてお試し住宅、その地域の迎賓館とでも言えるような、そのような位置づけで取り組みをすることが、地域の定住対策に取り組む近道ではなかろうかと考えておりますが、このような施策について、この特別枠を使うことはできないのかをお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。本日から一般質問でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、11番、板垣議員の御質問にお答えをさせていただきます。

住民協働のまちづくりについてでございます。

まず、一つ目の御質問であります。平成24年度より、まちづくり委員会への財政支援として地域提案型助成事業を実施し、平成27年度からは地域提案型助成事業の制度の見直しと、まちづくり組織交付金を新設して、住民協働のまちづくりを推進してまいりました。

平成30年度以降の3年間につきましては、これまでの各まちづくり委員会の事業評価結果を踏まえ、財政状況も考慮した上で、まちづくり組織交付金につきましては、1自治組織当たりの交付額を6万円から3万円に、人口1人当たりの交付額を1,000円から700円に減額し、予算額を約900万円、地域提案型助成事業につきましては、組織づくりを重点的に取り組む事業について総額200万円の特別枠を設けて支援するもので、総額1,700万円を予算額として補助金の交付を行う予定でございます。

地域提案型助成事業の特別枠についての視点としましては、まちづくり委員会が地域課題解決のための協議の場として機能するため、平成30年度からの3年間は組織づくりに視点を当て特別枠を設けたものでございます。

具体例といたしましては、まちづくり委員会を構成する自治会や町内会等の自治組織が存在していない地域において、新たな自治組織の設立に向けて取り組むものや、まちづくりを牽引する人材の育成に取り組む事業、女性や若者など幅広い年代層等に参画してもらうために取り組む事業などを対象とする考えでございます。

採択基準としましては、具体例による組織づくりのための事業を基準とし、提案のありました事業について、各まちづくり委員会とのヒアリングを実施し、補助金の交付を決定したいと考えております。

二つ目の御質問であります。町が設置しているお試し暮らし住宅につきましては、現在、日原地区にシルクの里交流館、津和野地区に平成29年度に整備した津和野町お試し暮らし住宅がございます。平成28年度のシルクの里交流館利用23件のうち、7

家族12人の方が町内に移住されており、定住対策としても有効であると考えているところでもあります。

議員御提案の、自治会等が地域の空き家を改築し、お試し住宅として活用することは、定住対策として、また、地域の小さな拠点としても活用できることから有効な施策であると考えます。

しかしながら、経費面では、空き家情報バンクに登録している物件を取得するものとして考えれば、経費は200万円から1,600万円で、改修に係る費用は、台所、トイレ、お風呂といった水回りの修繕に400万円程度かかるものと考えております。

また、管理面では維持経費の負担も考えられ、費用面と管理面についての課題を整理した上で、特別枠として検討する必要があるものと考えております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 自治会組織の設立、また、まちづくりを牽引する人材の育成、女性や若者など幅広い年代層、そういう御回答で、この200万円を宛てがうというような御答弁でございましたが、もう一つ加えて、今の高齢化社会の中で、現在の65歳が高齢者とみなされる部分がありますけども、私の周辺におられる高齢者と言われる方々、年代的に見ると80歳はまだまだ現役で、70歳なんかはもう若者のうちだと思うんです。そして、次の質問で考えておりましたが、今回の寒波の関係で、例えば水道が漏水をした、そしてまた、町道もしくは家につながる私有道における除雪等において、65歳以上80歳を超えられた方でも、何かグループをつくったり組織をつくることによって、自分たちの課題を積極的に取り組むという、そういうことで女性や若者に加えて、それらの年代の方に参画の機会を持ってもらう。もちろん、こちらから、こういう形でつくられたらどうでしょうかという、そういうひな形も示さなければならぬと思いますが、そのようなことで200万円という——多いか少ないかはちょっとわかりませんが——生きたお金を使うことが大切ではないかなと、先ほどの答弁で感じたところがございます。

それで、あともう一つは空き家の関係でございますが、非常に担当課長としてのお考えもにじみ出ておりますが、空き家バンクに登録しているということが、現在の空き家確保というか、空き家の改修工事については、空き家バンクに登録しているものを、それは所有者がバンクに登録する、そして所有者もしくはその次に入られると思われる方が、使用者が定まったときに初めて、その最高額100万円の改修費をもって、2分の1、上限50万がこの改修費に宛てがわれるという要綱がありますけども。その要綱でやりますと、空き家にされる事情を考えてみますと、そこで住むことができない、何らかの事情でその家を離れられるわけですから、そこへ所有者の方がお金をかけるというのは、空き家バンクで使っていただければうれしいということでかけられる方もおるかもしれませんが、そういう事例は少ないのではないかなと。

それからまた使用者も、入ってみたら、あっちもこっちもみな直さにゃいけん、外観はえかったけども、中入ってみればトイレも水回りも風呂も何もかもということで、もう100万どころじゃない、200万、300万というようなことがあれば、なかなかそこに自己負担を投じて改修費をかけて、その家に住むというのは、やっぱり相当何かがないと難しいのではないかなということで、私の身近なところでそういう空き物件があって、この物件を、例えば所有者の方は、もうただみたいなこと使ってください、もし何なら買ってくださいというような事例があるわけですが、そういうところをやっぱり所有者の方もお金をかけないし、今度入れようとする使用者の方も、300万、400万かけてまで入られるという状況にはないと思いますので。私が今、確認をしている物件は、200万ぐらいでトイレと炊事場、風呂、そういったものをかければ立派な住宅に生まれ変わるというような感じで、そういうような柔軟な改修計画で、その地域に住んでもらう、そんなことがいいのではないかなというふうに考えております。

そしてまた、田舎には——言っただけなんです——生活の見回りや遊休農地の有無、定住を促す生きたおせっかい役の方が多くいらっしゃると思います。そうした身近なおもてなしが可能と思えるような立地での進め方が、私は望ましいのではないかと。町の中にあるとか、それも必ずしも悪いわけじゃありませんが、やっぱりおもてなしができる、そういう条件の中で定住対策を進めるのが大切ではないだろうか。そのためにも、このまちづくり委員会で新たに設けられた特別枠というものをもう少し、今年度無理ならば来年度以降でも、そういう予算の仕組みというものを変えていくことが、私はいいのではないかと考えておりますが、その辺についていかがでございましょうか。

それともう一点、先ほどの答弁では28年度実績が出ておりましたが、29年の2棟の実績はいかがでしたでしょうか。

それと、2棟に対する通年の年間維持管理費についてはどのようになっているか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員が御質問のあった最初のまちづくり委員会の特別枠の関係でございます。

私ども、平成24年から3年刻みで、この地域提案型助成事業等を使って、まちづくり委員会の助成を行いながら、地域課題の解決に努めていただいたということでありませぬ。

毎回3年ごとに、この評価というのを、まちづくり委員会、12地域でそれぞれやっていただきまして、今回この特別枠を設けたことにつきましては、先ほど議員さんの御指摘がありましたように、地域課題を解決するための、このまちづくり委員会が場として機能しているかということでもあります。この質問に対して5点満点の評価で、平成24年から平成26年の最初のところでいいますと3.1点が平均点でございます。今回の27年から29年度まで、この3年間で3.75ということで、このまちづくり委員

会が地域課題解決のために協議の場として機能しているかという質問に対して、前の3年より今回の3年のほうが、基本的には各まちづくり委員会とも機能してきたということでお答えになっているということでもあります。

その中で、いろいろ御意見いただく中で、やはりこのまちづくり委員会自体が、先ほど御質問にもありました定年退職者であるとか、あるいは超高齢者のまちづくり委員会というような表現で総括されたまちづくり委員会もございます。若者の参加を推進し、新しい発想に期待したいというようなことで、この地域課題というのは、先ほど御指摘があったように除雪等を誰が行うかと。そういった地域課題があったときにまちづくり委員会で対応する手法として、やはりそういったグループをつくっていただいた方々が、まちづくり委員会の活動の一環として、そういった地域課題を、除雪をするということとで解決していくというような方法もあろうかと思えます。

私どもとしては、そういった地域課題を解決するために、その地域地域に合った組織づくりというのを今後は進めていきたいと。今回の評価なんかも踏まえて、次の3年間については特別枠200万円を設けさせていただいて、そういった組織づくり、自治会のない地域もございます。そういったところも含めて、新しい女性の団体に入っただく、あるいは青年の団体に入っただくような組織づくりをしていただくというような視点の中で、この特別枠を設けさせていただく。額については財政が厳しい中で、今回トータルでは減額した形になってはいますが、その減額した中でも200万円だけ、この特別枠としてつけていこうという考えの中で創設をさせていただいたものであります。

定住対策というところで、空き家の活用というようなこともございます。議員さんが御質問のあったように、その空き家が、その地域の小さな拠点として機能できるような仕組みというのは、各12地域、まちづくり委員会それぞれにお考えがあった場合には、私ども進めていきたいというようなところは当然でございます。総合戦略をつくったときに、各まちづくり委員会、12地域をそれぞれ回らせていただいて、そういったまちづくり計画というのを今から立てていきたいと思いますというのが総合戦略の柱の一つの中に入っておるわけなんです、これが、なかなか実行できていない状況がございます。その点については、この管理をどうするかとか、議員が御質問あったような、体制的に身近におせっかいをやくような、そういった入られたときの世話役の方、そういった方がどういう形で参画できるかというようなところ、それとあとは取得費用とそれから改築の費用、こういった費用面のところを負担をどうしていくかということで、これは特別枠として金額的なことを考えれば、先ほど町長が申し上げたとおり厳しいところがあるかなというのが私どもの今の考え方です。

ただしかし、まちづくり委員会の中で小さな拠点をどうつくっていくかというところの部分については、やはり地域の皆さんがお考えになって、そういった財政措置というのも将来的には考えていかないと、定住対策を今の空き家バンク等だけで進めていくに



は、その効果的などころからいうと、まだまだ課題があるのではないかと考えているところでございます。

先ほど御質問にあった平成29年度のお試し暮らし住宅の実績でございますが、平成29年度、津和野に新たにつくったお試し住宅、これについては稼働が今のところ63日です。9件、お入りになっておられます。1年でいいますと、63日でございますので、平成29年4月1日から3月の直近21日までのところで押さえているということで約18%ぐらいの稼働ではないかと。日原のほう、シルクの里交流館につきましては本館と別館ということでございます。本館のほうは129日稼働しておりまして大体36.2%、それから別館のほうは111日稼働しておりまして31.1%、本館のほうは利用件数としては4件ということで、別館のほうは10件ということになっております。

それから、費用面について、お試し暮らし住宅、津和野にある部分でございますが、これにつきましては電気、ガス等の光熱水費が大体年間21万2,000円程度かかるものでございまして、あと清掃の委託、それから消防施設の保守点検等が11万2,000円、それから消耗品で2万5,000円、それから受信料で4万3,000円程度、金額的にはかかるということでありまして。管理経費でいいますと、この1戸建てを購入して改築した物件でございますが、年間40万以上の金額を支出するのが管理経費ということでありまして。

シルクの里交流館のほうも、光熱水費については22万程度でございます。消防と清掃業務の委託料が、ここは40万9,000円、それから消耗品については2万5,000円で、受信料等が4万3,000円ということで、ここについては70万を超える金額が経費としてかかっているということでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） お試し住宅としては目的がある程度かなって利用もあるようでございますが、もう少し定住とお試し住宅の両方を兼ね合わせたような意味合いで、現在、つわの暮らし推進住宅というものが、当初5年間で25棟という計画も、ことし畑迫地区でまた計画が復活しておりますが、これからの進め方、そしてあり方として、農村にある古い家屋、農村に限らず町内どこでも構いませんが、できれば農村のほうは仕事が見つかりやすいのではないかとということで、農村の空き家を当面は1年のスパンぐらいで借りて、そこでちょっとお試し体験をしながら林業・農業体験も兼ね、そしてその地域にある農業法人的なものに雇用の場があるとするならば、そういうものを求めながら、そして地元もそういうものを提供しながら、そこに定住施策を進めることが、やはり着実な人口増、まして地域の疲弊を食いとめる施策につながるのではないかなとそのように考えております。

ぜひ、そのようなことを御検討いただければ、これ以上は質問はありません。よろしくお願いいたします。

それから、続いて寒波の被害のことについてでございますが、とにかくこの冬の寒波というのは住民生活にとって大変苦難を強いられました。その住民の皆さんもさることながら、担当課を初め業者の方も日夜寝食を忘れて対応されたことに対しまして厚く敬意を表する次第でございますが、まずはこの状況について、お知らせをいただきたいと思っております。

除雪の対応というものは、当然、業者、団体、また地元対応というようなことでなされておると思いますが、その委託料等については、今回どのような状況であったか、そしてこの委託料、当面のところは一般財源で宥てがうということでございますが、今日的に特別交付税の措置が幾らかなされるのではないかとというようなお話もありましたので、その辺についてどのような状況なのかお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、学校、公民館、地域に配置されている小型除雪機の利用状況はいかがかということと、それから今回の水道の漏水の状況と減免措置を申し出られた方の実態を、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、寒波の被害の状況についてお答えをさせていただきます。

まず、除雪対応につきましては、自治会長、道路愛護団長からの積雪状況の連絡をもとに除雪の優先順位を定め、早朝より担当職員が対応を行っております。そして、建設業者や団体、地元の方と密に連絡を取り合うことで、除雪状況の把握をしながら、手があいた方々に応援に行っていたことで、孤立地区も発生することなく除雪作業ができたと思っております。

今年度の除雪作業に当たりましては、12業者、3団体、2自治会、地元24名の方々に御協力をいただきました。

また、最大積雪量は山間部で60センチを記録し、除雪稼働日数は24日で、1日最大54台の除雪機械が稼働いたしました。稼働時間総計として1,972時間にも上り、委託料は約5,000万円を要しました。

除雪に係る経費につきましては、普通交付税及び特別交付税措置がなされており、特別交付税は特別な財政需要として県に報告しているところでありますが、災害時の全国的に特別な財政需要を考慮した上で、国の配分によりますので、措置額などは明確にはございません。

次に、町内4小学校、2中学校内での小型除雪機による除雪状況は、9回の利用で約10時間稼働しており、児童生徒の登下校など、歩行の安全を図ってまいりました。

また、町内の11公民館での除雪状況は、累計で119回の利用で約320時間の稼働であり、公民館活動を停滞させることがないように除雪作業を行っております。

次に、漏水の状況と減免措置の実態についてでございますが、今回の大雪低温については1月10日から始まり、約1カ月にわたって続きました。特に2月7日から9日にか

けては、気象庁のデータによると津和野町の観測史上の最低気温で2位、これは8日に記録したマイナス9.1度、6位、これは7日に記録したマイナス8.2度、9位、これは9日に記録したマイナス7.8度の低温を記録しております。

その結果、各家庭はもちろん、水道本管も凍結をするという事態となり、左鐙地区において5軒8人が、8日から10日午後2時30分まで断水となりました。また、各家庭においても凍結のため水が出ない状態や、水道管破裂のため水が使えない状態となりましたので、給水活動を津和野地区、日原地区で実施をしております。

漏水件数ははっきりとは把握できませんが、2月の水道料金において、前月と比べて15トン以上、使用水量が増加した家庭が326軒あることから推測し、漏水家庭は450軒以上に上ると考えられます。漏水が数多く発生した特例として減免措置を行うことにしており、3月14日現在で減免措置を申請された方は87軒41万8,000円となっております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 除雪について、まず、御回答がありましたので、5,000万ということで、去年はたしか1,000万だったというふうに感じておりますが、ことしはその5倍ということで、通常、年間を通じた普通交付税並びに特別交付税の中にそれが既に含まれておいて、今回の大雪のためにその特別交付税が明確にあるということはないが、要望はしておるというような表現でございますが、その辺で委託料ということについて同僚議員からも3月の補正の中でもありましたが、やっぱり緊急避難的なことでございますので、そこその単価でないと除雪作業ができないということでございますが。住民の要望というものも考えてみますと、今日的には——言葉が過ぎるかもしれませんが——ちょっとわがままが過ぎるのではないかな。ある程度、2日ほど、今の天気予報を見れば、あしたからは晴れ、あさってからは晴天になるぞというようなそういう天気予報のもとで、「とりあえず目の前に20センチ雪が降ったけ、早うのけてくれ」、そういうことで行政としては、その要綱のもとにのけざるを得ない、そういう実態を思い浮かべるところでございますが。財政的に5,000万という財政を伴うということが、住民の皆様にも、業者とか地元でやられる、その方々には当然その対価として支払われるわけですが、このものをもう少しお互いに冷静に考えて、一般財源として5,000万があれば、どれだけの国庫補助事業を持って帰り、過疎債を使い、さらにその残の一般財源で5,000万を使うとするならば、どれだけの事業ができるんだというようなものもお示しをいただきながら、住民にも少し我慢を強いるというようなことも、これから必要になってくるのではないかなと思っておりますが。

質問かどうかわかりませんが、今回4億3,000万の特別交付税が平成30年度にありましたが、集落対応というような表現で特別交付税の金額が算定されているように

ありましたが、その中に既にその除雪等については入っておるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） おはようございます。

除雪にかかる交付税措置につきましては、先般も御説明させていただいておりますけれども、普通交付税の算定の中に、既に交付税措置をされております。

特別交付税で措置される部分につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、今回のような大雪等の災害によるような特別事業という部分で特別交付税としての措置がされておるわけでありまして、それにつきましては、やはり全国的にそういった特別な財政需要というものが、今回も発生している状況でございますので、一概に、うちだけが大雪になったので特別交付税を措置してくださいと、要望はしておりますけれども、その配分につきましては国のほうが配分をしてまいりますので、実際にどれぐらいの措置額になったとかというふうな明確なものは、ちょっと示されていないということで答弁をさせていただいているところであります。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 除雪ということで、何年前ですか、集落にも各公民館なり、私のところには名賀地域センターと、豪雪地帯ということで徳次の自治会のほうにも小型除雪機が配置されておられますけれども、この除雪機、私もある程度使って、その性能なり感じておりますが、実にすばらしい。この除雪機があれば、普通2トンダンプで排土板でのける以上に能率がいいというか危険もないし、そこそこの仕事ができているなと感じております。

そういう除雪の機械、除雪機を誰が使うか、誰が平生の管理をするかという問題はありますけれども、現在のところ、私どもの集落では、積極的に「あいてるかいなあ、今度はわしが昼から使うけ貸せよ」、そんなことで使い回しをしております。本当きれいのけます。

県道沿いの歩道なんかについても、3キロ、4キロ、やっぱり県道の車道を歩くのはまずいかなということで歩道を除雪するわけですが、車道の雪が、その七、八トンぐらいの除雪機ではあつとのけますので、重たい雪が歩道にはたくさん山盛りになりますけれども、これをもってしても、何とか四、五メートル除雪してくれます。当時25万円か20万円前後だったかと思っておりますけど、そのような除雪機を今後、今以上に豪雪地帯と思えるようなところに、そういうグループ組織をつくり、何とか配置する。そのことが、最終的には今回のような5,000万とも言える大きなお金が将来軽減されるのではないかと、そのような工夫をするべきだと私は思っております。

ちなみに、おとといですか、公民館をのぞいたときに、ここの公民館の除雪機はどのぐらい動いているかなちゅうて聞いたところ、畑迫の公民館ですけど、ここに除雪機の

管理チェックシートというのがありまして、平成28年12月28日、30分運転オーケー、平成29年1月13日——1月、3月、5月、6月、8月、9月とかいうて、30分ぐらいエンジンかけているんです。そして、平生使わんときにはバッテリーからターミナルを外す、そのような除雪機の管理というようなものが、管理の要綱として独自に畑迫の公民館ではつくられて、それを館長みずからやっておられます。すごいなと思って、けさ、ファクスで送っていただいて、こんなことが平生管理がされているというところもあるということを御紹介申し上げます。

ぜひ、今後の季節、温暖化によるこの豪雪というものは、やはり住民生活のために除雪というものはせにゃあしようがないと思うんですけど、平生からそんな体制組織化、そんなものを検討することは大いに価値のあることではないかということで、この除雪については終わりたいと思います。

あと漏水対策でございますが、この答弁でいきますと450軒以上あったと思われま。それで、この減免措置は現在87軒ということでございますが、実は町内のある方からちょっとお話を伺って、隣の山口市では、この減免措置の取り扱いが違うんだと、そういうような行政があってもしかるべきではないかということで私のほうにお叱りとも言えるお問い合わせがありました。

なぜかといいますと、この答弁にあるように、行政側は漏水の家庭は450軒以上あったと思われる、そして15トン以上使われて、平生の月よりも15トンも余計に使った家が326軒あるということを確認されたわけです。

それで、山口市はどういうことかといいますと、過去の3年ぐらいでしたか、さかのぼって、その月の過去の3年のデータをもって、特に何トン以上余計出ているような家庭は、むしろあなたは平生の3カ年の平均値よりも相当使っておられますから、この部分だけは余計使っておられるというか漏水だということで通知をして、ぜひ申請してくださいよと、そういう申請手続があるようでございます。きのう、徳佐の嘉年というところに地域センターがありますが、そこへ行って確認しましたら、申請ではありますが、あらかじめ行政のほうからお知らせのような形で、おたくはちょっとおかしいんじゃない、たくさん使っておられますよということで、まずは漏水ということを行政のほうから受益者のほうへお知らせして、その上で減免申請をしてくださいというような優しい行政です。津和野の場合は水道業者が直した、その直した領収書を持ってきたら、その使用量を確認して、その使用量に対する3分の2ですか、減免をするという、何かちょっと扱い方が優しさが少ないんですよ。その辺について、町民の方から私のほうへ苦情が届いておりますので、担当課長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） 寒波による漏水についてでございますけども、今回、全国的にNHKとか報道の中で、1月10日から大雪、低温が発生するという情報が

流れる中で、当課としましては広報活動をし、漏水対策について、常時くどいぐらいに放送をかけさせていただきました。

1月の段階で既に漏水家庭が発生している関係上、1月の段階で特例措置という減免の措置を考えまして、これにつきましては、1月の嘱託の文書で全戸に申請用紙とこういった形の減免措置をするという形で広報させていただきました。そういった中で、その段階では2月末の締め切りという形でさせていただきましたけれども、既に漏水の修理業者が間に合わないという状況が起きておりますので、今月3月いっぱいまでの申し込みということで、1カ月の延長を行っております。

そういった形で、確かに15トン以上の漏水家庭が326軒というのは数字上わかります。しかしながら、家庭によっては、もう漏水はそのまま置いておくんだとかそういった部分もありますし、各家庭によって、すぐ漏水の修理を行った家庭もございます。そういった家庭の中で、各家庭にはその減免措置の状況の文書、それから各業者につきましては、各業者に用紙を既に配付しておりまして、業者による、おたくは漏水しとるんで減免措置をなさいよという業者に対する漏水の申請の周知もさせていただいております。

そういった中で、3月14日時点で87軒という形で申請が行われていますけれども、今後も周知をしながら——もう1週間しかございませんけれども——もう直された方については、別に領収書が必要でもございません。業者の漏水の証明さえあれば、業者さんが確実に、指定業者さんが修理したよという証明書さえあれば減免措置が受けられますので、そういった形で行っていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） いろんな公共的にエリアとか制度が広がってきますと、やっぱり住民は、自分たちはある程度の料金というか税というか、そういうものを負担しているんだから、それが当たり前というふうにならざるを得ないと思います。

今回、平成30年の4月1日から簡水が統合されて町へ全面移管されます。そしたら、一例ですが、今まで簡易水道で、自分たちの簡易水道だということで、当然その料金体系も町の上水道体系とは違って安くなっていますけれども、しかし、管理というか、責任というか、その問題については自分たちにあるということを認識していますから、例えば、今回新しく遠隔装置で原水の貯水池が急激に減る、これはどこかに漏水状況が発生しているんだ、そしたら地元にとりあえず管理組合があるとするならば、そこへ「おい、周辺の給水の状況を調べてみてくれんか」ということで私どもは受けて、大方20数件の家の漏水状況を把握する。そして速やかに、その漏水箇所が発見され大事に至らない、そういうことが田舎ではあります。

町内も大分簡易水道が——今回、一般の水道会計に移りますが。それにしても、町の中でも全体的に、給水事業が町がやるんだ、公がやるんだから公が責任を持って、ちゃ

んとしてくれよというのが住民の声かとは思いますが、私はその辺で何とかエリアごとに、水道の検針も今は業者であったりシルバー人材センターであったりするのかわかりませんが、だと思いますが、やっぱり、そこそこのところに何か水道メーターを検針するとか、先ほどの小型除雪機を設置して、その管理運営、そういったものを自治会単位、もしくはもうちょっと広がりのあるところでも管理体制をしっかりとするような、そういう組織を持つことが、全ての行政経費の軽減につながるのではないかなと常々考えております。

そのようなことは、町長が最終的には、これからのまちづくりの中で考えていただけるものと思っております。そんなところで、新しいまちづくりの中で地域提案型もしくは集落の交付金もありますが、そういう形に徐々にシフトしていくようにして、やっぱり自分たちの責任というか、自分たちのものだというような位置づけの中で、今後、公共の施設が使われるならば、すばらしい町ができるのではないかなと思っておりますが、そういう中で私の思いをどのように受けとめられますか、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） このたび、いよいよ水道のほうも公営企業会計になるということでありまして、これまで以上に水道会計の、いわゆる採算性というものが求められるわけでありまして、そのためには、この経費の削減というのは一層追求をしていかなきゃならないというふうに思っております。

そうした経費の削減を考える中で、議員御指摘のような、町民の皆さんに任せられるところは任すということが、実際にそれが経費の削減につながるかどうかというのは、一層検証していかなきゃならないというふうに思っております。

あわせて、やはり町が水道を運営をするということは、採算性ととも、より安全に安定的に水の供給をするという、その責任が大きくなるわけでございます。そうした中で、いろんな管理を町民の皆さんにお願いをするということが、本当にその安定性や安全性というものが担保できるのかどうかということ、この辺も、より慎重に考えていく必要があろうかというふうにも思っております。

水道会計が年々、公営企業会計後も厳しくなっていくことは間違いないことであるので、そうした中で、いろんな最善の方法というのは、これからもしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） もう時間もかれこれまいりましたので。現実的に水道の会計が町のほうへ移管された場合を、ちょっと私なりに数字を上げてみたんですけども。私どもが大きな災害で、その災害復旧も町のほうで皆やっただけです。本当にありがたいことだと思っております。今日まで、平成7年ですか、自分たちが安全なおいしい水を飲もうということで、みずからが水源地を見つけて、町の補助金

をいただいでつくった地元の簡易水道でございますが、今日まで、毎月20トン、水を使えば、20トンまでは定額料金で400円で済みますよと、20トンを超えれば1トン当たり10円でいいわというようなことで積算して、今日まで23年ぐらいまでやってまいりましたが、1カ月400円でおおむね済んだ水道料金ですが、4カ月ごとに量水計をお互いに見て、「おまえのところは20トン以内だから1,600円くださいよ」、徴収も自分たちでしながらやってきたわけですが。そうすると、年間で4,800円で済んだ水道料金が、今回、町水道になると、毎月の基本料金が13ミリで864円です。それで従量料金が10トンまでは972円、10トンから20トンまでが1,404円ということで、合計すると一月が3,240円ということになります。これを1年間に累積しますと3万8,880円ですから、従来4,800円でおいしい水が飲めたものが、4月から向こう1年間やりますと3万4,080円の負担増になります。この田舎で何となく気楽に過ごせるなと思って、晩年を過ごそうとおった皆様方には3万4,080円が新たにかかると。それは、町民は等しく皆、従来から町水道をいただいでいる方はそういう負担を持ってやってきたんだから、それは当然だと。そういうようなことで、今回もろもろありましたが、和田課長には、先日3月の22日にも現地に赴いていただいで、住民の不満を受けとめていただいたというようなことでございまして、課長には長いことお世話になりました。それでは、以上で一般質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、11番、板垣敬司君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、10時まで休憩いたします。

午前9時52分休憩

午前10時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序2、7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） おはようございます。7番、寺戸昌子です。通告に従い、2件質問させていただきます。

最初に、文化交流施設についてです。

歴史の中で育まれてきた津和野町の文化を大切にしながら、新しい文化芸術を育み創造していく文化芸術の拠点施設として、津和野地域には町コミュニティーセンター、日原地域には山村開発センターが存在しています。そして、これらの施設は町民の活動発表や交流の場として幅広く利用されてきています。そこで質問です。

町コミュニティーセンターについては施設が老朽化し使いづらいなど、ふぐあいを聞きます。今後の改修の計画をお尋ねします。



山村開発センターは、現在、ほとんどの施設が立入禁止で使用不可能となり、地域住民が大変な不便を感じています。山村開発センターが使用できないことで、他の施設を使用せざるを得ないのが現状です。そのため、プラサ枕瀬の施設使用の予約が難しいとの声を聞きます。山村開発センターが使用不可能になる前に行われていた催し物や集会は、他の施設を利用して開催できているのでしょうか。施設の確保ができないため、中止になるようなことはないのでしょうか。

津和野町文化協会から、山村開発センターが使用不能となったことにより、日原地域の各文化団体・グループは活動が停滞するだけでなく、自治会を初め団体・グループの活動、行事開催にも支障を来し、地域の活力が失われかねない状況になっている。日原地域に一日も早く文化的行事、各種集会ができる集会場の整備をとる要望書が出ています。集会場はいつ整備されるのでしょうか。

山村開発センターを改修して使うとすれば、どのくらいの改修費用がかかるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、7番、寺戸議員の御質問にお答えをさせていただきます。

文化交流施設についてということですが、教育委員会所管ということになりますので、後ほど教育長からお答えをさせていただきますけれども、この中で、この山村開発センターにつきましては問題発覚以後、長い間、町民の皆様に変な御不便、御心配をおかけしておりますこと、まずは心からお詫を申し上げたいとそうに思っております。

解決策についての方向性、できるだけ早く出さなければならないということで、これまでも検討してきたところでありますけれども、きょう、一般質問が終わった後で庁議を開催する予定でございまして、その中で開発センターの解決策等についての一定の方向性を、役場としての方針を出したいという思いを、決定したいという思いを持っております。

そして、それを踏まえて27日、議会、本会議終了後、全員協議会をお願いしているところであります、その全員協議会の場で町としての、そうした考え方というものも議会の皆様にお示しをしたいと、そういうスケジュールで考えているところでもございます。こうしたこともお含みの上で、また御質問もいただければと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、文化交流施設についての御質問についてお答えをしたいと思います。

まず、1番目の御質問でございますが、津和野町民センターにつきましては、耐震診断業務を3月末までを工期として発注をしております。耐震診断の結果、改修の判定が

出れば、耐震工事にあわせて改修工事を行いたいと考えておりますが、施設の整備内容につきましては、耐震判定内容が判明した段階で具体的に検討したいと考えております。

二つ目の御質問についてでございますが、山村開発センターが使用できなくなり、町民の皆様には大変御迷惑をおかけしております。心よりおわびを申し上げたいというふうに思います。

これまで山村開発センターで行われていた催し物、集会につきましては、全て把握しているわけではございませんが、議員御指摘のとおり、プラサ枕瀬や池河公民館、津和野町民センターなどで行われております。しかし、山村開発センターの全体を使用して行われる、あいこい交流文化祭などは中止せざるを得ない状況であります。そのほか、日美展などのように規模を縮小、あるいは内容を変更して開催をされているものもございます。

三つ目の御質問でございます。集会場の整備につきましては、庁舎建設の方向性が決定した後、具体的な策を検討していきたいと考えております。

四つ目の御質問についてでございますが、山村開発センターの改修費用につきましては、以前、工事中止に至った時点での設計士の試算で、耐震改修費に約9,000万円、スラブの打ちかえ等の改修に約3億2,000万円、合計で約4億1,000万円の概算額をお示しをしておりましたが、このほかにも全体のリニューアルや機器の整備等の経費が必要になるかと考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 津和野地域の町のコミュニティーセンターについてですが、大集会室がとても使いづらいという声をよく聞きます。その耐震の判定があった後の整備内容の検討の中にそれが入るのか、それから、整備されて町民が使えるようになるのは大体どのくらい先の話になるのかというのがわかれば教えてください。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 言われますように、大集会室が半地下になっておったりとか天井が低かったり、全体の使用の仕方自体も若干難しい部分もあったり、何より、もう中身が古くなっておるといような状況で、いろいろな声もお聞きをしております。

耐震改修の最終的な報告は、まだいただいておりませんので、どういう形にということはまだ決めてもおりませんですけども、改修が必要になっていることは認識をしております。

耐震判定も、およその概要はお聞きしておりますが、当初はほとんど必要ないのかなというイメージも持っておりましたが、若干やっぱり改修が必要になってくるようでございます。それに合わせた改修工事を、耐震診断に基づいて、また来年度で、実施設計を組んでいこうというふうに思っておりますので、その来年度の実実施設計の中で、

具体的にどういう形で整備をしていくかを詰めていきたいというふうに思っております。

ただ、改修時期につきましては、御承知のように庁舎の耐震化、それから山村開発センター等の問題もありまして、どの時期でやるということも、それを全体的なスケジュールの中で決めていかないと、集会施設が一気に二つとも使えないということになるとなかなか厳しいものもございますので、その辺のスケジュール感は全体のバランスの中で決めていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） いろいろ庁舎問題とか開発センターが今使えないとかいう、そういう問題もありますが、やはり津和野地域の方が使いやすいのは津和野地域の町コミュニティーセンターになりますので、なるべく早く、皆さんが使いやすい施設にさせていただけたらと思います。

次に、山村開発センターのことなんですが、先ほどお答えをいただいた中で、あいこい交流文化祭とか中止をしなければいけないものが出てきているということをお聞きしました。

先ほど、町長が、方向性については27日の全協で説明をされるということだったんですが、これ、使えなくなっただけの時間がたっています。皆さんが一生懸命いろんな開催するものを年々、1年ずつ1年ずつ積み重ねてきたものなので、開発センターを改修するにしても、どこかほかのところを使うにしても、とにかく集まって皆さんがエネルギーを集中できる場所っていうのが、とても大事だと思います。

集会場の整備につきましては、庁舎の方向性が決定した後ということですが、先ほど全協で説明されると言われたので、ここで質問するのもあれなんですけど、方向性が決まって、私たち町民が集会場を使える状態になるというのは大体どのぐらい先の話になるのか、お聞かせください。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 先ほど町長のほうから、27日の全協である程度の方向性を示したいということで、そのときにおおよそのスケジュール感もお伝えできるかと思いますが、その前に町長のほうから言われましたように、きょう、この議会が終わった後に庁議で、そういった面についても、スケジュールも含めて、ある程度、協議がなされるかなというふうに思います。

今の時期で、来年ということは、今の山村開発センターのイメージからすると、なかなか難しいだろうなというふうな思いは持っておりますが、先ほども申し上げましたように、スケジュール感というのは今から全体の中でつくっていきますので、今、いつごろからということが、なかなか明確なお答えができないかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 今現在、使えなくなってかなりの時間がたっています。

それで、今現在、いつ使えるかわからないっていう状態だと、住民の皆さんはもう意気消沈してしまうと思うんですよ。「来年はだめでも、再来年は開催できるんだ。それまでみんなで頑張っていこうね」っていうような、そういう気持ちになれると思うんですけど、いつ集まれる場所が確保できるかわからないっていう状態が、開発センターが使えないっていう状態になって二、三カ月とかいう時期ならまだわかるんですけど、全協が済めばお示しがされるのかもしれませんが、この時期において集まる場所をいつになったらできるかっていうのがわからないというのは、町民にとってはすごいエネルギーを失うことになるんじゃないかと思います。

山村開発センターを改修するに当たっては4億1,000万円、概算かかるというお話でした。それを決断していただいて実行していただければ、一番早い道なのかもしれないなと私は思います。ここで、これしてくださいっていうことを言うのもおかしいような気がするんですが、全協で説明をされる前に、私は山村開発センターは——私は結婚する前に日原の町に来ました。そのときに山村開発センターで神樂が行われていました。私は岡山で育ちました。岡山は都会で、こちらはかなり田舎だというイメージを持って来たんですが、山村開発センターというものがあって、そこで神樂っていうものが上演されているのを見て、「わあ、日原はすごい町だな。ここに私は引っ越してくるんだ」っていうその期待感、うれしい思いをしました。

しかし、今、山村開発センターが使えないということで、いろんな催し物が行われない状態になっています。私としては、山村開発センターを改修していただいて、なるべく早く、そこで集会とかいろんなことをできる場所にしていただきたいと思います。町長に今聞いてもいいんですか。町長、どう思われます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） この山村開発センターの改修ということにつきまして、先ほどの回答で約4億1,000万円ということの概算額という話をして、それプラス、リニューアル分等で、まだまだかかるというところであります。

それで、建設コンサルタントの方ともいろんな話をしたときに、これだけの大きなお金を費やしても、耐用年数という意味において30年とか、そういう長い年月が担保できるかという、専門業者さんから言わせると疑わしいというお話であります。そうすると、5億円ぐらいかけたとして、それが10年、20年でただだめになってしまうというようなことになれば、費用対効果としては非常に低いというところがありまして、現時点で、この山村開発センターを改修して使うということは、現実としては不可能であろうというような思いを持っているといったところであります。

そうしたことを踏まえた中で、町民の皆さんの御迷惑かかっている状況をどう解決していくのかということになるときに、やはりこの庁舎の問題といろいろかかわりながら判断をしていかなきゃならないという部分が出てまいります。

この庁舎の問題も非常に時間がかかったところでもありまして、そう簡単に解決できるものではありませんでしたが、ようやくここに来て、議会にもお示しをしている我々の案というのがありまして、議会のほうも特別委員会を設置をされて、恐らく最終日までには特別委員会としての御判断が出てくるんだろうというふうにも思っているところでもあります。

これを踏まえて、4月からは町民の皆さんに検討委員会を設置していただいて、町民の皆さんのほうからもいろんな庁舎の御意見を伺うこととなりますが、当然そのときに開発センターのことについても、町民の方々から御意見が出てくるだろうとそういう状況も予測しながら、この3月中に開発センターの方向性ということも、ある程度方針を決めた上で臨んでいかなきゃならないという、そういうスケジュール感の中で、いよいよ年度末になりましたが、27日に全協で、議会に我々の考え方を御説明させていただきたいとそういうスケジュール感でございます。

津和野町が財政的に平常値であれば、それは開発センターの問題を踏まえて、すぐにも、改修が無理なら、また新築でとかそういう判断もできたかと思いますが、何度もこれまでもいろんな場面でお話をしてまいりましたように、本町は平成25年の豪雨災害の復旧事業、それからケーブルテレビの整備事業という大きな事業、それからまた庁舎の問題、青原小学校の校舎も施工不良で5億円でしたか、かけたというような、いわゆる津和野町の財政というのは、ほかの自治体と比べて非常時という状況でありますので、もろもろのそういう条件を解決しなければ開発センターの問題というのも方向性が出せなかったということでもあります。

結果として、町民の皆さんに長い間本当に御不便をかけてきたことは、先ほどもおわびをしたとおりでありますけれども、何とか今は最善のスケジュールで、27日には、その辺をお示しをしたいという思いでありますので、きょうはちょっとその場面、まだ庁議での最終調整を図っておりませんので、この一般質問でその部分の具体策をお示しできないという状況は御理解をいただきたいとそのように思っております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 開発センターを改修ということは、ほとんど考えられないというお話だったんですが、となると、今まで行われていたあいこい交流文化祭とか、そういう大規模なものを日原地域で行うことはできなくなるんじゃないかと、私はそれを懸念します。これは、町民が1年1年重ねていって、ずっと続けてきた行事です。あの開発センターの大ホールを使って舞台が行われ、周りの小さな研修室とか、そういうところを使って、いろんな展示物を所狭しと並べられ、たくさんの町民の方が訪れてそれを鑑賞し、それからお互いに頑張ったねと言って、皆さんで励まし合いながら努力をされて開催をされていきました。

今の町長のお答えを伺うと、もう、このあいこい交流文化祭というものはできないんじゃないかなという不安を覚えます。やはり町民の皆さんがエネルギーを失うという方

向に行かないように検討していただきたいと思います。庁舎建設問題の、町民の入った検討委員会をつくる中でも、開発センターのことを検討していくというお話がありました。ぜひ、町民の声をしっかり吸い上げていただいて、方向性をもっと考えていただきたいと思います。

その町民センターのどんちょうは、すごい貴重なものだということを町民の方から声をいただきました。私も、先ほど話したように結婚する前に開発センターに行ったときに、どんちょうの勇壮な飾りがとっても印象に残っています。そういうものを、開発センターがなくなることで、一体それはどこに行ってしまうんだろうという不安も覚えます。ぜひ、町民が育んできた歴史と地域の活力が失われる前に、それをもっと引き出していく施設をしっかりとつくっていただけたらと思います。

それでは、次の質問に移ります。

次は、病児・病後児保育についてお伺いします。

保護者が就労している場合において、子供が病気の際に自宅での保育が困難な場合があります。もちろん、保護者が休暇をとって、子供のそばにいて保育をすることが子供にとっては一番よいことなのですが、今の社会環境において、それが必ずしも簡単にできる状態ではありません。病児・病後児保育を可能にすることは、こうした保育事情に対応するため、病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対策が可能になり、安心して子育てができる環境を整備することにつながります。

島根県においても、結婚、子育ての希望がかなう社会づくりを目指し、取り組みを行っており、病児・病後児保育を推進することは、働く保護者にとって安心のとりでとして職員確保や施設整備の補助事業を行っています。

また、各市町村に病児・病後児保育を置くことを目標としていると、先日、県のほうに行きましてお伺いしました。島根県内では、病児保育をしていないのは、19自治体の中、5の自治体のみです。津和野町で子育て世帯に安心して住み続けてもらうためにも、病児・病後児保育施設の設置が必要と考えています。

そこで質問です。

病児・病後児保育施設の必要性について、検討は行われているのでしょうか。

津和野町共存病院に病児・病後児保育の施設を置くことで、看護師確保にもつながります。検討は進んでいるのでしょうか。

ファミリーサポートセンターは、病児・病後児保育の受け皿と考えられていましたが、現状では難しいとの回答を以前いただいています。現在のファミリーサポートセンターの運営状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、病児・病後児保育についてお答えをさせていただきます。

病児・病後児保育の必要性については、町としましても十分に認識しているところであり、これまでも事業開始に向けて検討をしている状況であります。

また、議員御指摘のとおり、県内においても病児・病後児保育を行っていない市町村は少なくなっていることも、県からの情報により、確認しているところであります。

県内の病児・病後児保育事業は、ほとんどが保育所等運営法人等に委託され、保育所内で併設されている場合が多いわけではありますが、町が考えている事業開始の課題としまして、町直営の施設も含め、施設的にそのスペースが確保できるか、または確保された場合においても看護師及び保育士の確保ができるか等を考慮しているところでございます。

しかしながら、子育てと就労の両立支援の必要性を鑑み、町としても早急に対応していきたいと考えているところであります。

二つ目の御質問であります。議員御指摘の津和野共存病院内に病児・病後児保育事業の施設を設置することは、これまでも検討した経緯はございません。

三つ目の御質問であります。ファミリーサポートセンター事業の運営状況についてであります。本年度の利用件数は1件となっております。利用件数が少ない理由として、町内の保育所等においては定員を満たしている施設はなく、いつでも保育所等に入園できること、未就学で保育所等に入園されていないお子さんをお持ちの方が、急用等により、急遽預けたい場合には、各園で行っている一時保育を利用される方が多いことにあると考えます。

また、小学生の場合も同様に、放課後児童クラブにいつでも入れる状況にあるので、ファミリーサポートセンター事業を利用する方が少ないのではと考えます。

ただし、一時保育や放課後児童クラブが利用できない平日夜間や土日祝日に利用しなければならない状況もあると考えますので、今後は、受け入れ側の「まかせて会員」の増員と制度の広報をさらに進めていかなければならないと考えております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 町としても、病児・病後児保育について、その必要性を感じていただけているということで、それはすごく安心しました。需要がないので必要がないというような考えを持っておられたら大変だなと思っていました。早急に対応をしていきたいとお答えをいただいています。

前回、質問させていただいたときに邑南町を事例として、あそこでも二つの事業があるんですよということを紹介させていただいたんですけど、邑南町では、平成20年度に利用された子供が115人だったそうです、平成20年度に。ですが、平成27年度には472人になったそうです。これは、やっぱり施設があれば、必要性を感じて預けられる保護者の方が出てくるということを示しています。ですので、早急に対応をしていただきたいんですが、その目標的なものはあるのでしょうか、いつごろつくりたいという。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 病児・病後児保育につきまして、町長答弁のとおり、早急に対応したいと考えておるところであります。邑南町の場合、公立病院を地元で持っておりまして、そこが病児保育を受け入れておられると、また診療所が受け入れておられるというような状況になっております。県内を見ましても、病児保育の対応しているところは、やはり病院を市町村でお持ちのところが多くなっておる状況であります。

そういう中で、本町は公立の病院を持っておりません。しかも、例えば津和野共存病院におきましても、小児科の常勤のドクターがおられるわけではないというところで、病児保育については、その辺の検討を今後もしていかなければいけません。病後児保育につきましては、そこまでの、例えば小児科のドクターが常に近くにいなければならぬということもないかなと思っております。

そういう中で、今、施設をどこにどうするかというところを検討しています。病後児保育のみにつきましては、県内の状況を見ましても、通常は保育所の一室でやっただいておられるというところが多くなっております。本町にも保育所、民間、公立あるわけありますので、そういう中で、少なくとも30年度中には検討して開始ができるようにしていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） いろいろ検討していただいているということで期待しています。30年度中に、病後児保育のほうですが、開始していただけるように、ぜひ検討してください。

津和野共存病院で検討されていなかったということで、私がちょっと勘違いをしていたんですが。隣の益田市では、保育園の中に病後児保育があったけど、益田の赤十字病院のところに移すことで病児も受け入れられることができたし、看護師さんも安心して働けるようになったということをお聞きしています。ですので、津和野共存病院での検討を、ぜひ、していただきたいと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 先ほど健康福祉課長が申しましたように、津和野共存病院は——訂正させていただきたいんですが——公立病院であります。先ほども常勤の小児科医がないという状況で、この院内での病児・病後児保育は、まずは小児科との連携が要ります。看護師は、その指示を得て対応するわけです。例えば、現在、津和野共存病院には常勤の看護師がおりません。緊急の外来においても、それは今の内科の医師等では困難であるということで、益田赤十字病院等に紹介をされております。それと予防接種におきましても、中学生以下は小児科医に委ねるという形をとっております。



その中で、やはり一番の問題は、法人の中でも、町として病児・病後児保育の設置という部分は正式には至っておりませんが、当然、法人としても看護師確保等で、この検討は運営委員会の中でもいろんな意見が出ております。確かに議員さんが言われますように、この病児・病後児保育が稼働されれば看護師確保にもつながると。ただ、人的要員として、10人に対して1人の看護師、保育士は利用人員3人に対して1人という状況の中で、法人としてはやはりこの要員を確保するのは難しいだろうと。

それと、何といたっても理事長、医師等からの部分は、小児科との連携がないと、やはり命を預かる限り、責任を持って病児・病後児保育等、今の津和野共存病院では対応できないというような御意見が出たということでもありますので、今、小児科医が津和野共存病院のほうに益田赤十字病院から週2回、派遣をしていただいております。御存じのように小児科医、益田赤十字にも4人おった常勤医が3人になったと。先日の病院長会議では、益田圏域において、益田赤十字病院が西部唯一の周産期母子医療センターであると。これは周産、いわゆる出産、そして新生児が生まれたときの対応するためには、まずはここをキープしていかないと定住化対策にもつながらないという状況を、木谷院長からもお言葉をいただいております。

そのような状況の中で現段階におきましては、津和野共存病院において、病児・病後児保育においてはそのような状況でありますので、どうか御理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） お医者さんがなかなか確保できない、それから看護師さんがなかなか確保できないというのは、津和野町だけで動いたら、なかなか解決できる問題ではないと私も自覚しています。やはり、国がしっかりとそういうところをやっていただかないといけないなと思います。ですので、もし環境が変わってそれができるようになれば、共存病院のほうに病児・病後児保育ができればいいなと私は思います。

それで、ファミリーサポートセンターを開設をされたんですが、なかなか利用される方がおられないということで、とっても残念です。もっと広報していただいて、利用していただけたらなと思います。平日の夜間や土日祝日に利用しなければならない状況もあると考えますということ町長言っていたので、ファミリーサポートセンターで、もし難しいのであれば、それに対応できる策をこれからも考えていただけたらなと思います。

今、津和野町では女性会議というものをつくっていただいて、子育て世代の声を少しずつ取り上げていただいております。とてもありがたいな、津和野町に変化が起きているなというのを感じています。今までは女性会議ということで女性に視点を置いておられたんですけど、子育てをされるのはやはり男性もおられるので、男性の視点も入れるよ

うな広範囲での声を集めていただいて、子育てを支援していくこともしていただけたら  
なと思います。

病児・病後児保育においても、お父さんが休めて、お母さんが仕事に行くっていうパ  
ターンもありますし、いろんなパターンがあるので、その辺、視野を広げて、これから  
子育て支援のことをやっていっていただけたらなと思います。

この病児・病後児保育については待ったなしの制度だと思って、たしか3回目の質問  
になると思います。それすごいい、今回は前進したお答えをいただきました。ぜひ、平  
成30年度のうちに開設できるよう、やっていただけたらと思います。

では、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、7番、寺戸昌子君の質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） ここで、10時50分まで休憩といたします。

午前10時37分休憩

.....

午前10時50分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。

発言順序3、9番、三浦英治君。

○議員（9番 三浦 英治君） それでは、通告に従いまして、9番、三浦英治、質問  
させていただきます。今回、3件、質問項目入れております。

まず初めに、空き家対策についてですけども、これは平成26年3月、今から4年前  
ですが、私が、やっぱり空き家対策について質問したこととして、今回まず1点目の空  
き家情報バンク制度の登録、紹介、入居の現状はということで、24年までのデータは  
持っているんで、その後の推移を、ちょっと展開を見たいと思ひまして質問しました。

2番目に、このたびの冬は冷え込みが厳しく、雪害による水道管破裂等で漏水箇所が  
頻発し漏水による水不足も発生しております。被害状況と対応状況、そしてまた空き家  
の漏水による現況と対応をお聞かせください。

3点目に、今回の補正予算で、木部長野地区の解体家屋の撤去委託料として380万  
円が計上されております。この建物は県道に面して大変危険だということで、以前には  
持ち主と協議の上、解体されたものでありますけども、一連の流れの振り返りと、今回、  
補正予算に計上されたいきさつをお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、9番、三浦議員の御質問にお答えをさせていた  
だきます。

空き家対策についてでございます。

まず、空き家情報バンク制度の登録、紹介、入居の状況につきまして、平成25年度  
は登録18件、紹介31件、入居8件、平成26年度は登録20件、紹介27件、入居

12件、平成27年度は登録54件、紹介128件、入居40件、平成28年度は登録24件、紹介128件、入居38件、平成29年度は2月末現在で登録20件、紹介96件、入居24件でございます。

次に、このたびの大雪、低温については、1月10日から始まり1カ月にわたって続きました。住民への水道管凍結防止の注意喚起は告知放送等により行いましたが、特に2月7日から9日にかけては、水道管が凍ると言われるマイナス4度以下の低温が続き、各家庭はもちろん、水道本管も凍結をするという事態となり、左鐙地区においては、5軒が3日間断水という事態となりました。また、各家庭においても、水道管破裂の家庭が数多く一斉に発生したため、配水池の水位が低下し、このままでは町内の各所で断水となりかねない状態にまでなりました。

そのため、町職員及び検針員が全町の各家庭を回り漏水調査を実施し、漏水のある家で不在の家には、止水栓をとめ、漏水が発生していることから止水栓をとめている旨の文書を入れて回りました。在家庭については、漏水をしていることと修理を業者の方へ依頼するように伝えるとともに、長時間不在にする場合は止水栓を閉めてもらうようお願いして回りました。その結果、漏水を原因とした断水は避けることができました。

今回、水道管凍結による漏水件数は、おおむね450軒以上になると見込んでおります。

また、空き家については閉栓をしていることが基本ですが、閉栓中で止水栓を閉めずにおかれた家も多くあり、職員により、漏水をしていると思われる家庭については止水栓を閉めて回りました。今後は、長期不在の場合、止水栓を閉めていただくよう周知をしてみたいと考えております。

次に、木部長野地区の解体空き家の撤去につきましては、平成27年10月に、長野自治会及び木部地区自治会連合会の連名により、危険家屋の対応に係る要望書の提出を受け、町が状況確認を行ったところでございます。県道沿いであり倒壊の危険性が高く、当該空き家の管理者と協議を持ち、空き家の解体について、平成27年10月7日付で管理者より解体にかかる費用負担を管理者が負うことも含めた同意書の提出を受け、町が危険な状態を回避するために必要最小限の措置として解体を行ったところでございます。なお、必要最小限の措置として対応したため、解体後の廃棄物等については現在も残存している状況となっております。

このたび、残存している廃棄物に対し、平成30年2月9日付で長野自治会及び木部地区自治会連合会の連名により陳情書が提出され、町が現地の確認を行ったところ、残存している廃棄物の周囲への飛散、火災のおそれ、腐敗等による環境衛生への影響が生じるおそれがある状況を確認いたしました。

対象物件につきましては、管理者同意のもと、町が解体を行ったところであり、解体に係る廃棄物が地域住民へ与える危険性を確認したことから、町としましても早急に撤去を行う必要があると判断をし、予算計上を行ったところでございます。

訂正がございます。申しわけございません。2番目の雪害による漏水被害と対応状況についてということでありまして、「空き家については閉栓をしていることが基本ですが、開栓中で止水栓を閉めずにおかれた家も多くあり」ということで、そう申し上げるところを、「閉栓中で止水栓を閉めず」というふうに誤って回答したところとございます。繰り返しますが、開栓中で止水栓を閉めずにおかれた家も多くありということになりますので、おわびをし、訂正をしたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） まず、空き家情報バンクのことですけれども、平成18年からのデータを見ますと、登録数が平成26年で20台になり、平成27年、28年で54件、24件と、27年度に54件も、一気にここだけ飛び抜けて上がっているんです。そうしたことと、紹介に関していいますと、平成27年、28年が128件と、それまでが30件前後でいっているのが、この27年で一気に上がっているということ。また、入居された方が、この27年、28年、40件、38件と、ここも急激に伸びているんです。この要因というか検証をどのようにしているのか、まずお尋ねします。

それと、次に雪害に関してですけれども、空き家については、職員により、漏水をしていると思われる家庭について止水栓を閉めて回ったということなんですけれども、住民、自治会関係者から入ってくるのが、職員が回って、大変時間がかかっていると。こういう場合、自治会の協力を仰いで空き家を回るとか、そういうことはできないのかという意見も出たんです。というのは、空き家対策で、以前、各自治会に数を調べて回ったことがあります、支援員と。そういった部分でも、お金をもらっておるわけじゃないし、当然、自分らの地区のことだからということで協力しているわけです。こういう雪害、緊急に起きたことというのは、当然役場は動かにやれんですけれども、やはり住民同士のつながりの中で何とかしたいという思いはあるわけなんで、そういう自治体への協力を求めることはできないのかということ、まず2点お伺いします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 1点目の質問でございます。

平成27年度と28年度に件数等がふえたということで御質問でございしますが、本町においては、先ほども議員のほうからありましたが、平成27年の1月から6月末にかけて、町内全域において空き家の外観調査を実施したということとあります。全体的には500軒の空き家を確認し、そのうち使える物件が、Aランクでいいますと91軒程度あったということで、こういった物件については、つわの暮らし相談員のほうで空き家バンクに登録しませんかということで、この登録のほうを促しさせていただいて件数的にはふえたということと、あと、ホームページにこういった情報を公表したところ、この当ても入居に関するお問い合わせが数多くありまして、つわの暮らし相談員のほう

が、今2名体制で定住対策を行っておりますが、そういった紹介にお答えした結果、こういった128件というような数字になっているということでもあります。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） 空き家についての閉栓等のことについてですが、先ほど町長が答弁しましたように、基本、空き家については閉栓というのが通常でございます。今回、閉栓中の空き家の部分をつわの暮らし推進課のほうで空き家の状況の調査表がございますので、それを手当たり次第回ったという現状でございます。

議員さんが御指摘のように、今回の反省の中で、今後は自治会、それからまちづくり委員会、そういった方々に御協力をお願いするという部分を、28年の冷害、それから今回の冷害を受けまして、そういった部分も今後は進めていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） ぜひ官民一体となって、危機管理ということはもう重要なことですので、検討していただきたいと思います。

空き家の撤去に関してですけれども、先般13日の議会で、20件の相談があり、解決したのが7件という報告がありました。空き家として放置する要因の一つに、建物を撤去して更地にすることにより税負担が少ないことから、解体撤去が進まないことが挙げられます。解体した場合、土地の固定資産税はどうなっていくのかということをお聞きします。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉田 智幸君） 解体した場合の土地の固定資産税でございますが、200平米以下の住宅用地に対しては小規模住宅用地といたしまして、課税標準額について価格の6分の1の特例措置があります。それと、200平米を超える場合は一般住宅用地といたしまして、例えば300平米であれば200平米は6分の1、それを超える部分は課税標準額の3分の1とするという特例がございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 結局、6倍にはね上がるということになるわけなんですけれども、軽減税率の段階的な縮小とかも考えられるんですけれども、撤去後の土地への課税も、いきなり標準課税率へ戻すのではなくて、一定期間の猶予を設けることで所有者の負担を緩和することができる。

また、住民協働推進事業として、今回空き家対策事業が新年度の新規事業に計上されております。概要として、空き家に関する対策を総合的かつ計画的、効果的に実施するために対策計画を策定し、空き家等の適正管理や有効活用を促し、地域住民と協力し、地域の良好な住環境の維持や魅力のあるまちづくりの推進を図るという――最後の項

目は、何ともすごい理想なんですけども——空き家対策事業計画と空き家対策協議会設立の二本立てになっていると思います。

ここで考えられている委員の職種というか、そういうメンバーの内容、また、人数をお聞かせください。

また、事業計画と対策協議会が設立することによって、社交金が活用できるかと思いますが、その点どうなっているのかお聞かせください。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） まずはメンバーでございますが、今から、この推進協議会については検討するということではございますが、他市町村のも参考に、私どもが、今現在、考えているようなところについて御紹介をさせていただきたいと思います。

まず、防犯的なところで、警察署の方を1名配置をさせていただきたい。それから社会福祉協議会の方、それから不動産の取引に関するような土地家屋調査士でございますとか設計士さんというような形の方を入れさせていただくということと、あと、法務の関係、法律的なところがございまして、司法書士会あるいは弁護士会ということで、そういった方もこの会に入らせていただいて協議会については構成をさせていただきたい。これは他市町村で今、事例として上がっているメンバーでございます。こういった方々がおられないと、なかなかこの空き家の特措法のところ、あるいは特定空き家の認定というような作業も行っていきますので、そういった部分、協議会の中で委員の方を入れさせていただいて対応させていただきたいということでもあります。

それからもう一点の社交金です。まず、社会資本整備交付金、他市町村でも活用して空き家を解体する場合がございます。空き家を解体した後に、その土地自体をポケットパークにするとか、あるいはそういった公園化、そういったことに使えるような状態を最初から想定をさせていただいて社交金の交付申請をするというようなことで、私ども、想定をしているということでもあります。

そうすると、その空き家の危険家屋、解体するところ、あるいは土地、これが町の所有にするかどうかということになるということです。私どもが一番最初の基本的な考えとして持っているのは、空き家というのは所有権も当然個人にあります。所有権があることで所有者責任というところを、まず最初に置いて空き家の対応をしてきた。そういうことについて言えば、私どもは補助金対応等は一切行っていないということになります。個人の方が所有されている物件でございますので、個人の方で危険等があれば取り除いていただくというのが基本ということではありますが、いろいろ事例的には、最近相続放棄などされている物件も多くあって、その相続放棄の物件を今後誰が撤去するのか。相続放棄はされても、管理責任というのは所有者の方が亡くなられていても、相続を受けるような方々については管理責任はあるということですので、瓦等が落ちそ

うだというようなことであれば、その管理責任を負った相続人の方が修理するというのは、私どもとして当然、指摘、指導もできるということになります。この家屋を撤去するというような権限は、相続放棄をされた方にはないということになります。

そうすると、いつまでも危険家屋を放置するということが自体がどうなのかということ、基本的にはこれを町の所有にして、社交金を活用してポケットパークにすると、そういう流れも今後は考えられるのではないかと考えています。

個人が所有されていて、その所有者の方が生存されているというような状況の場合は、きちっとその方を調べて撤去していただくような指導もさせていただく。今は、亡くなっている物件も多くあります。しかも、相続放棄もされるということで、非常に危険家屋についての所有権云々のところで言いますと難しい状況に来ているということが現状であります。

こういったことを踏まえて、先ほど申し上げた協議会のほうを設立をさせていただいて、法律的にも、防犯的な部分も含めて指導等の体制を強化しながら、この空き家対策については対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 相続放棄のことについて、詳しく話していただきましたけども、土地の名義と、例えば建物の所有者が違った場合とか、あらゆることが考えられると思うんです。これも対策協議会を立ち上げた中でいろいろ検討されると思います。

平成27年に報告されました津和野町の空き家調査では、状況を4パターンに分けております。当時は、合計500件という報告がなされております。そのうち450件という言い方もあったような気がするんですが、現状がどうなのかということもちょっと気になるんですけども、その中で倒壊の危険性がある物件として64件報告されています。それは、「建築資材等が飛散、剥落することにより、人の生命、身体または財産に被害を与えるおそれが高いと認められる空き家は」ということになっているんですが、これが何件というふうに町は把握しているのか。今回の雪害で瓦が雪とともに落下し、近隣の住宅や通行する歩行者に被害が及ぶ可能性がまざまざと出たわけです。その管理ということが非常に重要なのでちょっとお聞きするんですが、何件、危険だ、早急に解決しなければならないと思われる件数は把握されているのかお聞きします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 平成27年当時、外観調査ということで行わせていただいて、議員御指摘のとおり4パターンのところで、Dランク、一番倒壊の危険性がある、住むことはこりゃできんというような形の中で判断をさせていただいたのが64件ということになります。

私どもは、この空き家の調査を行った目的というのは、どっちかというと利活用のほうの部分ということで、先ほど申し上げましたように空き家バンクの登録物件をふやし

て入居者数もふやしていこうというような考え方の中で、このAからDまでのランクの中のAとBについて、比較的修繕の必要がない、あるいは少し修繕したら住むというような物件を中心に活用させていただいたと。

で、64件で、先ほど議員からもありましたが、各自治会から相談を受けているのが20件ございます。この20件は、いずれも道路に面し、あるいは隣に家があったりということで危険だということで自治会要望を受けて、私どもが調査をした物件ということになります。最終的には、この調査をした後に自治会長、囑託員会議等でも、この空き家の危険家屋のほう、こういった部分の御相談というのがすごいふえてきました。実際に全域を回って、この64件が今どういう状況になっているかというところは把握はしていないということですが、その調査した以後、現状的には20件の相談を受けて、7件がいろんな手続の中で危険家屋については解き払った家もあります。そういったところで危険を回避させた物件が、完了したのが7件ということで、残り13件については、先ほどの木部もそうですが、相続放棄された物件であるとか、いろいろ相続人の方が多くおられてというようなことで、対応がまだ継続中というような物件ということになっております。

議員の御質問にお答えすれば、今現在、私どもの把握しているそういった物件については13件ということで、今対応しているということになります。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） この空き家に関しては、例えば自治会で相談する、これ、隣近所のコミュニケーションがありますので、行政が入っていくしかないと思いますが。とにかく危険家屋に関しては、青原でもそうですけども、子供たちに右側通行を左通行にしてくれというのをPTA、また学校と協議して、その指導をするとか、そういう対応をしておりますけども。いざ何かあったときの責任というのは、当然、資産放棄してももとの持ち主ということになるかと思っておりますけども、対策協議会なり、その事業計画に大いに期待しておりますので、その点お願いして、次の質問にまいります。

次に、これも絡みもありますけども、定住対策についてです。

つわの暮らし推進住宅の整備について、平成30年度に用地を取得し、31年度に整備するとしていることについて、建設予定場所と規模。

そして2点目に、施政方針では新たに津和野町に住んでもらうという要素ばかりが先行していて、現在住んでいる若年層への視点が少ないように私は感じました。町内に住宅を取得し定住される方への支援策はどのようなのかということをお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、定住対策についてお答えをさせていただきます。

つわの暮らし推進住宅の整備につきましては、畑迫地域まちづくり委員会より要望していただきました用地を平成30年度に取得し、平成31年度に3戸程度整備すること



としております。なお、建設予定場所は津和野町部栄、用地取得面積は約2,400平方メートルでございます。

次に、町においては、定住促進と地域の活性化を図るため、津和野町空き家情報バンク事業を実施しており、その事業の利用促進のために津和野町空き家改修事業補助金交付要綱を制定しております。この要綱は、空き家の改修を行う場合に、改修に要する経費の2分の1（上限50万円）を交付し、津和野町への定住を図るとともに、空き家の有効活用と地域経済の活性化に資することを目的としておりますので、現在、町内に住んでおられる方でも利用することができます。今年度におきましては、空き家改修事業補助金の交付決定者は、平成30年2月28日現在14件で、そのうち町内在住者は6件という状況であります。

なお、つわの暮らし推進住宅につきましても、対象は町外からの移住者のみではなく、町内の若年層も範囲としており、建設地区の次代を担う人材の確保という観点から推進しているところでございます。

現在、青原地区に誘致が決まりました県営住宅につきましても、できるだけ早急に完成できるよう県に対して協力をしてまいります。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 青原、左鑑、木部と、今8戸の推進住宅が建っているわけですけども、これは1戸当たり400平米という部分での割り当てでしたけども、今回2,400平米の中に3戸というのは、この基本は変わっていないと思うんですが、その残りは、また住宅を建てる計画はあるのかなのか、ちょっと、まずそれをお聞きします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） つわの暮らし推進住宅の建設に当たってはコストの面、あるいは木部でいいますと、3戸募集したところで3戸の応募があったということで、この事業の有効性というのを議会の皆様からも指摘を受けているということでもあります。

今回、当初計画でいいますと、平成30年度に取得する面積、御指摘ありましたように2,400平方メートルということでございます。今回、応募の形を、この平成30年度から少し変えさせていただきたいというのが私ども計画としてございます。その点につきましては、町長協議を踏まえての話でございますが、土地を取得する前に事業者のほうを選定させていただきたいと。で、PFIの方式で今回も行いますが、この土地でこういった若者定住住宅、400平方メートルが基準の95平方メートルの平家建てというのが基本線でございますが、そういったところで7月ぐらいには実施方針というのを、町内の業者の皆さんにこういった若者定住住宅を建てるかということでお示しをさせていただいて、特別目的会社というのを、PFIでございますので、グループ企業

をまず決定をさせていただきたいという、この決定をした後に10月ぐらいから公募をかけたいというふうに考えております。

先ほど議員が御指摘になったように、1戸当たり400平方メートルの土地に95平方メートルの、基本は平家建てということで、こういった実施方針を立てさせていただいて業者を決めた上で、まずはつわの暮らし推進住宅の公募をかけていこうというのが今、計画的には思っているところであります。

これは、10月ぐらいまでに、公募をかけていこうというのは、この後、定住フェアというのが、10月ぐらいに大阪と東京と、それから広島というようなことで、定住フェアって島根県の定住フェアございますが、そういったところで、この内容のところを周知をさせていただいて、応募があった部分で、ある程度その土地の面積400平方メートルのところをどのくらい必要かというところの部分含めて検討させていただくような——今申し上げるのは、まだ計画段階ということでございますが、当然、畑迫の土地については所有者の方からいろいろ、もうお話もさせていただいて、先ほど町長申し上げたとおり山入の近くでございますが、購入をする予定にしております。この考え方を、そういった所有者の方、あるいは畑迫のまちづくり委員会の皆さんと協議をさせていただいて、まずは400平米、2,400というところの部分で、効果的になるような面積の土地の購入というのを方法として考えていきたいということで、今検討しているところということでございます。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） この畑迫に関しては、1年凍結というか据え置かれたものですし、とかく公共事業、こういう建物になると、いつも最終的にどたばたで何かあるかわからないというような状況の中で今まで来ております。土地の権利のこと、ましてや土地そのものが掘ったらやれなかったというような経緯があります。順調に進めることを期待しております。

それと、青原地区に誘致が決まっている県営住宅のことで1点だけ。本当、気になっているのが排水の関係です。これはもう、国交省も国道につなぎ込むしかない、そういう中で県を通じて国に働きかけなければならない、もう大きな、ここはネックになると思います。排水に限らず縁石一つ取るのにも国交省は大変うるさいです、時間もかかるし。前回、青原の推進住宅を3棟建てたときの排水もそちらへ流したかったのに許可が出なかったというような状況もあります。今回の県営住宅に関して、また、その後の開発に関しても、この国交省への排水のつなぎ込みというのがすごい重要なことになってきますので、また、町長初め、働きかけのほう、よろしく願いまして、次の質問に行きたいと思います。

児童福祉についてです。

まず、子育て支援の一つである放課後児童クラブについて、年々利用度が高くなっていますが、長期休み——春休み、夏・冬休みですけれども——その対応はどうなっているのかということ。

そして、義務教育である小中学校には、支援のための職員の加配等便宜が図られていますけれども、保育園での現状はどうなっているのかをお聞きします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、児童福祉についてお答えをさせていただきます。

放課後児童クラブの長期休暇中の利用につきまして、月曜日から土曜日の8時から18時までの開所とし、現在のところ、利用希望者は全て受け入れている状況となっております。

また、長期休暇中のみの利用者もあり、平日利用よりも利用者が増加するため、日原ひまわりクラブ、つわのっこクラブ、あおぞらクラブにおいては、支援員が平日2名もしくは3名体制のところを、人数に合わせ増員して運営しているところでもあります。

次に、現在、小中学校においては、各学校の希望により支援の必要な児童のために、町の予算において1名もしくは2名の支援員が配置されていますが、保育所においては、特に加配ということでは配置している状況にありません。

しかしながら、公立の保育所においては身体的な障がいのある園児も受け入れておりますので、このような園児につきましては、規定数とは別に障がい児に付き添う保育士を配置し、保育所での生活で支障がないように支援をしているところでございます。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） まず1点目のところで、月曜日から土曜日の8時から18時までと言われましたけれども、月曜日から金曜日まで学校が始まっていて、職員は8時から出勤しているんですか。ちょっと、そのとこだけ確認したいんですが。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 長期休暇中ですので、いわゆる夏休み、春休み等ですので、朝8時から夕方6時まで開所ということになります。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 平日は14時でよろしいんですね。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 平日は子供の帰る時間に合わせまして、例えば小学校入学時の1年生なんかは、多分給食を食べたら、すぐ下校となるんじゃないかと思えます。そういうときには、もう1時とか、1年生がなれてきて5時間目の授業、6時間目の授業とかの時間が一番早い時間になろうかと思いますが、その辺に常に合わせたところの時間で開所をしているというところでもあります。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 公立の保育所においては身体的な障がいのある園児も受け入れて活動しているようですが、放課後児童クラブの場合、身体的な障がいでさまざまあるわけですが、放課後児童クラブにおいては対応はどうなっているのかというのを……。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 身体的な障がいをお持ちのお子さんのみならず、障がいをお持ちのお子さんにつきましては、基本的には通常の放課後児童クラブではなかなか受け入れることができない状況となっております。その理由としましては、支援員、指導員がいるわけでありますが、この方々について、そこまで専門的な資格等をお持ちの方でなくても放課後児童クラブは運営できるということになっておりますので、そういう形になっております。

現在は、身体であったり、その他情緒不安定のお子さんであったり、そういうお子さんにつきましては津和野町障害者福祉センターのほうで、つわの清流会が放課後等デイサービスというのを行っております。ここにつきましては、障がい児のお子さんを、いわゆるこの放課後児童クラブのように平日の放課後、それから長期休み、同じように預かっておるというところであります。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） この支援を必要とする子供というのが、小学校、中学校もそうなんですが、グレーゾーンにいる子供たち、どう判断するのかと。例えば規定数以外に付き添う補助員をつけるとか、その判断というのはどこがするのか。例えば学校と協議したりいろいろあると思うんですが、どういうふうな基準で判断して、放課後児童クラブでは受けられない、だから清流会にお願いするとかいう、その判断ですね。

今、発達障がい、医療が進んで、すごくいろんな子供がいます。そうした中で、その判断はどこがするのか。また、保護者からすると、確かに障がいであるが普通に通っている、それが放課後児童クラブで受け入れられない、だからちょっと清流会に便宜図ってお願いするんだけど、清流会のほうも職員の関係で時間、例えば共稼ぎ夫婦で8時までに連れていけないけんのを、もうちょっと、はよう言やあ9時ぐらいから来てくれみたいな話があったりして、ちょっと悩んでいる夫婦がおるんですけども、そうしたところのグレーゾーン、これすごい大切なことだと思うんですが、どう判断するか、どうサポートするかというのが。すごくグレーゾーンな話になってはいますが、それでどう判断しているか、学校のほうと当然保育関係、連携はとれていると思いますけども、どういうふうになっているのか、ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） まず、保育所の場合でありますけれども、保育所の場合は、現在、浜田のほうにウインドといいまして、発達障がい児を支援していると

ころがありまして、そこの方うちの町の保健師が巡回をして保育士を見て回って、毎日の行動観察を行いながら、少し発達障がいとかがあるかなというお子さんについてありましたら、町のほうが保護者の方とそういうお話をしたりとかしながら、保護者の方に御理解をいただいております。

また、あわせて益田養護学校のほうとも連携をしまして、養護学校の先生に、年に1回ずつではありますが、各保育園を見て回っていただくとかそういうところ、または発達クリニックといいまして、江津の専門のドクターが来ていただきまして、相談に乗る機会が年に4回ぐらいあるわけですが、そういう事業をやりながら、いろんなところから障がい、障がいといいますが、ほぼ発達障がい系が多いわけですが、そういうお子さんを早目に見つけて、その子に対応した今後の方針をお伝えをしていくというところを今やっているところであります。

そういう中で保護者の了解が得られれば、益田市で運営しています療育支援センターあゆっこというものがあるんですが、そういうところで専門的な療育を行いながら、就学するまでに通常の生活ができるような形に持っていくとかということをしているところであります。

今、議員御質問のグレーゾーンといいますが、その辺の中で、基本的に通常の放課後児童クラブへ発達障がいの子が来てはいけないということは全然申ししておりません。逆に、そういうお子さんが通常の放課後児童クラブに来られますと、なかなかなじめなかったり適応できないと、そういうことのほうで、お子さんのほうが楽しくない生活を送ったりすることになる場合も多々ありますんで、そういうときにもあわせて保護者の方とお話をしたりして、障害者福祉センターのほうの放課後児童クラブは、これは障がい児専用の施設でありますので、必ずドクターの所見なりが必要になってきます。その辺で、専門の益田の小児のドクター、発達障がい系のドクターに相談をしていただきながら、そのドクターの判断により、どちらがいいですかというような話の中で行っていくということになっています。

身体的な障がいをお持ちのお子さんは、ほぼ医療にかかっておられますんで、そういう判断は簡単についているという状況です。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 例えば、医療機関にかかっている——発達障がいに関してですけど、医療にかかっている子は当然、それだけの対応ということができますけども、そうでない、でもそうじゃないかっていうような子はおりますね。昔だったら、もうそのまま捨ておかれた状況なんですけども、それで支援学級とかいろんな制度ができたんですけども。

これは青原保育園ですけども、年に何度か、園児と一緒に給食を食べたりする機会がありまして、そこで見て本当驚いたのが、職員の苦労は大変なものだなと。どう考えても、そういうグレーゾーンのな子というのが目につくし、それに対する対応という部分

を考えると、これは公立に限らず、保育士の社会的地位なりが低過ぎるというのもあるのかもしれませんが、もうちょっと加配するなり対応していかないと——当然、保護者と協議しながらでないとうれませんが——そこでの対応が、また学校に上がったときの対応になりますし、発達障がいに限らずですけども、今、小学校でも、たまたま学校評価制度の中で評価員として十数年かかわっておりますけども、昨今感じるのが、基本的生活ができていない。例えば極端なことを言うと、朝、顔を洗わないとか歯を磨かない、当然入ってきますし、長く髪を洗わないとか、そういったものが小学校の段階で結構出てきているというので、これも学校の先生らもすごく対応を苦慮しているところなんです、こういった部分の基本的なものっていうのはどうしても——家庭の問題と言ってしまえば、それで終わりなんですけども——やっぱり保育園というか幼児教育に係る重要度がどんどん増してきていると私は思うんです。

そういった面で、例えば保育士の待遇なり、それも職員、嘱託職員、臨時職員とおりますね。それぞれの責任の重み、それに対する対価、いろいろあるかもしれませんが、ちょっと見直す必要があるんじゃないかなというのをすごく痛切に感じます。保育士の気苦労というの、よくやっているなというような、男の立場じゃ、とてもできないんじゃないかなと思うことがたびたび感じるんで、そこのところはまた検討していったほしいと思います。

それで、ちょっと気になることで、正職、嘱託職員、臨時とありますけども、この嘱託職員の場合の労災保険とかそういったほうというのはきっちり保障されているのか、わかれば、ちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 嘱託職員の社会保険とか労災保険の加入については、加入をしている状況でございます。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 先ほど述べたように、最終的には幼児教育、例えば高校でいろいろ問題を起こしたら中学校に問い合わせが来る、だけど広域なのでなかなか疎通ができない。でも、中学校で何か問題があれば小学校に問い合わせが来て、また小学校があったら、今度保育園に問い合わせが来るという流れがあるんですけども。

ただ、保育園の場合は地域が決められているわけじゃないんで、今度守秘義務ということで、公立以外だったらなかなかそういう情報がとれないと、そこで子供に対する対応がおくってしまうというようなことも過去に何度か聞いたことがあります。そうした面で子供を守っていく環境のためにも、例えば公務員の場合、学校の先生は、戦後、子供を守る、子供を教える側だから便宜を図るんだみたいなことも聞いたことがあります。それを否定するものでも何でもないんですが、幼児教育の大切さの中で保育士の立場はす

ごい重要になってくると思いますので、現場の声を聞いて対応できる限りのことをして  
いただきたいと思います。

これで、私の質問終わります。

.....  
○議長（沖田 守君） 以上で、9番、三浦英治君の質問を終わり、午後1時まで休  
憩といたします。

午前11時41分休憩

.....  
午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序4、10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） それでは、通告に従いまして、私の一般質問を始め  
ます。

今回、三つの事項について質問いたします。

まず、1点目です。教育魅力化の方向とその先に目指すものという質問をさせていた  
だきます。

学習指導要領改定とともに、幼稚園教育要領、保育所保育指針なども改定され、平成  
30年度から順次施行が予定されています。日本の教育全体が大きくシフトするこの時  
期に、高校魅力化だけではなく、「0歳児からの人づくり」事業を実践していくという  
ことは、非常に意味のあることと考えます。教育魅力化を推進し、定住施策につなげた  
いと、町長は施政方針の中でも示されました。

そこで、以下4点について伺います。

1点目、「0歳児からの人づくり」事業と教育魅力化事業の方向は同じであるべきで  
すが、重点内容と方向性について確認いたします。

2点目、乳幼児期の自然体験、生活体験をどのように取り入れていくお考えかをお伺  
いいたします。

3点目、教育魅力化を進めるに当たって、課の再編が必要ではないかと思いますが、  
いかがでしょうか。

4点目として、学びの協働推進事業やふるさと教育、キャリア教育との連携はどのよ  
うに考えておられるか。

以上4点、お伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、10番、京村議員の御質問にお答えをさせていた  
だきます。

教育魅力化の方向とその先に目指すものという御質問でございます。「0歳児からの  
人づくり」事業につきましては、町長部局にもかかわるところでございますけれども、

教育がテーマということでございまして、本町も、ゼロ歳児から高校生までの教育魅力化については、教育委員会が主体となって、そして、連携をして取り組んでいこうというものでもございますので、お答えについては、教育長のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、10番、京村まゆみ議員さんの質問に対してお答えを申し上げます。

教育魅力化の方向とその先に目指すものということで、まず、最初の御質問についてでございますが、「0歳児からの人づくり」事業としまして、現在、「0歳児からの人づくり」プログラムを策定中であり、来年度中に広く周知をしてみたいと考えておりますが、このプログラムにおいて、津和野町としての方向性を共有し、関係機関や地域、家庭が一体となった取り組みを、教育魅力化推進事業として進めてみたいと考えております。

重点内容としましては、乳幼児期のお子さんに、豊かな感性を伸ばすような取り組みを行うことや、小中学校の児童生徒については、主体性を持って、いろいろなことにチャレンジすることができるような教育環境の整備を進めてみたいと考えております。

次の質問に対してでございますが、乳幼児期は人間形成に最も大切な時期です。特に、神経細胞の発達は、生まれてから7歳までにシナプスの形成が進み、その後、シナプス競合により淘汰され、15歳くらいで大人のレベルに達します。また、7歳くらいまでに、その年齢に応じた豊かな体験や多様な経験をすることが脳のシナプス形成を促すと言われております。

このような多様な経験をするための重要な取り組みの一つとして、自然体験や生活体験など、とても有効なことであると考えております。

現在、夫婦共稼ぎ世帯が多く、しかも、祖父母が家庭内におられる家庭が少なくなっている現状では、保育園での遊びや学びの中で、豊かな感性を伸ばす取り組みはとても重要であると考えております。教育委員会としては、乳幼児期のこのような体験活動を、保育園等でも積極的に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

三つ目の御質問でございますが、教育魅力化の主管は教育委員会でありますけれども、乳幼児期については健康福祉課、津和野高校の魅力化についてはつわの暮らし推進課がそれぞれ所管をしております。

教育魅力化を町全体の取り組みとして推進するためには、生まれる前からの取り組みが必要と考えておまして、現実的には、保健師のかかわりから高等学校までの連携が必要ですので、一つの課にまとめることは現状では難しいと考えます。



また、多様な人材が、さまざまな場面で連携を図りながら進めていくことで、さらなる充実も期待できると考えておりますので、課を再編するというよりも、関係各課で連携をさらに深めて取り組んでいくことが重要であると考えております。

四つ目の御質問に対してでございますが、学びの協働推進事業は、学校・家庭・地域が連携、協働して、ふるさとを支える人を育てることを目的としており、ふるさと教育やキャリア教育を進めるツールとして事業を進めております。

教育魅力化は、新学習指導要領において示されております「社会に開かれた教育課程」を進めるものでもあり、地域と学校が協働して教育を実践することが、この趣旨に沿ったものでありますので、学びの協働推進事業は、津和野町教育魅力化の取り組みの大きな軸の一つとして位置づけをしております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） かなり乳幼児期にも重点を置かれておられるということで、私も大変重要なことだなと思っております。

そもそも津和野町において、高校魅力化というものがありません。これは、津和野高校の存続を目的にしておりました。教育魅力化、「0歳児からの人づくり」事業というのは、これは町の存続につながるものだと思っています。何を魅力と捉えるのか、何を津和野町の柱にするのか。先ほど教育長言われましたが、ふるさと教育やキャリア教育というのは、大きな鍵になってくるものだと思っています。

しかし、学校教育というものは、全国的にカリキュラムで縛られ、教育時数というかそういうものがあり、なかなか自由度がないというのが現状で、しかし、幼児教育、乳幼児について、学校へ上がるまでの6年間というものは、非常に自由度の高い時期です。この時期に焦点を置いて、津和野町の魅力を進めていくというのは非常に意義があることだと思います。

乳幼児期の自然体験や生活体験をどのように取り入れていくかという質問をしましたが、これについては、今回、文教民生常任委員会で、学校教育のあり方などを所管事務調査をした折に、小学校に入学時の子供たちの課題というか、各学校の先生方からアンケートをいただきましたところ、筆圧が弱いとか、体幹を保てないとか、そういう体とか、生活体験で本来なら当たり前についているものがなかなかついていない、そういう課題をいただきました。やっぱりそういうものを身につけるためには、自然体験や生活体験が必要だということを私は感じております。

県独自の自然保育認証制度というものを、鳥取県がまず最初につくられまして、今、長野県、そして広島県がそういう制度を取り入れておられます。定住自立圏構想の枠組みで、単一自治体ではなく、複数の市町が一緒になって、秩父地方もこのたび、そういう制度をつくられました。また、三重や石川、岡山、岐阜なども検討段階に入っています。

そういうところでアンケートや調査をして、野外活動とか生活体験がなぜ必要かというようなアンケートなどをとっておられます。その調査で、例えば、三重県が27年度にやられた県内全ての幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、636園のうち回答数は546件ですが、回答率85.8%という高い回答率の中で、野外活動体験の頻度が高い子供たちについて顕著に見られるのが、自分から進んで何でもやるとか、さまざまな情報から必要なものが選べる、自分に割り当てられた仕事をしっかりとやる、人のために何かをしてあげるのが好き、などなど上げられています。

また、鳥取の次に認証制度を取り入れた長野県は、この認証制度を取り入れる以前の問題意識として、子供たちの自己肯定感の低さを憂いておられました。信州の子供たちの自己肯定感、小学生では6割、つまり4割が自己否定的でした。中学生で5割を切り、高校生では3割程度しか自己肯定感の高い子がいないという現状があったそうです。

その自己肯定感が下がり続けると、社会的自立が困難になって、ひきこもり状態が長期化し、ニートやひきこもりの深刻化という社会の問題を生むということにつながるというところで、また、ここも調査をされた結果、自然体験と自己肯定感の関係で、自然体験が豊富な青少年ほど、自己肯定感が高い傾向にあるというような結果を出されています。

自然体験や生活体験が豊かな子供が自己肯定感が高いということで、子供の自己肯定感を高めるためには、自然体験や生活体験が不可欠だというような結果を得られて、こういう自然保育認証制度というものを初め、自然体験の量をふやし、質を高める取り組みを各県が始めておられます。残念ながら、まだ島根県では、そういう動きが今のところは始まってはおりません。

そういう意識はあるんですが、この「0歳児からの人づくり」事業というものは去年始まったものではなく、平成25年から始まっています。でありながら、今の時点で、まだ計画も策定されていないというところで、私は、何が問題なんだろうかと思ったときに、やはり、課の再編というものが必要なのではないかということを考えました。

答弁についても、教育委員会の考えは伺いましたが、幼児期の担当である健康福祉課の考えが一緒でないと進まないと思います。どうしても保育園とかいうものは、福祉的な面が前面に出てきてしまいます。それは、本当に仕方がないことだと思うんですが、やはり、福祉的な視点と教育的視点が同じようになるということの必要性があると思い、そこがうまくいかないから、ここまでするすると計画がつかれないんじゃないかというように思いがしておるんですけど、その辺について、答弁があればお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 言われるところもごもっともな点がたくさんあると思います。

スタートしたときの思いとすれば、やはり小学校に行ってからではちょっと遅いと。いかに早い時期にかかわりを持つことで、そういった、いろいろなメリットが得られる

という、これは、学術的にも言われていることですので、そういったところで取り組んでいきたいという思いの中から、教育委員会から福祉部局のほうへアプローチをかけて、保健師さん、そして保育士さんたちを巻き込んで進めていこうということでスタートしたものであります。

ただ、スタートしていきなりのところで、担当しておられた保健師さんとか保育士さんが、出産とかでお休みに入ったり、また異動でほかの部署に行かれたりというような形で、1年ごとに人がかわっていったというのがスタート時にはございました。そういったところの中で、なかなか前に進まない部分が確かにあったかなというふうに思います。

そういった思いで、教育委員会ですることからやっけていこうということで、ブックスタートを取り入れたり、健診時の読み聞かせを始めたり、そして、2年前から芸術士R活動ということで、取り入れるということも。

そもそもの「0歳児からの人づくり」事業は、いわゆる内部組織としての組織でございましたので、役場内での関係各課の連携をつくるための組織という位置づけでございましたので、そういった形で、実践的な計画というよりも、できることからやっけていくということで、初めはスタートさせてもらっております。

途中から、18歳までというスタンスの中でやっけていかないと、小学校上がるまでだけの計画ではいけないという御意見もいただきまして、徐々にその枠が広がって、一応、高校との連携も含めてということで、今は、ゼロ歳児から18歳ということのプログラムをつくらうということで、昨年度から、そういうプログラムづくりに高校の魅力化コーディネーターをしておられたコーディネーターの方に入っけていただいて、その手助けをしていただくというスタンスの中で、今つくっているところでございます。

確かに計画自体は、そういうもとが——今つくるといっけるのは、大分時間はたっけておりますけれども、時間はたっけてる分、いろいろなものが見えてきてるものもございませので、それも含めて、町全体の教育の魅力化として、定住施策にもつながるような意味合いで、そういった計画を進めてるというのが今の現状でございませ。

幼児部局の協力というのはいっけ必須でございませので、今後は、さらに連携を強めて、そういった事業の展開が進められるというふうにいっけ期待もしてるところでございませ。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 連携すればいいというのはいっけわかるんですが、なかなか連携がうまくいっけてないから、こういうふうにいっけ時間ばかりずるずるたっけるかなというふうにいっけ思いました。

確かに、長い時間がかっけた分、より広く深く、もっけいい計画になることを期待はしますが、せめて、幼児教育——この町には、幼稚園というのはいっけありません。本来なら、3歳以上児については、幼稚園という、文科省管轄の教育部局の担当になります。

ただ、うちの町には幼稚園というものがないから、6歳までは、保育、福祉で切られています。

今、認定こども園、幼保一元化というような制度もできました。できることなら子ども課のような形で、せめて、ゼロ歳からは無理でも、3歳以上児について、教育委員会内に設置するというような形ができないかなという思いがあります。

また、今回、所管事務調査の折に、教育魅力化コーディネーターさんの聞き取りをしたいと言ったところ、つわ暮らの担当です、そうすると、文教の所管ではありませんというような、そういう所管が違うみたいなのところがあったりして、とても連携と言いながら——もちろん違う形で聞き取りをさせていただきましたが——何かそういうところが、本当に、「0歳児からの人づくり」、教育の魅力化というものを一つぼんと大きな課題というか、大きな施策として置くためには、何か課の再編なり、連携するなら連携するの工夫が必要ではないかと思うんですけども、その辺について、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 当然、各課が連携をしてやっていく必要性というところ、それをさらに実現性のあるものにしていくのには、課の再編というところまでが必要だという議員の御指摘のところは、重々よくわかっているつもりなんですけれども、しかしながら、現実として、やはり限られた職員を、定員管理計画の中でどういうふうに適材適所に配置をしていくかという問題がある中で、要は、健康福祉課の中に、そうした子育て支援の福祉と教育という部分を分けていくということになったときには、また、いろんな別の福祉面での弊害も出てくるという実情があるというふうに私自身は感じているところでございます。

ですから、なかなか課の再編というところまでは、現実としてマネジメントが難しい、そういう思いがある中では、やはり、いわゆる教育委員会と担当町長部局の課がしっかりと連携をした中で、プロジェクトチームというものをしっかりとつくって、進めていくということが大事であろうかというふうにも思っております。

そのためには、そういう各部署のつなぎ役というものが非常に重要だという、私自身は思いを持っておりますので、ここ数年の間に、魅力化のコーディネーターというものも独自に配置をして、もういるところでもありますし、また30年度からも、そこは増員をして強化をしていきながら、小中の学校現場とそして高校と、また、乳幼児期のそういう教育部門という部分をしっかりとつなげる役割を持たした人員を配置をして、そこは、正職員とは違うところになっておりますが、これはやむを得ないと、私自身思っているところではあります。しかし、教育に非常に専門的な知識を持った、そういう人たちを配置して、そのプロジェクトの連携というものを、より一層機能的にしていくということをとっていくということが、現実的ではないかということで、今そういうことをしているといったところであります。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） ぜひ、いい人材に恵まれることを期待しておきたい  
と思います。そして、学びの協働推進事業について、少し質問をしたいと思います。

この取り組みを始めて、一体何年たったのかなという気がしています。確かに、毎年  
報告会のような、年度末に、全体の町の方々が集まる会が開かれますが、各地域の方々  
とも、それぞれがかかわってよかったとか、各地域の人も元気が出る、これはすばらし  
い取り組みだという感想が、毎年同じように上がっています。でも、そこまでだと私は  
思っています。いつまでそれを繰り返すのかと思っています。

学びの協働事業を始めて、そろそろ大人になるまでのふるさと教育の仕組みをプログ  
ラム化していく必要があるのではないかと思います。何か自己満足で終わってしまうん  
じゃないでしょうか。成果があるなら成果があるで、それを、たとえ先生がかかわっても、  
学校が統合されてなくなっても、できる形にしていく責任が教育行政にはあると思いま  
す。

だから、私はずっとコミュニティ・スクール制度を導入を言い続けてきましたが、こ  
れが学びの協働事業にかわるものだからということで受けとめています。その辺につい  
て、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 学びの協働推進事業は、ふるさと教育、それから学校支援  
地域本部事業という国の事業をあわせ持った形で、町独自のスタイルとして事業展開  
をしてまいりました。

多分、来年が10年ぐらいになろうかというふうに思います。一つの区切りではある  
とは思いますが、やっていること自体は、学校も非常に喜んでおられる部分もあります。  
学校の授業のサポート、いろんなふるさと事業で、ふるさと教育で必要な地域とのつな  
がりとか、そういったもののサポートにもなりますし、それから、そういった人を探し  
てくる、そういった役割もあって、特に小学校ですけれども、非常につながりが深くな  
るということで、喜んでおられるのが現状であります。ですので、形はどういう形であ  
れ、なくしてしまうということは、今のところ想定はしておりません。

私も教育長に就任以来ずっと、最初の教職員の辞令交付式であるとか、町教研——教  
育研究会の席などでは、ふるさと教育とキャリア教育を津和野は二つの柱としてやって  
いくんだということを、毎たび、口が酸っぱくなるほど教職員の皆さんには伝えており  
ます。

学校も、しっかりその辺は意識をしていただいて、ふるさと教育、キャリア教育につ  
ながるような授業の展開であったり、総合学習のやり方であったりということを常々意  
識をしながらやっていただけるように、ようやくなってきたかなというふうな思いは持  
っています。

やはり、我々が言って、単純にすぐ展開できるものではないというのは私も思っておりますが、やっぱり位置づけることで、携わる一人一人が、意識の中にそういったものが大事だという意識が植えつけられて、自然にそれを意識しながら、いろんな事業や行動に反映させていくことで、それが徐々につながっていくんだなというふうに思っております。

昨日の話ですが、公民館長・主事会議を年度末のまとめとしてやりました。館長・主事会議の中で、こういった事業にも公民館はかかわりを持っていただいておりますが、ことしほど「小中高」という言葉が、振り返りの中に出てきた年はありません。

本当に変わったなというふうに、充実をしてきたなという実感を持ちながらおりますので、この辺を、意識を一人一人が持って、先ほどの幼児教育もそうですが、一人一人が、こういうことが必要なんだ、こういう要素のためにこの事業をやったんだという、事業の、いわゆる根底を持って、柱を持ってそれぞれに当たっていくと、自然にそういうものがあらわれてくるんだなというような、本当、強い確信を得たところでございます。

ですので、当面このスタイルは変わらないと思いますが、さらに、その中身を充実していくという取り組みは、今後も続けていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 私もこれが大事だと思っているので、これがもっと深まるとか、今の言われました保小中高連携した取り組みにならないと、何かばらばらで、例えば、田植えとか稲刈りにしても、保育園は保育園でやるわけです、保育園の子はやりました。でも、小学校行ったら、1年生は、また初めてやりますみたいな形でカリキュラムが組まれる。また中学校行っても同じじゃあ、何の深まりもないと思っております。

そういう細かいものがたくさんあるんだと思いますので、そういうところをしっかりと深めて、プログラム化していくという作業に取り組んでいただきたいなと思っております。

教育の魅力化についてですけれども、焦点をどこに合わせるのかというところで、教育魅力化が町の存続につながるというふうに考えたときに、普通の市町村計画というのは5年とか10年ですけれども、それで合わせると、どうしてもテストの点数とか偏差値とか、いい学校の進学率というものではかられると思うんです。

そういう今の価値観に迎合する視点ではなく、50年後とか、100年先に合わせていくべきではないかなと私は思っています。そうしていくと、100年後にどんなに時代が変わっても、社会変化があっても、最低限必要な、この町で生きていくために身につけてほしいことが何かが見えてくるのではないのでしょうか。それが、この町ならではの教育魅力化につながるべきだと思っております。

今回、2018年度から施行される幼稚園教育要領、保育所保育指針などでも、幼児期における、自然などを生かした環境を通した教育・保育の重要性が明示されています。

また、学習指導要領でも、「主体的・対話的で深い学び」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」というキーワードが示されています。細かくは、「生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成」と書かれています。

私個人的な見解ですが、これらは、2011年の3・11東日本大震災が強く影響しているのではないかと思います。非日常で、何もなくなったときに最低限何が必要か、その場面で生き抜くためにどんなスキルが必要か、大震災を乗り越えて、反省を踏まえて策定された学習指導要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針だと思っています。

教育魅力化については、どどんと未来に焦点を合わせて、覚悟を決めて、この町の、何もないけど、すごく豊かな自然との共生を誇りにできるような魅力化で、旗を振っていただきたいと思っています。

教育の結果が町の姿です。政策の中心だと考えますので、最後に町長の答弁をお伺いします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 50年先、100年先を見ながらの教育ということでございまして、そうした視点というのは、必ず持ちながらやっていくということも大事であらうかと思っております。

ただ、同時にやはり現実を見ながら、そして、今の子どもたちをどういうふう成長していただくのかということ、こうしたことにも我々はしっかり目を配りながら、今やれることを教育の充実としてやっていくということも大事であらうかというふうにも思っております。

私はやはり、特に小中の教育、これは勉強だというふうに自分自身は思っていることでありまして、やはり学ぶということのその本分というのは、学校で勉強をするということでもあります。まさに、国語や算数やいろんな科目があるかと思っておりますけれども、そういうことをやはり学ぶことによって、いわゆる基礎的な学力というものをこの小中学校時代に養っていただく。それをどうこれから、一人一人がまた生かしていくかという部分について、まさに大事なことであらうかというふうにも思っております。

そういう観点の中で、いわゆる乳幼児期の自然体験、生活体験というのは、まさにその学ぶ力というものを学ぶことであり、また、学んだことを将来に向かって生かしていく、そういう力というものを、身につけていくということにもつながるところの中で、まさに、この自然体験や生活体験とともに、学校で学ぶことの本分ということも充実をしていくという、総合的に教育を考えていくということが、やはり大事であらうかというふうにも思っております。

私は、この津和野町に帰ってくるということが最終目的の教育になっては、陥ってはいけないというふうにも思っているところでありまして、まさに一人一人が、子どもたちが津和野町で学び、成長していく、そういう過程の中でそれぞれが人生を歩みなが

ら、この津和野町というものに対して、どういう思いを持ってくれるかということが大事であって、やがて帰ってきて自立して頑張ろうという、そういう子供さんもいれば、また、都会で花を開かせる、そういう子供さんもいる、そういう教育でもなければならぬというふうに思っております。

ただ、今我々がそういうことを一生懸命、特色のある実践をすることで、都会から、現実的に子供さんを抱えた保護者の皆さん方が津和野で教育を受けさせてみたいと、そういう中で、津和野にたくさんの方々が移住してきてくださるとするならば、まさに教育の魅力化が移住というものにつながるということになるのではないかとこのようにも思っているところであります。

誤解のないように、私は、京村議員さんのきょうのお話というのは非常に共感をして、そういう思いの中で述べさせてもいただいているといったところでもございます。

この間も、広島県の主催の自然体験を生かした、そういう教育の講演会とパネルディスカッションがあって、私も行かせていただいて勉強させていただきましたが、まさにその自然体験、生活体験を生かした保育・教育というものが、広島県のほうでも、もう認証制度も入ってやっておられるということでもあります。

そういう思いの中で、本町もようやくではありますけれども、教育魅力化推進協議会というのも立ち上げたところでもございますので、かかわる皆さんのいろんな知恵を生かしていただきながら、生かしながら、津和野町ならではの、まさに津和野で教育をさせてみたいと思わせるような、そういう教育というものを今すぐにでも、できるだけ早くつくっていききたいと、そういう気概で頑張っていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） ありがとうございます。

次の質問に移ります。町長の施政方針にも示されました子育て世代包括支援センターについて、具体的な内容についてお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、子育て世代包括支援センターとはについてお答えをさせていただきます。

子育て世代包括支援センターでは、妊娠から出産、子育て期にわたり、総合的相談支援を提供することを目的としております。これまでの母子保健業務では、妊娠の届け出にいられた方、その場で母子手帳を発行し、妊婦教室等の開催や産後の訪問等についての説明は行っておりますが、その後の出産までは一人一人への積極的な支援を行う機会はなく、生後二、三カ月を目途に実施する赤ちゃん訪問によって、母親や乳児の状況を把握しておりました。

今後、センター設置後は、妊娠期からの訪問等で状況を把握し、個別の台帳を作成し、必要に応じた早期の支援につなげることができ、また、出産直後も妊娠期からのかかわりを生かした支援を行っていくこととしております。



子育てにおいては、保育園や子育て支援施設等、また、制度を円滑に利用できるような相談支援業務を充実することにより、要支援者については各関係機関との調整を行い、個別プランを作成し、必要な支援を行っていくことを考えております。

これらの業務を行うため、母子保健コーディネーターとして看護師等の専門職と、子育て支援コーディネーターとして保育士の専門職を配置し、これまでの母子保健、児童福祉の各業務との連携を密にするため、健康福祉課内にセンターを設置することとしております。

センターの設置により、妊娠、出産、子育てを一貫して支えていき、一人で悩まずに気軽に相談ができる環境づくりを目指して取り組んでまいります。

○議長（沖田 守君） 京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 2点ほど伺いたいと思います。経済的な支援についてということと、施設面について伺います。

包括支援センターという言葉は、介護とか、地域包括支援センターという言葉のイメージが頭にこびりついておりまして、そういう考えでいくと、保険に当たる経済的な助成があるのかないかみたいに思ってしまうます。まず、その辺をお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 経済的な支援といいますと、支援が必要な方に対する、いわゆる補助金であるとか、そういう意味合いのものでしょうかと思いますが、基本的には、このセンターにおけるそういう経済的な部分については、特に今のところは予定しているものはありません。

○議長（沖田 守君） 京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 介護保険のような感じじゃないですけど、何かそういう町として制度をつくって、やっていくというようなイメージなのかなと思ったんですけども、まだ、多分、具体的なことがあんまり形が考えられていないのかなというような感じがしています。

役場の中に設置するということで、ただの窓口というか、窓口業務なのかなみたいな感じがしているんですけども、施設的な部分で、やっぱり子連れで役場の窓口をのぞくということは、なかなか大変です。何か親切でないなと思いますので、やっぱり施設として、例えば、子育て支援センターとか、病後児保育とか、産後デイケアとか、そういうものも含めて、何か一体的に運用するようなものがセンターだというように私は認識しますけれども、そういう考えはないですか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 現在のところ、事務所自体は健康福祉課内といえますか、一部屋、津和野庁舎のほうでとりまして、そこに、以前説明をしましたように、予算委員会のときにちょっと簡単に説明させていただきましたが、いわゆる、子育て支

援についての相談を受けるほうの担当として、保育士、子育て支援員を常勤として置きたいと。

それから、いわゆる母子保健のほう、育児に関するもの、それから、保健業務に関するものについて、看護師を一人、臨時的な職員を配置して相談体制に当たるというようなことを考えております。

当然それにつきましては、子育て支援センターであるとか、例えば、児童クラブであるとか、保育園は当然であります、それからまた、あとは医療機関、それから、それぞれの医療ではなくて、例えば、発達障がいがあるお子さんについては、それに対応した機関への、いわゆるつなぎ役を全てをここで賄いたいと。

包括という、先ほど議員さん言われましたが、包括という名前が最近あちこちでよく出てくるわけですが、ここも、子育て世代包括支援センター、いわゆる子育て世代という意味合いが、親子と——子育て世代、お父さん、お母さんのイメージがありますが、当然、お子さん本人のことについてもありますので、子育てに関することの相談が一括的にここに来れば全てがわかる。

ですから、当然、教育委員会とも連携しながら、学校へのつなぎ役も果たせるようにしていかなければならないなと思っていますし、一応、対象は18歳までということになっていますので、高校に、例えば、つなげなければいけない子——これまでも、要対協でありますとか、そういうところでは、高校との連携であったり、小中学校との連携というのはとれてありましたが、その辺も含めまして一括して、ここができるだけワンストップで終われるようなサービスの窓口になればなというところを考えています。

○議長（沖田 守君） 京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） これ、新年度の新規事業として上げられていて、ただ、予算見たところ、そのコーディネーターとかの雇用のお金だけで、ほぼ事業費はなかったように見えていますので、やっていかないとわからないというところもあるし、本当に、これについても、いい人材がおられないとなかなかうまく進まないのかなと思いますが、ぜひやる中で、やっぱり今までいろんなところで提案がなされてきた産後デイケアや病後児保育もそうですが、そういうところにまで広げて、一括して、包括して運営していただきたいと思います。

それでは、3点目の質問に入ります。遊休施設及び器具、備品の有効活用について伺います。

廃校になった学校を初め、遊休施設の後利用が全く進んでいないように感じております。また、遊休施設内に器具や備品がそのまま残っているのを目にします。

そこで、廃校のうち利活用されている建物がありますか。遊休施設内の使用可能な備品や器具類のリストはありますか。施設を新設する折などに、備品や器具の再利用を検討しておられますか。競売会などで販売することは可能ですか。

以上、お伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、遊休施設及び器具、備品の有効活用についてお答えをさせていただきます。

まず、一つ目でございますが、現在、町内に廃校となり施設が残っているものとしては、名賀小学校、畑迫小学校、須川小学校、左鐙小学校、木部中学校の5校があります。そのうち、名賀小学校は、名賀地域センターとして利活用しております。また、体育館につきましては、各地域の体育館として活用しております。

校舎につきましては、須川小学校については、現在のところ解体する方向で考えており、木部中学校校舎については、文化財資料の仮保管場所として、畑迫小学校校舎については、災害復旧推進室として使用してきたとともに、一部を地域の倉庫として利用しております。左鐙小学校につきましては、地元の意見のまとめを待って、方向性を出したいと考えておりますが、その間も地域の諸活動に活用しております。

また、木部中学校につきましては、文部科学省の「みんなの廃校プロジェクト」に登録し、文部科学省のホームページにて利用者を全国に広く募集しております。

続いて、本町の備品管理につきましては、遊休施設及び遊休施設以外にかかわらず、現所有施設内に存在する物全部について、津和野町備品取扱要綱に基づき、管理を行っているところです。リストについては、品名、取得年月日、所在、取得金額等の情報を財務会計システムにより管理を行っております。

続きまして、今まで使用していた備品や器具については、施設が更新された後も、その使用ができる物については、安全性や規格等を考慮しながら再利用すべきと考えています。また、各主管課においても同様に、まだ使用できる物があれば、再利用することを基本に考えていると認識しております。

続きまして、本町では、平成28年度から平成32年度までの5年間で推進期間として、第3次津和野町行財政改革大綱実施計画を平成28年3月に策定したところであります。

計画の中で、行財政改革の重点課題として、今後も遊休となった施設のうち、処分が可能な施設及び物品については売却を図ることを目的に、遊休土地及び施設等の処分検討を進めることとしております。遊休土地等については、可能なところは売却をしているところですが、今後は、物品等についても同様に、競売会やヤフーオークション等の方法も検討しながら、処分していきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） まず、廃校利用についてですが、地域に任せていても限界があると思います。地元の意見と言いますが、アイデアだけなら簡単です。でも、誰が担うかというところになると、皆、一歩が出ないというのが現状です。利活用が決まったときには、既に腐って、大改修にまたお金ということがあり得るような状況ではないかと思えます。

左鐙小学校について言えば、木造です。風が通らないと一気にだめになります。もう既に、ランチルームの横のトイレの付近の座は腐りつつあります。あの新しく見える学校でもです。使い道が決まるまでの間のとりあえず、風通しや利用をどんどんしていただくということを考えるべきじゃないかなと思います。

例えば、1年更新でも事務所として貸し出すとか、または日がわりでも貸し出すなどして、風通しや簡易な管理もその方をお願いをするというようなことも考えてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 私のほうも、左鐙小学校の校舎については、かなり気をもんでいる部分がございます。御承知のように、地域との協議の中である程度、地域もお話をしておりますが、最終的な結論ということなかなか見出だせないでいるというのが現状のようでございます。

どこまで待てばいいかというのは、とにかくあるとは思いますが、できるだけ早い時期に、また地域のまとまりもいただいて。もう結論が出ないのであれば、一旦、投げ返していただくような形をとらしていただければ、また、こちらのほうで検討を深めていきたいというふうに思っております。

使用については、先ほどの回答にも、町長の回答にもあったように、地域の方でイベント的な部分で利用はいただいておりますので、その部分について差し控えるわけはありません。地域外でも、利用が、希望があれば幾らでも貸し出しはするつもりです。

そういった部分で、今の当面の利用の方法としては、十分日々の貸し出しもやっているというふうに思っておりますので、地域の御理解さえいただければ、そういうことも今から進めていきたいとは思っております。

○議長（沖田 守君） 京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 早い段階で、そういう方向で進められたほうがよいのではないかと思います。

また、備品について伺います。

再利用すべきと考えているということではありますが、文教民生常任委員会で、さまざまな施設を所管事務調査の中で見せていただくことができました。その中で、もったいないなと思う備品がたくさんあります。しかし、私が、この議員になってから、あちこちで新しい施設が建ったり改築されております。一つでも、リサイクルとか活用された具体例があれば、お示しいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） まず、私の分野で、学校の廃校施設といいますが、廃校になった学校施設の備品については、まず第1段階で、その廃校になった関係のエリアの学校、例えば、木部中学校であれば津和野中学校、そして、例えば、左鐙小学校で

あれば日原小学校、統合される学校へ最優先で備品、消耗品も含めてですけれども、使える物は持って行ってくださいということで整理します。

その後に、まだ余っている備品については、町内の各小中学校で必要な備品、消耗品についてあれば、持って行ってくださいということで引き取っています。

さらに余った分については、町内の各公民館、それから教育機関関係の施設で必要な物があれば引き取ってくださいということで引き取っています。

その残りというか、さらに後、庁舎内で必要な物があれば、どうぞという形で利用は進めております。

今、残っている分は、その最終のところまで行って、今現在のところで不必要になっている物。一部、畑迫小学校のときには、さらに、その後の備品、消耗品で売却できる物、もう必要なくなって処分するという段階で競売会を一般に投げかけて、広報して何月何日に行いますので希望の方はおいでくださいという形で、競売会という形で、もちろん登録を抹消した物ですけれども、その部分で競売会をやって、わずかばかりではありますけれども還元をすると、そういう形でやってきた物が、学校施設の中には今、残っているということでもあります。

それで、残った後も、事務所でちょっともう机が傷んだとか、そういったような状況があったときに、もし使えるのがあれば、そこで探してくださいということで、随時使いながら、まだ使える物については使ってというような状況でもあります。

○議長（沖田 守君） 京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 努力をされているという部分はわかりますが、大きな物、例えば、畑迫の病院のところに厨房をつくられましたよね。そういう厨房の備品なんかを全部買われました。

でも、日原中学校の使っていない給食室とかに行くと、流しでも調理台でも立派な物が残っていたりするわけで、やっぱりそういうところを、何かそういう、今、使われていない備品をあげて、新しい建物を建てるときに規格を合わせるというか、そういうようなことも考えるぐらいに丁寧に備品を使っていくべきじゃないかなと私は思います。

役場内では使用済みの封筒をリサイクルして使っておられます。これは、もう習慣になったからできるんだと思うんです。町財政が厳しい厳しいと言う割には、立派な物があちこちに残っているなど私は思っているんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 厨房機器であるとか、エアコンであるとか、使える物については当然使ってきております。

特に、指摘を今された畑迫病院の部分で言いますと、やはり規格が学校の調理部分とあそこの狭いエリアでの調理器具という形ではなかなかかみ合わないのが現状であります。

それから、中途半端な移動をすると、そっちのほうが高くなることがあります、エアコンなんかについても。ですので、その辺も、あるからつい使うのと、新品で入れるのと、そう変わらない値段になる場合も結構ありますので、その辺は見積もりをとりながら、これはちょっと無理だなというのは、やっぱりそのまま新しいのを入れたいと、そういうような判断をしているところでございます。

○議長（沖田 守君） 京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 教育委員会の中のことだけではなく、全体としてのことで考えているので、やっぱりそれは、移動でお金がかかると言えば、そんなもんかなと思いますけど、私なんか考えたら、軽トラで運べば済むんじゃないのみたいに思ってしまう。

自主財源が乏しい乏しいと言う中で、入るお金をふやすということも大事で、今のようにな競売にかけるとか、そういうことも大事ですけど、まずは、町の中で新しいものを作ってたりしたとき、例えば、今にぎわい創出をやっていますけども、補助金がつくから、その補助金でどんどん使えばいいみたいな感じにはなっているかもしれませんが、やっぱり丁寧に大切に町民の財産を有効に活用するという努力をぜひお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、10番、京村まゆみ君の質問を終わります。

.....  
○議長（沖田 守君） ここで、2時5分まで休憩といたします。

午後1時56分休憩

.....  
午後2時05分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序5、2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 議席番号2番、川田剛であります。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、寒波の影響についてお伺いをいたします。

本年も寒波による豪雪や、ありとあらゆるところで凍結、積雪による交通への影響や、水道管の凍結や破損等がありました。今回の豪雪による町内の影響はどのようなものであったのかお伺いをいたします。

また、昨年度も豪雪による積雪や水道管の破裂等がありました。除雪については、これまでも民間業者が除雪機械を持っていないなどの答弁を過去にいただいておりますが、対策について本年度は昨年度に比べて改善がなされているのかをお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、2番、川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

寒波の影響についてでございます。

今回の寒波については、2月7日から9日にかけて、マイナス4度以下の低温が続き、各家庭はもちろん水道本管も凍結をしました。その結果、左鐙地区において5軒が3日間断水という事態となりました。また、各家庭においても、水道管の凍結による断水、水道管破裂が数多く発生して修理業者が対応し切れない状態が続き、町民の皆様にとって通常どおり水道を安定して使える状態になるまで、大変に御苦勞をおかけしたと思っております。

また、凍結による漏水のため水道料が高くなった方が多く発生したことから、特例措置として、水道料金の減免措置を講じました。

次に、除雪関係であります。1月10日から除雪機械が30台程度稼働する日が10日間あり、例年に比べ除雪が必要な日が多かったため、交通状況に支障を来したと思っております。

また、全国的に降雪があったため凍結防止剤の供給が追いつかず、津和野町においても要望どおりに受給できないことがあり、凍結防止対策におくれが生じたところでもあります。

除雪作業につきましては、町内の建設業者は国道、県道の除雪もあるため、町内建設業者のみでは対応し切れないことから、除雪機械を所有する自治会や個人等をお願いして除雪作業を行ってまいりました。昨年度からの改善点としましては、今年度5名の方と新たに契約を結び、除雪機械は9台の増設をし、対応してまいりました。

このほか、島根県との除雪機械相互乗り入れ区間を2路線ふやし、より迅速に除雪作業が行えるよう対策を講じております。

しかしながら、町全域で除雪を行う必要のある量の降雪があった場合、現在の状況では1日で除雪作業を終えることは厳しい状況にありますので、県とも連携をしながら、さらに除雪体制を構築していく必要があると考えております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） まず、水道関係についてお尋ねをいたします。

水道管の破裂が多々あったということですが、公共の水道管、私有地ではなく公共の水道管が破裂した場合、現在は津和野町の環境生活課が管理されていると思いますが、来年度より公営企業化されることとなりますが、その場合、何か変更点があるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） 公共の水道管という意味がちょっと若干不安視してはいますけども、私の考え方では、本管という考えだと思うんですけども、今回、本管の凍結による本管の漏水が5カ所発生いたしまして、木部の木曾野橋、それから畑迫

の大奈良橋、それから木部の山下橋、左鐙の万瀬橋が本管の凍結による漏水が起きました。それと、町の中ですけども西一で本管が凍結して止水栓の部分が飛んだという部分につきまして、今回、凍結の漏水を直ちに業者に依頼し、二、三時間の断水はございましたけども、二、三時間の断水でおさめたというところでございます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長、今の答弁で、左鐙のあれは「よろせ」というんです。訂正して早急に。環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） 大変失礼しました。左鐙の万瀬橋でございます。失礼しました。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 次に、除雪のことにに関して質問させていただくんですけども、例年この時期になりますと、豪雪についてさまざまな意見が出てくるところだと思うんですが、町内建設業者のみで対応し切れないというお話ではあったんですけども、この理由というのは除雪機械の不足なのか、それとも人的な不足なのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 建設業者が保有している機械と、それからそれを扱いますオペレーターの方が、例年でもことしの雪についてでもありますが、絶対的な数が不足している。この不足しているというところは、住民の方々が除雪をしてほしいという要請をされますが、それは恐らくその日のうちに、前の日に、前の晩に降った雪が、翌日のその日のうちに除雪してくださいといったところの要請が強いわけですし、それにお応えをするためには、絶対的な機械とそれからオペレーター、それが必要になってくると思います。そうしたことで、町民の皆様方の御要請にお応えするためには、建設業者だけでは対応し切れないと思っています。ですから、従来から地域の方、自治会の皆様方には御理解いただいて、今回は2自治会の皆様方をお願いをさせていただいているところもありますが、そうしたところに、地元の方に協力をお願いせざるを得ないということで、まあ何とかその日のうちに除雪が全て終えるという状況には至っておりませんが、できるだけそれにお応えをするためには、そうしたことも、地域の皆様方の御協力が必要だということで、お願いをしてやっております。以上です。

○議長（沖田 守君） 川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 先ほどいただいた答弁には、二通り考え方があると思うんですよ。町内の建設業者さんが国道、県道を除雪するため、町内建設業者さんのみでは対応し切れない。除雪機械を所有する自治会や個人をお願いをして除雪作業をお願いしていると。



除雪作業というのは、道路の雪をかける除雪機と、それと歩道をかき除雪機械と、さまざまな除雪機械があると思うんです。我々が住む地域のところにも除雪機械がありますが、あれで町道をかけと言われると、それは難しい問題だと思います。

先ほど同僚議員の質問でもありましたように、確かに地域で解決できるものは地域で解決していかなければいけないというのは確かだと思います。しかし一方で、経済を回していく中で、流通の部分ですとか、運送の部分、それから配達ですとか、まあ新聞ですとか、いろんな一般道にとっては雪がないほうがいい場合、これは民間といいますか、個人ではどうしようもない場合があると思うんです。そこを分けて考えなければ、先ほどいただいた答弁では何となくわかるんですけども、ちょっと違うんじゃないかなという考えがあります。

二つに分けて、まず歩道についてでありますけれども、歩道についていえば、先ほど同僚議員が提案されたように、小さい除雪機械でもあって、それを民間、個人ですとか自治会、そういったいわゆる官ではなく、民のほうでお願いしてやっていただくということが大事だと思ってくるんですけども、一方で、そのルールといいますか、除雪を委託する先に対するルール、業者に対して、民間に対して、いろいろお願いをされていると思います。先ほどの同僚議員の答弁では5,000万円近くというお金が出ているということなんですけども、委託される場合のルールというのが明確になっているのか。

除雪の委託先の答弁の中にも、今年度5名の方と新たに契約を結ばれていると。これは除雪機械を持っておられる方なのか、それともただ単純に個人の方なのか、そういったところが曖昧なのではないかなと思っているんですけども。そういったルールの運用はどのようになっているのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 先ほど御説明した部分で、ちょっと十分ではなかったところがあったと思います。

まず、歩道のことですが、歩道を除雪するのは、町内でいえば、歩道を持っているのはほとんどが県道です。県道についての歩道の除雪はあります。これは県のほうが委託をします。それは建設業者さんであったり地元トラクターとか、小型除雪機を持っておられるところをお願いをしたりとか、そうして歩道は除雪をしています。

板垣議員さんのほうから御意見を言われた部分については、県道を除雪して、かえった雪が歩道に乗っかっていって、歩く歩道の部分が歩けなくなったので、それを除雪するという部分があります。そういった場合に県が除雪をなかなかできないところもあります。それは地域の活力といいますか、御理解のもとでかかっているものだと理解はしております。

ルールなんですけれども、まず国道9号をかかれる業者さんがおられます。これは1社でありますけども、それから県道をかかっている業者さんも、これも島根県さんのほうか

ら割り当てがあって、県有車を利用したりとか、それからその会社が持っておられる除雪できる機械でもって、除雪をしています。

国道も県道も町からいけば、幹線道路であります。経済的なこととか、通勤、通学とか、いろいろありますが、その足を確保するためには、まず、それをかきます。そこから始まっていきまして、町のほうは町内の建設業者にお願いをしますが、優先順序が県のほうでありますので、県の除雪作業に重きを置きながら、町の除雪作業のほうにも回っていただく。

1社でいえば、機械が、例えばの話ですけれども、4台持っておられれば2台は県のほうに除雪に回って、残り2台が町のほうに回ると。それにつかれるオペレーターの方もそれぞれが2名、2名というような形で人的な配置とか、機械配置がされていきます。ですので、建設業者さんをお願いをしますが、県のほうと町のほうで別れてとか、それから県のほうを優先して、それから町のほうの除雪に回っていただくというふうなことになると思います。

それは道の幅の広い幹線道路等、そちらのほうに行きます。どうしても村部のほうに行きますと、どうしても除雪する時間帯がもっと遅くなってきます。県道はかいたけれども、幹線の町道はかいたけれども、枝のところがなかなかかけないというところは、建設業者さんもそういったところで除雪しますので、どうしても手が回らないといったところを、地域の方々に補完をしていただくような、そうしたことで例年除雪のお願いをしています。

そういうふうにして除雪としては取り組んでおりますが、今回ちょっと新たにふえているところは、先ほど言いましたように自治会であったり、個人であったり、こちらからちょっとお願いをしまして、それは機械と機械を持っておられるところ、それから機械を使える方がいらっしゃるところになりますが、そうしたところをお願いをして、昨年よりは若干ふえた体制で今回望んでおります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（2番 川田 剛君） そのとおりなんですけど、最初のところからちょっとひっかかってくるんですけども、確かに県道をかいた後に歩道に乗ってくる雪も、もともとある雪も、歩く人にとっては雪なんです。それをかくか、かくまいかは地域の人がやっているわけですから、確かに県道かいて町道かいてというそのルールはわかっているつもりなんです。

何が言いたいかといいますと、結局委託される業者はもちろんただでやってくれというわけではないと思いますので、もちろんお金は発生していると思うんですけども、単純に自治会をお願いをするというルール、例えば、歩道を100メートルかく場合と、県道を100メートルかく場合、例えばですよ。この違い、金額の違いというのはあるんですか。それとも歩道をかいても県道をかいても同じなんですか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 車道部分、車が通る部分をかき場合の使われる機械と、それから歩道をかき場合の除雪機械は物が違いますので、どうしても単価は違います。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（2番 川田 剛君） そうですね。もうちょっと突っ込んでいいですかね。例えば、業者さんがやられる場合というのは、機械を買うわけですね。耐用年数があって、減価償却があって、それから油代が発生するわけです。自治会や個人といいますか、いわゆるホンダの各地域にある機械を使った場合、これは基本的には、個人の物じゃありませんし、個人が使える費用というのは労力ぐらいのもんなんですよ。それに対して同じように、業者が持っている機械と自治会が使える公民館にあるようなものが同一であった場合、これは単価は一緒になるんですか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 同一の機械を使う場合、これは県が持っている県単価を使っています。小型除雪機がございますが、これは業者さんが持っておられる場合もありますし、それから地元で持っておられる場合もありますが、単価については県の単価を用いてやっておりますので、業者さんがやられても、地元の方がやられても単価は同じであります。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 恐らくそこが一番問題になってくると思うんですよ。何かといいますと、業者さんがやられた場合というのは、お金は直接業者さんに行かれると思います。その中で人件費として出ていくと思うんですが、地域にそれをお願いした場合、そのお金の扱いというのが、高い安いは別にしたとしても、高いと思うんですよ。その金額がですね。いい金額です。

自分はボランティアで家の前の雪をかくの、ボランティアでいわゆる委託された町道をかくのとは、ただと数万円という金額の差が出てきます。やった人とやってない人がいるわけですよ。自治会に丸々入るべきものなのか、それとも汗を流した人にそのお金は支払われるべきなのか、そういったところで問題が起きてくると思うんですよ。じゃあ、誰に預けるんだと。結局、町内で出てくるのが「あれやったら、結構ええお金になるらしいで」というようなうわさが立つというのはそこだと思うんですね。

されている方もお金が欲しくてやっているわけじゃないんですよ。やはり交通のためですとか、そういったために、雪が降ったから人の家の前でもかいてあげよう。そういったボランティア精神のある方が多々いらっしゃいます。その中で委託された方だけがお金を支払われているというのは、本人たちにとっても、ないところに変なうわさが立ってしまっているような状況になっているんじゃないかと思っています。

ですので、業者さんに委託される場合と、個人といいますか、いわゆる民間、業者ではない民間個人に委託される場合というのは、運用をきちんとしなければ受ける側とし

でも困ると思うんですよ。そのあたりを検討していただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 業者さんと個人あるいは自治会に委託をしますが、先ほど言いましたが単価は同じであります。自治会のほうに委託する場合は、稼働していただいた時間によって金額が算出されてきますが、そのお金は自治会のほうに振り込みがされていきます。後のそれに出役された方々にどう還元されるのかは、その自治会によると思います。個人で契約された場合もありますし、あくまでも個人さんということになりますし、建設業者の場合は、会社ということになります。

今言われた、金額の高い低いとかといったところもありますが、私どもとすれば住民の足を確保するという、まあ経済とか物流のことを考えて、いち早く除雪をするということ念頭に置きます。そうしたことなので、中には朝6時から出られて除雪作業に当たっておられる建設業者もおられますし、地元の方もいらっしゃいます。それは皆さん、地域とか町のために何とか道をあげようという、そういうことで一生懸命やっておられます。危険も伴いますけれども、そうしたことも顧みずやっておられるというのが事実でございますので、そのあたりはひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 理解しづらいといいますか、そこはやはり業者と自治会は違うというところをしっかりと念頭に置いていただかないと。

僕もことは雪を何度か、かきました。それを単純に県の委託であればどれぐらいなのかと聞いたら、五、六万円やっぱりもらえると。そんなにももらえるんですかという金額なんですよ。個人でかいていますから、もし僕が個人で受けていた場合、そのお金ももらったら、その横で自分の家の前をかいている方々にとっては、不平不満がたまると思うんですよ。なので、きちんと適正な価格で、それぐらいだったらもらってもいいんじゃないかというような金額でなければ、受ける側もそれは委託されづらいと思うんですよ。

私はこの制度というのは十分大事だと思っておりますので、全町で挙げて、雪が降ったときは、できることはやはり地域でやっていただくというのはベストだと思いますので、このルール運用について、一度本当に検討していただきたいと思っております。

それと、今は歩道の話なんですけど、車道の除雪の順序についてであります。もちろん幹線道路から行くというのは重々わかるんですけども、この冬もっともだなど思ったところが、橋ですね。橋がかかっている、その地域に行くにはその橋を通らないといけません。そういったところに業者さんが大きなトラックが入るのに、除雪を依頼していてもなかなか来てくれない。確かに順序がありますから、一番最初に来いというわけではありませんが、それによって津和野町内に配達する物が全ておくれてしまっていると。確かにトラックはそこまでは来るんですけども、そこから先、橋を渡れなくなっ

まう。そういったところも優先順位として上げるべきになってくるのではないかと。そのようにちょっと感じたところがありますので、もちろん県道、町道と幹線道路から行くのは重々わかるんですけども、そういった配達だとか、そういったところも配慮に入れていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） まず最初に、それぞれの委託先の単価についてですが、これも内部で実は検討はしてきてはおります。ただ、それを変更するといえますか、そういうところに至っておりません。というのが、県も歩道除雪を、先ほど言いましたけれども、地元のほうへ委託しています。それは県単価でやっていただいております。同じようにそこの方に町からもお願いをするわけです。同じように除雪するわけです。

町のほうでは、町なりの単価で、恐らく下がるという話になると思うんですが、その単価をお示ししての除雪は無理だろうというふうに思っていますし、また、お隣の吉賀町さんのほうにもちょっとお伺いしたところ、地元の方々に委託をして除雪をしています。単価は島根県の単価を使っていますということで、今やっています。

これはことしということではなく、今まででもそうだと思います。津和野町のほうも今までそういうふうにしてきておりますので、川田議員さんのほうから御指摘がありましたので、再度また検討はしてまいりたいと思います。

次に、幹線道路、恐らくなると思いますが、橋の部分は大体どこもちょっと高くなって、そこが上りになっているので、そこまで来られるけどそこからは通行しづらくなるというので、その除雪はどうなのかということだと思いますが、町道も幹線道路を全くかかないというわけではないんですけども、先ほど言いましたように、県のほうの県道が、それが優先されるということでやってきております。

津和野側の町なかのほうでも除雪は、幹線道路ですが、それはかかないのかという御意見もいただいております。ことしにつきましては、かいておりませんが、来年度以降、大型トラックが通るといったところは恐らく幹線でありますので、そうしたところを除雪するかどうかということを、検討はしていきたいと思っています。県と協力し合って、連携をしてやっていくことが肝心なことになってくると思いますので、このあたり県と協議しながら、次期の除雪体制の前には確立して対応していきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 除雪について最後なんですけれども、除雪機械の不足、人的な不足というものもあると思うんですが、人的不足というのが、何をもって人的不足か難しいんですけども、実際には運転できる方というのはいらっしゃると思うんですよ、中には。そういった中でリースといえますか、雪が降る時期というのはあらかじめ大体わかってくると思います。同僚議員が何で当初予算にこの除雪の予算が上がってないんだというのは、そこだと思うんですね。例年これだけ雪が降っていて、

例年毎年、除雪機械が不足しているというのであれば、リースで準備しておくというのも一つの手ではないのかなというふうに思っています。やっぱり隣町のほうが除雪が早いとか、そういう情報が入ってきますと、機械だけの問題であるのであれば、じゃあリースをすればいいんじゃないかという考え方も出てくるんじゃないかと思えますので、そのあたりも検討していただければと思います。答弁があればお願いします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。簡潔に。

○建設課長（木村 厚雄君） 機械が足りないかというのと、機械が足りないところもあります。しかし、必ずそれにはオペレーターが要ります。機械が特殊になりますので、免許をお持ちでないとその作業ができないということがありますので、その辺の人的なところ、それからリースがどうなのかというところは、検討はしてまいりたいと思います。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（2番 川田 剛君） では、次の質問に入らせていただきます。

保育行政についてであります。

まず、一つ目に、7月24日、町内の保育園保護者会から要望書が提出されていると思います。ことしに入りまして2月26日に回答がなされたと聞いております。この要望を見ますと、非常に緊急性の高い要望もあるように見受けるんですが、この2月まで約半年間、回答がなされてなかった理由は何かをお尋ねいたします。

また、この間、園児に及ぼす危険についてどのように考えておられたのか、所見をお尋ねいたします。

次に、来年度より一部を除いた児童クラブが民間業者に委託されます。保育環境を維持するためにも、保育士や利用する施設の確保は重要であると考えます。就業する保育士が利用する施設は、委託業者とどのような状況になっているのかお尋ねいたします。

そして、利用時間について、長期休暇中など一日でも利用すれば月額4,500円が発生するということではありますが、この制度は弾力的にできないものなのかをお尋ねいたします。

現在、放課後児童クラブの預かり時間は18時までであります。保護者はあらゆる就業形態で、その時間までに迎えに行くことが大変難しい場合があります。その場合は、家族や保護者間で連携されているのだろうと推測しているところではありますが、この点につきまして、クラブの御配慮で多少の時間延長は大目に見ていただいているのであろうというのが現状であります。このことについて時間を延長することはできないのかをお尋ねいたします。

最後に、先般、この津和野町でもインフルエンザが大変流行いたしました。町内の学校においても、学級閉鎖や学校閉鎖の措置がとられておりました。ある程度の年齢になれば、子供は家に1人でもできるかもしれませんが、保護者が緊急の場合やや

むを得ない場合など、外出や出勤をしなければならない状況があることを考えましたとき、病児や病後児における保育環境の整備が必要ではないかと考えます。

所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、保育行政についてお答えをさせていただきます。

まず、回答がおくれた理由といたしましては、町としても重要な課題と考えていました日原保育園の園舎の老朽化に対する対応を検討しなければならないことがございました。保護者の皆様にお答えをしたとおり、これまでも大規模改修を行ってきてはおりますが、根本的な構造の問題や水道管の老朽化による破損等につきましては、修繕では間に合わず、今後建てかえを行うなら町の財政も考慮し、いつの時期に行うか等、慎重に検討を重ねた上で回答をする必要性に迫られた重要な御質問であったためであります。

その他の保護者会よりの御指摘のあったところでは、例えば、手の届くコンセントの問題は、その前に椅子等を置いて園児が近づけないようにするなどの応急的な対応として行っておりますが、保護者会の皆様が安心安全にお子様を預けられるようにと提言、指摘していただきながら、回答がおくれ御心配をおかけしましたことにつきましてはおわびを申し上げます。

次に、平成30年度からの放課後児童クラブの委託先でありますシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社は、全国で200カ所を超える放課後クラブを運営しており、これまでの実績によるノウハウを生かし、町内の放課後児童クラブをより安心安全で楽しいものにしていただけるよう考えております。

現在、各放課後児童クラブで勤務している支援員につきましては、本人の希望があれば、賃金、社会保険等の労働条件を改善し、そのまま委託先への就業ができるように対応を行っていきます。

利用料につきましては、他市町村におきましても、基本的に保護者の就労等により、放課後自宅に誰もいないことが入所の条件となっているため、1日だけの利用ということの想定がありません。しかしながら、本町の場合は、土曜日と学校の臨時休業日のみは、保護者の要望により一時入会を認めているところであります。

利用時間の延長につきましては、近隣の市町でも行っているところがありますが、本町の場合は、夕方遅くまで勤務可能な支援員が少なく、対応できない状況でありました。4月よりの委託先である事業者では、18時以降も開いているクラブの運営実績もあるため、今後、要望があれば協議をしていきたいと考えます。

次に、町としましても病児・病後児保育の必要性については十分に認識しているところであり、これまでも事業開始に向けて検討をしている状況であります。

また、県内においても病児・病後児保育を行っていない市長村は少なくなっていることも、県からの情報により確認しているところであります。

県内の病児・病後児保育事業は、ほとんどが保育所等運営法人等に委託され、保育所内で併設されている場合が多いわけでありますが、町が考えている事業開始の課題としまして、町直営の施設も含めまして、施設的にそのスペースが確保できるか、または、確保された場合においても、看護師及び保育士の確保ができるか等を考慮しているところですが、子育てと就労の両立支援の必要性を鑑み、町としても早急に対応していきたいと考えているところでもあります。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 今後の放課後児童クラブの利用のことについてでありますけれども、現在、確かに土曜日、学校の臨時休業等はプリントが配られまして、利用されたい方は希望をとということができていると思うんです。

何が言いたいかといいますと、長期休暇中の、やはり、おじいちゃん、おばあちゃんですとか、預けられるところがあればいいわけなんですけど、休みじゃない家庭もたくさんあるわけでありまして。そういったときに1日だけでも預かってくれたらなと、そういったときのためにサポート事業があると思うんですが、それも利用できない。隣の子があそこに預かってもらっているんだしたら、うちも児童クラブに預けたいと。1日だけでもといった、そういった弾力的な運用がなされればいいのかと思うんですけれども、その点についてここは難しいところなんではないでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 今、議員がおっしゃられるのは、長期休暇中の1日だけという言い方ですかね。

長期休暇は、月額通常の児童クラブは4,500円で行っております。通常時ですんで、町長の答弁のとおりでありますけど、基本的に通常時、家に帰った場合に保護者の方等、どなたもおられないということで、それが平常の場合はそういう形になっているんですけど入りたいというものが、本来の入所要件でありますので、きょうはいるけどあしたはいない、また、あさってはいるけどその次はいないというのは、余り想定がないことになっております。そういう中で本町としましては答弁のとおり、土曜日は日中もいないわけですから、まあ日中は一日誰もいない場合があるかもしれないというのと、学校が臨時的に休業で朝から子供さんが家におらないといけない。それは午後からだったらおじいちゃん、おばあちゃんがおられるけどとか、お母さんがおられるけどというような中での対応なので、1日400円ということでやっています。それで、その中で長期休暇のみの利用というのも、今、うちのほうではやっています。3月いっぱいの春休み、4月1日からの春休み、それから夏休みだけ、それから冬休みだけというのは、別途で金額を設定してつくっておりますので、そういうふうな形の一時入会の方もおられます。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（2番 川田 剛君） それと、今のは長期休暇の話なんですけども、ふだんのところで、いわゆる本会員と一時会員という言い方をすればいいと思うんですけど



も、現在の場合、基本的には入会をされる、保育にかける場合は入会をされると思うんです。今、課長がおっしゃったように、あしたは大丈夫、あさっては大丈夫、あさってはだめとか、そういうのは基本的に本会員になると思うんですよ。ただ、1カ月の間たまたまこの日だけはいないとか、そういった場合は、平日の場合でもそういった対応はできるんですか、普通の長期休暇中じゃない場合。もしできればお願いします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 条例のほうには、その想定がありません。想定というか規定はありません、はっきり言います。

ただし、実は以前はうちの家は月に2日程度しか行かないんで、1日だけの一時会員にしてほしいというような方がおられました。それを実は、条例に書いてないことをやっていたということになるんですが、やっていたこともあります、以前は。そういう方が何名かおられたりもしたわけなんです、結局、月に2日程度しか絶対に必要がないと、利用しないという約束の中で、町としたらそれで1カ月分をもらうのは申しわけないんでということで、じゃあ2回分800円でというような形でやっていたところ、そういう方が月にたまたま8日来られたとか、5日来られたとか、そういう方もおられるわけなんです、中に。そうしてきますと、正会員の方で4,500円払っておきながら病気になったとか、おじいちゃん、おばあちゃんの家に行ったとか、そういう中で10日しか使わなかった。でも4,500円になると。まあ、それは当然の話なんです。逆に一時会員で1日か2日しか使わないという方が、実は10日ぐらい来られたと。10日来ても4,000円しか要らないわけなんです、そういう方がおられたりしたわけなんです。そこで非常に不公平が生じてきまして、じゃあ何日以下だったら、1日だけの金額で対応できるのかということも検討したんですが、基本的に近隣の市町村もいろいろお話を聞いてみましたところ、益田市なんかでも、もう1日だけの入会とか、一時預かりはやっていないと。もう1日でも来たら当然4,500円でやっていかないと、そういう形の中で必ず不公平が生ずることをわかっているということでありました。

本町の場合も、現実的にそういうことがこれまでに何回かあって、保護者の方とトラブルになったりしたことも実はありました。そういう中で今年度からはきっちり条例どおりにしていくことを、ちゃんと保護者会の説明会でもお話をさせていただいて、その中で保護者の方はどうするかを決めていただくというような形に現在なっているところです。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（2番 川田 剛君） そういったこともあるんだろうなとは思いますが、ただ、どちらが正しいかわかりませんので、やはりそこは保護者会といえますか、要望に沿って、できる限り保護者の意に沿えるような形に検討していただければと思うんですが、その保護者会についてであります。今月の3月27日に開催されるという

ことを聞いているんですけども、順番が違うんじゃないかなと思うんですよ。現在、町営から委託されるという話は、基本的には保護者の皆さん、プリントを通じて御存じだと思うんですけども、プリントを配る前にやはり来年度からは運営の主体が変わるという説明会があつてしかるべきじゃないかなというふうに思うんですけども、3月27日に行われるんで、これからまだいろんな要望とか聞いていただけるんだろうという期待もあるんですけども、先に説明会はあつてしかるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 3月27日は日原の放課後児童クラブの保護者会ということだと思いますが、議員が言われますことは、要は保護者の方へ民間委託をするよ、というお話を先にしておいたほうがよかつたんじゃないかということだと思いますが。

町としましては、2月の段階で、要項を出す段階で保護者の方に、今、議員が言われましたように案内のチラシの中に、来年度よりシダックスのほうに委託をしますということを入れさせていただきました。それで、その中で町としまして、例えば、指導員さんかわる、運営方針が変わる、場所が変わる、内容が変わる、そういうことがもしあるのであれば、当然保護者の方へいろんな事前の説明はさせてもらわなければならないと考えておったところなんです。今回の委託につきましては、運営主体を町から民間にかえるという内容でありまして、先ほど町長の答弁にもありましたように、指導員さんは、基本的にはこれまでの方に引き続きやっていただく。場所も変わるわけではない。例えば、定数も変わらない。町の条例のもとに金額も同じ金額でやるというような、保護者の方と子供さんにつきましては、子供さんの来られるところにつきましては、何も運営内容とか変わりが無いということも案内のチラシの中に書かせていただきました。その中で不安視される、それでもまだ不安視をされる方が1人ぐらいでしたか、健康福祉課のほうへ問い合わせをいただいたりとかすることもありますが、それは丁寧にまた説明をさせていただいたところです。

そういう中で、放課後児童クラブのことについて、全く基本的には何ら変わりはありませんということが前提でありまして、例年、年度末に各クラブの保護者会を大体この時期に、いつも次年度のをやっているんですけども、そのときにあわせましてシダックスの担当者も来て、町からの話とあと委託先の業者からの話ということで、今、行っております。

今のところ木部と津和野のほうが先週たしか終わっております。その辺で出た意見を確認しましたけれども、特に保護者さんからそういうお話があつたということも聞いておりません。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 了解しました。

では、また次の質問に入らせていただくんですが、病後児保育の件についてなんですけども、先ほども同僚議員からの質問があったんですが、現在の益田市で行われている「ぞうさんのせなか」の事業について、津和野勤務の方というのは、基本的には使用できないような状況になっていると思うんですけども、津和野町と益田市と連携して、その「ぞうさんのせなか」を利用するということは検討できないんですかね。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 益田市のほうが、今、議員が言われました「ぞうさんのせなか」、これにつきましては、民間の保育所が去年までは保育所内でやっていたものを、日赤の病院の横に院内保育の施設とあわせまして益田市が建設をし、民間の保育所へ委託をし、これまで益田市においても病後児保育のみであったものが、日赤の隣にできたということで、病児保育もできるようになったというものであります。こちらにつきましては、益田市民の方、もしくは益田市へ就業、保護者の方が就業されている場合には、ここの施設は利用できるということになっております。

町としましても、午前中の別の議員さんの質問にもお答えしたとおり、町内には小児科医もなく、そういう中でなかなか病児・病後児をしていくにはどうしていくかというのは今、検討しているというお話をしたところですが、実は益田市のほうにも委託も考えることは考えていました。ただ、ここは定員が6人なんですよね。益田市で6人で、今うちのほうが益田市さんに聞いてみると、ほぼ毎日のように、インフルエンザの時期じゃなくても、益田市内のお子さん必ず何人か来ておられるというようなことも聞いております。そういう中でうちの委託を益田市が受けていただけるかどうかというところがあるんですけども、できたら町内に、近くに、まずは病後児保育からでもつくっていきたくて思っております。

午前中の質問の中でもお答えしたとおり、まず看護師さんが、児童が10名に対して1人は絶対に必要になると。6名定員なんですけども、6名というのは、いわゆる3人の児童に対して1人の保育士が要するというので、2人の保育士が益田の「ぞうさんのせなか」にはいるわけなんです。あと看護師が1名は、これは多分対象の子がおられたときに日赤から派遣されるんであろうということでは思っておりますが、ここを9名にすると、例えばうちが委託をお願いして9名にすると、また1人保育士さんが要するというような形になったりして、その人件費部分を、例えばうちが持てばというような話でもあればですけども。ある意味、日赤の横でするので日赤に連れて行って、そのまま預かっていただければ便利という部分もありますし、逆に日赤の益田までわざわざ行かないといけないという、距離的な問題を疑問視される方もおられるかと思っておりますので、一応現段階では町内のどこか施設に、そういう病後児からまず始められるものを用意したいというのが今の考えであります。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 建設的なところで本当にそれは確かに重要ですし、津和野町内にできることが一番大事なことだと思うんですが、緊急性の高いものだと思います。ずっとこれは言われ続けている問題だと思いますので、そのあたりも検討していただいて、ちょっとずつでも壁を低くしていただけることを願っております。以上で、僕の質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） 以上で、川田剛君の質問を終わらして、3時10分まで休憩といたします。

午後2時53分休憩

.....

午後3時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。

発言順序6、3番、米澤宥文君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 議席番号3番、米澤宥文でございます。通告に従い、質問をいたします。

まず一つ目に、JR山口線津和野駅の跨線橋にエスカレーターの設置をであります。

JR山口線利用促進のため、また高齢者や身体障がい者、観光客、来町者に優しい、そして観光ツアーの発展のため、津和野駅跨線橋にエスカレーターの設置について質問をいたします。町民や来町者にまた観光ツアーに大きな影響を持つ公共交通機関JR山口線であります。JR津和野駅周辺整備計画が進んでいます。駅周辺整備計画に跨線橋のエスカレーターの設置を加えることを提案いたします。もしくは、1番線ホームと2番線ホームの間の線路をまたいでの通行も考慮されてはいかがでしょうか。現在、この方法は身体不自由者の方や車椅子の方など、事前に津和野駅に連絡があれば、線路横断を駅員1人で対応されているということでもあります。

なお、1番線ホーム、2番線ホーム、その間にはともに小さいですが、スロープが設置してあります。4月末に、岡山県から来町の女性の方が「スーツケースを持って、階段の上りおりは大変です。ぜひ町にエスカレーター設置の運動をしてください」との発言がありました。そのほかの方からも聞いております。また、津和野駅にもそのような要望が寄せられておられると聞いております。

これからの高齢化社会や身体不自由者の方、そして観光や所用で津和野町を訪れる方に優しいまちづくりが望まれます。参考までに、改札口寄りの1番線ホームの活用をできないかと思いましたが、大変、向こう側の2番線、3番線ホームより1番線ホームは30センチ低く、とてもかさ上げが不可能な状態でありました。跨線橋の階段は、2番線、3番線ホーム側が30段、1番線ホーム側は32段あり、高さは4メートル50から約5メートルほどで、幅員は2メートル50であります。車線距離は12メートルほどであります。

以上、跨線橋にエスカレーター設置についての質問をいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは3番、米澤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

J R津和野駅跨線橋にエスカレーターの設置という御質問でございます。

議員御指摘のJ R津和野駅跨線橋へのエスカレーター等の設置については、現在進行中の津和野駅及び周辺整備事業の協議を行った際、当初の段階で西日本旅客鉄道株式会社——以下J R西日本とさせていただきます——広島支社と、バリアフリーに関する改善の可能性について話し合いを行った経過があります。その時点では、J R西日本広島支社より「エレベーター等の設置については、1日当たりの乗降客が通常3,000人以上、高齢化率が一定水準以上の地域では、2,500人以上あれば、公共交通機関のバリアフリーに関する国の補助事業の対象となり、J Rとしても設置について検討の可能性ある」とのお話を伺いました。については、津和野駅は1日当たりの乗降客を約1,000人とお聞きしており、国の補助対象とはならないため、J R西日本としての整備は困難であるとのことをございました。

あわせて議員御指摘のとおり、1番線ホームの活用は現状では困難とのことです。

その一方で、先ごろJ R西日本山口地域鉄道部と意見交換の際、駅の所在する自治体等地元が全額負担をし、J R西日本が負担せずエレベーターを設置した例がある旨をお聞きしました。

山口地域鉄道部によると、津和野駅は跨線橋が駅ホームの端に位置し、エレベーター設置面積を確保するためには、駅ホームを伸ばすなど改良工事が必要となり、かつ跨線橋自体の強度等改善も想定されるとのことです。そのため、工事費はかなりの金額になることが予想されます。さらに町が負担し、跨線橋を改修する場合、運行に直接係る駅構内部分であり、現在進行中の駅舎及び駅周辺整備事業において、駅舎を譲り受ける場合とは異なり、町が所有し、事業主体となることは難しいため、財源として起債等の借り入れはできないと思われます。

今後、駅舎改修の実施設計時において、町の財政状況も勘案しつつとはなりますが、J R西日本関係者とその可能性について現場協議を求めてみたいと思います。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤宥文君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 跨線橋にエスカレーター設置はまだまだ多くの方が望まれていると思います。これからも、高齢化社会なので意見や願望は続くと思います。設置費用はJ Rでは無理——無理と言っはいいませんが、ちょっと困難であるとは思っておりますが、津和野町の負担になると思っております。けれども、ぜひ前向きに検討をしていただきたい。住みやすい津和野町を目指し、また高齢者の方などが便利な町外への移住を防ぐためにも必要と思います。

次に、1番線ホームと2番線ホーム間の線路をまたぐ通行方式の回答はありませんが、スロープを利用される方、例えば大きい荷物を持っている方とか身体障がい者の方、車椅子の方の対応としては、集落支援員を例えば2人派遣するなどの対応次第で可能と思いますが、いかがでしょうか。これは、エスカレーターがちょっと当面無理というときの対応であります。先ほども言いましたように、ここには1番線、2番線ともに小さいですが、線路におりるスロープが設置してあります。ただ、駅員1人なので事前にあれば、連絡があれば対応しますが、駅員の方1人ではとても無理だということでもあります。したがって、今言いましたように集落支援員の方などを派遣してはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員さんの御質問の中で、確かに1点お答えをしておらないという点で大変申しわけなかったと思っております。

いわゆる、1番線ホームと2番、3番線ホームの間の線路をまたいで通行するという、1回下に、線路部分におりてということですが、いわゆる乗降客の少ない駅、例えば日原駅とかでもですが、線路を渡って向こうのホームに行くことはまああることですが、いかんせん津和野駅、1,000人程度とはいえ観光客も多い、一定乗降客のある駅でございまして、この中で線路をまたいで通るということは基本的に考えにくいということは、以前正確にどのようなお答えでお聞きしたかというのは覚えておりませんが、難しいというお話は聞いたことがございます。

そういう部分で、またJRさんと直接関係ない形の集落支援員というような想定をされてのスタッフを派遣という部分については、まだ具体的にそこまでの話をしたことはございませんので、今後最後に申し上げますとおり、現場協議等する際に、そういうことも可能性も含めてお聞きはしてみたいとは思いますが、なかなかJRさんの管理からいうと、厳しい部分もあるのかなという想像はできるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 今言いました集落支援員の件につきましては、健常者の方はまず跨線橋を渡られると思いますが、やはり大きな荷物を持った人、それとか身体障がい者の方とか車椅子の方とかの対応のための今の提案であります。観光ツアーの発展と高齢者などの弱者対策、JR山口線利用促進のためにも、近隣の――既に、自治体各自、独自でつけられたところもあると聞きましたが、近隣にはまだありません、在来線には。近隣のほかの駅に先駆けて跨線橋の設置をとるべきと思います。

なかなか予算も絡むことで、口では簡単に言えますが難しいとは思いますが、積極的に進めて検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） このたびJR津和野駅舎とそれから周辺整備を改修するわけでありまして、やはり高齢者の方にとって非常に実際の乗降が不便になっているというのは、少し順序が違うような思いも持ちながら、私どももずっとこの整備計画を進めているというところでもありまして、解決できるということになるならば、何とか解決をしたいという思いで、これからもJRさんとの協議というのは進めてまいりたいというふうに思っております。

JRさんからはそのエレベーターそのものを自治体でつくってくださるんなら、維持費はJRさんが運営をして出してもいいよというような話でもございますので、そういう意味では維持費がかからないという分においては、我々にとっては魅力的だなというふうには思っておりますけれども、最初の回答でも申し上げたように、ただ最初の設置費用が相当大きな額で、また補助も全くないということになると、現在の町の財政状況では厳しいかなというふうに考えているところであります。

ただ、実はたまたま昨日なんですけれども、新山口駅の北口駅前広場が完成したということで、私も呼ばれて、その記念式典に参加をさせていただきました。事業概要の説明もあったというところでありまして、これの主催が、山口市さんとJR西日本さんとが共同でされておる、でどうも社会資本整備交付金も入っておるというような話であります。これはただ、駅北口の駅前広場だからこそできたのかもしれませんが、ただ、今現在、新山口駅の改修というのは、ここはまだ一部分でありまして、実は既にできたところとしては、南口の通路、あそこも同じような事業で完成をもう既にしておりまして、今後またさらに、新山口駅というのは、相当な事業で改修されていくというような計画にもなっているといったところであります。

そうしたことも踏まえながら、きのうは式典でありましたので、私も余り細かいことを聞くというような雰囲気ではなかったので帰ってまいりましたけれども、山口市さんがどういうやり方をして、そういう整備をしてきたのかということ、場合によってはやり方として、まだ社会資本整備交付金やあるいはほかの国の補助というものも導入できる可能性は、まだ捨ててはいけないという思いもありますので、この議員の御指摘というのはやはり非常に強く受けとめているところでありまして、できるだけ可能性を探りながら、これからも検討してまいりたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宏文君） ぜひともあらゆる可能性を模索なり検索をされまして、実現できるように御尽力をいただきたいと思っております。

2番目の質問に入ります。町営バス停留所の移設説明並びに民間バス停留所等の変更ということで、町民や利用者の重要な公共交通機関であります、町営バス停留所の移設説明並びに民間バス停留所等の変更について質問をいたします。

まず一つ目に、畑迫地区の町営バス、横瀬停留所は、昨年4月に以前の位置から30メートル離れた集落の先に移設されております。雪の日、雨の日、風の日、あわせて夏

の灼熱の太陽の日など、お年寄りや身体の不自由な方が横瀬バス停留所でおり、100メートル先の畑迫地区の拠点施設であります畑迫公民館に行くのには大きな負担となります。4月に運行の元笹山南原バス停留所は、従来の県道と近くの集落の中央に新設されており、利便性が大きく向上されております。

畑迫地区の町営バス利用の多くの方は、各種の催しや講習などが開催される畑迫公民館へ向かわれることが多いと思います。畑迫公民館前バス停留所を設置をされてはいかがでしょうか。ここは、公民館から10メートルぐらいの位置であり、待ち時間の間、ひさしがあり、雨や雪を防げます。そして、バスの回転ができるスペースや切り返しが必要とは思っておりますが、バスの回転ができるスペースや大きな樹木があり、真夏の日よけまた近くに自転車や電動カーの車庫があり、ここに納車後、町営バスに乗車も便利です。現在の位置では、自転車を置いてバスに乗る方、電動カーを車庫において町営バスに乗る方、100メートル離れた集落の端っこだまで歩いて行かねばなりません。町営バスのさらなる利便性の向上のため、畑迫公民館前バス停留所の設置を提案いたします。

二つ目としまして、石見交通バス津和野温泉発6時58分、益田医光寺行き津和野駅着7時11分の便があります。JR山口線山口駅行きは津和野駅発7時11分であり、石見交通バス、津和野駅バス停留所着と同時に山口線が発車します。しかも、石見交通バス停留所は、石見交通津和野営業所前であり、津和野駅改札までは70メートルから80メートルあります。確実に100%乗車できません、JRに。

津和野町が購入予定のJR津和野駅前のロータリーに、石見交通バス停留所の移設を地域公共交通会議に諮られてはいかがでしょうか。石見交通バスは、JR津和野駅通過型のため、駅構内に停留所の設置ができないと聞いておりました。防長バスや町営バスは、津和野駅が発車・終着駅であり、駅構内にバス停留所があります。石見交通本社の方が、津和野温泉発6時58分を10分早く出発し、津和野駅ロータリーで時間調整をし、津和野駅発7時11分とすることは可能かもしれないと言われております。津和野駅発11分益田医光寺行きは、益田市内で小中学生が乗車する時間帯に合わせてあるため、ダイヤ変更はできないとのこととあります。山口線利用促進と利便性を高めるためにも、地域公共交通会議で諮ってはいかがでしょうか。

以上、質問します。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、町営バス停留所の移設説明並びに民間バス停留所等の変更についてお答えをさせていただきます。

まず、畑迫地区の町営バス停留所の移設につきましては、島根県益田県土整備事務所が実施する県道津和野田万川線の改良工事により道路を拡幅し、横瀬から野中方面に向かう右折レーンが整備されたのに加えて、バスが停車するための待避所が整備されました。



これまでの横瀬バス停留所は、改良後の右折レーンの場所に位置しており、既存のバス停留所の位置では、バスを乗降する際の安全確保ができないと判断し、新たに整備する待避所内に移設したものです。

その後、移転したバス停留所「横瀬」とバス停留所「西光寺」の間には、自治会からの要望があったバス停留所「畑迫住宅前」を平成29年10月に設置し、利用者の負担軽減に努めているところでございます。

議員御指摘のバス停留所「畑迫公民館前」の設置につきましては、町営バス野中線につきましては、現在の運行経路上にあるため追加等は可能と思われませんが、町営バス木部線につきましては、畑迫公民館前経由となりますと、全体の運行ダイヤへの影響に加えて、車両が29人乗りマイクロバスと大型の車両になるため、畑迫公民館前の敷地内での切り返しについても検証する必要があるとございます。

町営バスの運行に当たり、町といたしましては、利用者の利便性に心がけているところでございますが、同時に安全運行が不可欠と考えております。このことから、畑迫公民館前への乗り入れにつきましては、自治会等の要望に基づき、現地の状況を検証した上で検討してまいりたいと考えております。

次に、津和野町が購入を予定している津和野駅の現ロータリー及び現JR津和野社宅につきましては、平成30年3月中に契約の締結を行うこととしております。

現在のロータリーは、SL到着時などの繁忙期には、交差点を通行する車両と停車中のバスと通行人が錯綜するなど、危険な状態が続いているため、自動車の進入ができない賑わい広場として整備することを計画しているところでございます。

新たなロータリーにつきましては、平成32年度末を目途に、SL機関車が展示されている現在の駅前駐車場の一部とJR津和野社宅敷地の一部を使用し、バスやタクシーの乗り入れと、一時停車も可能なロータリーとして整備する計画でございます。その際には、石見交通株式会社が運行するバスにつきましても、今後の協議の上で、ロータリー内への進入や停車は可能になるのではないかと考えているところでございます。

議員御指摘の石見交通株式会社が運行する津和野線とJR山口線との接続に関して、町といたしましては、利用者の利便性向上を図る観点から、その実現に向けて、津和野町地域公共交通会議の中で関係者と協議するなどして検討してまいります。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 町営バス畑迫公民館前で、29人乗りマイクロバスが切り返しで回転が難しいとのことですが、私が見たところぎりぎり回れる予定ではありますが、道路沿いの金網があります、塀が。これを一部改良といいますか、取り除けば回転も木部方面から入ってくるりと回れると思います。そのところは、そういうこともできるということで、回答は要りません。

JR津和野駅前バス停留所は町営バス、防長バス、石見交通バスの一極化といいますか、バスセンター化をぜひとも図るべきであると思っております。石見交通津和野営業所前の

津和野駅バス停で、乗車の待ち時間は、町営バス横瀬停留所と同様にひさしがなく、雪、雨、風また夏の太陽の下の日など大変であると思います。もちろん下車してからJR津和野駅に行くにも約七、八十メートル歩かねばなりません。ぜひ、石見交通バスがJR津和野駅前バス停に停車することが可能となるよう、御尽力をぜひともいただきたいと思いますが、先ほども回答ありましたが、ぜひそのところもいま一度お聞かせいただきたらと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員の御指摘、大変ごもっともなお話だというふう  
に思っております。我々も町としてロータリーを整備するというので、町有地という形の中でやり上げていこうという思いでおりますので、完成させていこうと思っておりますので、当然石見交通さんに対しても、さまざまこちらとしても御協力はできると思っておりますので、前向きに検討協議をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） この件は終わりますが、津和野駅エスカレーター設置と地域の拠点施設のバス停留所の設置は、少数の方の意見ではありましたが、現場を見てまたダイヤを見て、私個人でこれは絶対必要ではないかと感じたもので質問をしました。したがって、自治会や団体等の意見は伺っておりません。

次の質問に入ります。巨木・珍木発見で地域おこし観光おこし。

巨木・珍木発見で地域おこし観光おこしを提案いたします。各地区自慢の巨木・珍木状況の提案をお願いしてはいかがでしょうか。

津和野町には、天然記念物の県指定、県下で一番大きい堤田、大元神社の大木のクスノキがあります。町指定としまして、長福、愛宕神社の大イチョウとムクロジ——このムクロジは羽根つきの羽根の玉になる、昔でいいますと玉になる木の実であります——をつけるのがムクロジといいます。後田の弥栄神社の大ケヤキ、鷲原八幡宮の大杉、門林、若宮神社跡のタブの木の6件が指定されております。

町内には、指定天然記念物6件以外にも巨木・珍木が多くあると思います。例として、名賀地区の徳次の巨大柿の木は、胸高周囲3.5メートル——参考までに、胸高とは、地面から1.5メートル上の周囲であります。幹の樹幹の中はほとんど空洞になっておりますけれども、周囲の樹皮には大きなこぶが多数あり、威厳と威圧とそして靈感を感じます。全国でも柿の木でこのような巨木はまれであると思います。皆様も家の近くの柿の木をよく見て通られると思いますが、50年たってもほとんど柿の木の大きさは変わっていないと思います、私の経験では、樹齢は推定できませんが、柿の木が直径50センチになるには、200年以上、200年、300年かわからないですが、かなりの期間がかかると思います。

ほかには、この徳次地区には、枝が竜を想像させる、枝ぶりの見事な胸高周囲4.5メートルのイヌタラ、これは地元の方が言う名称です、イヌタラと聞いております。そ

して、貫禄、迫力十分の胸高周囲6メートル、かなり大きい木でありました。大カタギ（堅木）の木があります。珍木、これは珍木に入るかどうかわかりませんが、鷺原公園の中には、郵便局の木、タラヨウがあります。タラヨウは葉っぱに文字を書いて文書を送ったりしたこと、郵便局のはがきの語源となったようでありました。天然記念物6件を含め、巨木・珍木発見で地域おこし、また観光おこしを目指されてはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、巨木・珍木発見で地域おこし観光おこしについてお答えをさせていただきます。

先日、東京つわの会の総会と懇親会が開催され、その席において、関東在住でこの5年くらいの間に毎月のように津和野に来られ、津和野ファンを自称される女性の方が招かれて、その方が撮影された津和野の風景とともに、お話を聞き大変に感銘を受け帰ってきたところでありました。紹介された風景には、町内の花や木や山々が、赤や緑、黄、白などの色とりどりの美しさで際立っており、私たちがふだん当たり前のように見ている光景が、都会の方々には心を癒やし、安らぎを与える素晴らしいものであることを熱く語られる言葉から、改めて大切な気づきを得たことは、本日の議員御指摘のことと通じるものを感じております。

現在、津和野町観光協会、旅館組合、津和野町商工会を初めとする津和野町観光戦略会議では、国による新たな観光戦略が示される中、官民連携した観光に取り組むために会議を行っております。そこで、今回いただきました観光資源について提案し、今後の取り組みなど協議をしたいと考えます。

また、日本遺産を核としたまち歩きモデルコースの設定を行っている中、議員御提案の巨木等を巡るモデルコースの設定について、地域おこしにつなげられるよう、地元団体と連携も含めて取り組む必要があるとも考えております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 津和野町内には、平家の落人伝説のあるところが、数カ所あります。この徳次地区もそのように聞いております。それほど広くないこの徳次地区で、このような巨木が3本あります。町内各地にはまだまだ巨木・珍木は多く存在すると思います。町広報紙などで巨木の情報提供を募ってはいかがでしょうか。さらに樹木ごとに提供いただいた情報をもとに、樹木ごとに津和野1位を決め、さらに県や全国に発信してはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 御指名でございますので、述べさせていただきますが、確かに議員さんのおっしゃいますように、安蔵寺にも登山道、縦走路の途中にミズナラの巨木がございます、これも島根県一だったというふうに思っております。名木百選にも選ばれたものがございます。そういったことで先ほどおっしゃいました、

いろいろな樹種の巨木について情報を募ってみるというのも本当おもしろいのかなという思いがございます。

やはり、今回初めて日原地区でもまち歩き天領ガイドウォークというのもございました。そういった部分で、より今まで発見できていないところについて、新たなモデルコースあたりを設定していくということについては、今回、天領と城下町を結ぶという新たな事業を今文化庁の重文の事業補助をいただいて進めておりますが、この中でも文化庁の担当の方から、今まで観光面で客をなびいていないところを結びつけるところは大変おもしろいことなので、期待をしておるというようなお話もいただいております。そういうことも含めまして、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 徳次地域の通称ブリガキですが、資料のように全国でもめったにないと思っております。恐らく日の本一ではないかと私は思っております。町指定天然記念物またはそれ以上の県指定、ちょっと大きい、出過ぎますが、国指定に申請すべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。同時に、大カシの木、大イヌタラも調査してみる価値は十分あるかと思っております。ここについては、まだ道が整備されておりません、小道も。やぶの中を歩いていくようなんですが、まあ行ってみてください。すごいです。近くまで行くと、こんな大きなタラノキがあるのかとか、カシの木があるのか。十分調査してみる価値はあると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） この写真を見る限りですけど、少なくともこの柿の木はかなり価値が高いなと個人的な実感を持っております。現物を全て見ているわけではないので、また改めて御案内をいただければ、見に行ってみたいなあという思いはあります。少なくとも、町指定とかということであれば、また専門家を呼んでそういった部分の調査をして、所有者がオーケーを出さないと、どちらにしても指定ができませんので、そこの辺も含めて検討させていただきたいと思っております。専門家の意見を聞いて、より県でもいいよとかいうことになれば、もちろん上のランクのほうへ持っていきたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 所有者のもちろん了解をとっておりませんが、多分、多分ですね、大丈夫だと思います。（笑声）とりあえず、こういう木がありますよという提案というか、見ていただきたいと。こんなすごい木があるんだということでもあります。

参考までに、後田の永太院ですね。ここには大きなしだれ桜があります。これは雑誌の桜紹介とかにも載るようなすばらしい木であります。もうすぐ咲くと思いますので、ぜひ見に行ってみてください。

以上で、質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、3番、米澤宥文君の質問を終わります。

---

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。御苦勞でございました。

午後3時49分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

---

平成30年 第2回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第4日）

平成30年3月26日（月曜日）

---

議事日程（第4号）

平成30年3月26日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

出席議員（12名）

1番	後山 幸次君	2番	川田 剛君
3番	米澤 宕文君	4番	岡田 克也君
5番	草田 吉丸君	6番	丁 泰仁君
7番	寺戸 昌子君	8番	御手洗 剛君
9番	三浦 英治君	10番	京村まゆみ君
11番	板垣 敬司君	12番	沖田 守君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	吉田 智幸君		
つわの暮らし推進課長		内藤 雅義君	
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
建設課長	木村 厚雄君	環境生活課長	和田 京三君
教育次長	渡邊 寛夫君		

---

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。議員各位には引き続きのお出かけ、ありがとうございます。

これから、4日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は12名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、8番、御手洗剛君、9番、三浦英治君を指名いたします。

---

### 日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

引き続き、順次発言を許します。

発言順序7、5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 皆さん、おはようございます。5番、草田吉丸でございます。一般質問の2日目のトップバッターということで、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

最初に1点目でございますが、本年度予算編成方針についてでございます。

本3月議会におきまして、下森町長におかれては、平成30年度に向けた施政方針を示されました。その中でも、特に人口減少対策に努めながらも地域の営みが継続されるよう調和を図りながら定住を進めていきたい。そして、まちづくり委員会等を通して町内各地域の実情を踏まえながら、きめ細かい定住対策に腰を据えて取り組みたいとの発言がありました。

一方、財政面では、合併11年目となる平成28年度より合併算定がえの特例期間が終了し、段階的な普通交付税の縮減が始まっており、災害復旧やCATV施設、役場庁舎の老朽化に伴う改修事業など、今後の財政に大きな影響を与えることが予想され、実質公債比率や将来負担比率等の財政指標は、今後、悪化傾向にあるとの認識を示されました。

そういった状況の中で、平成30年度予算編成が行われたわけではありますが、そこで、次の点について質問をいたします。

1点目でございますが、一般財源枠配分方式を採用した予算編成の基本的な考えについて伺います。

2点目でございますが、津和野町総合戦略の施策は予算にどのように反映されているのか伺います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、皆さん、おはようございます。本日もどうぞよろしく願いをいたします。

それでは、5番、草田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

本年度予算編成方針についてでございます。

平成30年度当初予算編成の基本的な考え方につきましては、地方交付税の減額見込みや税収を含めた一般財源そのものの増収が見込めない状況の中、町民サービスの維持・確保を図りつつ、これまでも増して経常経費の節減に努める必要があることから、事業の緊急性や必要性を勘案した上で、限られた財源を有効かつ重点的に配分するため、引き続き対前年度比マイナスシーリングの一般財源枠配分方式を採用しております。

平成30年度の重点施策といたしましては、まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略に係る事業を柱として編成したところであります。

平成30年度の一般会計予算額は80億5,900万円で、前年度当初予算額77億3,400万円に対し3億2,500万円の増額、率にして4.2%の増、一般財源総額では54億2,320万8,000円となり、前年度一般財源総額56億3,398万9,000円に対し2億1,078万1,000円の減額、率にして3.7%の減額予算となっております。

まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略事業に係る予算につきましては、ITを活用した事業を行う創業希望者向けセミナーの実施など、IT人材育成事業として総額4,694万7,000円を計上しております。

また、日原にぎわい創出拠点づくり事業として、カフェ棟、トイレ棟及び駐車場等の整備等総額1億2,138万円を計上、日原図書館整備事業として、図書館整備事業設計監理業務委託料620万円及び日原図書館建設工事費1億8,100万円の総額1億8,720万円を計上しております。津和野町農商工連携事業として津和野町農商工連携事業推進協議会補助金等総額2,964万7,000円を計上しております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 予算基本方針について回答いただいたわけですが、地方交付税の減額見込みや、あるいは税収を含めた一般財源の増収が見込めない状況で、対前年比マイナスシーリングの一般財源枠方式を採用し、重点施策として、まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略に係る事業を柱とした予算編成をしたということの回答でありました。

少し再質問をさせていただきますが、この一般会計予算額については、昨年度より3億2,500万円の増であったということであります。それに対して一般財源総額におきましては2億1,078万円の減額との予算編成であります。この一般財源総額の減額については大変厳しい状況から収入も減ってくるということから理解はできますが、一般会計予算についての増額であります。普通考えますと、厳しい状況の中だから一般会計予算も減額になるのではないかというような思いを町民の方もされているというふうに思うんであります。このことは一般財源でなく特定財源、国庫補助、あるいは県の支出金、地方債を使った少し大型事業が計画されたことが、この増額になった大きな理由であると私は思っているんですが、そのような理解でよろしいでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。



○総務財政課長（岩本 要二君） おはようございます。

平成30年度当初予算の編成につきましては、先ほどから答弁しておりますとおり、一般財源枠配分方式ということで予算編成に当たっております。その編成内容につきましては、平成29年の9月補正を基準にしまして年度の見込みを立てた中で、歳入歳出のバランスを見ながら予算編成をしとるところであります。各課のヒアリング等を年度初めに行いまして、そういった事業等の調整をさせていただいて、最終的に町長査定を受けて、当初予算を計上させていただいております。

一般予算とすれば、議員言われましたとおり、3億2,500万の増額となっておりますけれども、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、特定財源ということで補助金や、あるいは有利な起債等を活用した中で、一般財源が対前年に比べて減額になったという状況でございます。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 特に重点施策として、まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略に係る事業を柱としたという回答でありました。その中でも、そこに回答いただきましたが、ITの人材育成事業、それから日原にぎわい創出拠点づくり事業、そういったところが大きな事業になるかというふうに思いますが、私もちょっと予算書を見ておりましたら、こういったことが全て含まれておるわけですが、特に総務費と商工費のほうが前年度より増額をされているというふうに思っております。

総務費のほうについては、先ほどの回答にありましたような地方創生推進事業として、IT育成事業と日原にぎわい創出拠点づくり事業の図書館の建設、これが大きな増額の原因であるというふうに思っておりますし、商工費のほうでございますが、これについても述べておりますが、これは津和野町駅周辺整備事業、そしてまた日原にぎわい創出拠点づくり事業のカフェ棟、トイレ棟、駐車場、これらを整備するというので、昨年度より増額になっているというふうに思っております。

そこで、一般財源枠配分方式についてであります。枠配分方式というのは近年実施されておりますが、この方法は各課に予算枠を示して、その範囲で各課が主体性を持った予算編成ができる、そして事業のスクラップ・アンド・ビルド、古くなったものを廃止しながら新しいものを取り入れる、そういったシステムかというふうに思います。30年度予算編成段階で、何かスクラップ・アンド・ビルドというようなことがなされた部分があったかどうか、その辺についてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 先ほども答弁の中で申し上げておりますけれども、平成30年度の予算の編成につきましては、各課のヒアリングを通して計上させていただいております。そのヒアリングの中で個々の事業についての説明を受けたりして、その中で予算の調整をさせていただいておりますけれども、今議員がおっしゃいますスクラップ・アンド・ビルドということで、その事業をなくしたり、新たに整理した

りという部分については、大きくはそんなになかったような気がするんですが、ただ事業費等については、そういった縮減に向けた方向性でヒアリングをさせていただいたという状況でございます。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 厳しい財政状況でありますので、そういったことも、今後はしっかりと対応していただきたいというふうに思いますし、健全財政運営のために、今後も努力をお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

中期財政計画についてであります。冒頭申し上げましたとおり、津和野町の財政状況は、収入面におきましては、合併算定がえの特例期間の終了により、普通交付税の縮減が始まっており、税金についても減額が見込まれるなど、大変厳しい状況であります。

一方、歳出面におきましては、社会保障費や扶助費の増大、公共施設の建てかえや修繕など、投資的経費が増加する傾向にあり、さらには他会計への繰出金の増加傾向もあり、あらゆる面での歳出増加が見込まれます。

そのような状況を踏まえ、中期的な財政収支の見通しを立て、現在及び将来にわたる財政の姿や運営上の課題を明確にし、財政規模の過度の膨張を抑制し、将来的に持続可能な行政基盤を確立するために、中期財政計画は極めて重要な計画であるというふうに思います。

そこで、次の点について伺います。

1点目ですが、平成29年度中期財政計画における主な課題と問題点について。

2点目ですが、健全財政の維持にどのように取り組まれているのか、2点について伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、中期財政計画についてお答えをさせていただきます。

平成29年度中期財政計画における課題と問題点につきましては、1、財政構造の弾力性を測定する指標である経営収支比率の増加、2、地方債の返済額を財政規模に対する割合で示した実質公債費比率の増加、3、基金現在高の減少があります。

1と2につきましては、庁舎建設事業やF T T H化事業等による公債費の増に加え、人口減少による税金の減少や合併算定がえ特例期間の段階的な縮減により、普通交付税が減少することも大きな要因となっております。

3の基金残高につきましては、扶助費や維持補修費の増加等による財源不足を基金繰入金で調整しているため、減少しております。

これらの財政指標の悪化に対応するため、歳入については地方税金の確保、使用料及び負担金の見直し、また、歳出につきましては、建設整備後30年以上経過している施設が37施設（全体の46.3%）と老朽化が進行し、維持補修費の増加が見込まれる

ため、指定管理者制度の検討や施設の統廃合・複合化も視野に入れた検討を行い、将来負担の軽減を図ることが課題となっております。

健全な財政運営につきましては、第3次津和野町行財政改革大綱実施計画に基づき、事務事業の見直しなど8項目の重点課題それぞれに具体的な取り組み項目を42項目設定し、平成32年度までの5年間で推進期間として行財政改革に取り組むこととしております。中期財政計画の策定につきましては、この第3次津和野町行財政改革大綱実施計画に基づき策定をしており、今後も中期財政計画の精度を高めたローリングを行い、計画的な公債費の繰り上げ償還にあわせ、起債の新規発行を抑制するなど、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 課題と問題点ということで回答いただきましたが、経常収支比率の増加、あるいは実質公債比率の増加、また基金現在高の減少、そういったことをですね、問題であり課題であるということでございます。

その中で、少し中期財政計画を見ておまして、少し気になる点でございますが、まず財政調整基金の関係であります。財政調整基金の役割としては、地方公共団体の健全な財政運営を確保するために設置した積立金であります。経済事情の変動等による減収、あるいは災害により生じる予期せぬ支出を埋めるなど、いわゆる不測の事態に備える預金であろうというふうに思っております。家庭でこつこつとためた貯金と、そういったものと同じというふうに思いますが。

この財政調整基金であります。29年度の中期財政計画を見ますと、平成29年度末見込み、これについては数字的には概算で申し上げますが、12億ございます。これが5年後の平成34年には5億に減額になると予想をされております。これは、いろいろなCATV事業や庁舎建設事業等の大型事業が実施されるためと思っておりますが、この財政調整基金の適正規模についてはどのように考えておられるのかということをお聞きしたいのと、また、この基金、積み立ての目標設定やルール等、これらについてはどのようにされているのか、まずその点についてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 中期財政計画上の財政調整基金ということで、先般お示しをさせていただいておりますけども、議員言われましたように5年間でかなりの、半分以上の減額の計画になっているところであります。

これにつきましては、先ほども言われましたとおり、大型事業等がございまして、その関係の起債の発行とか、あと歳入面でいえば、どうしても地方税の増加が見込めない、また地方交付税におきましても合併算定がえというふうなことで、年々減額されている状況があります。ということで、歳入部分が今までになく減額をしている状況の中で、片っぱ、歳出の方は、そうはいつでもやはり住民の皆様のサービス向上のための事業は実施していく必要があるという中で、どうしてもその辺の財源不足につきましては財政

調整基金で不足分を補っていくということで、中財上では、年々減少の一途をたどっているという状況でございます。

それで適正規模ということでございますけども、先ほどから議員言われておられますように、一般家庭でいえば貯金に当たる部分だろうと思うんですけども、多ければ多いほどこしたことはないのかなというふうに考えております。

ただ、今、国のほうの動向としては、地方の自治体の基金に対してかなり厳しい見方をしている状況がございまして、そういった動向を踏まえながら、今後また基金のあり方については検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 多いにこしたことはないというふうに思いますけども、どうしても必要なときにはこれは当然取り崩していくべきものであるというふうにも思います。少し私調べてみたときに、この基金の適正規模が、大体、標準財政規模の10%ぐらいが、この適正規模ではないかというようなことがちょっと言われておったんですけども。津和野町の場合、標準財政規模が約47億だというふうに思います。そうすれば基金の適正規模は約5億ですか、そういったことになると思いますので、今の中期財政計画の中で、平成34年で5億ぐらいは残ってくるということでもありますけども、その辺はその後どうなるか、34年以降がどうなるかで、また随分変わってくるというふうに思っております。

いずれにいたしましても、この財政調整基金、また減債基金も相当な減少が中期財政計画で示されております。特に平成30年度、14億が計上されておるものが、平成34年には6,000万、これぐらいに減額をするというようなことであります。

そういったことで、今後の財政状況は、本当に厳しいような状況になるというふうに思います。今、中期財政計画については大体5年くらいで計画を示されておりますが、もう少し先の5年、10年ぐらいのところまでを、きちんとそういったことを計画を立てていかないと、非常に厳しい状況ですから、そういったことも大事ではないかなというふうに私は思うんですが、そういった中期財政計画の、今後の見通しも含めた計画を今後どのように立てられていくのか、その辺についてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 中期財政計画の今後の見通しということでもありますけども、今議員がおっしゃいましたように、基金については、財調、減債ともに減少の一途をたどっている状況でございます。

減債ということでございますので、起債の発行に対して当然事業の絡みがでてくると思いますけども、そういった計画的な公債費の繰り上げ償還等を行いながら、新規発行等も抑制していきながら、そういった基金の支出を抑制していきたいなというふうに考えております。

それから中期財政計画のいわゆる経過期間ということでありまして、今5年で中財計画を立てて財政分析をした中で、いろいろな指標を算出してきております。10年スパンということで、今後、中期財政計画については毎年度各課のヒアリングを行いますので、そういった中で計画期間についても10年ということで、建設事業費等の事業費の洗い出しをしながら、また分析等に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） もう一点、気になる数字が出てきておりますが、実質公債比率であります。現在10.9%であります。平成34年には、単年度で15.9%に上がるとの予測がされておりますが、これについても、何とでも18%の範囲を守る努力というものを、ぜひ必要だというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今後厳しい財政状況は続くと思われま。行財政改革を進めるとともに、収入面での有利な財源確保に努力されますことをお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

町内観光についてであります。津和野町観光につきましては、特に津和野地区における城下町としての歴史ある美しい町並みを回廊する観光を目指し、年間約100万人の観光客が訪れておられます。町外からの観光客、またインバウンド観光の推進のための受け入れ態勢の強化も必要であるというふうに思っております。

一方で、町民を対象とした町内めぐりなども取り込む必要があるのではないのでしょうか。津和野町には、津和野地区の歴史と文化、そして日原地区の美しい自然があります。津和野地区、日原地区両町民が、我が町をもっと知ること、合併後の一体感の醸成がさらに深まると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、町内観光についてお答えをさせていただきます。

町の一体感の醸成のためには、議員御指摘のように、津和野・日原両地区民に我が町のことをもっと知っていただくことが大切と考えます。

津和野町では平成20年度から22年度にかけて、公民館を中心として文化財の総合的な把握をするなど、歴史文化基本構想の策定を行っています。それぞれの地域において、歴史や文化、自然や食などの地域資源をもとにテーマ設定が行われておりますので、それを公民館や学校での地域学習のための素材として活用していただくとともに、公民館相互の交流のきっかけにさせていただけると幸いです。

また、日本遺産センターや観光協会では、日本遺産等をテーマとしたまち歩きのイベントを開催したり、有料の観光ガイドも実施しております。町民の皆様におかれても、ぜひ、イベント等に参加していただきたいと思っております。

平成29年度より、前述の歴史文化基本構想を活用した観光拠点整備事業により、城下町、津和野地区と天領、畑迫・日原両地区を連携させた施策を具体化させております。

このような事業を通じながら一体感の醸成を図ることも可能であり、このたび、日原賑わい創出拠点事業と連携させ、天領日原ガイドウォークも実施いたしました。

今後、御要望いただければ、地域でのまち歩きプランの造成などにも協力してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 特に津和野地区には歴史文化、そういったすばらしいものがあるわけですが、そうはいっても、一緒に町が合併をしましたが、私も日原地区なのでございますが、津和野に行って、そういった歴史文化をいろいろ勉強しながら歩いてみたりするということ、あんまり近過ぎて、いつでも行ける、そういうようなこともあって、なかなか私自身も、まだ津和野ではわからないことも随分あるんですが。できれば、例えば日原のほうから人を募集して津和野を観光するバスツアーとかいうのを計画されれば、何人かそれに乗って、津和野町の町に行って、普段見られないようなところも周遊できるというようなことにつながるんじゃないかというふうに思いますし、逆に津和野地区の皆さんに日原地区の自然を楽しんでもらうとか、そういったことをやるべきではないかなというふうに思いますが、なかなか個人で行ってみようということにもならないことが多いので、本当にバスを1台はなえて、そういったお互いのところの観光するというようなことも少しやっつけていけば、いろんなことが、町民の人が、合併して、お互いの醸成もまた深まってくるんじゃないかというふうにも感じておりますが。そういったバスツアーとかの計画をちょっと検討してみたいかということですが。津和野の町については、バスで周遊できるようなことも今から計画をされるんかと思いますが、お互いの町から行きやすいような、そういったツアー等も検討されればいいんじゃないかなというふうに思いますが、それについて、お伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） おはようございます。よろしくお願いをいたします。

議員御指摘の点でございますが、まさにおっしゃるとおりというふうに思っております。つい最近でございますが、先ほど町長の答弁にもございましたが、天領日原ガイドウォークというものを、日原地区で初めてになりましたですが、日本遺産等も絡めながらガイドウォークを実施いたしました。この事業につきましては、文化庁の10分の10補助事業、全額、国の補助事業ということになります。事業主体を津和野町歴史文化基本構想活用観光拠点整備推進協議会と——ちょっと長いですが——そういった協議会が事業主体となって行っております。それと津和野町が連携をしてということをやらせていただきました。

今回、日原のほうにつきましても、即日だったというふうに聞いておりますが、二十数名の枠が埋まったというようなことございまして、募集をかけた時点で、当日、私も、お越しになった方を賑わいの拠点で、シシ汁とかおにぎりとかいうのも食べていた

だきながら回っていただく、大変強い雨の中の実施ではございましたが皆さん、雨具で参加いただいたというところでございます。

その際のメンバー構成見ておりますと、益田あたりからも来られた方いらっしゃいますが、津和野の方も多数御参加をいただいております。特にまた、同じ天領でございます畑迫地区の皆さんもいらっしゃったりということで、やはりこういった、本当に議員の御指摘のとおりだと思えるんですが、こういった一つ企画を実施してみると、普段は割と近いのでいつでも行けるわというところが、一步、足を踏み出していただけるのかなというのがよくわかりました。

そういうこともありまして、訪日外国人の一番のニーズというのが歴史文化もございますが、一番が自然や体験ということであるというようなこともニュース等で聞いております。そういった部分では畑迫地区また、日原地区の観光面の可能性もまだまだあるというふうに思っております。また、特に日原地区については国道からも見える位置で、それなりの拠点が整備できるということでございますので、そういったところを今後も、今回の文化庁の10分の10の補助事業あたりも活用しながら——3年間の計画でございますので——進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 教育長、関係して発言はありますか。教育長。

○教育長（世良 清美君） 回答の中にも公民館というキーワード書いてありますけれども、合併後、公民館のそれぞれの地域の単位で、既に何回もお互いの町を散策をするという企画もやっております。今後も引き続いて、そういった事業も進めていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） いろんな事業も取り組んでおられるということでございますが、日原にも、ああいった賑わい創出の拠点もできるわけでありまして、そういったことも十分利用しながら、両町民が、もうちょっといろんなことで交流できる、そういった方向も、ぜひ引き続き検討をいただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

高齢者の福祉であります。施政方針でも、高齢者支援は本町福祉政策の中でも最も重要な課題の一つであると述べられております。津和野町で頑張ってこられた方が健康で安心して住めるまちづくりこそ、高齢化社会の先端を走る本町にとっては急がれる課題であるというふうに思います。

そこで、次のことについて質問をいたします。

1点目でございますが、高齢者の実態。高齢化率と世帯数、うち独居世帯数と主要施策について。

2点目でございますが、高齢者の方が抱えている悩み等、どのように把握をされているのか。

3点目であります。第7期老人保健福祉・介護事業計画の策定について、これについてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、高齢者福祉についてお答えをさせていただきます。

まず、本町における高齢者の現状につきましては、平成30年2月末現在の高齢化率は47%で、前年同月期に比べて0.9ポイント上昇しております。また、全3,563世帯のうち、高齢者世帯は1,672世帯あり、約半数近くを占めています。そのうちひとり暮らし高齢者世帯は978世帯となっております。

主要施策としては、ひとり暮らし高齢者や身体に障がいのある方等に対して、急病や災害時の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることを目的に、IP告知システムによる緊急通報装置設置事業を実施しております。119番通報の救急車要請時に、電話にかわる押しボタン方式により、益田広域消防本部通信指令課へ直通連絡することができ、迅速確実な対応を行っているところでございます。

また、高齢者等配食サービス事業により、在宅の高齢者の方に対して配食サービスを提供しております。この事業は、自立と生活の質の確保を図るとともに、安否の確認を行うことも目的としております。

次に、高齢者の方々が抱えている悩み事等の把握については、民生児童委員の方々に高齢者宅への訪問等を行っていただき、悩みや心配事などの相談等があれば、必要に応じて専門機関へつないでいただき、また関係各課へも報告いただいているところでございます。

次に、第7期津和野町老人保健福祉・介護事業計画につきましては、今年度内の策定に向け、関係機関と協議を行いながら見直し等の作業を行ってきたところです。津和野町保健・福祉及び医療対策審議会を3月中に開催し、計画策定となります。

介護保険法の改正に基づき、基本指針の中で掲げられている地域包括ケアシステムの深化・推進という目標のもと、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進を目指しながら、現在の医療・介護連携をさらに深め、町民の皆様に、より適切な介護サービスを提供し、住みなれた地域で安心して過ごしていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 全世帯3,563世帯のうち、高齢者世帯が1,672世帯ということで、これ約半数ということでもあります。そのうち、ひとり暮らしの高齢者の世帯が978世帯ということで、本当にひとり暮らしの独居老人の方が多いという、これが実態であろうというふうに思います。津和野町だけでもないというふうに思いますが、私が一番感じますのは、こういったひとり暮らしの方に対する対応の仕方、やっぱり一番大事なのは高齢者の本人、そしてまた家族の方が、ひとり暮らしをしながらどのような悩みを抱えておられるか、そういった生の声を聞いてそれを把



握する、そしてそれを行政に反映していくということが、非常に大事な部分であろうというふうに思っております。

そこで、第7期の津和野町老人保健福祉・介護事業計画、これの見直しでございますが、この平成27年度から29年度の計画につきましては、いろいろ中でアンケート調査等を実施して、それをもとにいろんな計画を立てられているというふうに思うんですが、今度7期につきましては、そういった町民の皆さんの意見集約、アンケート調査等でございますが、これはどういうふうにされているのか、まずその点についてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） おはようございます。

今回7期の計画の直前ということではニーズ調査等行っておりませんが、前期計画の中間の見直しの時点でニーズ調査等行ってございまして、それを反映させたものとなっております。

失礼しました。29年の3月、4月あたりに1回、中間の調査をしておるといふところになっております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） できるだけ、そういった人の声を聞いた中でのこういった計画を、ぜひつくっていただきたいというふうに思うところでございます。今、高齢者の方にまで、抱えている問題点が多いというふうに思っております。やはり、ひとり暮らしのために、困った、特に頼る人がいないとかすれば大変不安も感じますし、会話をする相手もないというようなことで社会から孤立をしてしまうというような高齢者の方もおられるというふうに思っております。

また、消費者の被害ということで、いろんな詐欺グループの電話等もあつたり、大変な状況があるというふうに思っております。できるだけ一人一人のいろんな悩み等も聞いていただいて、ぜひ、この事業計画に生かしていただきたいというふうに思うところでございます。

特にこれからの介護等のことを考えますと、看護師さん、あるいは介護士さん、そういった人数が低下している状況の中で、各地域の状況を見ても、いろいろ医療機関に勤めておられた方が、あるいは保健師さんとかが退職をされて各地域に随分おられるんじゃないかというふうに思うんですが、そういった人をこれからいろいろそういった地域を支える力になってもらう、そういったことも今からはしていかなければいけないんじゃないかなというふうに思うんですが、できればそういった人を集めて、いろいろな研修会等を開きながら、地域でそういったグループを立ち上げながら福祉に携わっていただくというようなことも必要じゃないかなというふうに思うんですが、そのあたりについては何かお考えがございましたら。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） やはり高齢者、あるいはその中でも独居という状況の中で、このたび津和野町としましても、そういう医療・介護の連携ということで、相談窓口を津和野共存病院のほうに、秋を目途に立ち上げようとしております。これは、例えば脳梗塞で体が不自由になったと、そういうときに訪問診療を使って、在宅で、できる限り住みなれた地域で暮らすということも考えております。

議員さん言われましたように、このたびの第7期計画におきましては個別の、いわゆる課題を分析して、いかに地域包括ケアになじむかという状況であります。当然そこには、議員さん言われましたように、民生委員さんや、あるいはこれまでのケアマネの資格を持っている方、そういう方の部分の中で医療・介護の連携ということで他職種の連携を、そういう人も交えて、いろんな状況でその人の状況を知ると。そして、最終的には地域で、やはり住みなれたところで最期を暮らしたいという形に我々としては持っていきたいということを考えておりますので、議員言われたように、地元、あるいはこれまでの経験者、医療・介護従事者が本当に不足をしております。その中で、いかにして住民をこの地域で暮らしていけるかということで、今後はそういう部分のネットワークづくりもしていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） ぜひ、高齢者の方が安心して健康的に過ごせるまちづくりに、さらに努力をしていただきたいというふうに思っております。

それでは、次の質問に移ります。

5、合併浄化槽の推進についてであります。

津和野町の下水処理につきましては、地域により、下水道事業、農業集落排水事業、合併浄化槽事業により対応をしております。これらの各事業について、次の点について質問をいたします。

1点目ですが、下水道事業、農業集落排水事業の進捗状況と加入率について。そして、加入分担金について。標準世帯の利用料について。

2点目ですが、合併浄化槽の進捗状況と標準世帯の設置費用、町補助金額、維持管理費用について、あわせて設置に対する財源内訳について。

3点目ですが、今後の合併浄化槽の普及推進策について。三つの各事業の町民負担均一のためにも町設置型の検討が必要と考えますが、いかがでありますでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、合併浄化槽の普及推進についてお答えをさせていただきます。

津和野町の水洗化率は71.8%で、そのうち公共下水道が39.5%、農業集落排水が1.0%、浄化槽が59.5%、これは合併、単独槽合わせたものでございます。

下水道事業については、日原地区が平成10年度より供用開始し、整備率は94%です。加入率は85.4%となっております。加入分担金については13万円となっております。

また、津和野地区については、平成17年度から随時、供用開始し、現在、寺田地区、それから橋北地区、これは高岡通り、稲成丁、山根町を除いたところがございます。そして橋南地区、これは中座、鷲原の一部を除くところで工事が完成し、整備率は68.9%、加入率は、平成29年度時点で53.5%となります。加入分担金については19万円です。

農業集落排水については、和田地区にて、平成17年度より供用開始しております。加入率は100%で、加入分担金は24万円となっております。標準世帯（4人家族水道使用量40立方メートル）の場合の使用量は、下水、農業集落排水ともに月6,156円となります。

合併浄化槽については、町内の非水洗化の1,181戸の方に進めていかななくてはなりません。過去5年間に63基を設置し、今後5年間に56基の設置を計画しております。設置費用は、5人槽で84万円、7人槽で127万7,000円ぐらいかかり、町の補助金額については、5人槽が32万2,000円、7人槽が41万4,000円です。

なお、町の設置に対する財源内訳は、国補助3分の1、一般財源3分の2となります。維持管理費については、各家庭で異なりますが、平均的な家庭において、保守点検料が年3回1万（9,440円）、清掃料、年1回（2万5,920円）、電気代（1万1,000円）、法定点検料、年1回（4,500円）かかり、合計で年6万860円となります。合併浄化槽の設置費用の年間償却費は5人槽で3万7,800円、7人槽5万7,465円で、維持管理費と合計すると5人槽で月8,222円、7人槽で月9,860円となります。

町設置型の浄化槽については、メリットとして、初期投資の住民負担の軽減、維持管理を町がするため手間が不要であること、下水道等集合処理と同様に、浄化槽による汚水処理を公共サービスで行うため、地域格差が解消されることなどがあります。

デメリットとしては、起債額が増加すること、人件費等コストや事務量が増加すること、特別会計へ一般会計からの繰入金が必要となることなど、財政に大きくかかわることとなります。

特に、今後設置する場所は密集地でないことが予想されるため、設置コストが上がると思われ、費用対効果、財政状況などを考えると、現時点では町設置型への移行は困難と認めております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 今、津和野町では3種類の事業で、こういった下水処理を行っているわけでありますけども、三つの、ただいま回答がありましたので、それについてちょっと比較をしてみたいと思うんですが。

まず、分担金と当初の設置費用の関係であります。公共下水については日原、津和野地区で少し違うようではありますが、日原地区が13万円、そして津和野地区が19万円ということでございます。それから、農業集落排水については24万円ということがあります。合併浄化槽の場合、分担金というものは、当然、個人設置ですからないわけですが、設置費がかかります。これが127万7,000円ということございました。そのうち補助金が41万4,000円あります。そして差し引きしますと86万3,000円の初期投資が合併浄化槽の場合には必要になってくるということでございます。

それを、まず比較してみますと、下水道のほうが平均的に、分担金が約20万円としましても、個人が設置する場合は86万3,000円かかります。それから20万を引いても66万3,000円ぐらいの、初期投資にも差があるというふうなことだと思います。

それから、下水の場合は、維持管理費は当然町が全てするわけですから、あとは水道量によって利用料を支払うということになります。これが大体、月にして6,156円ということでありました。

一方、合併浄化槽のほうでございますが、保守点検あるいは清掃、電気代、法定点検料、それから年間償却費ということで説明がありましたが、これらを全部計算しますと月に9,860円、これぐらいのものがかかるということになります。そうしますと、これについても9,860円から6,156円を引きますと3,704円ぐらいの、ここで差が出てきるとということなんです。いろいろこの事業で取り組んでおられますけども、目的は、家庭の排水をきれいに処理をして、津和野川、あるいは高津川に流していくということが目的なので、その目的によって、目的は一つの目的であるけども、事業がそれぞれ違うために町民負担がこれだけの差があるということであろうと思います。

そこで、今、津和野町はこういった形で個人設置型で対応しておりますが、もう一つは市町村設置型ということで取り組んでおられる町村が随分ございます。これについて少し私も調べてみましたけども、島根県内の11市町村ありますけども、この中で個人設置型で対応している町村が5町村、それから7町村が町設置型ということで取り組んでおられるということで、ちょっと調べてみました。あと、市を含みますと、19市町村のうち14市町、これが市町村設置型で取り組んでおられる、5市町村が個人設置型であります。

これを見ますと、特に町設置型については、当初は分担金ということで、どうしても必要ですから出してもらわなければならないわけですが、その分担金もいろいろ、20万から25万とかいった分担金を集めておられる町村もおられるわけですが、それもいろいろございます。

あと、個人設置型についていいますと、例えば町村名を挙げさせていただきますと隠岐の知夫村さんあたりが、これは個人設置型ではございますが、後の管理は村に委託をするということで、管理は村がやるというような方式をとっておられます。あと、隣の吉賀町さんでございますが、これについては個人設置型ではございますが、後の維持管理に対して5人槽、約3万2,000円、それから7人槽、4万4,000円ぐらいの助成をしておられるということでございます。それから、町村によっては個人設置型の当初の補助金が少し高額で対応されている、そういう町村もございます。

そういったことで、いろいろ比較をしてみまして、この合併浄化槽については、津和野町については、非常に町民の負担が多いというふうに私は感じておるわけでございますが、こういったところを、できれば個人設置型を市町村設置型へ移行するということによって、本当に町民負担が均一になるのではないかというふうに考えるわけでございますが、いろいろな財政状況等もありまして大変な状況ではありますけれども、このことは、ぜひ調査、検討をしていっていただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） 町村型の合併浄化槽の設置ということでございます。

確かに町村型の合併浄化槽をしますと、先ほど町長の答弁にありましたように、初期投資の問題であるとか使用料の問題であるとか、そういったものが町民にとってはメリットとして上がるということでございます。

今現在、水洗化を進める中で、下水道を行っております。町の中だけではございますけれども、日原地区については、先ほど町長が答弁したとおり、85.4%の加入率という状況でございます。津和野地区についても、随時、下水道について工事を行っているわけでございますけれども、今のところ53.5%という加入率。これは、そういった部分で、町民の負担の部分、工事費はかかったけれども、下水道に加入してもらえない。こういう町の中でさえ、そういう状況の中で、今度は村部に町村型の合併浄化槽をする場合、加入希望者に対して町村型の合併浄化槽にするので、加入率は100%に、確かなるかもしれませんけれども、どうしてもつなぐ工事費というのは相当量かかると。

農集の和田地区につきましても、加入分担金24万円という形で工事をしておりますけれども、今現在も一般財源から五、六十万の投入をしないと維持ができないという状況の中で、今後、村部について町村型の合併浄化槽にした場合、恐らく工事費が相当上がりますので——先ほど議員さんも20万から25万ぐらいという話がありましたけれども——25万ぐらいは、農集ぐらいの分担金についてはいただかなければ、工事についてはなかなか難しいかなと思っております。

個人型については、国庫補助が3分の1、あと30分の17が下水道事業債で起債を借りることが可能でございまして、あと残りを加入分担金で負担していただくという形になるかと思えます。そういった形が一番いいのでございますけれども、今後、補助率

でいえば、町村型の合併浄化槽よりは農業集落排水事業。これは農振地域で25戸以上1,000人未満のところは農業集落排水事業が適用されます。この場合は2分の1の補助でできますので、補助率のいいものを使って実施していけばいいと思いますけども、問題は工事費に見合う加入率というところが一番ネックになっておりまして、今のところ、先ほどありました中期財政計画の中にも、計画の中に入れておりません。

そういった部分の中で、今後、検討はしていきますけども、町民の水洗化の意識というものを向上させる中で、下水道を今やっている中で加入率が増加していく方向を見ないと、村部に向けて町村型の合併浄化槽を設置するというのはなかなか難しいのかなというふうに思っております。ただ、負担が大きい個人型の合併浄化槽を進めていくわけですけども、確かに町民にとっては不公平という部分もありますので、その部分については今後検討していきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） ぜひ、財政面も含めて、調査、研究だけはひとつ進めたい、そういうふうに思っております。

それでは、以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、5番、草田吉丸君の質問を終わり、ここで10時15分まで休憩といたします。

午前10時05分休憩

午前10時15分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。

発言順序8、1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） 皆さん、おはようございます。我々議員、4年間、最後のきょうは質問になりますが、明快な御答弁をよろしく願いをいたします。

それでは、通告しております5項目についてお尋ねをしていきたいと思っております。

まず1番目でございますが、斎場整備についてお尋ねをいたします。

人生の終えんを迎える厳粛な尊厳の場所としての斎場があるわけでございますが、惜別を連じ、涙され、ハンカチで拭われる御婦人の姿をよく見かけるわけでございますが、御婦人からの御意見であります。やはり、斎場で涙を拭うハンカチと手洗い用のハンカチの2枚を持っていくというふうな御意見もあるわけでございますが、何とか女性のささやかな願いでありますハンドドライヤーを設置していただけないかという御意見がたくさん私の耳にも届いておりますが、この間ちょっとあそこへ行ってみますと、電源も洗面台のすぐ下のほうにあるわけで、設置場所もすぐ洗面台の横に空間があります。そして、そこにつければ、小さいものでありますから対応はできるというふうに私なり

に見て帰りましたが、男女両方、ともに設置をしていただきたい、このようなことではありますが、執行部のほうでどのようにお考えであるかお聞かせいただきたい。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、1番、後山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

斎場の整備についてでございます。

斎場整備は、全て町単独の予算で賄っております。斎場は平成11年4月に開設し約19年経過しております。火葬炉の老朽化もひどく、毎年数百万円程度の修繕費がかかります。そのため、年次計画を立て修繕工事を行っておりますが、町の財政状況も厳しく、計画どおり進んでいない状況でございます。

ハンドドライヤーの設置でございますが、斎場を利用される方々が利用しやすいように町としてもできる限り要望に応じていく必要があるかと考えますが、予算の状況等を見ながら、今後、検討をいたします。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 町長の御答弁いただきましたが、町民のささやかな要望であります。今年度予算も80億5,900万円ある中で、この状況を見ながら検討したいとの答弁であるわけでございますが、行政執行の立場から財政状況が厳しいというふうなことは十分理解した上での質問をしておりますが、わずか数万円のことといった施設の整備が町財政を圧迫し左右するというふうな考えは、とても私には考えられません。そうはいいまして予算のことでもありますので、状況を見ながら、今後検討していただきたいということを強く要望しておきたいと思っております。

ついでに申し上げるのは大変失礼かもしれませんが、斎場の案内標識の件でございますが、昨日、地区の自治会で総会が開かれておるようであります。そして、斎場の名称について直地の自治会で話し合いをされた結果、斎場という言葉でなく、会館という名前で検討していただきたいというふうな意見が出たようであります。もともと斎場は「しらすぎ」という名前がついておるわけですが、「しらすぎ会館」というような名称で、そしてオーバーハングの標識で設置されることには合意されたようではありますが、これも19年間の問題解決の、今が時期と思っております。町も名称を検討されて、早急に覚書を交わしていただきたい、このように強く思っております。課長さんも昨日、総会に出席されて、事の経緯はわかっておると思っておりますので、ここでくどくどは申しませんので、ひとつ庁議でも諮っていただいで早急に検討していただきたい、このように思っております。御答弁は要りません。

2番目に、橋梁についてお尋ねをいたします。

和田のつり橋のことではありますが、津和野町の橋梁も195橋、日原町が112橋というふうにあるわけでございますが、この維持管理も大変であろうと思っております。

今回の和田のつり橋の塗装工事については、なかなか落札者が決まらなかったというふうに伺っておりますが、余りにもこの工事が条件が厳し過ぎるというふうに私は感じておったんですが、当然、塗装足場も単管足場すれば相当な重量になります。経費も重なります。そういった問題もあり、また、高所作業でありますので、そういった高所作業車の使用、これが計画されているというふうに思っております。

また、本線ワイヤーにいたしましても、ロープが30ミリの4本結束であるわけがあります。支間長40メートル、左岸の支間がアンカー部が20メートル、右岸が20メートル、左岸が16.3メートル。そうしますと76.3メートルになるわけですが、これは親ロープが4本結束してあるわけですが、単純に1本にしますと610メートルというふうな総延長になるわけですが、これは町の設計のほうでは、76メートルの上・下流2本という計算でやっておられるようではありますが、この4本結束の親ワイヤーのケレンの方法。また、グリース塗布の面積。このグリース量をどのくらい設計されておるのか。冬期で大変伸びにくいというふうに思っておりますが、このグリース量についても変更の対象にされるのか。また、高所作業で設計をされておるのか、お伺いをいたします。

ついでに、2番目の鉄砲丁橋のことをお尋ねをいたします。

鉄砲丁橋も橋長が60メートルの支間長が25メートル。これは歩道橋であるわけですが、支柱間の継ぎ鋼管が、今回といいますか、昨年であるのか、新しいボルトにかえておられます。これは欄干の腐食を防止するためにボルトをかえられたと思いますが、欄干の手すり部分が大変腐食がひどいわけでありまして。手でさわれないような状態でありまして。この状態ではとても、塗装してももたないこのような状況にありますが、この欄干、笠木部分でありまして、これの取りかえをしなければ、もう大変危険であります。この高欄の修理について、どのようなお考えを持っておられるのか、お伺いをいたします。

次に、常盤橋のことについてお尋ねをいたします。

常盤橋は、昔は筋違い橋という名で利用されていたようでありまして。享保元年に常盤橋という名に改められまして、昭和48年3月に鉄の橋、トラス橋にされております。今までにも何回か、これは塗装されておりますが、今回も目視で対応されているとは思いますが、さびもだんだん浮き上がってきておるような状況でございますが、これの塗装計画はどのようになっていますか。また、橋梁の点検結果について調査は完了しておりますか、お伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、橋梁についてお答えをさせていただきます。

まず、和田つり橋橋梁塗装についてでございますが、町道舛ヶ峠線の津和野川にかかる和田橋について、橋梁さびどめ塗装工事として発注しており、本年度完了予定であり



ます。平成13年度に当該橋梁の塗装工事をした実績がありますが、その後16年経過での工事となります。

御質問のワイヤーについては、延長152.6メートルをワイヤーブラシによりケレンし、その後グリース塗布を行います。その面積は57.4平方メートル、グリースはロープ専用の補給用グリースという製品を使用しますが、16キログラム入り缶を1缶で設計しております。

また、ワイヤーケレン、グリースの塗布作業に当たり、橋梁の耐荷重以内、橋梁幅員を考慮した高所作業車を使用しております。

二つ目の鉄砲丁橋欄干の笠木部分の更新についてでございますが、町道舂ヶ峠線の津和野川にかかる鉄砲丁橋は、平成4年に架設された橋長54.8メートル、幅員2.0メートルのRC橋であります。平成24年に橋梁点検を実施しております。この点検時は、県の道路橋定期点検要領が制定されていないときでありましたが、点検結果として、橋の主要構造部の主桁、横桁、RC床版の上部工、橋台、橋脚の下部工については健全であるという診断がされております。一方で、高欄については変形、欠損、腐食が見受けられる調査結果が出ております。現要領に基づけば「早期措置段階」の健全度判定になります。

30年度において道路橋定期点検要領に基づき橋梁点検を実施する予定ですが、この調査結果に基づいて修繕計画を立てていきたいと考えております。町内の橋梁においても、鉄砲丁橋同様の「早期措置段階」（原則5年以内に何らかの措置を行う）の健全度判定された橋は幾つもあります。この橋梁修繕に当たっては、橋梁全体の修繕として社会資本整備交付金事業を導入実施していくことが財政的にも有利であります。

しかしながら、高欄部分のみの修繕は社会資本整備交付金事業では認められていませんので、このような場合は町単独費での対応とならざるを得ません。

このたび、議員より御指摘いただいたことについては理解をしておりますので、当面、通行に際しての注意喚起の表示及び応急処置などの対策を検討してまいります。

三つ目の常盤橋の塗装計画及び橋梁点検結果についてでございますが、町道杉片河東線の津和野川にかかる常盤橋は、昭和48年に架設された橋長41.7メートル、幅員1.5メートルのトラス橋であります。平成24年に橋梁点検を実施しております。この点検時は、県の道路橋定期点検要領が制定されていないときでありましたが、点検結果として、橋の主要構造部の主桁、縦桁、支承部、橋面の上部工については腐食が見られ、橋台、橋脚の下部工については健全であるという診断がされております。現要領に基づけば「早期措置段階」（原則5年以内に何らかの措置を行う）の健全度判定となりますが、先ほど御質問のありました鉄砲丁橋と同様に30年度において橋梁点検を実施する予定でありますので、その結果を踏まえ修繕計画を検討してまいります。

また、過去には平成16年度に常盤橋の橋梁塗装工事を実施しております。この工事では、トラス鋼材のさび落とし、劣化の部材の修繕やさびどめ、下塗り、中塗り、上塗り塗装を施しておりますことを申し添えます。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 鉄砲丁橋もなかなか金銭的なことで難しいようですが、事故の起こらないうちに、ひとつ看板か何かで表示されて対応していただきたいと思っております。

それでは次に、町内の舗装についてお尋ねをしたいと思います。

まず1番目に、殿町通りの石畳の補修についてお伺いをいたします。

これは町の道路ではありませんが、柿木津和野停車場線がまた開通すれば町内に観光客もふえる、このように思っておりますが、殿町通りの石畳も破損箇所が大変多く、観光の町にしては景観的にも大変見苦しい状況にあります。これは県道でもありますし、土木事業所も毎年対応はされておりますが、本年も5月には乙女峠まつりがあるわけですが、これにカトリック協会の前では、全国より多くの信者が参加されます。こういったことで、大変景観的にも見苦しいような状態ではありますが、今年度も早期に対応していただくよう土木事業所と協議をしていただきたい、このように思っております。

次に、新丁通りの舗装であります。

津和野町の町道は279路線、舗装率が73%ですか、日原町の町道が98路線の舗装率が89%、多少数字が違っているかもわかりませんが、津和野地区の行政区画の区画で西側であります中新丁、下新丁、魚町通り、今市通りの、これが透水性のカラー舗装を実施されております。施工当時は大変町民の方も喜ばれて、本当、町がきれいになったと言われておりましたが、今はその面影もなく、剥離場所や陥没が頻繁に起こっております。歩行者の転倒事故も起こっておるようであります。その都度、建設課でも応急処理をしていただいておりますが、これも大変であります。

先ほども申し上げましたが、5月には乙女峠まつりで信者の行列が、この新丁通りを乙女峠へ向かって行かれます。こういったときに、景観保全のためにも、各路線ごとに計画的に、今の透水性の舗装を全面的にアスファルト舗装に改良されるときじゃないかというふうに思っておりますが、これについてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、町内舗装についてお答えをさせていただきます。

まず、殿町通りの石畳の破損の早期対応協議についてでございますが、県道萩津和野線の殿町通りは、観光の町津和野へ訪れる観光客は堀の鯉や家老屋敷、藩校養老館を觀賞するなど、城下町風情を楽しむことができる通りとして親しまれております。

しかしながら、約200メートルある殿町通りは、石畳部分に剥がれや凹凸が生じ、通行の面でも安全な状態にないと思っているところです。議員御指摘の景観の面から好ましくない状況にあるとも認識しているところでもあります。

このことについて、津和野土木事業所へ問い合わせたところ、道路管理として剥がれや凹凸などの点検等を月1回は実施し、措置しなければならないところについては簡易舗装によるパッチング等で対応しているとのことでありました。津和野町土木事業所としては、今までにおいて石畳の修繕工事をしております。いまだ残されています修繕箇所については、予算上のこともあります、計画的に修繕を実施していくと聞いております。また、本年夏ごろにはスクランブル交差点から北側へ向けて、一部修繕をする予定であるとお聞きしております。

町といたしましても、城下町にふさわしい殿町通りとして景観への配慮、交通の安全性保持の観点から、引き続き、またこれまで以上、さらに県へ修繕要望をしていきたいと考えているところでございます。

次に、津和野地区西側、中新丁、下新丁、今市通りの全面アスファルト改良についてでございますが、津和野町地区の西側の中新丁、下新丁、今市通りについては、平成12年度から15年度にかけて、国の交付金事業であるまちづくり総合支援事業の高質空間形成施設工事により、それぞれの通りを透水性カラー舗装の施工をしております。施工完了から15年を経過する中で、舗装の剥離、陥没等が部分的に生じております。このことについて、簡易舗装等により応急的に補修をしておりますが、経年による劣化も後を絶たないような状況にもあると思っております。当該地区は縦横の幅員の狭い路地の上に歩行者や自転車、車の往来があるところでもありますので、通行上の安全確保をしなければならないと思っており、道路面の改修は必要であると考えておりますが、全部において実施することになれば相当の費用がかかることから、財政状況を勘案しながらの対応とならざるを得ません。

また、当時の透水性カラー舗装での舗装打ちかえは、以後の維持管理を考慮すると通常のアスファルト舗装が望ましいと考えております。御指摘の歩行者等の転倒事故等は起きてはなりません、定期的な点検を実施するとともに、いま一度現地調査を行い改修の検討をしてみたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 舗装なんですが、特に新丁の中通り、それから魚町通り、明月の前の通りなんですが、本当、シマウマみたいな舗装状態になっておりますので、ひとつ早急に検討して対応していただきたいと思っております。

それでは、次に入ります。津和野川の河川掘削についてお尋ねをいたします。

1番目でありますが、農業用揚水ポンプの土砂除去についてであります、鉄砲丁橋の上流右岸に農業用の揚水ポンプ場が設置されております。毎年増水で土砂が流入しまして、人力で土砂の除去をされておりますが、高齢化で大変な作業であります。中には

耕作放棄をされた農業者も実際におられるわけですが、そうしますとだんだん、その土砂除去に対しての人数も少なくなりますし大変であります。

昔は上流の天神橋の井堰より水路によって取り水をされておりましたので、土砂の問題等は全くなかったわけですが、現状ではそういったことで耕作放棄者がふえるおそれがありますので、河川改修で堰堤が撤去され、ポンプ場にされた経緯があるので、県も責任を持って土砂の除去をされるべきと思うわけですが、これも県と今後協議をされて対応していただきたい、このように強く要望しておきます。

次に、杉片河の堤外水路の土砂除去についてお尋ねをいたします。

町内に入る水路の取り水口であります杉片河の水門口より約100メートルぐらいまで、堤外水路の天端まで土砂があるわけですが、これが河床状態にあります。大雨の都度、用水路に土砂が堆積し除去したものであります。今あそこの右岸側は水の通りが大変よく、計画河床よりほとんど下がっているんじゃないかというふうに見受けられますが、この左岸の土砂を近辺にされると土砂の流入問題は少しは軽減されるというふうには考えられますが、この用水路建設当時、水門口より61メートル間は暗渠でつくってあったわけですが、この中に土砂が流入し、機械除去ができなかった、こういう経過があるわけですが、そうしたことで県土木は、その後、土砂除去が機械でできるように、この暗渠を撤去されました。そうしたことで、現在は水門口から全部重機を入れて土砂が除去されるようになったわけですが、こういったことも今そのままにしておきますと、増水するとすぐ土砂が水路へ入ります。土木事業所とよく協議をしていただいて、当然、漁業界との問題もありますので、早急に対応していただきたい、このように強く思っておりますが、どのようにお考えかお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野町川河床掘削についてお答えをさせていただきます。

まず、鉄砲丁橋上流右岸側揚水ポンプ場上流の土砂撤去についてであります。津和野川の河川改修により、上流の興海寺井堰から農業水利として取水していたものが、揚水機場を設置し、ポンプアップにより取水しているところでもあります。

御質問のポンプ設置付近は、過去にも洪水により土砂が流れ込み、ポンプアップできない状況が発生しております。自力による堆積土砂の取り除きは困難をきわめたことから、水利組合の要望を受けて、管理者である津和野土木事業所へ土砂撤去をしていただいた経緯もあります。そのようなことから、治水上の問題も含め津和野町土木事業所へ協議していきたいと考えております。

次に、杉片河水門口より下流側の土砂撤去についてでございますが、津和野土木事業所後ろ側の河川内にある堰より取水する堤外水路は、稲成丁経由で殿町通りや高岡通り、新丁、万町へ流れる水路であります。現在、堰の取水口から下流にかけて、堤外水路の天端高さまで土砂が堆積し、その土砂が洪水等には水路内へ流入し、水路を閉塞するこ

とが予想されるところであります。このような事態となれば、水路下流域への水の供給ができなくなることも承知をしております。

御質問の河川内の土砂撤去については、河川管理者である県の所管でありますので、津和野土木事業所へ協議をしてまいります。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） この水路のことについては、もう何回私も質問してきたかわかりませんが、こういったことも、やはり商工観光課も鯉のほうの管理の関係がありますので、やはり、パトロールを逐次されて、そういったことは対応していただきたい、このように思っております。本町の鯉のことでもありますので、特に土砂除去については気をつけていただきたい、このように思っております。よろしく願いをいたします。

それでは次に、最後の質問であります。参事の配置についてお尋ねをいたします。

津和野庁舎に参事不在のまま、間もなく1年になるわけではありますが、町長は過般の質問に対する答弁で、参事職を廃止したのではないと、1年間任命を見送った、これにより年間30万から50万円の歳出抑制の効果を見込んでいると、このように前にも申されております。参事職で構成する庁議の場で、新年度より参事不在の話し合いの結果、行政運営上、今のところ特に弊害は認められないということを確認した前参事とも、町民の方々からの参事に対する相談は全くなかったと、このように前回、私の質問に対して答弁をされておるわけでございますが、合併協議の経緯について、町長も当時、日原町の議会議員で経過は知っておられると思います。

まず、平成16年1月13日、平成17年の9月24日まで、合併協議会、回数であります。委員会が37回、任意協議会が44回、法定協議会が29回、幹事会が45回、専門部会分科会が302回、このように協議がされてきておるわけではありますが、協議第67号、協定項目13、事務組織機構の取り扱いについて、参事は津和野庁舎に必置することになったのであります。

当時、津和野側は、津和野庁舎に助役を置くことを強く主張したわけではありますが、日原側の反対があり、協議の結果、助役のかわりに特別職に準じる一般職の総括責任者、参事を配置することで意見の一致を見、合併協議書にこのように明記されているわけがあります。

新町では、行政組織規則第4条、職及びその職務で、組織表で、津和野庁舎、参事職を置くというふうにあるわけがあります。

庁舎等の管理規則第3条、庁舎管理責任者管理区分、津和野庁舎管理責任者、参事となっております。

町長の職務代理者の順序に関する規則、地方自治法第152条第3項の規定に基づいて、町長の職務を代理する上席の職員は、参事または課長の職にある職員とし、順序は

1、参事、2、総務財政課長、3番目に給料月額の上位にある職員、このように明記してあるんです。

たまたま、平成17年の9月14日、合併前ではありますが、私も津和野町議会で最終の一般質問で、最後の質問者が私一人であったわけでございます。今ここに、その資料があるわけでございますが、このときに、たった私一人でありましたが、このときの質問の中にも参事のこと、いろいろそのことについてお尋ねをしております。こういったことにおいて、そのときの質問の答弁で、津和野分庁舎には総合窓口に参加を置き、住民サービスが低下することのないようにという答弁が出されております。これも、この議会報にそのままあるんですが、そういったことになっておるわけでございますが、町長は参事職を廃止したんじゃないと強弁されておりますが、現実には置かれていないわけでありまして。参事を置かないということは町の規則に違反する行為ではないのでありましょうか。

また、合併協定の不履行というふうに思われるのではないのでしょうか。町村合併条件そのものが前提が崩れるということになるのではないのでしょうか。このことは、町長自身、当時の議員であり、十分承知の上での行為とっておりますが、ただ単に町長一人の考えや思いで判断できる問題ではないというふうに考えておりますが、これについてどのように町長は考えておられるか、お尋ねをいたします。

○議長(沖田 守君) 町長。

○町長(下森 博之君) それでは、参事の配置についてお答えをさせていただきます。

平成17年の合併に際しての協定は数多くの項目がございますが、これまでの間に町政を運営する上で、課の設置に関する事など、他の項目についても変更してきており、参事を配置しないことをもって、町村合併の前提が崩れた等の御指摘には当てはまらないと認めております。また、こうした措置は私の一存ではなく、合併後これまでを運営してまいりました経験に基づいて、町管理職の庁議において総意をもって判断したことであることも御理解をお願いしたいと思っております。

ここ数年、参事としての仕事がほとんどないという実態において、参事を配置することにより年間30万円から50万円の人件費の増につながることから、さまざまな住民サービスの財源の確保のためにも、参事の配置について見送ることを昨年いたしました。

この1年を経た上でも、庁議としての見解は同様であり、町民の方からの参事を配置する御意見については、二件くらいという状況でありました。

早いもので本町も合併後13年目を迎えており、国からの合併特例措置が段階的な減少に入っている中、医療・福祉、子育てサービスの充実や危険家屋の処理などを初めとした新たな行政課題に対応していくためには、これまで以上のきめ細かい行財政改革に取り組んで、まちづくりの財源を確保していかなければなりません。

こうした厳しい状況と現在の参事の現実的な仕事について、検討した上での判断でありますことを御理解いただきますようお願いいたします。今後も合併協定項目を守るこ

とを基本としながら、より一層の行財再改革を進める視点は常に失わず努力をしてまいりたいと思います。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 町長の答弁の中で、他の項目についても変更をしてきており、参事を配置しないことをもって、町村合併の前提が崩れた等の指摘は当てはまらないというふうに認めておるといふような答弁であります。合併協定項目とは何である、地方自治法第152条第3項の規定とは何であるのか、この説明をいただきたい。

また、2番目に、私一人の存ではなく、町管理職の庁議において総意をもって判断したというふうに申されておりますが、そうすると、ここで庁議の皆さんに1人ずつ答弁をいただいても、時間がないけそんなことはできませんが、そのような気持ちであります。

参事の事はほとんどないと、年間30万、50万の人員費の増になるというふうに申されましたが、それでは私がさきの議会で質問した騒音問題の件、保険金詐欺の件、これが私が虚偽の質問をしたというふうに受け取られかねないのであります。大変、私も心外であります。

このように、町長申されておるわけですが、これは合併協定の基本が崩れていいのであれば、庁舎問題も崩れてもよいことになるわけですが、町民の皆様は非常に関心を持っておられるわけありますので、町長、もう一回そのところを答弁をいただきたい。

私は、やはり津和野庁舎には町長にかわる参事を置いていただきたい。30万、50万の経費というふうなことでなく、やはり町民の負託に応じていただきたい、このように思っておるのであります。そのところを町長、もう一回御答弁いただきたい。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず最初に、合併協定項目とはどういうことなのかという御質問であったかというふうに思いますけれども、これは平成17年に旧津和野町と日原町が合併をするに当たっての取り決めの項目であるということにほかならないわけでございます。

当時、協定項目というのは、もう何百という項目にわたっているわけでございます。それから、また実際に合併をして、行政運営をする上で行財政改革を進めていくということも大事でございます。その中で、やはりその時代に合っていないものは改革をしてきたというのが実例であるわけございまして、例えば、それじゃあ合併協定項目を絶対に100%守らなければならないという前提に立つならば、これまで行ってきた、いわゆる課の変更等々はすることが相ならなかったと、そういうことの論理にもなるということでもありまして、これは協定項目を変更していくということは、決して矛盾するということにはならないというふうに受けとめて、これまでもその他の項目についてや

ってきたという実情があるというところで理解をしていただきたいというふうにも思っております。

また、今の規則違反というようなお話もあったわけですが、例えば合併のときで新しく町の職員定数条例というのを定めております。その条例では、職員数というのは157名というのがうたっているわけですが、これまで合併後13年の間に定員管理計画を定めながら、毎年毎年職員を減らしてきております。定員管理計画、結果的には災害が起きましたので、現在は職員数140名ということにもなっております。こうした中で、現在はその157名よりは少ない状況でもございますので、いずれは本当の適正規模というものを見出した上で、この条例等も変更していくというようなことも考えられるというふうにも思っているところでございます。

こうした参事というものについても条例でうたっております。ですから、廃止をしております。だけれども、また実情に応じてどうしていくかというのは、またしばらくそういうことをやってみた上での検討課題という思いの中で、こういう配置をしないということを現在進めているというような状況でもあるわけでございます。

そうした中、後山議員さんのほうには町民の方々からも多くの意見が寄せられておられるのかもしれませんが、私のほうには、先ほども最初の答弁で申し上げたように、一、二件ぐらいのというような声であるというのが実情であったわけであり、この1年の間に。

例えば、この庁舎問題とつながるという話でありましたが、仮にこの庁舎問題を議論の俎上にのせていきましたら、恐らく、これはもう大騒ぎのような話に、私はなるというふうに思っているところであります。そうした町民の関心というものが、この参事と庁舎問題を考えたときに、やはり庁舎問題というのは合併の一丁目一番地の問題であって、少しそれとは質が違う問題ではないだろうかというふうに受けとめてもいる中で、この行財政改革の一環として参事を配置しないということを説明させていただきたいという思いでもあるといったところでございます。

このことを庁議のメンバーというような、一人一人の意見というようなお話もあったわけでありまして、もしかしたら、それは庁議の中に個人的に、やっぱり庁議で決めたことはおかしいという思いを持って後山議員さんにお話をされているメンバーがおられるのかもしれませんが、私はその庁議で諮ったときには、決して自分の意見を押しつけるような気持ちはございませんで、自由に、置いたほうが良いということなら、どのような意見でもいいから出してほしいというように形で庁議の中で話し合いをした上で、ほとんど異論がなかったということでありまして、その上で、この総意という言葉で、きょう回答させていただいたというようにところでございます。

それからもう一つ、最後に、これは、1年前にも、御質問を受けたときにもお答えをしたわけでありまして、やはり参事を置かないということで町民の皆さんから相当そういう大きな意見が数多く寄せられるということであれば、それはあえて、そのま



ま配置をしないということが続けるつもりはなく、また参事を配置するということも検討したいということは柔軟に考えているということは申し上げてきたつもりでございます。

しかし、この1年の間に、まさにそうした意見というのは、私のほうには一、二件というような程度でもあったからということでもございます。これを、また今後、町民の皆さんから要望書を出してくださいとか、そういうことまでは考えておりませんけれども、せめて、住民の代表でもあります議会の議員の皆様方で、やはり参事を置くということが必要だという御意見が多数寄せられるのであれば、議会のほうから、それはそれで私はまた来年に向けては、この参事の配置ということは検討したいというところであり、これは去年からの、ずっとそのスタンスであることは申し添えさせていただきたいというふうに思います。

ですので、後山議員さんに失礼があつてはいけませんけれども、きょう、そういう状況の中で後山さんから一般質問を受けて、それじゃあ来年、またすぐ配置をしますということには、今のところはならないという思いがありまして。もし、これを本当に配置していこうということであれば、ある程度、議会の御意見というものも後山議員さんのほうでまとめた上で、我々のほうに御意見を寄せていただきたいと、そのようにも感じているところでございます。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 町長が言われますとおり、なかなか難しい問題ではあるんですが、庁議に諮って、庁議の者から私も聞いたわけでもないんですが、町長の答弁の中で、庁議で諮ったときにそういう意見がなかったというふうなことを申されておるので申し上げただけでございますが。また、町長も一件か二件はあったというふうに申されておりますが、町長の耳に届かないこともあろうかと思えます。そういう問題であっても、我々に町民が相談に来られるということは大変なことなんです。

この間の騒音問題でもそうではありますが、保育園を——そこまで言ってええかどうかわかりませんが——町長、一、二件って大したことはないというふうな思いをされておるんなら、固有名詞を出してでも、私は本日申し上げたいような気がするわけでございますが。

町長の答弁が明確になったのは、合併条件や合併協定なるものが、もう白紙の状態であるようなお考えであるというふうに私はとりましたが、既に効力がないというのであれば、これから合併条件だった津和野庁舎、参事のことについてもついでありますが、役場の本庁舎、日原に置くというようなことも、これはもう白紙にしてもいいんじゃないかというふうに私は思っておりますが。合併協議で熱心に議論された合併条件について、町民の一体感の醸成のためにも、年月が経過にかかわらず尊重すべきものであるというふうに考えてきたわけでありまして、そのようなものではないというふうな町長のお考えで

あるというふうに私は考えましたが、いろいろな心配をしておられる多くの町民の皆様にも、説明をこれからしていきたい、このように思っております。

町長のお考えと私の考えとが、どうしても交わることができない。私は参事というものは合併協定項目の中で決めたことであるから、絶対必置していただきたいというふうな願いで申し上げたわけでございますが。これが町長の言われますことを勘案しますと、財政的なことも含めて、年間一、二件では大した何ではないというふうに考えておられるので、今後、町民からどのような、私も要望を受けるかわかりませんが、これからは私なりの対応をしていきたい、このように思っております。それではこれで、答弁は要りません。

議長、以上をもって質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 後山議員に申し上げますが、一応、質問をかけたなら、執行部にも答弁の責任がありますから、町長、答弁をしてください。

○議員（1番 後山 幸次君） 同じような答弁なら要りません。

○議長（沖田 守君） いや、そうはいきません。町長。

○町長（下森 博之君） 先ほどの御発言の中で、私が合併協定項目を軽んじるという言葉ではなかったと思いますが、何か、そういうニュアンスを受けるような趣旨の御発言があったので、それはちょっと私もそのままにしておいては、町民の皆さんに対して申しわけないという気持ちにもなるわけでありますから、そういう気持ちではないということは訂正させていただきたいということで、最後にもう一度手を挙げさせていただいたということでございます。

合併協定項目というのは何百というものがある中で、基本的にはこれを遵守していくということが大前提であるということは、私自身も肝に銘じておるということであります。ただ、その中で、やはり改革をすべきことは変更していく、それは許されていることだというふうに――これは庁議のメンバーも含めてであります――そういう理解の中で、これまでも課の設置等の変更等もやってきたわけでありまして、その一環として参事職についても、人件費の抑制という観点から、仕事がない中でありますから、それはやるべきではないかという判断をさせていただいているといったところであります。

ですから、このことをもって、また庁舎問題を云々という部分は、余りにも私は飛躍的な話ではないかというふうに受けとめております。実際の町民の関心というものも、この庁舎問題と参事のことについては、私は相当な開きがあるというふうに受けとめているところであります。実際、後山議員さんのほうには、町民の皆さんから、この参事の意見も寄せられているのかもしれませんが。それは私の知らないところでもあります。また、そのほかの議員のほうにも、町民の皆さんから、この参事のことについての意見が寄せられているのかもしれませんが。それは私もわからないところでもあります。ただ、私には一、二件程度であったということでありますから、だから、そこがどれくらいの

意見があるということが、私自身が把握できればそれはそれで、この参事の配置というのはまた復活をすることは十分に可能だという柔軟な気持ちでおるということを改めて申し上げたいというふうに思います。

ですから、後山議員さんにいろいろ寄せられている意見、またその他の議員さんにも寄せられている意見、そういうものもまた一度、後山議員さんのほうでお世話をされて、調整を図っていただいて、その上で議会の多数意見として、やはりこれは参事をもう一回配置するべきであるということがあれば、私はそれで配置をしますというふうに申し上げているということは、最後にもう一度申し上げたいと、そのように思っております。そんなに凝り固まって、このことを、私や執行部の意見を強硬に推し進めていこうという気持ちはさらさらないということは改めて申し上げたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 町長が先ほども申されました通り、参事に対しての相談が1件か2件というふうな、この答弁書にも書いてあります。1件であろうと2件であろうと、町民がそれだけのものを行政に対して要望したのであれば、真剣に受けとめてあげるのが行政の仕事じゃないかというふうに思っております。我々も、町民がいろいろなことを、こういうことがある、ああいうことがあるというふうに申されてくるわけですが、最小限絞って一般質問でもしとるわけでありまして。前の参事が一緒に、騒音問題のことでも、町長に聞いておられんというのが、私は不思議でやれんのですが、大変な問題であった幼花園を、津和野の保育園を巻き込んだ騒動があったわけですが、そういったことを実名を挙げているので、言えと言われれば、私、実名出しますよ。そういう問題があったちゅうことは認識しておいていただきたい。そのために参事職を置いていただきたいというのを強く要望しておるわけでありまして。

合併協定項目の中でもそういうことが書いてあるわけですから、それを私も主張しただけのことではありますが、今後もそういう問題が起きるおそれがあると思っておりますので、せめて副町長を津和野庁舎へ週2回出すというふうな方向も考えられるわけでありまして、それは町長の考えでありますので、人事のことまで口出しをしたいとは思いませんが、町民1人でも2人でも、そういった要望があった場合、我々議員は要望を聞いて、町政に反映さす責任があるから申し上げただけのことです。

今後もこういうことがあろうとは思っておりますので、ひとつ、またいろいろな場で御検討いただきたい、このように強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 町長。簡潔に。

○町長（下森 博之君） お一つお一つの言葉に反応してお答えをすることはできないというふうに思っておりますが、ただ、やっぱり私にも私の思いがあるわけでありまして。1件、2件を少数意見で、それを取り上げないという、そういう気持ちは全くございません。

しかしながら、私は7,600人の人口の町民のことを全て、何が一番そこに最大公約数としていいことなのかというのを考えて判断をする責任があるということでございます。これからも、1件、2件でも、その御意見というのはしっかり受けとめる、その気持ちは今までもそうでありましたし、これからも変わるつもりはございません。ただ、そのかわり、その上で、この7,600人の町のための、何が一番最善なのかというのを判断していくということでございますので、何とぞその点については御理解をいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 言わなくてもええようなことを言いますが。例えば、町長、今回のつり橋の塗装の問題を私、質問しました。そうしたときに住民の方から、「おい、後山、和田のつり橋が腐って落ちるぞ」というふうな電話がありました。そして、私も雪の中、長靴を履いて実測しにまいりました。そのとき、地元の人も2人ほど手伝っていただいて、橋長から何から、テープ持ってはかりました。

ところが、建設課のほうへ帰って相談しましたら、既に地元の自治会の総会で町長が出席されて、橋の塗装はやるというふうに言われておったわけでございます。それを聞いたときに、何と情けなく、何のために雪の中、実測しに行ったんか、というふうな思いをしたのであります。

町長は町の最高責任者である、執行者であるので、町長が何でもやると言われれば、すぐ、それは自治会の総会で説明されれば実施できるわけでございますが、我々はそれとは違うんです。町民が一つずつ、いろいろなことを我々に訴えてくるわけです。それをいかに行政に反映さすかが我々の仕事でありますので、そこも理解をしていただきたいと思っております。

以上であります。

.....  
○議長（沖田 守君） 以上で、1番、後山幸次君の質問を終わり、11時20分まで休憩いたします。

午前11時16分休憩

.....  
午前11時20分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序9、8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 8番、御手洗剛でございます。通告に従いまして、2項目質問をさせていただきます。

まず、1点目であります。新たな農政改革への対応についてでございます。平成30年度の都道府県予算が出そろい、緊縮財政の中にあっても農政改革に対応し、米の生産

調整見直しなどを受け、業務用米の推進や飼料米への転換など、水田政策の拡充が目立っております。

また、島根県においても、農林予算を前年度比8.1%増の409億円とし、新たな米生産と水田農業対策として1億6,472万円の新規事業を盛り込み、需要が見込めておりますつや姫、きぬむすめや飼料用米の生産体制の整備や、主食用米の契約取引に向けた取り組み等を支援するとしております。

当町におきましても、農業従事者の高齢化が進行する中であって、担い手への農地集積が進んでおります。30年産から、米の直接支払交付金がなくなることで、水稻栽培中心の認定農業者や農業法人の農業経営に及ぼす影響は甚大であり、29年度の決算状況を踏まえた中で、今後の経営を懸念する声が高まっております。今後における水田農業への取り組み方針と具体策についてお尋ねをいたします。

1点目であります。認定農業者や法人等、担い手への農地の集積状況はいかがですか。

2番目に、認定農業者や法人等の経営の現状をどのように分析し、今後における必要な支援策はいかがでしょう。

3番目に、農業経営の多角化と高度化への進捗状況と今後の方向性についての考えはいかがですか。

4番目に、新規就農者の現状と、近い将来、地域の担い手となる方々への支援策をどのように構築されるお考えでしょうか。

5番目に、津和野町水田フル活用ビジョンをもとに、地域振興作物の作付拡大が進められておりますが、農、商、観光の連携による商品づくりの現状と今後の展開についてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、8番、御手洗議員の御質問にお答えをさせていただきます。

新たな農政改革への対応についてでございます。

まず、一つ目の認定農業者、法人等への農地の集積状況でございますが、本町における認定農業者、農業法人等が集積している水田は、全体の約51.9%、225.7ヘクタールを占めております。うち主食用水稻では、全体の48.7%、186.4ヘクタール、WCSや飼料用米などの新規需要米では、全体の74.7%、39.3ヘクタールを占めます。集積率は毎年上がっており、今後もその傾向が続くものと思われま。

次に、認定農業者、法人等の経営の状況と今後の支援策でございますが、現在、農業法人は、主食用米に新規需要米を合わせた水稻中心の経営となっており、認定農業者においても水稻中心の経営が3分の1程度を占めております。経営収支については、農業法人は決算状況を見る限り黒字経営となっており、認定農業者については、決算状況を把握できませんが、経営が厳しいという声は聞こえておりません。しかし、今年度で米

の直接支払交付金が終了したため、水稲中心の経営体にとっては、来年度以降厳しくなることが想定されます。

今後は、水稲経営の高度化を目指して、国や県の事業を活用した設備導入や、水稲から畑作等の転換を行い、水田活用直接支払交付金の活用等による農業経営の安定化を目指す必要があります。生産された農産物のブランド化や販路拡大にも、県、JA関係機関と連携して推進しながら、町としてできる限りの支援策を考えたいと思っております。

次に、農業経営の多角化と高度化推進の状況と今後の方向性についてでございますが、農業により安定した収入を確保するには、水稲生産だけでは難しく、野菜生産や山菜、わさび、クリなどの多角化に取り組む傾向にあります。特にIターンで来られている新規就農者は、年間を通じた栽培計画を立てるためにも、他品目を組み合わせた多角化を選択されています。また、来年度の県単事業で、水稲生産から畑化や果樹園に転換するモデル圃場に対して補助金を支給する計画があり、水稲から他の農産物への切りかえを推奨しています。

水稲栽培技術については、農事組合法人等による取り組みで、新型田植え機による密苗定植や鉄コーティングもみを使った直まき栽培により、省力化、低コスト化を目指した技術導入が行われております。

次に、新規就農者等担い手育成の状況と今後の支援策でございますが、平成24年度から今までに新規就農された農業者は、UIターン合わせて18名おられ、就農前の農業研修生も数名おられます。いずれも、町内各所に定住され、地域の担い手として営農活動に取り組んでいます。

新規就農者は5年間の就農計画を策定し、この計画に沿って農業経営を開始しておりますが、就農初期は経営が不安定なことから、国の事業である農業次世代人材投資資金や県事業の就農給付金等を活用しながら安定経営を目指しています。

また、施設や機械導入に際しては、県事業を活用した早期の農業経営基盤整備を行い、あわせて町独自の支援事業により負担軽減を図っており、多くの新規就農者が活用しております。

今後も、国、県等の就農支援事業を活用し、農業経営の早期確立への支援を行う予定ではありますが、国、県には年齢制限があり、対象とならない農業者も出てきていることから、年齢制限の引き上げ等を要望しているところでございます。

最後の、津和野町水田フル活用ビジョンをもとに地域振興作物のという関連の御質問ですが、平成29年8月に津和野町農商工連携事業推進協議会を設立し、生産、新商品開発、地産地消、地産都消を推進しております。

加工品づくりにおいては、津和野町農産物処理加工施設に商品開発担当者を2名配置しており、漬物やドレッシング、季節の野菜を使用した加工品の開発を行っております。試作品は、なごみの里や高知のスーパーでテストマーケティングをしており、来年度に

は商品の統一パッケージを作成し、量産体制構築に向けた取り組みを行っていく予定です。

また、津和野町東京事務所と連携した地産都消にも取り組む計画をしており、町内で生産された農産物の流通に対して調査を始めております。

現在、日本国内で流通する有機農産物の生産量は、全体の1%にも満たない現実があり、都消に有利となるクオリティーの高い農産物生産を目指した研修会等も重ねています。新規就農者の中には有機農業を目指す方も多く、生産と流通を確立することで安定した農業経営ができるよう事業推進をしております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 今まで、認定農業者なり農業法人等の担い手が、地域の皆様方の農業者の要望に応じてこのように農地を集積してきた、50%を超えるような数字にもなってきたということは、行政並びに認定農業者、法人等の担い手が協調しながら今日まで至っておる実績であろうというふうに推測をしておるものであります。

しかし、水稻生産の個人農業者は、高齢化の進行によりまして、今からも地域の法人や認定農業者に農地なり経営を委ねることが、またその動きが顕著であると認識をしております。このような状況の中で、担い手がそういった要望にどこまで期待に応えられるか、これは疑問視されるところでもあります。

農業法人にあっても、作業従事者の高齢化によりまして、近い将来、それぞれの法人等の陣容では法人経営は成り立たず、不安視する声が各総会等での総括としての意見も多く出ております。法人自体、若返りが求められております現状でございます。

今後、そういったために、法人を育成、強化することはもとより、既存の法人のそれぞれの連携によって、労働力の協力体制の強化や作業の省力化に向けた対応が必要であると考えます。農地の持続的な維持と活用に向けての施策についてお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 町内のUターンで帰られる、農業を専業としておられる方々のUターンも進んでおりますが、それだけでは担い手が足りないという現実がございます。Iターンで来られる農業者を広く求めてきておるところではあるんですが、昨年、研修生となられた方が6名、それから就農された方が4名、ことしの場合、29年度ですが、研修生が現在2名、それから新規就農された方が7名おられます。ですが、この研修生が2名に落ち込んだということが少し心配なところでありまして、今、東京のほうではオリンピック景気があるようでありまして、それと、だんだんと若い層の人口が減ってきたということもありまして、仕事が多くあると言われていところで、こちらに来られる方も少なくなったのかなという気もしておるんですが、ただ、田舎で住みたいという、そういう思っている方はたくさんまだいら

っしやると思っていますので、そういう方々にぜひとも来ていただいて、就農していただくという呼び込みも、今後も強くやっていく必要があるかなと思っています。

法人のほうの担い手が、だんだんと少なくなってきておるということも現実であります。皆様方は、お子様がよそに出られておる方、たくさんいらっしやるように思います。法人をずっと見ていきますと。ぜひとも、退職されたら田舎に戻すようなことをされて、新たな担い手をつくるような、そういう動きもしていただきたいなというような気持ちも持っております。

いずれにしても、まだまだ担い手は足りていないと思っていますので、その辺の努力を続けていきたいと思っています。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） まさに、農業者自身が努力しないと、これは解決できないということにもなるかというふうに思っておりますが、やはり、ここまで担い手の育成というものに力を注いできた現状の中で、行政としても取り組み強化をしてまいりました。そういった中で、やはり法人をいかに継続的に運営できるような方向性については、これは、ただ当面のオリンピック景気に揺らぐような状況じゃなしに、将来的な方向性の中では着実にこれを対策を講じていくということが、まさに必要であろうというふうに認識をしておるものであります。

そういった中で新規就農者への対応、これにつきましては、30年度の予算の中でかなり充実した対応といたしますか、それが見られる状況でございます。県の農林水産振興ががんばる地域応援総合事業を活用しての水稻を初め山菜、わさび、特産生産のための機械や施設整備に支援をされております。今後とも、地域の担い手確保のための対応に目を配っていただきたいというふうに思っております。

そうした中で、新規就農者は5年間の就農計画を策定し、農業経営を開始されておりますが、安定経営の実現のためには、折々に行政としてもその経営状況のチェック、これが必要ではなかろうかなというふうに思うところでございます。担い手支援センター等の対応の中で、このようなチェック体制ということがどのように実践されておるか、その状況についてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 農業担い手センターでは、担い手スタッフ会議というのを毎月行っておりまして、県の普及部、それからJA、それから町と一緒に毎月会議をしておりますが、その中で、県がそういう新規就農者のところを巡回した結果とか、我々で得た結果等を出し合いながら経営状況をチェックして、改善ができるかどうか、そういったことも検討しております、毎月1回の会議の中で状況把握をしております。

また、そういう新規就農者は、毎月、経営状況の報告がございまして、それを町長のほうまで稟議を回しているということもございます。



○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 今、確認をいたしました。新規就農者にあつては、毎月、状況報告と申しますか、経営状況報告を実態報告をされておるといふふうに聞きましたので、その点については安心しておるところでございますが、その中で、どのように新規就農者自身が、問題点なり課題を提起されておるかについてお聞きをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） ちょっと先ほど申しました1点、訂正させていただきます。毎月提出ではなくて毎年1回の提出で、会議のほうは毎月しております。

経営の改善のほうは、普及部等々と話しながら、農業者自体は規模拡大をしたいということを考えても、今時期ではこれはやめといたほうがいいたろうというようなアドバイスをしたりとか、作物に関しては、生育状況等々につきましては普及部のほうで指導したりとか、そういった体制の中で経営を安定できるような形を模索しているところがあります。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 行政機関なり、またJAも含めて、適切なチェックなり検討もし、指導ができていくということでございます。やはり、安定した経営をしていくためには、相当な、特に新たな担い手である新規就農者におかれましては、これが大きな一つのポイントでもあろうかというふうに思っております。今後ともの支援をお願いしたいと思います。

それから、特に法人なり認定農業者に期待する農家の方々の意向というものは強いわけですが、法人等にあつても、農業における安定した収入を確保するためには、今までのように水稻中心の生産体制だけでは、到底、困難が予測されます。

特に、29年度までありました米の直接支払交付金、10アール当たり1万5,000円が、今、7,500円というふうな格好になっております。いよいよ来年からは、来年といいますか30年産からはゼロになるわけでありまして、法人等におきましては、20ヘクタール程度の法人もそれ以上の法人もあるわけでありまして、経営に及ぼす影響、20ヘクタールで150万円になるわけでありまして、これにつきましては、コスト的なことは、当然なしに交付金はいただけるような状況にある部分でございますので、経営的には大変厳しいものになっていくということが、29年度の総会に呼ばれてまいりますと、どの法人もそのことが懸念されるというふうなことで報告がなされております。

これからは水稻生産だけでなく、経営を安定するためには、やはり畑作なり野菜、特産を中心とした複合経営を水稻にあわせてやっていくことが求められるし、やはり、本来の担い手、法人等が、やはり新たな従業員を雇用できるような対応をするために、そういった取り組みをする必要があるかと思っております。

その中で、本年度の県単事業で、水稻生産から畑に持っていく取り組みや、果樹園に転換するモデル圃場に対して取り組んだところに補助金を支給するというふうな計画があるようであります。このことの内容について、ひとつお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 平成30年度から新設と言われております補助事業なんですが、津和野町は、今、フリーの面積を拡大しておるということで、水田を改良して暗渠とかそういうものも入れないと果樹が育ちませんので、そういった経費、それから苗代、肥料代、合わせましてかかる経費について、町はモデル的なところに補助すると言っております。できれば、5反以上をモデル的にやってほしいということでありまして、県のほうも、津和野町では栗を特産として取り組んでほしいということと話をしに来られました。ほかの地区では、また野菜づくりのためのモデル圃場というふうなことになるかと思うんですが、津和野町では栗の植栽をするための経費を助成してもらおうということに取り組もうと思っております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 以前から、栗の生産地として津和野町は一つの位置づけもあるわけでありますが、この栗にした場合に、一度に50アール以上、1年に50アール以上を作付しないとその対象にならないかと、これは年々の積み重ねにおいてなされるものか、これについてお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） これ、モデル圃場という形で取り組んでほしいということで、1年で50アール以上やってほしい、ただし、10アールずつ分かれてやっても構いませんということではあります。まとめてということではなくてもいいというふうな説明を受けております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 今、競争力強化基盤整備事業という新たな取り組みが、当町でも始まっておりまして、現実的に、30年度から圃場ができ上がるようなところもあろうかというふうに思っております。5反以上の圃場整備が計画されておるところも出てまいりました。そういった中で、やはり水稻生産だけでは、本当、収益的には成り立ち得ない状況にもございますので、あらゆる効果的な施策に基づいての対応を、それぞれがいろいろ論議をしながら取り組んでいくということが必要であろうかというふうに思っておるものであります。

観光地津和野として、地場産の漬物を含む土産品というものが少ない、そういった声があります。また、観光客として、そうしたものへの要望というものが待望久しいものでもあるわけでありまして。

現在、津和野町農産物処理加工施設に商品開発担当者を2名配置し、漬物やドレッシング等の開発を行っておられます。今後の量産化に向けた対応なり、商品化へのスケジュール、これについての方向性についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 町長の答弁にもありましたように、29年度の年度途中から農商工連携の事業に取り組んでおりまして、来年度には商品化されてくるというスケジュールになっておりまして、徐々にではありますが、加工品のめどがついてきたというふうに聞いております。予定では、来年度から売り込みながら量産体制に入っていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） やはり、我々も観光地へ行ったときに、土産に買うものは、その土地ならではの商品をやはり食べてみたい、買ってみたいというふうな思いがあるわけでありまして。観光地で売られる商品については、やはり珍しいことはもとより、やはり量的にも、ある面、確保していかなくてはならない、商品としてなり得ないものであろうかというふうに思っております。

今、フロンティア日原を中心として、この加工品の取り組み、なされておろうかと思っておりますが、現状について、加工品づくりへの取り組みの現状、この農産物処理加工施設だけではないというふうに思っておりますが、産物の選択なり今後中心的にやっていきたい商品づくり等について、わかればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 先ほど申しました農商工連携での加工品づくり、それから島根わさびブランド推進協議会というのも立ち上げまして、わさびのCAS加工をしたわさび漬けとか、すりおろしわさびの商品化、これにつきましてもブランド協議会を通じて開発に入っておりますので、そういったものも合わせて6次産業化した産物として、特産として出せるように、今、準備をしているところであります。

○議長（沖田 守君） 御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 大変待ち遠しい商品化への取り組みであります。ひとつ期待をいたしたいというふうに思っております。

それでは、次の質問に入りたいというふうに思います。

空き家対策についてであります。平成27年度に実施されました空き家の外観調査において、町内の家屋の約1割が空き家となっており、そのうち管理が行き届いておらない損傷が激しい大規模な修繕が必要と思われる物件が166、倒壊の危険性がある物件64と確認したとございます。今日でも、その後、空き家は増加傾向にあると推測をされるところでございます。また、これが社会問題化しており、町として抜本的な対応が求められております。今後における空き家の活用と緊急を要する危険家屋への対応について、その対処方針についてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、空き家対策についてお答えをさせていただきます。

空き家の利活用につきましては、空き家情報バンク事業による空き家情報の登録と提供、空き家関連補助金等による定住促進の取り組みを行っております。

危険な状況にある空き家等に係る対応につきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法及び津和野町空き家等の適正管理に関する条例にのっとり対応をしているところでございます。

特定空き家等に関して生ずる紛争は、津和野町空き家等の適正管理に関する条例第3条のとおり、当該紛争の当事者間で解決を図ることが原則となっております。また、所有者等の責務として、所有者等がみずからの責任において的確に管理対応することが前提となっております。町としましては、この原則のもと危険な空き家等に対する対応をしております。

危険な空き家につきましては、議員御指摘のとおり増加していくことが見込まれ、あわせて、所有者が死亡している空き家については、相続人の相続放棄がなされる空き家についても増加していくと予測しております。

相続放棄がなされた物件については、民法940条により、相続放棄によって相続人になった者が新たな管理を始めるまで、当該財産の管理を継続することとなっていることから、町としては、管理を行うべき者に対し危険回避を行うよう求める取り組みをしているところでございます。ただし、相続放棄をした者が、当該資産の形状を著しく損なう除却等の対応を行うことは認められていないため、倒壊等危険な空き家等に対し、除却等による危険回避を行う際には、町が対応することも必要になってくると考えております。

現状において、空き家等の危険回避等については、複雑な案件も増加していることから、平成30年度において、空き家等に関する対策計画の策定及び空き家等に関する協議を行う協議会を設置し、総合的かつ計画的に空き家等の対応ができる体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 特に津和野町におきましても例外でなく、この空き家問題に対しての質問、議会でも多く出されるようになってまいりました。放っておけない案件であるということの認識に立つものであります。

そうした中で、平成30年度において、空き家等に関する協議を行う協議会を設置するとされておりますが、この協議会のメンバー構成と対策に伴う財源につきましてお尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 空き家等対策協議会のほうのメンバーでございますが、防犯の関係で警察署、それから福祉の関係で社会福祉協議会、それから

不動産の関係で宅地建物取引協会及び土地家屋調査士会、法務の関係で弁護士会あるいは司法書士会ということで、地域住民の代表の方も入れて構成をさせていただきたいと、現在、まだ検討中ということでございます。

財源につきましては、一般財源ということで対応させていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 大変、先ほどの回答でもあるように、一律的にいかなる案件も見受けられるようになっております。やはり、資金的にも余裕のある方ばかりでなく、空き家になったところの現状を見ますと、ただ都会地へ出かけられた、また、御家族がお亡くなりになって空き家になったということだけでなしに、やはりそれぞれの生活の中で借金をし、その返済ができなくなってこの地を転出された。その転出の手続もなされないままに出られておる家、また、相続放棄によって、資力がないために相続放棄をし、家族そのものがばらばらになっておる状況があります。

そういったことで、特に町部においてそのような物件が見られるときに、住民に危険を及ぼす影響、これが目に見えて出てくる物件も見受けられております。町として、やはり30年度に協議会を設置して、今後の対応を協議していくという回答でもあったわけでありませぬ。

新聞記事であります、国交省においては、農地つき空き家の導入を検討する市町村を対象とした手引きをまとめたようであります。この、まず空き家の活用において、移住希望者の農業への関心の高まりの中で、農地つきの空き家を、ひとつ活用していこうということの動きが見えております。

当町におきましても農業委員会で、最近、空き家を求めて入られた方が、その住宅に付随する農地を求めたい、このような要望の中で、農地等移動に係る別段の面積特例区域設定の認可申請というふうなことで、申請が最近なされるようになっております。

今まで、移住定住を促進するために、都会地での各種のフェアが開催されております。そういった中で、移住を希望される、移住を興味される方に空き家の活用とともに、畑なり農地の取得を希望されるような方の声が、どのようにあったかについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） Iターンで来られた方は、当然、家がございますので、空き家を見つけてそこに入られるわけですが、そういった方々の中には、農地も山もみんな買ってほしいということをおっしゃるところがございます。ただし、そのときの面積要件、20アールから30アールの設定が町内でされているわけですが、それでは農地が取得できないということで、先ほどおっしゃいました特段の面積を緩和して、1アールでも農地を取得できるということ、今、農業委員会のほうでやっておりますが、そういったIターンで来られた方の2名が、そのことで農業委員会のほうにかけ

られておまして、1名は新しく家を建てられる土地が農地だったということで、そこで特段の面積を活用するというので、今、3例ほど上がっております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） なかなか空き家の解消ということは一挙にはできない話でもございます。そういった中で、やはり空き家を逆に言えば、津和野においては農地付きの空き家と申しますか、そういったこともしっかり期待に応えられる、こういった動きをアピールすることも必要ではなかろうかなというふうな思いがしております。

ああして空き家バンク等の登録もかなりふえてきております。ホームページや、そうした移住定住フェアにおいて、ひとつこのことも今までの動きにあわせてアピールして、皆さん方の注目を浴びると申しますか、気持ちを揺さぶらせるような一つの動きになればと考えるところでありますが、そのことについての見解についてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 空き家の対策協議会というのは、空き家対策特別措置法の関係で位置づけられた計画でございます。これの中には、空き家の活用というのも入ってくるというようなこととなりますが、先ほど、議員が御指摘になられた農地付きというところの部分を含めて、この空き家バンクの制度そのものは空き家に対しての情報バンクということになりますので、農地を含めてどういった物件が貸し出されるのかというような情報を、今後については検討させていただいて、定住対策に活用させていただきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 相当数の空き家がある中で、危険家屋については、特に急がなくてはならない対応であろうかというふうに思っておりますが、空き家をいかに活用していくかということが、やはり片方では求められるものでございますし、急がなくてはならない施策になろうかというふうに思っております。今後、協議会の設置を一つの初めとして、強力な空き家に対する対応、活用また撤去等を含めた対処方針、これの確立を目指して取り組まれるよう期待を申し上げ、質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） 以上で、8番、御手洗剛君の質問を終わって、午後1時まで休憩といたします。

午後0時08分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。

発言順序10、4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） それでは、通告に従いまして質問をいたします。

人口減少・定住対策についてであります。当町の人口動態は、平成29年に94人の社会減ということでありました。人口の大幅な減少は、当町の大きな財源である地方交付税の減少、商店、飲食店等の売り上げ減少による経営の悪化、利用者の減少による病院や施設の経営の縮小や悪化など、人が住む町として非常に厳しい状況となっていくことが予想されます。人口減少の要因はさまざまな理由が考えられますが、次の点について、所見を求めたいと思います。

定住促進のための東京事務所の活用についてであります。人口減少の大きな要因の一つとして、近年、多くの定住者を生んできました新規就農者が大幅に減少していることが考えられると思います。当町独自の手厚い新規就農支援制度や、山菜等の経営の成り立つ農業が確立され、また、百姓塾という新規就農者のサポート組織もでき、多くの新規就農者の定住につながってまいりました。

しかし、昨年などは、新規就農が本当に少なくなってきたように見受けられます。先ほどの前段議員の質問の答弁の中でも、農業研修生が2名という近年でも著しく少ない状況となっております。原因は、新・農業人フェアが年4回から2回に減少したことや、オリンピックを迎えるための人手の確保などが考えられております。

首都圏には日本の人口の約3割が住み、地方移住希望者も多く見られます。当町は、津和野町東京事務所を有しており、首都圏における津和野町定住対策本部的な位置づけと考えるとよいのではないかと私は思っております。しかし、現状では商工観光課の位置づけであります。町長の施政方針にあったように、定住対策のワンストップ窓口として、農林課やつわの暮らし推進課の業務も担い、津和野町とのオンラインの構築や、東京事務所に一定の権限を与えて新規就農や自伐林業、商工業の事業承継などスピーディーに行い、人口減少対策を行うべきと考えますが、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、4番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

人口減少・定住対策について、定住促進のための東京事務所の活用についてお答えをさせていただきます。

津和野町東京事務所も開設をして4年、ここ2年については、町の職員を配置しているところがございます。文京区との友好交流を原点に観光振興策、特産品販売、定住促進等さまざまな場面で独自の事業を展開してきました。

そのうち、議員御指摘の定住施策に関しましては、農林課が参加する新・農業人フェアや、つわの暮らし推進課が参加するU・Iターン者フェア、さらに津和野高校支援関連によるしまね留学フェア等、首都圏でのイベントに参画してきました。また、これらのイベント参加者に対して、さらに詳しい説明会を東京事務所で行っております。平成29年度は、つわの野菜塾と称し4回——農業関連2回、林業関連2回でございます—

一津和野高校受験説明会として3回を開催し、津和野町への移住定住を呼びかけてまいりました。

一方、国レベルで実施してきた新・農業人フェアの回数が半減されております。津和野町のほとんどの新規就農者が、このフェアを通して本町に定住してきてただけに、国または県に対して、他の定住フェアの中に新規就農という切り口を位置づけ、機会減少を解消することを訴える必要性を強く感じているところでございます。

議員の御指摘の津和野町定住対策本部的な位置づけを主眼に置けば、東京事務所はつわの暮らし推進課の配下に位置づけることが妥当と考えられますが、その一方で、東京事務所は観光振興も役割の柱の一つとするなど多岐にわたっており、一つの課に位置づけることが難しくなってきました。今後とも、さらに事務所職員が町役場各課と連携をして、スムーズに活動できるように配慮しながら運営を行っていく所存です。

最後に、津和野町役場と東京事務所をオンラインで結ぶことは、経費の面からも実現は困難と思われまます。既存のウェブ環境を利用しながら、きめ細かい情報伝達を進めてまいります。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） 町長は、先ほども申し上げましたが、施政方針の中で、東京事務所を定住対策のワンストップ窓口にということで出されました。今の回答にも、「事務所職員が町役場各課と連携して、スムーズに活動できるように配慮しながら運営を行っていく所存です」というそういう答弁があったわけでありましたが、私は役場の一つの大きな課題というのは、縦割り行政にあると思っています。このことはあの課、このことはあの課ということで、なかなか物事が進みにくいというそういうところをかいま見ることでもあります。

今、答弁のあった「スムーズに活動できるように配慮をしながら運営を行っていく所存」というその中身についてお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員の御指摘につきまして、確かに、農業経営ということになりますと、当然、農林課も関係してまいります。また、定住ということになるとつわの暮らし推進課ということにもなりますが、現在、商工観光課の一つの組織というか施設として管理するもとで進めておるわけでございます。

そう言いつつ、実際のところの業務についての中では、例えば、6次化を目指す上では、農林課とも連携をしながら農林課系の補助事業を取りに行ったりとか、また、その他東京事務所で、答弁にもございましたが、高校の受験説明会こういうことについても、そういう全国的なフェアに対して、つわの暮らし推進課を中心に出た後のフォローについては、そこと連携をとりながら東京事務所のほうで別途アフターの会議をやっていくというようなことも、説明会等もやるというようなことも積極的にやらさせていただいております。



確かに、いろんな権限をワンストップで東京事務所に与えてというのも一つあるのかもしれませんが、その一方で、現在、その人物ありきということでもないのですが、現在担当しております職員も、元農業系で大変、新規就農についてはノウハウも心得て、町内においてもどの地域ならどういう作付ができるとか、そういったことも踏まえてかなりの知識を持っております。そういうことで、農林課長とも話をするんですが、現時点でも、かなりのことは彼を中心にできておるという認識は持っておりますので、まず、彼がその話し合いをすることの中で、相手のニーズとかそういうものを判断して、それなりの判断はそこでまたできると思っておりますし、それを踏まえて津和野町の農林課のほうと連携をとって活動はできるというふうに考えてはおります。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） この質問は、ただ単に私が思いついたということよりも、津和野町の新規就農の方々を今までずっと育て、そして定住に結びついてきたという方々の、現在、非常に農業研修生も減っているという危機感の中で言われておることでもあります。どれぐらい、今、役場がこのことを危機を持って思っておられるか、そしてその対策をどういうふうに考えておられるか、まず農業サイドとしても聞いてみたいと思うことでもあります。

先日、たまたま地域の人と話しておりまして、そこは何人かのパートの方を雇ってホウレンソウの出荷をしておる場面でありました。聞くと、東京の旬八青果に、これは空輸して売るということになっておるんだということで聞いたことでもあります。

そういうふうに東京事務所が、また東京への農産物の出荷というような面にもかなり絡んでいるなと思うわけでありまして、この津和野町は、また山菜、特に今、タラの芽などは北九州市場でも非常に高い評価を得て、またこれが生計が成り立つ農業として成り立っておるわけでありまして。これを広くアピールしながら、また、先ほど答弁にもありましたように、東京事務所の職員は、今まで新規就農の人を育て、そして定住に結びつけてきた役割を担ってきた職員であります。より一層、今回の提言を通して新規就農の農業研修生等ふえていくことを、より具体的に進めていきたいと思っておりますが、農林課サイドのほうでどのように考えておられるかお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 先ほどの町長答弁の中にもありますように、先ほどホウレンソウを出したというのは、多分、彼だろうというのはわかるんですが、無農薬、有機栽培でつくっております。

それで、都消といいましても、今はクオリティーの高い野菜でないとなかなかとってもらえないということがありまして、今、東京事務所におります宮内のほうが旬八青果とつながりがありまして、まずはその旬八青果を通して有機でつくったものがどういう形で販売できるかというテストケースでありまして、これも農商工連携事業の一つの事業として、今、取り組んでいるところであります。そういう形で、東京に出しても売れ

るという流れがつかまりましたら、有機農業生産者もふやして行って、地産地消で2割、地産都消で8割をさばいてもらおうという計画を今持っております。

先ほどからの後継者不足、担い手不足をどう解決するかというので、そういったことが流れができてきたら、今までの新規就農したIターンの農家をホームページで紹介して、それで広く求めるような行動も必要かなというふうに考えておまして、そういったことも、今後はやっていきたいなというふうに思っています。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 農林課は、以前いた課でもあり、商工観光課と連携をとりながら、今の答弁も質問にもありました東京の大手の野菜の流通の業者も非常に注目されているということで、例えば、定住に結びつくのには、では住むところはどうか、そういうこともあるわけではありますが、つわの暮らし推進課のほうで、定住対策のところではどういうふうに連携をしながら東京事務所とやっておるのか、また、やっていこうと思っておるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） UIターンフェアということで、東京でも毎年1回、こういったフェアがあります。来られる方というのが、大体、過去3年でいいますと30名から25名、そういった間のところで、20家族を超える方が来られて相談されるということでもあります。私どものほうは、空き家情報バンク等を通じてながら空き家等を御紹介する、あるいは津和野高校のこともお話をさせていただくというような形の中で、定住対策としての東京事務所の活用をさせていただいているということでありまして、そのUIターンフェアに来られた方が、後からやはり相談を継続するというようなところでいいますと、東京事務所もその役割を担っていると認識をしているところでございます。

なるだけ、東京におられて津和野に興味を持たれた方が、こういったしまねUターンIターンフェアに来られるようなそういった機会を、出会いといいますかそういった部分を大切にするという意味では、東京事務所でも再度お越しになっていろんな相談をされるということで、またこちらのほうに入ってこられるところのパイプ役みたいなのところにもなろうかと思っておりますので、東京事務所はそういう役割の中で、私どもも期待しているところであります。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 最初の質問でも質問したわけではありますが、新・農業人フェアが4回が2回になった、これの影響がかなり大きいのではないかということでありました。これが、かなり今まで、津和野町への新規就農、定住に結びついて、これ、我々も陳情していくべきだと思っておりますし、また、町としても国や県へ働きかけていくことだと思っておりますが、このことについて、具体的に国や県へどのよう要望していこうと考えておられるのか、新・農業人フェアを例えばもう一度4回にし

てくださいとか、またほかの事業とそのものを組み合わせながらやっていくのか、いろんな形が考えられると思いますが、御所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） ああして回数が減ったわけではあります、聞くところによりますと、また国のほうも地方に行く人をふやそうということで、新しいことも考えられているようなこともちらっと聞いたことがありまして、そういう動向を見ながら、また同じような形でふやすのがいいのか、ほかの形でやっていただくほうがいいのか、その辺を見通しながら考えていきたいと思っています。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 今、答えがありましたけれども、本当になかなか立地的に企業誘致というのが、IT企業というのは、今度、光ファイバーになると期待できる一面もあるかと思っておりますが、企業立地というより、やはり田舎のよさを生かした新規就農だとか、自伐林業だとかそういう方々が定住していくというのが、一つの大きい定住施策になっていくと思っております。

町長のほうがこのことをどういうふう考えているか、もう一度だけお尋ねしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 議員御指摘のとおりでもございますし、最初にもお答えしたとおりでありまして、この農林業を中心にこの定住対策をさらに進めていくということ、この方針はこれからも変わりがないわけでございます。

その中で、この東京事務所というのが、新・農業人フェアやそれからUIターンフェア、さまざまなイベントが東京であって、津和野高校の関係もそうではありますが、やはりアフターフォローがその場でできるということに大きな強みがあるというふうに思っております。そこに、定住フェアに来ていただいた方が、津和野に関心を持っていただいて、そこでしっかり説明をして、そしてその後、後日においても、またアフターフォローをして確実に津和野に入ってもらおうと、そういう流れをつくっていききたいというふうに思っております。

そういう意味では、現在の東京事務所の職員については、先ほども回答がありましたように、農林課の出身でありまして、そして農林課の知識とそれから経験もしっかり持っておりますし、それから現在の若い職員ともしっかり人間関係ができていくということでもあります。

また、つわの暮らし推進課におきましても、津和野高校関係になりますけれども、これも当初、ファウンディングベース事業を立ち上げた人間でもありますから、職員が。そうした中で、現在もファウンディングベースで高校魅力化に携わってくれた方々が東京に帰りましたけれども、そこもその職員を募って東京事務所に訪れているような情報交換をしてくれているというような状況であります。ですので、縦割り行政というのはよ

く聞かれますけれども、なかなかじゃあ課を設置してという、職員の数の関係もあって現実的ではございませんので、いかに連携を図っていくのかということにもなるかと思いますが、今は、やはりそういう職員の力もあって、しっかり連携を私はできているというふうに受けとめているところであります。

ただ、やはり以前にも別件で、議会のいつかの時点でお話をしたことがあるかと思いますが、現在、やはり津和野町の役場の職員、特に若手がいわゆるまちづくり系の企画をしたりとか、それから農林商工の事業系に非常に意欲を持って、そして汗も流していく、民間企業や町民の方々と一緒に頑張っていこうという、まだまだそういう若い職員が少ないというのが課題としてあるかと思っております。ですから、そういう者を今育てようというところでもありますが、少しずつ、農林課、商工観光課、つわの暮らし推進課、育ちつつもあるというふうにも思っているところでありますので、そういうまた人材育成もしっかり図りながら、総合力を発揮できるように努力もしていきたいと考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 特に農業研修生が2名ということに、非常に、関係者各位は危機感を持っておられますので、農林課、商工観光課、そしてつわの暮らし推進課、各課連携しながらまた進めていただけたらと思います。

それでは、二つ目の関連であります、質問に移らせていただきたいと思います。

町内商店や飲食業の事業存続のための施策についてであります。

町内人口の減少や周辺に大型店舗ができることにより、町内商店や飲食業の売り上げが減少している状況があります。津和野町単独としてのプレミアム商品券も、今年度が最終年となることが表明されました。地方交付税の大幅削減など、町を取り巻く環境も厳しさを増している状況で、仕方がない措置だと思っております。

しかし、津和野地区でも駅周辺の商店が一時期なくなって、周辺の高齢者は買い物にも困る状況となったことを、皆さんも目の当たりにされていると思うことであります。日原地区でも、以前から比べれば、約半数のスーパーなどの商店が閉店をしました。もしも、スーパーなどの商店がなくなるというような状況になれば、豆腐1丁、醤油1本買うためにも自家用車で遠くのスーパーなどに行かなくてはならない、そういうことになるわけでありまして。車を運転されない高齢者は、買い物そのものにも大変な不自由、そして暮らすことも困難につながっていく、そういうことも予想されます。できるだけ町内商店で購入する施策、例えば、スタンプカードを町、商工会などでつくり、町内商店そして飲食店などで買い物をすれば押印して、全てが埋まれば、例えば、町所有の町家ステイの宿泊券や町内業者で使える割引券を進呈するなど、ふだんから町内業者を使うための施策や、事業承継や経営安定施策を講じていくべきと考えますが所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、町内商店や飲食業の事業存続のための施策についてお答えをさせていただきます。

取り巻く経済情勢が厳しい中、本町では他の市町にはない個別商業包括的支援事業や固定資産税の減免等に関する条例の改正等の商工業施策を積極的に講じて、商工業事業者の支援に当たっているところでございます。

事業承継問題につきましても、極めて重要かつ緊急に取り組むべき問題であると理解しており、昨年度、津和野町商工業事業後継者支援事業補助金を新設して、その支援に当たることといたしました。既に2件の申請があり、制度が活用されて本町の商工業事業が継承されていくことは、まことに喜ばしいこととあります。さらに、新年度、事業承継を中心として活動する集落支援員の商工会への派遣を予算計上させていただいており、事業承継の問題に真摯に取り組んでまいり所存であります。

議員御指摘のとおり、プレミアム商品券については、ほとんどの自治体が取扱いを終了した中、津和野町豪雨災害からの復興支援等の目的で販売を続けてまいった経過がございます。財源については、起債を充当することで対応してまいりましたが、後年に負担を残すことから、新年度をもって区切りとしたいところでございます。

また、つわの暮らし推進課においては、買い物支援の実証実験を行い、中山間地の高齢化対策も含め地場消費の拡大を模索しております。日原地区においては、新たに賑わい創出拠点事業による商店街の活性化も実証実験をスタートしたところです。

なお、スタンプカードにより買い物等を促進する手法については、昨年9月、町内でもつわぶきスタンプ会が解散しており、全国的に収支が合わず枠組みの維持が困難な例が多く、新たな切り口を求めないと難しい状況にあります。

町としましては、前述の諸施策を総合的に展開しつつ、商工会を中心とした関係機関と一層連携を密にして、商工業事業者の支援を強化してまいります。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 昨日、一昨日とD51型蒸気機関車が津和野に入って、多くの観光客の姿も見たこととありました。その中で、一つの観光の楽しみというのは、いろんなお店に行ってみたり、そして飲食店で、ああ、あの食べ物が津和野独自のおいしい食べ物だったねとか、そういうことが思い出になり、またそれがリピーターにもつながっていくと思うわけとあります。

その中で、商工業事業後継者支援制度ができて、既に2件の申請がありということで、大体私も予想されるわけとありますが、このように若い人たちが、また津和野のその事業をまた継承していこうというそういうことは、町そのものにとっても非常に活気を生んでいくわけであり、そして若い人たちが店を継いでくれるということが、もう町全体にやはり活気を生んでいっておる、そういう意味で、こういうふうな2件の申請があったことは、本当に喜ばしいことだと思っております。

この申請があり、今からいろいろ独立に向けていろんなハードルが来るとは思いますが、現況と将来的な展望等、描いておられましたらお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員御指摘のとおり、既に2件の事業承継につきまして申請がございました。現時点で、目標何件ということは具体的にはなかなか設定できない部分もございますが、今後、商工業振興条例を制定いたしました。これに対する具体的な行動計画を、今後つくっていくということが必要にはなっております。その中でもこのことについて、また目標設定というようなものも出てくるのかなあとということで思っております。

ただ、そういう理念の条例を制定する前の段階でも、ある意味、町長からも申し上げましたように、他の市町村にはない部分では、かなりの商工業振興施策については積み上げてきておるといふ自負がございます。そういった部分もさらに強く推し進めて、今回、集落支援員を商工会に、事業承継専属として派遣をするということも考えておまして、この方についてもある程度、事業承継に関するノウハウを持っておられる方を想定をさせていただいておりますので、この動きの中からもより進めて、またこういった支援制度を使っていれば、そのことによって、さらに商店街の維持に向けて事業承継を推し進めてまいりたいという思いでございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） こだま商品券というのが、木材の搬出をしたときに地域通貨券として与えられるんですが、町内で使える商品券というようなものも考えてみれば、例えばいろんな形でお礼返しだとか、お見舞いのお返しだとか、法事の引き出物だとか、いろんなところで使える可能性もあると思うんですが、そういうことでも少しでも地元で買い物をし、飲食をしていっていただけるようなそういうことも考えていくべきだと思いますし、あと、町家ステイも、せっかくだとつくったんでありますが、民間企業との競合という面になってはいけない部分があるということは十分にわかるわけですが、先般も日原の賑わいづくりを会場として行われまして、非常に、私が見た感じでもいい土曜日の晩であったと思っております。特に、120組の前売り券も売れたということでありましたし、あの場所も、例えば同窓会でも使いたいというそういう意見もあったと聞きます。そうすると、必然と町内の飲食業者から食事をとることにもなりますし、いろんな形でまた経済波及効果もできてくると思っております。いろんな、やはり町所有のものを十分に活用しながら、商工業の振興に結びつけていくべきだと思いますが、所見を尋ねたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） おっしゃるとおりでございます。いろんなできる限りのことを進めてまいるといふ思いでございます。なかなかスタンプカードというのが、今年の9月でつわぶきスタンプ会も解散されるというようなことで、またプ

レミアム商品券についても、なかなかプレミアムをつけるという点では難しい部分が出てきておるといってございませう。そういう意味で最終年度と一応位置づけさせていただきます。こういった部分について、何らかの新たなアイデアはないかというあたりも、今後、話はしてまいっていきたく思っております。

ただ、町内を回遊してもらおうという意味合いで、津和野地区においては、この土曜日、SLの運転スタートと観光開き、蔵開き等のイベントも行いましたが、この日をスタートで春の食キャンペーンというものを、流鏝馬を挟みまして4月末まで、連休前までキャンペーンを展開してまいります。この期間中にお越しいただいた方には、さまざまな特典をプレゼントするようなことを、春の食、山菜やいろんな春にちなんだお菓子を食べていただいた方には、そういった応募はがきを差し上げて、回遊していただくという意味で、さくらまつりというような新たな祭りも展開をするような形にして、流鏝馬と同じ日に進めてまいります。テレビコマーシャル等もこれにもう既に放送始まっております。そういったことを始めております。

日原地区においては、議員御指摘の、同じくやはり観光開きの夜だったですが、まちバルと「蔵ブ」イベントというような形で賑わい創出の拠点を使ったイベント等を行わせていただきました。前売りで120は超えているという認識でおりますし、当日券もかなり販売をさせていただけたと思っております。なかなか、売り切れになる料理や、ちょっと時間までにすぐあいていなかったお店があったりとか、なかなかまだまだこれから皆さんと一緒に、今後、総括をして反省して次へつなげてまいりたいと思っておりますが、ざっくり聞いた話では、参加したお店の方も、またこれはやってみてもおもしろいんじゃないかというようなことは言っておられる方がいらっしゃったというのは事実でございませうし、細かいようですが、一つ、酒屋さんが、単純にお酒を売るだけじゃなくて、コーヒーまたエスプレッソというかそういったのを工夫して出されて、津和野の洋菓子店でつくられたお菓子を持ってきて、それと一緒にセットして売るといようなことで、そこへ行かれた女性の方が大変びっくりしておられたのが、単純にコーヒーが出てくるだけじゃなくて、アフガードというんですか、私もようわかりませうが、何かアイスクリームにエスプレッソをかけて出すみたいなのも工夫して出しておられたということで、すごく感激しておいしかったと、なかなかいろいろやり方によっちゃあ、そういった酒屋さんでもアプローチができるんだなあというように思っております。

そういった部分で、まだまだ今後反省すべき点はあると思っておりますが、実証実験、3月から4回の実証実験をやってまいりました。今後、4月以降も地方創生の交付金あたりを利用しながら、実証実験を行っていくつもりでおりますので、その中でもより新たな、先ほど言っていたいただいた同窓会の件や、ある方はあそこでお見合いができんかとか、先日来た若いサッカーの愛好家の皆さんは、ここでぜひパブリックビューイングをやりたいと、ことしワールドカップもありますので、そういったことをやる時に何か商店街

と連携させて、そちらの料理をテイクアウトして持ってきていただくようなことも、また考えられるのではないのかなと。そういったアイデアをとにかく出して、運営基盤をつくりつつ頑張りたいという所存であります。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 土曜日は酒蔵開きもあり、そしてSLも到着し、そして夕方から夜にかけて日原の賑わいのところでまちバルという試みが行われ、結構、町外の方なども、まちバルなどは益田市のほうからも結構な問い合わせがあつて、ぜひあれを食べに行きたいというそういうことも聞いたことであります。

そういう意味では、観光協会長が津和野の宿泊者を倍増したいと、なかなかいろいろ宿泊所の面で厳しい面はあつても、それでも一つ可能性として感じたのは、堀庭園と堀庭園を含めた天領畑迫、そして天領日原、この日原地域には銅山跡もあり、あれが観光の場所として活用できれば、町なかにある銅山としては非常に貴重なものと考えております。あれを何とか観光に結びつける、文化財指定だとかそういうことが可能になっていけば、畑迫、津和野、日原というその三つの城下町と天領を結び、そして安蔵寺、高津川という自然もあり、これは滞在型の観光に結びついていくと考えております。

日原銅山の件もやはりあれを整備して、もし可能ならば、文化庁などがそれを文化財として認めていただくことができるようなことになれば、よりこの津和野町の観光が発展していくと思いますが、一足飛びにということは無理だと思いますが、御所見があればお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 日原の鉱山でございますが、地元の歴史愛好団体の皆さんからも、ぜひあれを何とか有効活用できないだろうかという御提案等もいただいております。ただ、今、議員からもありましたように、一足飛びに国の指定とか簡単になかなかいかないのが現実でございます、町内には日原の鉱山もありますし、笹ヶ谷の鉱山のほうもございまして、もし認定をするとすると、そういった関連の史跡という形で提示の仕方があるのかなというふうには思います。ただ、こういった価値がここにはあつて、こういった歴史もあつて、その積み上げで文化財という形になりますので、単純に、昔ここで銅を掘ったとかそういうもので文化財指定というわけにもなかなかいかないのも現実でございます。

課題としては捉えておりますので、また町内、要は文化財の候補がまだ何ぽかありまして、それも順番にやっついていかないといけないという思いもありますので、そこら辺の中で、いつのタイミングでどういう形で整理ができるかというのは、今後の検討の課題として捉えていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 一足飛びにということは無理だと思いますが、日原の町なかに銅山があり、銅山跡がまだ残っているということも明確に知っておられる



方ばかりでもないと思いますので、また町の教育委員会のほうでも、そういうやっばり歴史がありそういう遺跡が残っておるということも、また機会があるごとに広めていっていただければ、より、私、津和野、日原両方を一つの観光エリアとして滞在型の観光に結びつけることが、宿泊者の増加につながっていくと前から考えておりますので、その点も進めていっていただければと思います。

それでは、最後の質問に移ります。高齢者の共同住宅についてであります。

前回の一般質問でも行いましたが、高齢者の町外への流出を抑えるために、町やPFI方式、第三セクターや民間運営など、共同して住むことのできる住宅空間をつくることが重要と考えます。特に、町所有の空き建物や空き家の活用を行い、特に課題となる夜間の居住や食事について支え合えば、1人では暮らすことができなくても、共同ならば住みなれた当町に住み続けることができると考えます。前回よりも一歩前進し、家賃方式による居住空間の提供や配食や会話の空間などの確保など、より具体的に進めていくために、所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、高齢者の共同住宅についてお答えをさせていただきます。

津和野町において、住みなれた地域で、住みなれた家で安心して暮らしていくために、現時点において必要とされているのは、住まいと住まい方、生活支援だと認識しています。地域包括ケアの重要なポイントである本人、家族の選択と心構え（覚悟）を持つためには、自分たちが、どこでどのような生活を営むか覚悟を決めるための選択肢が必要です。しかしながら、現状では、生活の土台である住居が揺らぎ、住居が整備されても高齢となり、生活に必要な衣・食・人との交流などの確保が困難で、選択肢が極めて少ないと考えております。そのために、おのずと施設入所、県外の親族の住所近くへの転出が選択されています。

医療度、介護度に応じて、療養病床、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の施設サービスや在宅サービスを検討することができます。しかし、高齢者世帯、独居も含めた高齢者世帯で、要支援や軽介護の方については、住まいと住まい方を含めて町内で在宅を支えるための選択肢は少ないと言わざるを得ません。また、経済的な負担も考慮する必要がありますと考えております。

このたびの施設の集中と効率化に伴い、介護老人保健施設せせらぎ東棟の後利用について、今後、検討していくこととなりますが、その具体策の選択肢の一つとして、議員御提案のような居住空間の提供ができるかどうか、基準や経済性を含めて具体的に検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 前回の質問から、具体的に介護老人保健施設せせらぎ東棟の後利用について、今後検討という答弁がなされたわけでありました。あの建物

は、平成10年に建った建物だと記憶しております。まだ建築年数も新しく、例えば、今まで介護で使っておりましたので食堂なども完備し、さまざまな形で共同住宅的なものとしては、非常に、防災面でもさまざまな形で活用が容易であると思っております。

地域包括ケアの考え方、住みなれた町で医療や介護、そういういろんな支援を受けながらずっと住み続けていくことができる、これは非常に大事なことだと思っております。高齢者の流出というのが、非常に人口の減少を加速させ、そしてまた、そのお年寄りの方も、住みなれた地域から全く誰も知らない都会地に行っても、それこそ話す相手もないというような状況も聞きます。その結果、認知症が進むという可能性もあります。かなりのお年寄りの方々から、ここの地域に住み続ける、そういう施策をぜひとも考えてほしいということで、前回、今回と質問をさせていただいたわけではありますが、具体的に、東棟の3階を利用してやるというのは、非常に実現的にはしやすいのではないかと思っております。例えば、食事でも、津和野共存病院から今の東棟へ配食という形でデイケアの食事なども配送される、そういうときにも食事の面でも考えられるでしょうし、例えば部屋でも、今、4人部屋のところをパーティションで区切って、二つにして個室にして住むという考え方もできるでありましょう。

いろんな考え方がありますが、今、医療、地域包括支援の立場からして、こういう建物について、こういう施設についてどのように考えておられるかお尋ねしたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 先ほど、町長の答弁にもありましたように、今後、東棟においてはいろんな意見を交えて、どのような活用方法をするかということを考えていきたいと思えます。

今、議員さん言われましたように、例えば、フロアを共用して、プライバシーを確保したバリアフリーの集合住宅的な考え方、独居あるいは高齢者は、夜間になるとやはり不安でおびえることも多くなります。そういった形の中で、共同の中で生活ができるような住宅、シェアハウスのようなことも一つの選択肢ではないかというふうに考えております。ただ、活用方法におきましては、いろんな御意見を聞きながら、そして、高齢者が住み続けるためには、どのような3階の活用方法がいいかということで、具体的には、今後、医療法人橘井堂あるいは地域医療審議会の中で御意見をいただいてまとめていきたいと思えます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 例えば、今、まだ現時点では仮定の話ではありますが、このような形で住むというときに、町有施設であれば、家賃的な設定というようなこ

とも、町営住宅の部屋版のような形の考え方もできるのであるかどうかお尋ねしたい  
と思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） あくまで例えばではありますけど、集合住宅的な部  
分で考えると、やはり町長の答弁にもありましたように、経済的な部分をやはり安価  
な住宅料ということと、それと、住宅となれば、いわゆる介護度の軽い人は、これま  
で介護サービスを利用したというふうにケアマネ等とも相談できるような形の中  
での住まいということが考えられるのではないかと思います。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 例えば、所得の少ない方なども、町営住宅の考え方  
というのは所得によって家賃を決めるという形だろうと思いますが、そのような形にす  
れば低所得者の方も入っていきやすい、それなりに収入のある方はそれなりの家賃と  
いうそういう考え方ができると思いますが、その考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 住宅となりますと、やはりそういう形の中で、町営  
住宅となればそれなりに条例等にうたってあるような形の中で考えていきたいと思  
いますし、これは庁舎内内部で、建設課等とも相談しながらいきたいと思  
います。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 前回、今回とこのことについて質問させていただ  
いたのも、やはり町民の方々が施設に行くのではなくて、例えば1人で暮らせなくなっ  
ても、この町で住み続けていける、そういう場所をぜひともつくってほしいというた  
くさんのお声をいただいての質問であります。

今、町長並びに医療対策課長のほうから、より具体的な答弁もありましたので、これ  
よりまた、せせらぎが移転するその後に、より早くそういう形で実現するために、各課  
連携しながら進めていただくことを期待しまして、私の質問を終わらせていただきます。

.....

○議長（沖田 守君） 以上、4番、岡田克也君の質問を終わり、ここで2時まで休  
憩といたします。

午後1時48分休憩

.....

午後2時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序11、6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 6番、丁泰仁でございます。本議会最後の質問者とな  
りましたが、通告に従いまして、本日2項目の質問を用意しております。どうかよろ  
しく願いいたします。

では、早速1項目めの質問に入らせていただきます。平成30年度予算及び町長施政方針についてでございます。

平成30年度政府一般概算予算額100兆9,586億円とされています。その主な施策につきましては、少子高齢化の克服に向けて、生産性革命と人づくり革命を題名とする車の両輪として、2兆円規模の新しい経済政策のパッケージが閣議決定されています。

生産性革命では、今後3年間を生産性革命集中投資期間と位置づけて、大胆な政策税制措置や予算措置も含めて進め、これによって設備投資を2020年度までに10%増加、来年度から3%以上の賃上げ目標の実現を目指すというものです。

人づくり革命は、幼児教育や高等教育の無償化、喫緊の課題である待機児童対策、さらには人手不足が大きな課題になっている介護保育人材の確保、そのための処遇改善に対する対応策を協議し、2019年10月の消費税引き上げの財源などを活用した大胆な政策を決定するというものであります。

さらには、日本社会を根幹から揺るがしかねない少子化の危機を脱するために、現役世代の結婚、出産、子育てに関する不安の解消、また希望出生率1.8の実現を目指し、社会保障制度を全世代型へと大きく転換し、子育て世代、子供たちに大胆に投資をするというものです。

次に、島根県の平成30年度当初予算案は、4,520億円とされています。来年度で3年目を迎える人口減少対策を中心とする県版総合戦略の関連事業に、前年度比3.8%増の682億円を計上、市町村が実施する保育料軽減の財政支援や、年度途中で発生しやすい待機児童を解消するための保育所を支援などを継続する、さらには合計特殊出生率1.75人と、同時期目標の1.68人を上回っている現状から、出産前後の女性を幅広く支援する取り組みを拡充し、安心して産み育てる環境を整備するなど、引き続き産業振興や子育て支援など、人口減少対策を着実に進めていく事案です。

以上のことから、総じて言えることは、国、県の予算の主要施策は、地方創生、つまり人口減少対策、結婚、出産、子育て、若者定住促進のための産業振興等であります。

さて、当町の来年度、平成30年度当初予算額は、80億5,900万円、前年度77億3,400万円、前年度比4.2%増であります。このうち、町債10億4,490万円、基金繰入金7億9,617万円です。また、地方税、地方交付税などに代表される使途が特定されず自由に使えるお金、いわゆる一般財源は、54億2,300万、前年度56億3,300万円、前年比率3.7%の減額です。

また、今回の予算編成に当たりまして特筆すべきは、今年度から来年度へかけての城山整備事業に活用されるリログループ会長佐々田氏からの寄附金7億5,000万円に関してであります。この郷土愛に関しましては、心から感謝を申し上げ、また敬意を表する次第であります。実に、この金額は、30年度町民税歳入予算額6億4,700万円を上回る額です。

さて、これらのことも踏まえまして、当町30年度予算及び町長施政方針について質問をいたします。

1、最初に平成26年11月に始まりました当町地方創生総合振興計画、人口減少対策に関しまして、過去3年間の人口の推移について述べよ。また、結果の増減の主な要因はいかがか。さらには、産業振興施策による人口減少対策の効果及び今後の方向性はいかがか。

2、東京事務所の今年度事業決算及び来年度事業目標について、数値を掲げて説明をせよ。

3、津和野高校「HAN-KOH」の成果について、今年度の進学、就職の実績について説明をせよ。

4、住宅施策について、今年度計画予定の町営住宅中座団地2棟6戸のストック改善工事の事業工程を説明せよ。定住促進住宅畑迫地区の計画及び木部促進住宅の空き家のその後を説明せよ。

以上です。お願いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6番、丁議員の御質問にお答えをさせていただきます。

平成30年度予算と町長施政方針について、まず過去3年間の人口の推移についてでございますが、議員御質問の過去3年間の人口の推移についてでございますが、住民基本台帳によると、平成27年12月末現在7,902人、平成28年12月末現在7,761人、平成29年12月末現在7,612人と、減少傾向が継続しております。

人口減少の要因としましては、出生者数と死亡者数の差から見る自然動態と転入者数と転出者数の差から見る社会動態とがあり、過去3年間の自然動態につきましてはマイナス278人、この内訳は、平成27年マイナス98人、平成28年マイナス110人、平成29年マイナス70人、社会動態につきましては、マイナス108人、この内訳として、平成27年マイナス9人、平成28年マイナス29人、平成29年マイナス70人となっております、人口減少につきましては、特に自然動態による影響が大きくなっております。

東京、大阪等で開催されるしまねUターンIターンフェアや、新・農業人フェアの参加により、フェアを通じて実際に本町に移住された方は、過去3年間で15世帯23人となっております、フェア以外でも空き家情報バンク事業（40世帯、70人）や、事業後継者支援事業（2世帯、5人）を活用されて移住された方や、農業研修生（7人）として移住された方々がおられます。

今後も引き続き、移住定住支援事業を継続することで、人口減少対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、東京事務所の今年度事業決算及び来年度事業目標についてでございます。

津和野町東京事務所の決算見込みは、歳入歳出総額は1,150万1,000円で、内訳は観光総合支援事業50万円、新しまろく事業378万円、事務所管理費が722万1,000円となります。

議員御指摘の決算について、物販関係の売上額から検証いたしますと、物販の売り上げ総額は約240万円で、内訳はイベントでの売り上げが150万円、飲食業者への売り上げが約35万円、事務所販売売り上げが約55万円となっております。経費を差し引きしますと、利益としての物販収入は約10万円程度でありまして、3月補正にて物販収入として計上したところであります。

なお、首都圏の自然派高級スーパーこだわりやや文京区内酒類販売店など、東京事務所が関与しない取引のある売り上げについては、金額を把握しておりません。

なお、観光客の入り込み数については、年度途中のため、関係機関の集計が整っていない状況です。

次に、来年度の事業目標についてであります。観光ツアー4本造成、新規就農体験者10人、物販売上金500万円を目標にしております。

文京区との交流事業はさらに推進することとしており、津和野町とベルリン市中央区との姉妹都市関係から発展する形として、文京区立森鷗外記念館とのコラボ企画のほか、文京区民の津和野町へのツアー企画、日本三大芋煮会の文京区イベントとの共同開催、毎年恒例の石見神楽公演の継続、文京区浴場組合とのイベント共同開催など、各種計画を予定しております。

部門別に申しますと、観光総合支援事業に関しては、29年度に開催したクラブツーリズムとの共同企画の継続、観光素材（パンフレット）の造成、萩・石見空港利用促進協議会や島根県東京事務所と協力しての企業訪問（萩・石見空港利用促進に関するサポーター企業の登録）等を引き続き実施してまいります。

その一環で、東京事務所が誘致活動を続けてまいりました首都圏企業の社員旅行誘致が、本年6月、100名規模の津和野ツアーとして実現することとなりました。また、高津川流域都市交流協議会を主体とした東洋大学との連携も発展させ、津和野町への誘客を図っていききたいと考えております。

物販事業に関しましては、29年度の経験を踏まえ、文京区内の飲食業に対する特産品営業を強化することを念頭に、売上額倍増を目標としております。

移住定住支援策に関しましては、新・農業人フェア、U・Iターン者フェア、しまね留学フェアへの参加のほか、事務所としての独自イベントを開催していききたいと考えております。具体的には、先ほども申し上げましたとおり、新規就農体験者10人を目標としております。

その他、東京つわの会、津和野高校同窓会東京支部など、地元出身者の会の方々との連携も強化していききたいと考えております。

次に、津和野高校「HAN-KOH」の成果についてでございます。

町営英語塾HAN-KOHの成果につきましては、29年度は津和野高校全校生徒205人中72人の受講がありました。講師3人、支援スタッフ3人で運営を行っており、学習計画の授業を週1回、リスニングとイングリッシュコミュニケーションの授業をそれぞれ週2回実施しております。

進学率、就職率につきましては、2月末の段階で、津和野高校卒業生63人のうち進学率78%、就職率22%となっており、28年度の進学率85%、就職率15%、27年度の進学率74%、就職率26%に比べて、大きな変化はありませんでした。

また、学力調査の結果によれば、Dレベル（基礎力養成レベル）の生徒数が1年次から2年次に上がるにつれ減少し、逆にAレベル（国立大学合格レベル）の生徒数が増加傾向にあり、学力の面からは一定の成果が見られました。

HAN-KOHにおいては、生徒の個別指導としてAO入試対策や面接対策を行っており、少人数ではありますが、進学や就職への合格につながっております。

次に、住宅施策についてでございます。

平成30年度に計画しております中座団地ストック改善工事については、社会資本整備総合交付金公営住宅等ストック改善事業（補助率45%）で実施してまいります。

中座団地は、昭和49年度に簡易耐火2階建ての4戸1棟と2戸1棟が建設されておりますが、平成25年に策定された津和野町公営住宅等長寿命化計画に沿い、今年度前述の住宅について改修工事をするものであります。

スケジュールは、年度当初の4、5月に耐震診断を実施し、その後実施設計、8月には入居者説明を実施及び工事のための引っ越しをお願いし、9月ごろから工事着工する予定であります。完了は年内を目途に進めてまいります。

ストック改善事業の概要としては、屋根及び外壁改修、風呂、台所、洗面所の3カ所給湯、トイレの水洗化、風呂のユニットバス化、床面の段差解消を予定しているところでございます。

また、つわの暮らし推進住宅畑迫地区の整備につきましては、畑迫地域まちづくり委員会より要望していただきました用地を平成30年度に取得し、平成31年度に3戸程度整備することとしております。

木部ひらの団地の明け渡しに伴う入居者の募集につきましては、募集期間の3月9日までに2件の申し込みをいただき、3月20日入居者審査委員会、3月23日入居者決定、3月31日以降に入居していただくスケジュールとなっております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 答弁をいただきました。再質問をしてみたいと思います。

まず、1番目の人口減少対策でございますが、過去3年間、ちょうど当町は、地方創生戦略計画をしたそれから3年ぐらいだと思いますので、中間的な結果というもので、どういうふうになったのか、つまり人口減少は幾らかでも歯どめはかかったのか、ある

いはどうなのかというのを、ちょっと調べてみたかったんですが、どうもそんなに計画をしたといっても、すぐ人口の減少がとまるわけでもないみたいで、特に自然動態では、大体これは出産と死亡者数との差から出る数値ですが、私は特にこの人口減少のための歯どめの政策、これがこの3年間で計画してからどういうふうに効果があったのかと、そういうことをちょっと問うてみたかったわけですが、自然動態での人口増減対策は、結婚、出産、子育てにかかわる福祉医療等の施策が大変重要になってくると思うんですが、過去3年間で278人の減で毎年100人前後の減少と、これはずっと余り変わってないみたいです。

それで、ここは本当に自然的なことで、人為的にどうこうというのも無理があるんじゃないかと思えますので、ここはこういうことにおいて、きょうちょっと見てみましたら、社会動態、これはこの人口移動は、職業あるいは雇用に係る産業振興施策、非常に重要な役割を果たしてくるんじゃないかと思えます。

そこで、私は質問に、産業振興施策による人口減少対策の効果及び今後の方向性はどういうことを掲げたんですが、ここの項目に、この質問に当たる回答というのがどこにあるのかなとふと思っているんですが、これ後でちょっと回答してもらいますが、一応この今回回答いただきましたので見ますと、大体社会動態での人口減少は、平成22年度まではこの100人前後で減少で推移だったのが、ここで注目すべきは、平成27年に9人の減で済んでいる、平成28年に29人の減で済んでいる、しかし平成29年になりまして、また70人減と100人に近づいていると。

この変動が激しいのはなぜかなと。いわゆる産業政策の効果がここであらわれたのかなと、私なりにちょっと推測したんですが、どうも、それもあるかと思えますけど、ここはちょっと考えてみましたら、25年災害の復旧工事が26年から始まった年だと思えます。そうしますと、27、28とちょうど最盛期、工事真っ最中なんです。そのときに、要するに工事関係者が転入されてきて、そのまま二、三年間工事が済むまで定住されたと、そういうことで人口の減少が非常に減ったというか、そういう傾向じゃなかったのかと。

それで、29年、終わりました工事が、70人ということで、これはまた100人前後の減少に変わっていったわけなんです。

これ裏づけるのが、災害工事で公営住宅の推移、要するに空き室の推移、これは大体満室だったんですけど、29年度は53戸空き室が出ておるんです、建設課長。それで、これ今、かつて満室だったところが、53戸も非常に空き室が出てきておるということは、そういう方たちが出ていっているということだと思ったんです。

それで、これは私の推測ですが、後、答弁いただきますが、そういうことでまたもとへ戻っていると。そうしますと、確かに何らかのこの歯どめの対策を、産業振興対策などを、そういうのをしたからこれで済んでいるのか、そして考えてみましたら、移住はここ過去3年間に、新・農業人フェア15世帯23人、空き家情報バンク利用40世帯



70人、それから事業後継者支援事業2世帯5人と、合計98人、これは転入、入ってきているという数字は確かに出ておるんですけども、このことが要するに産業振興施策にもなるのかなと思いますけど、ここかなと思いますけど、それにしてもとどまったところはいいんですけど、今後この今までとってきた産業振興施策で大丈夫かなと、また100人前後ずっと落ちていくなれば、今までの施策も大切ですが、さらにこれ以上歯どめがかかるような新しい産業政策を考えなきゃいけないんじゃないかなと、そういうふうに思うわけです。

この産業振興施策に関しまして、町長、施政方針で、企業誘致に関してはIT人材育成を重視した企業誘致施策で10名を超える雇用が生じるなど、徐々にその成果があらわれていると、こういうふうに述べられています。それからまた、企業訪問などの地道な活動を通じて、並行して取り組むことで、地方創生に欠かせない仕事づくりに取り組む考えを表明しておられます。

こういう努力を、私も思うに、今の時点では見守るしかないのかなとそうも思いますが、まあ一つ、あと私、観光行政一般でちょっと新しい提案をしてみたいんですが、我が町は、他市町村にはない観光産業という非常に強みな産業を持っておりますので、ここにもうちょっと、今の施策プラス雇いを確保する、そういう深味のある観光施策を取り入れる必要があるんじゃないか。それは後、2番目の課題で、大胆に定義をさせていただきたいと思っておりますので、これはそこで置いときたいと思っておりますが、一応今んとこ私がこう推測したところでどういうことなのか、ちょっと御答弁をお願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今回、総合戦略を立ててからということで、3年間、町長が申し上げたとおりであります。

自然動態については、それより以前の数値と比較いたしますと、そんなに変わったところと申しますか、出生数と死亡者数の対比で申しますと、今までの傾向と多く変わらないところがございます。

ただ、社会動態につきましては、27年に9人というような形の中で、28年、29人、この辺の数値で申しますと、大体毎年50名程度の社会増減というのはマイナスでこれまで来ておりますので、数値的にはその辺自体は改善されてきたと。

ただ、29年にマイナス70人ということで、この辺の分析というのがなかなかここまで、私どももちょっと難しいところで、実際にこれがなぜ70人になったかというところまでは、深くまだ研究をしていないところであります。

ただ、産業振興施策で申しますと、企業誘致の関係でいうと、先ほど議員御指摘になったように、IT関連の企業は、今1社が15人、東京から来られた企業ですが15人、それから大阪から津和野のほうに入られた企業については4人ということで、この辺の推移はちょっと、4人のほうは余り変わってないところであります。

今、地方創生の推進交付金等を活用して、IT人材の育成ということでセミナー等を開いて、この人材育成に努めているところであります。

実際は、大阪から来られた企業、あるいは東京から来られた企業も、まだまだ雇用の部分でいうと増加をしても大丈夫な、あるいは雇用の募集の申し込み、まだまだ10名程度以上は、東京から来られた会社については募集している、しかしながら入ってこられないというような状況もございます。

こういったところで、産業振興施策、一部でございますが、IT施策についてはそういったことをしながら、あるいは空き家情報バンクというところも、先ほど町長が申し上げたとおり、過去3年間のところで40世帯70人がこの情報バンクを通じて入ってこられるということで、この辺の空き家を活用した住まいに係る定住対策であるとか、ああいったIT関連の企業で人材育成をやるとかしながら、今現在そういった雇用の部分において確保できるように、あるいは住まいのほうで定住に対応できるように、現状的なところで取り組みを進めているということであります。

今後についても、鹿足郡事務組合のほうでFTTH化されるということで、インターネットの速度も超高速のサービスを提供することとしております。空き家についてあるいは空き教室について、そういったところで誘致を行って、IT企業を誘致するという中で、雇用の拡大も図られるであろうということで、私ども期待しておりますが、そういった政策を通じる中で、この人口減少対策については、社会増減のところはそういった形の中で進めていくということで考えておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） わかりました。地道な努力を続けてくれることを期待しまして、この質問を終わります。

2番目の東京事務所のことでございますが、これは当初、今年度決算見込み歳入歳出総額は1,250万、内訳はこう云々書いてありますが、これは当初計画に対しましてどうなんですか、当初計画は書いてないですが、当初計画がこうであって今年度こういう決算がこうなんだというふうに出してくれましたら、どういう成果が上がったのかわかるんですが、ここは書いていない。

それから、次回は、来年度目標はいろいろ書いておりますね。書いておりますからいいですが、まずさっきの当初に関してはどうか。

それから2点目は、これは来年度の目標で、物販売上を今年度約250万から500万、非常に頑張るような様子を書いております。文京区内の飲食業に対する特産品営業を強化すると、口では言いますが大変これは、営業というのは大変なんです。だから、これはちゃんと書いておりますから、当初目標は、これ、決算のときにちゃんとこれは覚えておきますから、また出してもらいましょう。

次に、100名規模の観光ツアー、これを誘致したいというのは大したもんだなと思いますんで、これはことしの6月ですか、楽しみにしております。

それから、本年度の津和野高校の入学案内、このことは何かあったんでしょうか。ここ、ちょっとここを簡潔に、時間がないので簡潔に答えてください。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 上のほうの1,150万というのは、これはいわゆる役場の予算で、運営費等が入っておるので、売り上げ目標というものにはなっておりません。当初の段階で売り上げ目標というのが、きょうちょっと手持ちの資料持ち合わせておりませんで、また改めて決算等が当然丁議員からも御指摘がありましたように出ますので、その段階で御報告をさせていただいて、観光入り込み等もまだ年度途中でございますので、あわせてそこで報告をさせていただきたいと思います。

それから、首都圏からの旅行についてはあのような形で、100名程度の今のところ予定で、一応決定はしたという内容で聞いております。

入学に関する情報につきましては、つわの暮らしのほうから回答いただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 済みません、入学の案内でしょうか。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 要するに、東京事務所でどれだけ紹介したかということです、一応。そして、紹介においてどれだけの方が今年度津和野高校へ受験をされたかと、そういうところです。

○議長（沖田 守君） 資料あるか。ない。そんならそのように答弁せな。つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 東京事務所の資料について、持ち合わせておりませんので、済みません。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） わかりました。また出してもらうときがあると思いますので、そのときに見るようにしましょう。

次に、HAN-KOHです。それこそ今の津和野高校の話ですが、ここで注目すべき回答をいただきましたので、やっぱり3年の実績は、生徒の学力がDレベルからAレベル、これは国立大学に合格できる学力にまで上昇したんだということを述べられていますが、非常な成果ではないかなと思います。

それで、HAN-KOHもたしか3年になりまして、たしか私が記憶しているのは、かつて3年前の1年生が非常に優秀だったというような聞いておったんです。それで、この3年生になってことしの出口、要するに入試の中で、結果が出るのを私、楽しみにしとったんで、それで、今お聞きするのは、具体的に今年度進学の結果の情報が入っているかどうか、ちょっとまだ途中なんだというような、そこら辺でいいですが、ちょっと答えてください。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） まだ今年度の状況については、私のほうに情報としては入っていないということでございます。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） これもそのうち出ましたら、また答えていただきましよう。

ちょっと時間がないので、どんどん簡潔にいきます。

それから最後の、最後といいますか、住宅政策です。これ、1番目の中座団地で聞きたいのは、今度改修するのに、移動人員とそれから移動する場所が決まっているかと、移動人員と移動する場所、それからこれは改修後家賃は現在に比べましてどういようになるのか、そこら辺のわかる限り、ちょっと答え、これ一つ。それから、先にそれをちょっと答えてもらいましょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 今年度、中座住宅のストック改善を行います、6戸になります。ちょっと家族まで押さえておりませんので、人員とまではいきませんが、6戸になります。

場所は、まだ決めておりませんが、できるだけ近くの余り移動が少ないところで考えております。

それから、家賃につきましては、若干改修したことによって、若干家賃は上がるかもしれないませんが、そこら辺はまだ計算をまだ試算しておりませんのでわかりませんが、若干上がるものと考えております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ここの住民は、やはり楽しみにしておりました。だから今度移動されて、それから今度入ってくる時に家賃をやはり気にされておるんです、新しいところで、今よりべらぼうに上がるようじゃやれんなと。だからそこは、重々によく所得に応じて適正な価格を提示してやってほしいなど。それから、移動に当たりまして、丁寧な御案内をしてやってほしいなど、そういうふうにする次第です。

それから次に、畑迫地区の、まあ木部は次が申し込みもあつたし決まりそうなので、これはこれでいいんじゃないかと思えます。畑迫地区の今度の定住住宅3戸、これPFIを、民間資本を使うという話なんです。たしかそういうことだったと思うんですが、そうですね、課長。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 畑迫地域の住宅については、左鐙、青原、木部と同じように民間資金の活用によるものではなく、過疎債等町の財源をもって建てたいと。方式はPFI方式に準じたような形でやるということで考えております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） この定住促進住宅は、町民が例の木部の件から、1戸当たり2,000万ちょっと、それでもちょっと不満があったみたいですけど、これが例の土地の問題で3,000万ぐらいに膨れ上がって、これがあってすごく私も小言を受けました。一体何をしとるんかと。これは本当、ケチがついたちゅうたらなんですけど、せっかくうまくいっていたんですけど、これは注意事項になりました。

それで、町民が言うのは、そういうとこへ3,000万もかける、あるいは2,500万かけてやるより、町内で空き家を改修するのに一体幾らの補助金が出ているのかと。そしたら、経費の2分の1、50万が上限ですとこういうなりますよね。

それから、若いもんが自己資金で今新築、家を建てている方がいらっしゃるんです。私の店の前も2軒、若い方が、子供がまだ保育園ぐらいです。若い方が苦勞して、自己資金ですよ。

それで、こういう方たちに対して、何の特典もないのかと。つまり、こういう新築を建てた若い者に対して、行政は郊外のほうじゃ2,000万、3,000万建てて、2人か3人あれするのに、こういう方たちに固定資産税の減免もないんかと、こういう話です。

それで、考えてみましたら、新築件数がここ平成28年18棟、平成29年15棟あるわけです、津和野町内。これは建設課長、資料を出してきとる。それで、こういう方たちは自力でしょう、全部。自力で買ったんです。こういう人たちが、将来行政がPFIを、民間資金を使ってまたやろうとしているんですけど、この方たちは、民間資金じゃない、自己資金です。自己資金で自分の家を建てて、行政はほかのところに一生懸命補助を出して全部建ててやとる。自分たちは一生懸命同じ町民であって自己資金で苦勞して借金つないで数十年。何の補助もない。固定資産税、せめて今、商売家は3年間たしか減免があったと思うんですけど、これ、考えられませんか。3年間ぐらい。これ、後、回答いただきますけど、そういうこと。

それから、さっきの空き家の問題も、経費2分の1で上限50万、今ちょっと直したら二、三百万かかりますよ。ちょっとしたとこ入ったら。空き家も、AからC、Dまであると思うんですが、A、Bランクでちょっとしたら住めるというところ、どの程度かわかりませんが、水回りがどれぐらいなのかはわかりませんが、ちょっと今、水洗直したら二、三百万かかりますよね。

それで、経費50万、上限です。なかなか、あるんですけど、入り手がない。せめて経費かかったうちの、本当もうちょっとぐらい上げられないかなと。定住住宅1戸2,000万、3,000万かかるんなら、その分。

そりゃ資金源が違うかもわかりませんが、ちょっとそこは融通してよく考えなきゃいけない。これも同じ定住政策なんです。まさにここからいかにやいけんのです、町内の。

ここが空き家バンクを、それでもう一つ聞きたいのは、空き家バンクの利用者、利用している人が平成25年8件、平成26年12件、平成27年40件、平成28年38件、それで平成29年24件、これも、平成27年、28年、抜群に出てくるんですよ。これも私は推測による、先ほど申しましたわね。要するに工事の復旧、災害工事の復旧のためこれで入ったのかなと。

それと、ここは、これは空き家バンクを利用して、賃貸なのか売買なのかということなんです、ここの数は。売買なら、これはもうずっと入った人は定住しているから、これは定住人口として数えるわけよね。賃貸は、一時的に間借りして入るわけですから、例えば私が推測するに、工事の関係で入った人は、さっともう出ていっちゃうわけいね。そうすると、せっかくここを数十件あったことが、そのまま住み込まずに空き家になっていくわけですよ。

だから、ここをちゃんとどうなのかと。ここをちょっとお答えできますか、簡潔に。ちょっと時間がないから。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今の定住推進住宅といいますか、つわの暮らし推進住宅、今、左鐙、青原、木部に建っている、この部分の物件については、町の過疎債を活用しています。津和野地域あるいは日原地域に建てるときには、これ25年後に譲渡する物件、要は永住していただく目的で、地域の活性化を図るという目的でこれ建っているということであります。

今、住まわれている人の補助であるとか、あるいは新築住宅の助成ということで、私どもも今、UIターンの方については1人5万円とかというような奨励金も出しています。本来、こういった定住施策のための補助金というのを見直しをして、より有効に使うということで、確かに議員御指摘のとおりで、新築住宅を建てた場合には、固定資産税を何年か減免しましょうというような制度を持っておられるところもあります。取得費用について、幾らかの利子補給をしましょうというようなところもございます。

全国にはそういった事例いっぱいありますので、この辺については、トータル、私どもが今考えている施策というのは、中山間地域でどう町を、その地域を持続するのかというようなところの視点であるとか、いろんな視点の中でこの定住施策というのを考えていますので、トータル的に、総合的にいろいろ検討させていただいて、前回の一般質問でも議員のほうから御質問ありましたけど、町内で暮らしている、そういった新築するための費用であるとか、ああいった部分で助成はできないのかというような御意見もありましたので、その辺については検討をさせていただきたいというふうに思っています。

今回、空き家バンクのほうの27年度が74で、28が68というようなところでございます。これは、27年に空き家の外観調査をして、500棟というそういった空き家を確認して、AとBランクに位置するところについては、所有者さんに連絡をして、空き家バンク登録しませんかということで、ホームページ上公表して、何も工事関係者の方が入ったけえ多うなったということではなくて、そういった情報公開しながら、入居していただいた結果だというふうに考えています。

入居件数のうち売買物件については、27年度が3件です。それから28年度が7件、29年度が5件ということで、いずれも売買価格については50万から850万の範囲で、ちょっとその家の程度によりますが、そういった部分については売買ということで、空き家バンクのほうで御紹介をさせていただいて、住まれているという状況であります。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） わかりました。それじゃあ今の新築住宅あるいはそういうところの固定資産税の減免というのは、重々にちょっと、後、町長とも検討して、前向きな回答をしてあげるようにしていただきたいと、そういうふうに思います。

そうしますと、1番目の質問はこれでおきまして、2項目めの質問に入りたいと思います。

観光行政一般についてでございますが、当町観光事業も計画から具体的施策へ、来年度予算決定に絡めて正念場に入ってきていますが、去る3月24日、町内酒店の酒蔵開きと同日、今年度SL運行開始と相まって、いよいよ当町春季観光シーズンの到来を実感します。

また、7月、夏には、待ちに待った中座バイパスの開通を迎え、山口方面からの観光客の来町を大いに期待できそうです。

今年度は、これらの好条件のもとに、豊かな歴史文化や美しい町並み景観を楽しむため、ゆっくり歩いて楽しむ回遊型観光地としてのハード、ソフト両面からの整備充実を図り、さらに魅力を高めての回遊型観光地づくりを具体化できそうです。

観光振興計画によれば、その具体策として、1、町の中央そして南北に車をとめ、徒歩、自転車、バスなどで回遊できるシステム構築の必要、2、郊外の観光施設探訪、畑迫、堀庭園散策、高津川自然景観探訪に、二次交通、周遊バス、レンタサイクルの整備充実を図る、3、日本遺産認定津和野百景図の活用促進を図り、回遊型観光をさらに推進、4、SL待ち時間の駅舎での有意義に過ごせる、また子供たちの遊べる空間の整備とあります。これらのことを踏まえて質問します。

1、以上の計画のうち、今年度具体的に施策が実行されるのはどれか。また、今年度予算に組み込まれているか。2、中座バイパスの開通に向けて、何かイベント企画があるか。以上、お答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、観光行政一般について、お答えをさせていただきます。

最近の観光客の傾向として、団体ツアーから小グループによる、また個人の観光客がふえてきているように思えます。こうしたお客様のニーズに応えるため、これまで以上にさまざまなプランを提供していく必要があります。

二次交通の整備充実については、コンサルタントに委託して現状を把握し、住民だけでなく観光客の方にも便利な周遊バスのあり方について、石見交通株式会社ほか関係者と可能性を具体的に検討しております。

また、平成31年度において城下町エリアを中心とした自転車シェアリング事業の実験を行うための計画づくりも進めているところです。

回遊型観光の推進につきましては、ストーリー「津和野今昔～百景図を歩く～」をテーマとしたまち歩きをさらに推進していくとともに、日本遺産センターでの実績をもとに城下町エリアと畑迫、日原の旧天領エリアを結ぶための取り組みを既に開始いたしました。先日、日原の旧天領エリアにおいて、初めてのまち歩きツアーも実施されて、大変好評をいただいたところです。

子供たちの遊べる空間の整備については、単に公園をふやすということだけでなく、既存のフィールドや文化施設などを活用して、子供たちが学び楽しむことのできるソフトの充実が大切であると考えています。

既に日本遺産センターでは、そうした取り組みが始まっていますので、広く全域に波及させていきたいと考えています。

また、津和野駅周辺整備事業の中でも、待ち時間などを有意義に過ごすための仕掛けづくりを行ってまいりたいと考えています。

夏ごろをめどに開通が予定されている中座バイパスですが、8月に開催予定の開通式以外で、観光面での開通に合わせたイベントについては、具体的に計画しておりません。夏には鷺舞神事や鯉・恋・来い祭り、盆踊り大会、花火大会など行事が目白押しですし、本年は明治維新150年などの企画も予定されていますので、開通日の日程を考慮しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） この回遊型観光都市というのは、全国でも恐らくこの二、三時間で歴史史跡をめぐりながら、町内を自転車あるいは徒歩でめぐっていただける都市というのは、恐らくそんなにはないと思います。本当に、私も結構旅行しますが、それで非常にもったいないちゅうか、すばらしい自然を我が町は持っているんです。

回遊型をしますと、自然に喉は渇くわおなかはすくわで、要するに消費経済という、本当に観光でお金を落とさせるんです。だから、ここが大切なんです。だから、いろいろな施策はそこで生きてくるんです。だから、これをいろいろプランがありますが、ぜ



ひ自転車回る、そういうところの計画を、至急、具体化どんどんさせて、そして実証経験をやってほしいなど、そういうふうに思います。

それから、2番目の中座バイパスの開通、これは非常に、もう我が町にとりましては、本当に生き残りをかけるような一つのチャンスなんです。あそこでバイパス開通します。これは道路がお客さんを連れてくるんです、あそこ。9号線通つとるもんが、あそこへ入ったら、中座バイパス入ったら、町内へちゃんと導いて連れてくるんです、お客さんを。

それと、ほかの宣伝云々で、我々は町の中へ観光客を呼ばなきゃいけないんで、あの道路が連れてくるんです。だからすごい、あの威力を持っているのが、この中座バイパス。

しかも、おりたところがなごみの里という、既に今、中心地、南の玄関口で、一つのレジャースポットになっている。レジャースポットというのは、日曜日、祝日になりまして、あそこで神楽をやるんです。なごみの里の中で。そうすると、お客がいっぱいです。それで駐車場もいっぱい。それで、これは何があるのかなと思って観光客うろたえるんです、中に入ったら神楽やっとなと。わあちゅうんです。見たことないもん、大変なもんをやっとなと。

それで、ここで考えられるのは、お客さんとして、ロビーが舞台になるわけなんです。ええかげん狭いところへもって行って、その日観光客なんやら日曜ちゅつたらごっちゃごちゃになつとるとこへ、舞台つくって見とるから、ロビーがもう使えない、温泉行くにも狭くてまいつている。こんな不便なこと、いつまでさせとるんかと。

今まではバイパス通ってないから、それでやってきたけえしやあないかなと思ったけど、今度はバイパスありました。今の人口じゃないけども、本当日曜はとんでもない人間があふれています。

そこで、私が提案したいのは、1問目のあれで大胆に提案させてほしいちゅつたのは、前々から言っていますよね、これは、神楽の、要するに上演する会館なり舞台をつくらなきゃいけない、常設の。それは、やっぱりなごみの前の大駐車場に、観光商業センターみたいなそういう一つの会館をつくって、その中に神楽あるいはほかの伝統芸能が上演できる常設舞台をつくる。それで、観客を動員して、その横に商業施設において、特産品、名産品あるいは町内の商店の人たちが出てきて出店できるブースをつくるんです。そこに、経済的恩恵を受けられる経済的効果が、そこへどんと落ちてきます。

こういうふうにしたら、今度はそこがはやってきますという、要するに営業、商売成り立つようになりました。雇用が、私も出店、そういうことによって、町内だけでなく他町村からも公募して、入りたい方は公募すればいいんですよ。そうすると、雇用がどんどん創出します。

だから、こういうチャンスのあるときに、雇用創出の私が申し上げるのは、生かしていかないと新しい産業対策を立てるかということなんです。だから、思い切って私はダイナミック

クに、そういう会館を建てるべきだと。それが私が提議したい、また産業振興政策の一つでもあると。雇用を促進させると。そういうふうに連携させて、いい方向に持っていかなきゃ。せつかくのチャンスが、この中座バイパスが与えてくれているわけですから、生かさない手はないです。他市町村だったら、もう1年前からもうつくっていますよ。

これが、もうちょっと機動力を発揮してやってほしいなど、私は思うわけです。

以上、時間もありませんが、何か最後に一言。

○議長（沖田 守君） 町長。遠大な構想ですから、どうぞ。

○町長（下森 博之君） 非常に観光振興という面からは、大変有意義な御提案であろうかというふうに受けとめているところであります。

ただ、我々はやはりそれを具体化していくその責任があるわけでありまして、総論はよくても、なかなかその具体論に入っていくと、いろいろな面がまた課題が出てくるといふ。その中でもやはり一番私が連想するのは、財政でございます。

本町も、ああした歴史的風致維持向上計画認定いただいております、まだまだ計画進めているものもあれば、この後やらなければならないかどうかというものも、計画の中には盛り込まれているわけでありまして、それが歴史的風致維持向上計画認定いただいた後に、平成25年の豪雨災害が起きて、この復旧事業で多額の起債と一般財源を投じていかなければならない状況になったと。それから、ケーブルテレビ問題も、後から発覚したというような問題でありまして、じゃあこの歴史的風致維持向上計画を、残された計画というものを本当に実行できるのかどうかというようなことも、大きな課題になっているというようなところであります。

きょう、午前中、中期財政計画、草田議員さんからも御質問いただきまして、例えばその財政調整基金のその大体適正規模は幾らかというような御質問もあったわけでありまして、これはどこに正解があるというのは難しいと思っております。ただ、標準財政規模の10%というお話もありましたが、それが正解で5億ということなのかもしれません、私から考えると、平成25年の豪雨災害の復旧で、一般財源を投じた額が9億円でございます。

ですから、そういう有事の緊急的なことを考えると、やはり9億円ということになると、20%程度というものを考えれば、平成34年でございましたか、中期財政計画ではその半分しか残らない。そういうような状況もなってくるということでもあります。

そういう中で、この財政的な問題が解決をして、そういう御提案が実際に頑張れるかどうかというのは、きょうの時点ではすぐやりますということは申し上げられませんが、しかし、観光振興ということも、町にとっては基幹産業であることには間違いのないわけでありまして、やれることを考えていきたいと。

特に、この人口減少問題を取り上げてもいただいておりますが、萩市さんも山口県の中では非常に、人口減少率が、ほかの自治体と比べて、県内の、高い数値が出ておりま

す。津和野町もまさに、古くから観光地でありましたが、この人口減少率の高さというのが目に見えているということでもあります。

ここをどう分析するか、ほかの県内の自治体は、邑南町さんとか海士町さんとか有名な先進自治体がありますけれども、そういう観光産業がないけど定着が少しずつ出始めているという状況でもあります。

ですので、我々は、でもこの基幹産業をどのように活用して、人口減少対策へ結びつけていくのか、これもう、ほかの自治体にはない課題であり、また魅力でもあろうかというふうにも思っているところでもございます。

その一方で、益田管内では有効求人倍率が2倍を超えていますから、もう以前のように仕事がないということではございません。

だから、そういうことも踏まえながら、この観光産業と人口減少対策というものをしっかり考えて、その上で具体的に、財政的な観点からも、何が必要か、今、既存の歴史的風致維持向上計画や重要伝統建造物群保存地区計画、そうしたものも合わせた中でやるべきことを導き出していきたいと。きょうの御提言については、大変貴重なものとして、我々もできるかどうかというのを、前向きに検討してみたいと考えているところでもございます。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 財政事情は、重々に承知しております。その上で、なおかつ私はきょう、大胆な提議をいたしました。そうしないこのままでは尻すばみになるのではないかと。ただただ町の待っている、そういう観光行政ではだめ。積極的に攻撃していく観光行政というのが必要ではないかと。

まさにこのバイパスを契機に考えてほしいなど、そういうところでもございますので、すぐできるとは私も思いませんが、きょう提議したことによって、いろいろ町長も御答弁いただきましたように、いろいろ考えられまして、またそういう政府補助など使えるところを、そういう財政的な余裕が出てきましたら、ぜひ実行してほしいなどそういうことをお願いいたしまして、私……。

○議長（沖田 守君） 丁君、ちょっと待ってください。

つわの暮らし担当推進課長、株式会社津和野開発との絡みがあるから、今の中座バイパスの関係、ちょっと思いがあれば、丁君に答えてください。津和野観光での株式会社津和野開発のこれからの取り組みの一端が、また役員会等で話があるろうが、提言をするとか、協議をするとか、いろいろ思いがあれば発表しておきなさい。

つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 中座バイパスの開通に当たっては、津和野開発、前の株式会社津和野と商工観光課、観光協会、そういったところと、今、2次交通について話をしているところです。あそこを中心にして、人が回ってもらう仕組みをどうつくるかということで、そういった検討もしているところでもあります。

今の状況というのは、そういう中で、非常に道の駅を管理する今、株式会社津和野開発ですが、興味を持ってどういうことをしたらいいかということで、検討中でございますので、あわせて御報告をさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 頑張ってください。

これもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（沖田 守君） 以上で、6番、丁泰仁君の質問を終わります。

以上で、一般質問を終結いたします。

---

○議長（沖田 守君） 全てが終了いたしましたので、本日の日程はこれにて終わりにさせていただきます。本日はこれで散会いたします。御苦勞でございました。

午後3時01分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

---

平成30年 第2回(定例)津和野町議会会議録(第5日)

平成30年3月27日(火曜日)

---

議事日程(第5号)

平成30年3月27日 午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 町長提出第56号議案 平成29年度津和野町立学校施設空調整備工事請負変更契約の締結について
- 日程第3 町長提出第57号議案 津和野町における農業競争力強化基盤整備事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第4 町長提出第58号議案 平成29年度津和野町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第5 町長提出第59号議案 平成29年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第6 町長提出第60号議案 平成29年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第7 町長提出第61号議案 平成29年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)
- 日程第8 町長提出第62号議案 平成29年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第9 町長提出第63号議案 平成29年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 町長提出第64号議案 林地台帳整備に係る航空レーザ計測及び森林資源解析調査等業務委託変更契約の締結について
- 日程第11 町長提出第42号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第12 町長提出第43号議案 津和野町過疎地域自立促進計画(平成28年度～平成32年度)の変更について
- 日程第13 町長提出第44号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第14 町長提出第45号議案 平成30年度津和野町一般会計予算
- 日程第15 町長提出第46号議案 平成30年度津和野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第16 町長提出第47号議案 平成30年度津和野町介護保険特別会計予算
- 日程第17 町長提出第48号議案 平成30年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 町長提出第49号議案 平成30年度津和野町下水道事業特別会計予算

- 日程第 19 町長提出第 50 号議案 平成 30 年度津和野町農業集落排水事業特別会計  
予算
- 日程第 20 町長提出第 51 号議案 平成 30 年度津和野町奨学基金特別会計予算
- 日程第 21 町長提出第 52 号議案 平成 30 年度津和野町診療所特別会計予算
- 日程第 22 町長提出第 53 号議案 平成 30 年度津和野町介護老人保健施設事業特別  
会計予算
- 日程第 23 町長提出第 54 号議案 平成 30 年度津和野町病院事業会計予算
- 日程第 24 町長提出第 55 号議案 平成 30 年度津和野町水道事業会計予算
- 日程第 25 発委第 1 号 津和野町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 26 津和野町庁舎建設問題等調査特別委員会委員長報告について
- 日程第 27 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 28 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 29 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 56 号議案 平成 29 年度津和野町立学校施設空調整備工事請  
負変更契約の締結について
- 日程第 3 町長提出第 57 号議案 津和野町における農業競争力強化基盤整備事業分  
担金徴収条例の制定について
- 日程第 4 町長提出第 58 号議案 平成 29 年度津和野町一般会計補正予算 (第 10 号)
- 日程第 5 町長提出第 59 号議案 平成 29 年度津和野町国民健康保険特別会計補正  
予算 (第 4 号)
- 日程第 6 町長提出第 60 号議案 平成 29 年度津和野町介護保険特別会計補正予算  
(第 5 号)
- 日程第 7 町長提出第 61 号議案 平成 29 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正  
予算 (第 6 号)
- 日程第 8 町長提出第 62 号議案 平成 29 年度津和野町下水道事業特別会計補正予  
算 (第 5 号)
- 日程第 9 町長提出第 63 号議案 平成 29 年度津和野町農業集落排水事業特別会計  
補正予算 (第 2 号)
- 日程第 10 町長提出第 64 号議案 林地台帳整備に係る航空レーザ計測及び森林資源  
解析調査等業務委託変更契約の締結について
- 日程第 11 町長提出第 42 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定につ  
いて

- 日程第 12 町長提出第 43 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画（平成 28 年度～平成 32 年度）の変更について
- 日程第 13 町長提出第 44 号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 町長提出第 45 号議案 平成 30 年度津和野町一般会計予算
- 日程第 15 町長提出第 46 号議案 平成 30 年度津和野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 16 町長提出第 47 号議案 平成 30 年度津和野町介護保険特別会計予算
- 日程第 17 町長提出第 48 号議案 平成 30 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 18 町長提出第 49 号議案 平成 30 年度津和野町下水道事業特別会計予算
- 日程第 19 町長提出第 50 号議案 平成 30 年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 20 町長提出第 51 号議案 平成 30 年度津和野町奨学基金特別会計予算
- 日程第 21 町長提出第 52 号議案 平成 30 年度津和野町診療所特別会計予算
- 日程第 22 町長提出第 53 号議案 平成 30 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算
- 日程第 23 町長提出第 54 号議案 平成 30 年度津和野町病院事業会計予算
- 日程第 24 町長提出第 55 号議案 平成 30 年度津和野町水道事業会計予算
- 日程第 25 発委第 1 号 津和野町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 26 津和野町庁舎建設問題等調査特別委員会委員長報告について
- 日程第 27 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 28 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 29 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

---

出席議員（12 名）

1 番	後山 幸次君	2 番	川田 剛君
3 番	米澤 宏文君	4 番	岡田 克也君
5 番	草田 吉丸君	6 番	丁 泰仁君
7 番	寺戸 昌子君	8 番	御手洗 剛君
9 番	三浦 英治君	10 番	京村まゆみ君
11 番	板垣 敬司君	12 番	沖田 守君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

## 事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

町長	.....	下森 博之君	副町長	.....	島田 賢司君
教育長	.....	世良 清美君	総務財政課長	.....	岩本 要二君
税務住民課長	.....	吉田 智幸君			
つわの暮らし推進課長	.....				内藤 雅義君
健康福祉課長	.....	土井 泰一君	医療対策課長	.....	下森 定君
農林課長	.....	久保 睦夫君	商工観光課長	.....	藤山 宏君
建設課長	.....	木村 厚雄君	環境生活課長	.....	和田 京三君
教育次長	.....	渡邊 寛夫君	会計管理者	.....	竹内 誠君

---

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。

引き続きお出かけをいただきまして、ありがとうございます。

ただいまより、平成30年第2回定例会最終日の5日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は、全員の12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、10番、京村まゆみ君、11番、板垣敬司君を指名します。

---

### 日程第2. 議案第56号

○議長（沖田 守君） 日程第2、議案第56号平成29年度津和野町立学校施設空調整備工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

執行部より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。今定例会に追加でお願いいたします案件は、契約変更案件1件、条例案件1件、一般会計を初め各会計補正予算案件6件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、可決賜りますようお願い申し上げます。

議案第56号平成29年度津和野町立学校施設空調整備工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。



失礼いたしました。契約変更案件1件と申し上げましたが、契約変更案件2件でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議案第56号、詳細につきましては、教育次長より御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） それでは皆さん、おはようございます。では、議案第56号について御説明をいたします。

平成29年度津和野町立学校施設空調設備工事請負変更契約の締結についてでございます。

契約の目的については、平成29年度津和野町立学校施設空調設備工事でございます。契約の方法といたしましては、随意契約、契約の工期といたしましては、変更前完成期日が平成30年3月30日、変更後完成期日平成30年7月13日でございます。契約の相手方といたしましては、島根県鹿足郡津和野町枕瀬575番地9、堀建設株式会社代表取締役、堀大地様でございます。

整備でございました、済いません、申しわけありません。

工期の変更の理由といたしましては、工事着手前に当たり、学校及び近隣住民への工事説明等を行った際に、騒音、振動の最小限化及び児童生徒のいない時間帯に工事をしてほしいというような要望があり、その調整に不測の日数を要し、工事の完成期日を変更していただくものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第56号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第56号平成29年度津和野町立学校施設空調整備工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第57号津和野町における農業競争力強化基盤整備事業分担金徴収条例の制定についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第57号でございますが、津和野町における農業競争力強化基盤整備事業分担金徴収条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 皆さん、おはようございます。それでは、議案第57号について御説明申し上げます。

津和野町における農業競争力強化基盤整備事業分担金徴収条例の制定についてであります。

趣旨としましては、この条例は、地方自治法第224条の規定に基づき、津和野町における農業競争力基盤整備事業に関する分担金——分担金というのは地元負担金のこととありますが、7.5%になります——の徴収に関し、必要な事項を定めるものとします。

2条以下は、分担金の徴収及びその賦課基準、それから分担金の減免及び徴収の延期、それから徴収の手続を定めさせていただいております。

附則として、この条例は、公布の日からの施行とすることとしております。なお、この条例につきましては、今、島根県において県営農業競争力強化基盤整備事業、これが29年度から始まっておりまして、当該地区は中山、長福地区、それから堤田地区で事業がスタートしております。これに係る地元負担金の徴収の条例にさせていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 競争力強化基盤整備事業の分担金でございますが、29年度から事業がスタートしたということでございますが、この分担金の徴収時期というのは、第1回目の、30年度ということでしょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） この農業競争力の関係は、既に予算化をしていた、負担金については予算化をさせていただいておりますが、国の補正予算がつかました関係で、30年度またがるということになりますので、今、議員さんのほうからお話ありました分については、30年度に入っの支払いというふうになってきます。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） ちょっと確認なんですけど、この3地区が1ヘクタールか大きな圃場にされるということで、とりあえず7.5%の分担金条例ですけども、利用権集積が何%かあれば、その受益者の負担はゼロだというふうに説明があったかと思いますが、ゼロになるということはその分、町の負担が7.5%上増しされるということで、国からのあれというよりも町の負担で7.5%を補うということになるのでしょうか。その辺の利用集積のエリアにおける集積率等々について、もう一度確認だけお願いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 利用集積率のことですが、これは85%以上でございまして。85%以上の集積が確認されれば、今年度において、今、7.5%、これ地元が負担する部分でございまして、それは促進費として国のほうから地元のほうへ各バックされるということになっております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） いいですね、ないようであります。質疑を終結します。

これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第57号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第57号津和野町における農業競争力強化基盤整備事業分担金徴収条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

日程第4. 議案第58号

日程第5. 議案第59号

日程第6. 議案第60号

日程第7. 議案第61号

日程第8. 議案第62号

日程第9. 議案第63号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第58号平成29年度津和野町一般会計補正予算（第10号）より、日程第9、議案第63号平成29年度津和野町農業集落排水

事業特別会計補正予算（第2号）まで、以上6案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第58号でございますが、平成29年度津和野町一般会計補正予算（第10号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ1億1,205万6,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ91億9,317万7,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第59号平成29年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。歳入歳出それぞれ340万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ12億9,370万円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第60号平成29年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてでございます。歳入歳出それぞれ93万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ13億6,325万5,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第61号平成29年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）についてでございます。歳入歳出それぞれ3,432万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ4億6,983万3,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第62号平成29年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてでございます。歳入歳出それぞれ229万5,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ4億3,267万3,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第63号平成29年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。歳入歳出それぞれ14万円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ358万4,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） おはようございます。それでは、議案第58号を御説明いたします。

まず、5ページをお開きください。第2表の繰越明許費補正でございます。

追加でございますが、総務費のペンション北斗星修繕事業でございますが、テナント事業者の応募がなく、事業実施に不測の日数を要したため、663万円を繰り越すものでございます。終期は31年3月末を予定しております。

携帯電話等エリア整備事業でございますが、光ケーブル開通に要する特殊部品の納品に不測の日数を要したため、500万1,000円を繰り越すものです。終期は30年5月末を予定しております。

解体家屋撤去事業でございますが、空き家管理者との撤去に係る調整に不測の日数を要したため、380万円を繰り越すものです。終期は30年9月末を予定しております。

鹿足郡事務組合負担金でございますが、ケーブルテレビFTTA地下工事が大雪の影響により工事着手がおくれたため、1億7,132万9,000円を繰り越すものです。終期は30年9月末を予定しております。

津和野城山整備事業でございますが、自然環境調査等3月末から1年を通じて実施する必要があるため、3,771万8,000円を繰り越すものです。終期は31年3月末を予定しております。

次に、商工費の津和野町公衆無線LAN環境整備事業（第1期津和野地区Wi-Fi環境整備工事）でございますが、大雪の影響により工事着手に不測の日数を要したため、2,999万3,000円を繰り越すものです。終期は30年10月末を予定しております。

歴史的風致維持向上事業でございますが、設計時の他機関との調整及び用地買収予定地権者との交渉に不測の日数を要したため、1億5,830万円を繰り越すものです。終期は30年12月末を予定しております。

高質空間形成施設照明整備事業でございますが、設計時の他機関との調整に不測の日数を要したため、3,258万円を繰り越すものです。終期は30年12月末を予定しております。

次に、土木費の地積調査事業でございますが、支障木の伐採規模等に不測の日数を要したため、319万円を繰り越すものです。終期は30年7月末を予定しております。

次に、教育費の津和野町立学校施設空調整備事業でございますが、近隣住民等への工事工程等の説明調整に不測の日数を要したため、6,625万9,000円を繰り越すものでございます。終期は30年7月末を予定しております。

次に、変更でございます。土木費の町道新設改良事業でございますが、補正前の9,683万9,000円に78万1,000円を追加して9,762万円とするものです。

それでは、6ページをごらんください。第3表の地方債補正の変更でございます。総額で2,700万円の減額補正をしております。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出の主なものから御説明いたしますので、26ページをお開きください。また、お手元に補正予算の概要資料を用意いたしておりますので、あわせてごらんいただけたらと思います。

総務費の一般管理費でございます。使用料及び賃借料といたしまして、コピー機使用料225万円を減額しております。財政管理費の積立金といたしまして、財政調整基金

積立金180万6,000円を計上しております。財産管理費の積立金といたしまして、ふるさと津和野基金等積立金143万8,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、企画費の需用費としてふるさと納税特産品生産等に伴います消耗品385万5,000円を減額、委託料といたしまして、地域の暮らしサポート実証事業委託料703万4,000円を減額、工事請負費といたしまして携帯電話エリア整備事業の入札減等614万5,000円を減額、備品購入費といたしまして、携帯電話エリア整備事業通信用無線整備の入札減108万3,000円を減額、負担金補助及び交付金といたしまして、石見空港利用拡大促進協議会負担金168万円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、定住対策費の負担金補助及び交付金といたしまして、定住支援体制強化補助金の確定により190万9,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、道の駅管理費の負担金補助及び交付金といたしまして、なごみの里修繕工事の額の確定により233万7,000円を減額しております。地方創生推進事業費のつわの暮らし推進課分の需用費としまして、IT関係のパンフレット作成に係る印刷製本費439万5,000円を減額、負担金補助及び交付金として企業誘致促進補助金の確定により180万円を減額、1枚めくっていただきまして、農林課分の負担金補助及び交付金としまして、津和野町農商工連携事業推進協議会補助金の確定により225万円を減額をしております。

続いて、40ページをお開きください。

民生費の社会福祉総務費でございます。繰出金としまして国保等特別会計への繰出金107万4,000円を減額しております。老人福祉費の扶助費といたしまして、支払確定見込みに伴い、老人ホーム措置費109万9,000円を増額しております。大変申しわけございません。概算説明の資料では減額ということの表示をしております。訂正をお願いいたします。申しわけございませんでした。

次に、44ページでございます。

母子父子福祉費の扶助費といたしまして、実績見込みにより母子施設入所措置費121万4,000円を減額しております。

次に、48ページをお開きください。（発言する者あり）

衛生費の保健衛生総務費でございます。委託料としまして実績見込みとして妊産婦乳幼児健診委託料142万2,000円を減額しております。給水施設整備費の負担金補助及び交付金として実績により給水事業費助成金131万円を減額しております。

それでは、52ページをお開きください。

農林水産業費の農業振興費でございます。負担金補助及び交付金としまして、事業費の確定に伴い新農林水産振興がんばる地域応援総合事業費補助金480万2,000円を減額しております。農業担い手支援センター費の負担金補助及び交付金としまして、事

業費の確定に伴い、新規農林業就業者支援事業費補助金203万6,000円を減額、新規就農総合支援事業費補助金234万7,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、中山間地域総合整備事業費の負担金補助及び交付金としまして、県営中山間地域総合整備事業負担金399万6,000円を減額しております。1枚めくっていただきまして、林道費の負担金補助及び交付金でございます。県営林道三子山線、耕田・内美線の事業費の確定に伴い、県営林道事業負担金225万5,000円を減額しております。

60ページをお開きください。

商工債の観光費でございます。報酬としまして、観光協会関連の地域おこし協力隊報酬144万6,000円を減額、1枚めくっていただきまして、委託料といたしまして地域力創造地方再生事業委託料116万円を減額をしております。1枚めくっていただきまして、歴史的風致維持向上事業費の工事請負費としまして、駅前周辺整備工事1,244万6,000円を減額、旧城下町等サイン整備工事費561万円を増額、合わせて683万6,000円を減額しております。

日本遺産センター費の貸付金としまして、実績に伴い日本遺産推進協議会事業資金貸付金400万円を減額しております。都市再生整備事業費の委託料として、事業費の確定に伴う照明整備設計業務委託料402万8,000円を減額、工事請負費として照明設備工事費1,087万2,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、土木費の地積調査事業費でございます。委託料としまして、実績に基づき測量業務委託料329万2,000円を減額しております。1枚めくっていただきまして、道路維持費の委託料としまして、事業費の確定による除雪作業委託料1,958万1,000円を増額しております。道路新設改良費の工事請負費として笹ヶ谷線改良工事費398万3,000円を減額、木毛線改良工事費210万円を増額、合わせて188万3,000円を減額しております。補償保全及び賠償金として事業費の確定によります木毛線の補償金210万円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、住宅管理費の委託料としまして出来高精算に伴い、青原住宅集会所解体工事設計管理業務委託料142万2,000円を減額、負担金補助及び交付金として実績に伴う木造住宅耐震化促進事業補助金267万円を減額しております。

74ページをお開きください。

教育費の教育総務費でございます。教育諸費の工事請負費といたしまして、出来高精算に伴い日原小学校校舎改修工事436万6,000円を減額しております。

84ページをお開きください。

文化財保護費の貸付金としまして、実績に基づき民俗芸能保存協議会貸付金211万4,000円を減額、歴史文化保存協議会貸付金1,000万円を減額しております。

それでは、続いて歳入の主なものを御説明いたしますので、12ページにお戻りください。

まず、町税でございます。決算見込みにより市町村民税個人所得割1,320万1,000円、固定資産税償却資産等2,060万円を増額しております。

次に、地方交付税の額の確定により2億7,736万9,000円を計上をしております。

次に、分担金及び負担金でございます。1枚めくっていただきまして、民生費負担金としまして、確定見込みに伴い、老人ホーム措置費278万円を増額、実績見込みに伴い、放課後児童クラブ負担金117万5,000円を減額しております。

次に、使用料及び手数料でございます。商工使用料として実績見込みに伴い、駐車場使用料100万円を増額しております。1枚めくっていただきまして、土木使用料の道路占用料として131万1,000円を増額しております。

国庫支出金の国庫補助金でございます。総務費国庫補助金として事業の実績見込みにより携帯電話エリア整備に係る情報通信格差是正事業費補助金571万円を減額、地方創生推進交付金455万6,000円を減額、合わせて1,026万6,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、土木費国庫補助金としまして、安全ストック形成事業の事業費確定による社会資本整備総合交付金129万円を減額をしております。委託金の総務費委託金として、事業費の確定によります地域の暮らしサポート実証事業費委託金766万6,000円を減額をしております。県支出金の県補助金でございます。総務費県補助金として実績見込みに伴う太陽光発電等導入支援事業費補助金120万6,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、衛生費補助金でございます。補助金額の交付決定に伴い乳幼児等医療費助成事業補助金106万3,000円を減額しております。農林水産業費県補助金として事業費の確定に伴い、新規就農総合支援事業費補助金156万8,000円を減額、新農林水産振興がんばる地域応援総合事業費補助金304万5,000円を減額をしております。商工費県補助金として、事業費確定に伴い地域商業活性化支援事業補助金100万円を減額しております。土木費県補助金として事業費の確定に伴い地積調査事業費補助金228万8,000円を減額をしております。

次に、寄附金でございます。総務費寄附金としまして、実績によりますふるさと納税130万円を増額しております。

次に、繰入金でございます。特別交付税等の増額により財政調整基金繰入金1億9,500万円を減額、1枚めくっていただきまして、減債基金繰入金1億5,000万円を減額、ふるさと納税事務費等の確定によるふるさと津和野基金繰入金348万5,000円を減額、産業後継者育成基金157万9,000円を減額しております。



次に、諸収入でございます。貸付金元利収入として実績に伴い、日本遺産推進協議会事業資金貸付金返還金400万円、民俗芸能保存協議会貸付金211万4,000円、歴史文化保存協議会貸付金返還金1,000万円をそれぞれ減額しております。雑入としまして、高額医療費納付金として乳幼児等医療費高額返納金148万5,000円を増額しております。

最後に、町債でございます。総務債の辺地対策事業債としまして、携帯電話等エリア整備事業の実績確定に伴い、電気通信施設整備事業140万円の増額、1枚めくっていただきまして、緊急防災減災事業債として、なごみの里空調整備工事の事業費の確定に伴い230万円を減額しております。民生費の過疎対策事業債としまして、青原保育園改修事業費の940万円を合併特例から組み替え計上をしております。農林業債の過疎対策事業債として、農林業研修生支援事業等の事業費の確定に伴い、過疎地域自立促進特別事業110万円を減額、中山間地域総合整備事業負担金等の確定に伴い農林漁業経営近代化施設整備事業650万円を減額しております。

商工債として、日原にぎわい創出拠点づくり事業の実績確定に伴い、観光施設整備事業810万円を減額、土木費といたしまして、笹ヶ谷線道路改良事業の事業費確定に伴い450万円を減額、教育債としまして、学校施設空調設置工事の事業費確定に伴い、緊急防災減災事業債630万円を減額し、合併特例540万円を計上、教育の振興事業として日原小学校校舎改修工事の事業費の確定に伴い、過疎対策事業債450万円を減額しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） おはようございます。それでは、平成29年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第59号であります。御説明をさせていただきます。

歳出から説明しますので、14ページをごらんください。

運営協議会費13万7,000円減は今年度1回の開催となりましたので、報酬等を減額しております。

16ページをごらんください。

保険給付費の審査支払手数料10万1,000円減は国保税に対しての手数料が確定したものであります。

5枚めくっていただきまして、22ページをごらんください。

保健事業費の特定健康診査等事業費102万5,000円減、それから次のページになりますが、疾病予防費30万6,000円減は実績見込みによるものであります。

26ページをごらんください。基金積立金の財政調整基金積立金2,000円減は預金利息の確定によるものであります。

28ページをごらんください。諸支出金の保険税還付加算金50万円減は、例年見込まれるさかのぼり喪失による保険税還付が少なかったためであります。

続きまして歳入に移ります。8ページをごらんください。

一般被保険者国民健康保険税313万4,000円減、退職被保険者等国民健康保険税238万3,000円減は、それぞれ税の実績見込みによるものであります。

次のページ10ページをごらんください。

使用料及び手数料の督促手数料4万3,000円減、国庫支出金の高額医療費共同事業負担金125万4,000円減、国庫補助金の財政調整交付金3,517万3,000円増、療養給付費交付金127万5,000円減、県支出金の高額医療費共同事業負担金125万4,000円減、次のページになります。県財政調整交付金792万3,000円増、その下、財産収入の利子及び配当金2,000円減は全て確定、もしくは確定見込みによるものであります。その下、繰入金の一般会計繰入金34万9,000円減は実績見込みによるもの、財政調整基金繰入金3,000万円減は、12月補正で一時的に繰り入れたものが、今回確定した国や県の財政調整交付金等により基金取り崩しを取りやめるものであります。

以上で、議案第59号については終わります。

続きまして、議案第60号平成29年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第5号)について御説明を申し上げます。

歳出より説明をいたしますので、10ページをごらんください。

総務費の認定調査費72万5,000円減は、主治医意見書作成料等の実績見込み、益田地区広域市町村圏事務組合負担金の確定によるものであります。

次のページになります。

基金積立金の介護給付費準備基金積立金6,000円増は、預金利息の確定によるものであります。

続いて歳入に移ります。8ページをごらんください。

介護保険料の第1号被保険者介護保険料165万2,000円増は、確定見込みによるものであります。財産収入の利子及び配当金6,000円増は預金利息の確定によるものであります。繰入金の一般会計繰入金72万5,000円減は確定によるものでございます。

以上で終わります。

○議長(沖田 守君) 環境生活課長。

○環境生活課長(和田 京三君) それでは、簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)、議案第61号を御説明いたします。

4ページをお開きください。第2表繰越明許費でございます。

簡易水道事業費の水道管理費の、まず県道津和野・田万川線道路改良工事に伴う配水管移設工事でございますが、島根県施工の工事におくれが生じ、水道管を布設する箇所

に舗道が工期内に完成せず、工事の施工ができないことから、年度内完了が困難となったため723万円の繰り越しをするものでございます。終期は6月末を予定をしております。

続きまして、青原橋移転工事に伴う配水管移設移転工事でございます。これは国道接続部のほうでございます。国土交通省の施工の工事のおくれが生じ、水道管の付設をする箇所に舗道が工期内に完成せず、工事が施工できないことから年度内完了が困難になったため453万6,000円を繰り越すもので、終期は5月末を予定をしております。

次に、国道9号二俣橋水道管強化工事につきましては、水道部材が特殊であるため現地調査を行った後、部材の発注をしなければならず、資材納入に日数がかかるため、年度内完了が困難となったため626万6,000円を繰り越すもので、終期は、6月末を予定をしております。

次に、柿木津和野停車場線排水管移転工事につきましては天候等の影響もあり、島根県施工の工事の日程におくれが生じたことから、県の工事の工事延期繰り越しとなったため、その工程内の工事であるため、年度内に完了が困難となったため250万円を繰り越すもので、終期は6月末を予定をしております。

青原橋移転工事に伴う配水管支障移転工事でございます。これは右岸接続部でございます。島根県発注工事の工程の中に施工するため、島根県発注工事におくれが生じ、年度内に完了することが困難になったため、100万円を繰り越すもので終期は8月末を予定をしております。

それでは、歳出より御説明いたします。12ページをお開きください。

水道管理費の賃金につきましては、臨時の職員の休暇等で14万6,000円の減額でございます。役務費につきましては、建物共済の決定によりまして12万1,000円の減額を行っております。負担金及び交付金につきましては、日本水道協会の支部負担金の確定に基づき8万9,000円の減額をしております。積立金につきましては旧日原町簡易水道基金の廃止に伴いまして、3,468万1,000円を新しい基金に積み立てるものでございます。

戻りまして、歳入を御説明いたします。10ページをお開きください。

基金積立金利子につきましては、利息の確定によりまして6,000円の減額を行っております。一般会計繰入金としまして35万6,000円の減額を計上いたしております。基金繰入金としまして、先ほど歳出で説明しました旧日原町簡易水道基金の廃止に伴いまして、3,468万7,000円を計上するものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第62号を御説明いたします。下水道事業特別会計補正予算（第5号）でございます。

4ページをお開きください。第2表繰越明許費でございます。下水道事業費の施設整備費でございます。中座地区の下水道管布設工事で道路占用許可を申請が必要なため協

議を行いました。下水道管路のルートの変更をする必要が生じたため、このため管路変更設計に不測の日数を要したため、工事の発注時期がおくれ、年度内に完了することが困難となったため、4,618万円を繰り越すもので、終期は7月末を予定しております。

下水道舗装復旧工事につきましては、下水道布設工事完了後に工事発注を予定していましたが、管路布設工事の発注時期がおくれたため、年度内に発注が困難になったため1,500万円を繰り越すもので、終期は7月末を予定しております。

5ページ、第3表地方債の補正でございます。

変更を行っております。下水道事業債の限度額を150万円減額する変更でございます。詳細につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

それでは、歳出より御説明いたします。12ページをお開きください。

環境費の需用費として光熱水費、修繕費、これは実数量の減少したため、49万5,000円を減額いたしております。委託料につきましては、施設管理業務委託の入札減により27万9,000円を減額しております。

処理場費でございます。汚泥処理、それから施設管理費の入札減によりまして121万9,000円を減額いたしております。

めくっていただきまして、施設整備費でございます。委託料では現場技術委託料の入札減で233万2,000円の減額を行っております。工事費としまして、繰り越しの中座工区の工事費の増によりまして550万7,000円を増額しております。補償補填及び賠償金につきましては、水道工事の移転補償費の減によりまして317万5,000円を減額いたしております。

めくっていただきまして、償還金利子及び割引料としまして、償還額の確定によりまして利子30万2,000円を減額いたしております。

それでは、戻りまして歳入でございます。10ページをお開きください。

一般会計繰入金としまして、歳出等の減ということで79万4,000円の減額を計上いたしております。町債としまして、起債の額の確定により150万円の減額を行っております。

以上でございます。

続きまして、議案第63号を御説明いたします。

農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。歳出より御説明いたします。

10ページをお開きください。業務費としまして、施設管理費の委託料の入札減により14万円の減額を行っております。

戻りまして歳入でございます。8ページをごらんください。

使用料につきましては、使用量の増加によりまして10万1,000円を増額いたしております。一般会計繰入金としまして、24万1,000円の減額を計上いたしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。議案第58号平成29年度津和野町一般会計補正予算（第10号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 濟いませぬ、幾つか確認させてください。

まず、65ページにあります日本遺産センター費と85ページにありますところの民俗芸能保存協議会貸付金、歴史文化保存協議会貸付金と、貸付金が幾つか出ているわけなんですけど、貸付金の減額というのは戻金ではなくて、事業が少なくなったから使わなかったという考え方、それとも一旦渡したものが返ってきたものを減額されているのか、お尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） おはようございます。よろしく願いいたします。

日本遺産センターの場合は、日本遺産推進協議会が事業主体となっておりますので、文化庁からの交付金は直接そちらに入ります。ただ、年度末まで入りませんので、こちらから町から貸し付けを行うということで対応しておりますが、これは事業費が確定した段階で補助対象外とかいろいろ出てまいりますので、それで額が確定したということでございますので、要は予算的には組んでおりましたがそれだけ必要なかったということで、戻ってきたお金ではございません。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） 先ほどの質問ですが、民俗芸能保存協議会については、事業費の確定により減額、戻ってきたというか減額したということです。歴史文化保存協議会に貸し付けは、当初予定をしておりましたが、概算払い請求等の国からの補助金が早目に入ってきたということで貸し付けをしないということになりましたので、減額しました。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 濟いませぬ、今の85ページの民俗芸能保存協議会のほうなんですけども、これは貸し付けていったもので確定したから、使わなかった分が戻ってきたというふうに解釈したんですけど、一旦、今、渡している現在のものがあると思うんですけども、それが返ってくる場合もこれは歳出の中の貸付金の減額で入ってくるんですか、それとも戻金で歳入で入ってくるんですか。そこをお願いします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 歳入のほうで入ってまいります。

○議長（沖田 守君） ほかに。ありませんか。11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 財政の勉強をここでやっちゃいけないのかもわかりませんが、今回その繰入金というか特別交付税が措置されたからいろんな財政調整基金とか、いろんな基金を今まで繰り入れた予算編成がこの特別交付税によって賄われたということで、今回、2億7,736万9,000円の特別交付税が措置された。この金額というのは、前年はこの時期にどの程度のものがあつたのかという、前年に対してこの特別交付税がどのような額であるのかということと、全体の予算書、1年のトータルの予算書見ておりませんので、ざらっとこの1億9,500万円と減債基金の1億5,000万、合わせて3億5,000万程度のもので財源が振り替えられたと思うんですが、その主なものを何点か言っていただけますか。きょうの補正予算だけではちょっと見えないんですが、関連があると思うんで、全体で2億7,000万がどういう事業の予算に、基金繰入から特別交付税にかえられたかということ。質問がわかりますか。

二つぐらい質問の趣旨がありますが、前年はこの時期どのくらいの特別交付税措置がなされたかと。それともう一つは、平成29年度の全体の予算の中で、当初は特別交付税が見込まれなかったんで、財調とか減債基金の繰入金で予算を賄おうとしたものが、最後のこの時期に特別交付税措置がされたから、これがしっかり入れかわるわけです。それはどねえな事業の費目かということと、何点か言うてください。大きなものでいいですけえ。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 最初の質問でございます、特別交付税の昨年度との比較ということでございますが、ちょっと今、昨年の資料を持ち合わせておりませんが、昨年はたしか全体で7億弱ぐらいの特別交付税だったと思います。今年度につきましては、特別交付税の額の確定が約6億700万円ぐらいの額の確定であったというふうに思っております。

それから、その特別交付税が入ったことによりまして、より今の繰入金部分が今回減額の予算を計上させていただいております。全体的に今回の10号補正予算ということで減額予算を計上させていただいております、その中にはいろいろ先ほども予算の概要説明をさせていただいておりますけども、そういった個々の事業の工事費等の減額が影響して、全体の減額予算になった影響で特別交付税分と合わせまして、繰入金がマイナスといいますか、繰入金をせんで済んだという予算の内容になっております。

議員おっしゃいます、その大きい事業ということですが、一応予算の概要書を見ていただいて、ちょっと御判断いただけたらというふうに思います。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） おわかりいただけましたか。

○議員（11番 板垣 敬司君） これ以上の追加のあれはありませんが……

○議長（沖田 守君） まだ指名をかけておりませんが。11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 全体を総じて財源が振り替えられたということであろうかなと思いますが、一つほど気になるのは、以前、財調で災害の土の入れかえで二千数百万円の予算が財政調整基金からの予算で賄われるということでしたが、この辺については、特別交付税の措置として、この財源振り替えがなされたという経緯はありませんか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今の議員さんの御質問でございますが、表土の関係の事業だというふうに思っておりますけれども、今回の平成29年度の特別交付税のヒアリング、県とのヒアリングの際に、その事業につきましても特別交付税の特別事業分ということで、うちとすれば措置をお願いしております。

ただ、その全体の中で、今の表土分が丸々ついたか、どれぐらい見ていただいたかというのは、ちょっと私どもでは判断できないんですが、要望とすれば県とのヒアリングの際に、その二千何百万部分につきましては、要望を出しております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第58号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第58号平成29年度津和野町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第59号平成29年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 13ページのところで、財政調整基金繰入金を取りやめられたということですが。でしたっけ。取り崩しをやめられたということですが、基金は今、お幾らになっているんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 当初に戻った形になっているんですが、ちょっと済いません、今、資料がありませんが8,400万程度だったと思います。済いません、今のは介護保険のほうでした。3,490万程度で戻っております。失礼しました。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。  
これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第59号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第59号平成29年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第60号平成29年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第5号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。  
これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第60号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第60号平成29年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第61号平成29年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。  
これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。



これより、議案第61号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第61号平成29年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第62号平成29年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第62号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第62号平成29年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第63号平成29年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第63号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第63号平成29年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

## 日程第10. 議案第64号

○議長（沖田 守君） 日程第10、議案第64号林地台帳整備に係る航空レーザ計測及び森林資源解析調査等業務委託変更契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第64号でございますが、林地台帳整備に係る航空レーザ計測及び森林資源解析調査等業務委託変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） まず最初に、私の失念によりまして議案提案がおくれて追加提案となったことを深くおわび申し上げます。

それでは、議案第64号につきまして説明申し上げます。このレーザ計測の事業につきましては、補正第9号におきまして繰越事業となるという説明を申し上げておりますが、自衛隊によりまして、飛行機による計測に規制がかかりまして、これは北朝鮮のミサイルが原因であるんですが、そのために平日の飛行ができなくなったということで、不測の日数を要したために繰り越すものでございます。

変更前の完成期日は今月3月30日となっておりますが、変更によりまして7月31日まで延長するものでございます。契約の相手方は、島根県出雲市今市町北本町1丁目1番地3、アジア航測株式会社出雲営業所所長、吉村方男様でございます。裏面に資料としまして仮契約書をつけております。よろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ありませんか。5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 少し確認をさせてください。この台帳整備ですが、現場の作業は飛行機で航空写真を撮るということだろうと思いますが、それは1日ぐらいで終わるのか、何日かかかるのか、そのほかの現場の作業というのはほかにはないのか。あとはもう机上で解析だけをやられるのか、その辺の作業がどういうふうなのか、ちょっとお聞きします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） レーザ計測のほうは、先週の土日も飛んでおりまして、もう少し残っているというふうに聞いております。航空レーザで計測したものと現地での実態を調べる調査もありまして、そちらのほうもまだ残っておると思います。その得たデータを今度は机上で解析をしなければなりませんので、その日数がかかりかかるといって、7月末の期日延長ということにしております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第64号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第64号林地台帳整備に係る航空レーザ計測及び森林資源解析調査等業務委託変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

ここで10時20分まで休憩いたします。

午前10時09分休憩

.....

午前10時20分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

----- . ----- . -----

日程第11. 議案第42号

日程第12. 議案第43号

日程第13. 議案第44号

日程第14. 議案第45号

日程第15. 議案第46号

日程第16. 議案第47号

日程第17. 議案第48号

日程第18. 議案第49号

日程第19. 議案第50号

日程第20. 議案第51号

日程第21. 議案第52号

日程第22. 議案第53号

日程第23. 議案第54号

日程第24. 議案第55号

○議長（沖田 守君） 日程第11、議案第42号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてより、日程第24、議案第55号平成30年度津和野町水道事業会計予算まで、以上14案件につきまして、予算審査特別委員長の審査報告を求めます。4番、岡田克也君。

○予算審査特別委員長（岡田 克也君） それでは、平成30年3月9日、今定例会において、本委員会に付託を受けました、平成30年度津和野町一般会計を初めとする、各会計予算11議案及び条例等2議案について審査いたしましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。

1、審査日。

平成30年3月9日、14日、15日、16日、19日、机上審査。

2、出席者。

予算審査特別委員会委員長、副委員長ほか9名、議長。説明員、町長ほか執行部12名であります。

3、審査事項及び結果。

議案第42号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第43号津和野町過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の変更について。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第44号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第45号平成30年度津和野町一般会計予算。

予算の総額は80億5,900万円である。前年度に比し3億2,500万円、率にして4.2%の増である。歳出の主なもの、地方創生推進事業総額2億7,544万円、津和野駅周辺事業費1億800万円、町道10路線新設改良費、総額3億624万円等である。

本案件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第46号平成30年度津和野町国民健康保険特別会計予算。

予算総額は10億8,022万4,000円である。前年度に比し2,070万3,000円の減である。率にして1.88%の減である。

本案件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第47号平成30年度津和野町介護保険特別会計予算。

予算総額は13億4,214万7,000円である。前年度に比し2,529万8,000円の増、率にして1.92%の増であります。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案48号平成30年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算。

予算総額は2億9,111万5,000円である。前年度に比し985万1,000円の減、率にして3.27%の減であります。

本案件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきであると決しました。

議案第49号平成30年度津和野町下水道事業特別会計予算。

予算総額は3億5,773万円である。前年度に比し8,191万5,000円の減、率にして18.63%の減である。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきと決しました。

議案第50号平成30年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算。

予算総額は372万4,000円である。前年度同額である。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決しました。

議案第51号平成30年度津和野町奨学基金特別会計予算。

予算総額は1,146万2,000円である。前年度に比し136万8,000円、率にして10.66%の減である。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第52号平成30年度津和野町診療所特別会計予算。

予算総額は5億3,270万円である。前年度に比し382万7,000円の減、率にして6.7%の減であります。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決しました。

議案第53号平成30年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算。

予算総額は3億7,150万円である。前年度に比し5,679万8,000円の減である。率にして13.26%の減であります。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決しました。

議案第54号平成30年度津和野町病院事業会計予算。

収益的予算総額は7億4,399万9,000円である。前年に比し1,104万9,000円、率にして1.51%の増であります。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決しました。

議案第55号平成30年度津和野町水道事業会計予算。

収益的予算総額は3億4,429万6,000円である。平成30年度より公営企業会計となりました。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決しました。

平成30年3月27日、津和野町議会議長沖田守様、予算審査特別委員会委員長岡田克也。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 委員長、ちょっと待ってください。

○予算審査特別委員長（岡田 克也君） 何か間違いがありました。

○議長（沖田 守君） 議案52号のちょっと数字の確認をしてください。

○予算審査特別委員長（岡田 克也君） 52号、はい。

○議長（沖田 守君） 暫時休憩といたします。

午前10時27分休憩

.....

午前 10 時 29 分再開

- 議長（沖田 守君） 休憩を解き、会議を続けます。
- 予算審査特別委員長（岡田 克也君） 失礼いたしました。議案第 5 2 号であります  
が、予算総額は 5 億と書いてありますが、5,327 万円です。済みません、単  
位が違っておりました。失礼いたしました。よろしいですか。
- 議長（沖田 守君） 訂正を。
- 予算審査特別委員長（岡田 克也君） 訂正をお願いします。予算総額は 5,327 万  
円です。よろしいですか。
- 議長（沖田 守君） ありがとうございます。ただいまの審査報告に対する委員  
長への質疑につきましては、議長を除く全議員による委員構成でありますので、これ  
を省略いたします。
- これより、議案第 4 2 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、討論  
に入ります。
- まず、原案に反対者の発言を許します。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。
- これより、議案第 4 2 号を採決します。本案件について、委員長報告は原案のとおり  
可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
- 〔賛成者起立〕
- 議長（沖田 守君） したがって、議案第 4 2 号辺地に係る公共的施設の総合整備  
計画の策定については原案のとおり可決されました。
- 続きまして、議案第 4 3 号津和野町過疎地域自立促進計画（平成 2 8 年度～平成 3 2  
年度）の変更について、討論に入ります。
- まず、原案に反対者の発言を許します。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。
- これより議案第 4 3 号を採決します。本案件について、委員長の報告は原案のとおり  
可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
- 〔賛成者起立〕
- 議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第 4 3 号津和野町過  
疎地域自立促進計画（平成 2 8 年度～平成 3 2 年度）の変更については、原案のとおり  
可決されました。

続きまして、議案第44号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決します。本案件について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第44号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第45号平成30年度津和野町一般会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 委員長報告に反対する立場で討論を行います。

安倍政権により、大企業や富裕層優先の経済政策が進められ、社会保障の自然増削減、大企業への減税が続けられています。その結果、貧困と格差が一層拡大しています。国の政治がひどいときだけに、地方自治法で規定されている住民福祉の増進を目的とした、自治体本来の役割が問われています。住民に一番身近な町民が、町民の暮らしと福祉の防波堤になるべきです。町民生活を守るための予算がもっと必要です。

住民協働推進事業費についてです。地域全体で抱える課題を解決するため、組織づくり、人材育成に、重点的に取り組む特別枠を設けたことには期待をします。しかし、まちづくり組織交付金は、自治組織で運営してきた部分にまで入り込み、自立していた組織を弱体化する可能性が出てきています。自治組織の将来を見据えての地域活性化になげられるとは思えません。延命的対策ではなく、抜本的な対策を行うべきです。

町の将来を担う子供たちの教育費についてです。学校が必要な備品の購入計画を、年度初めに立てられなくなる教育予算の削減は避けるべきと考えます。

児童福祉費です。放課後児童クラブは、指導員の確保や待遇の改善を行わなければなりません。しかし、運営が民間企業に委託されることは早急と考えます。委託される予定の企業から提示された資料では、現在、中国地方で8クラブの委託を受けている業務実績があると受け取れますが、実際には、2クラブの委託を受けているという市では、平成29年度途中からの委託、1クラブの委託を受けているという市では、3カ月委託したのみで、平成30年度は委託されない。また、1クラブの委託を受けているとされる他の市では、平成29年度の委託はしておらず、平成30年度4月からの委託となっていました。

放課後児童クラブは、津和野町の大切な子供たちが、放課後の長い時間を過ごす場所です。多方面からの検討を行う必要があります。もっと慎重に検討を行うべきです。

以上の立場から、平成30年度津和野町一般会計予算に反対します。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第45号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第45号平成30年度津和野町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第46号平成30年度津和野町国民健康保険特別会計予算について討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 委員長報告に反対する立場で討論を行います。

1980年代以降、国の国民健康保険への負担率は低下し、その分加入者の保険料、自治体独自の負担に転嫁されてきています。国民健康保険に国庫負担が投入されているのは、社会保障として運営されていることを意味します。自助や相互扶助では、決して支えることができない人々の医療保障を図り、受診する権利、健康になる権利、生きる権利を保障するために、公的医療保険の一つである国民健康保険が、歴史的に整備されてきました。国民皆保険制度の根幹に位置します。非正規労働者の流入、年金生活者の増加で、加入者の貧困化が進んでいることも、高過ぎる保険税を引き起こしています。

平成29年度までは、一般会計からの法定外繰り入れが赤字を補填するためとされていましたが、都道府県化になる平成30年度は、赤字になる前に保険税を引き上げて備え、7割軽減を受けている加入者にさえ15%の保険税引き上げが予定されています。国民健康保険は高い、これが常識になってしまっています。町民の生活に重くのしかかっています。

以上の立場から、平成30年度津和野町国民健康保険特別会計予算に反対します。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第46号を採決します。本案件についての委員長の報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第46号平成30年度津和野町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第47号平成30年度津和野町介護保険特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第47号平成30年度津和野町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第48号平成30年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 委員長報告に反対する立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつける悪法です。後期高齢者医療制度そのものに反対しています。高齢者の命と健康を守るためにも、制度を撤廃し、もとの老人保健制度に戻すことを強く求めます。

以上の立場から、津和野町後期高齢者医療特別会計予算に反対します。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第48号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第48号平成30年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。続きまして、議案第49号平成30年度津和野町下水道事業特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第49号を採決します。本案件について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第49号平成30年度津和野町下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。続きまして、議案第50号平成30年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第50号平成30年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。続きまして、議案第51号平成30年度津和野町奨学基金特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第51号平成30年度津和野町奨学基金特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第52号平成30年度津和野町診療所特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第52号平成30年度津和野町診療所特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第53号平成30年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第53号平成30年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第54号平成30年度津和野町病院事業会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第54号平成30年度津和野町病院事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第55号平成30年度津和野町水道事業会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第55号平成30年度津和野町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第25. 発委第1号

○議長（沖田 守君） 日程第25、発委第1号津和野町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

これより本案件について、議会運営委員長より提案の趣旨説明を求めます。1番、後山幸次君。

○議会運営委員長（後山 幸次君） 発委第1号について、御説明をいたします。

津和野町議会委員会条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び津和野町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由であります。議会の活性化に資するため、本条例を改正するものであります。

条例改正案の説明であります。まず、1ページをめくっていただきたいと思っております。新旧対照表をごらんください。

まず、第2条第2項中、文教民生常任委員会5人を6人に改めるものであります。また、第7条第1項ただし書きを削るものであります。附則としてこの条例は、平成30年5月1日から施行するものであります。

以上が改正内容でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、発意第1号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、発委第1号津和野町議会委員会条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第26. 津和野町庁舎建設問題等調査特別委員会委員長報告について

○議長（沖田 守君） 日程第26、津和野町庁舎建設問題等調査特別委員会委員長報告についてを議題といたします。

津和野町庁舎建設問題等調査特別委員長から委員会報告をしたいとの申し出があります。

お謀りをいたします。本件について申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、津和野町庁舎建設問題等調査特別委員会委員長報告を受けることに決定いたしました。津和野町庁舎建設問題等調査特別委員会委員長の発言を許します。11番、板垣敬司君。

○津和野町庁舎建設問題等調査特別委員長（板垣 敬司君） 津和野町庁舎建設問題等調査特別委員会報告書。

平成29年第9回（12月）定例会において設置された、津和野町庁舎建設問題等調査特別委員会の調査について、会議規則第77条の規定に基づき報告いたします。

1、調査事件。

津和野町庁舎建設問題等に関すること。

2、調査目的。

津和野町庁舎建設に関する調査及び検討のため。

3、調査方法。

机上調査。

#### 4、調査の経過。

第1回。日時、平成30年1月24日（水）、午後1時30分。場所、日原第2庁舎議場。出席者、委員全員、議長、島田副町長、岩本総務財政課長、堀総務財政課長補佐。調査事項、庁舎について（中間報告）の再検証。

第2回。日時、平成30年2月23日（金）、午後1時半。場所、日原第2庁舎議場。出席者、委員10人、議長、（欠席）御手洗委員、岩本総務財政課長、堀総務財政課長補佐。調査事項、職員アンケート結果について。日原診療所の建物、配筋状態及びかぶり、スラブの目視による鉄筋コンクリート構造物の実態調査結果について。日原診療所外壁アスベスト検査結果について。庁舎統廃合におけるランニングコストについて。事業工程表について。

第3回。日時、平成30年3月5日（月）、午前10時5分。場所、日原第2庁舎議場。出席者、委員全員、議長、岩本総務財政課長、桑原農林課長補佐、堀総務財政課長補佐、樋口総務財政課係長。調査事項、中期財政計画及び財政指標について。県内町村における木造建築庁舎の概要について。

#### 5、調査意見。

（1）現在の本庁舎と日原第2庁舎を日原診療所1階に移設することには、おおむね異論はない。ただし、議場の移設及び増築は、行政効率ランニングコストを最大限考慮されたい。

（2）現在の本庁舎及び日原第2庁舎は、可能な限り耐震補強をしながら、有効活用されたい。

（3）日原診療所の改修については、流域木材の多用を考慮すべきである。

（4）津和野町庁舎については、耐震補強することによって生じる、事務スペースの狭小部分の増築はやむを得ない。増築場所については、環境生活棟と旧職員寮を解体した跡地が検討されている。県有地の利用も含め、慎重に検討されたい。

（5）平成30年度に、住民代表、有識者ら10名程度で構成される、庁舎建設検討委員会が設置される。議会特別委員会で、積み重ねた意見もしんしゃくしながら、さらに検討を加えていただくことを住民代表として注視していくものである。

平成30年3月27日、津和野町議会議長沖田守様、津和野町庁舎建設問題等調査特別委員会委員長板垣敬司。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。この委員会は、議長を除く全議員での構成であります。したがって、委員長に対する質疑は省略したいと思います、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議ないようでありますので、委員長に対する質疑は省略します。

以上で、津和野町庁舎建設問題等調査特別委員会委員長報告についてを終了といたします。

---

### 日程第 27. 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（沖田 守君） 日程第 27、総務経済常任委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。

総務経済常任委員長の報告を求めます。4番、岡田克也君。

○総務経済委員長（岡田 克也君） それでは、平成29年第9回（12月）定例会において許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77の規定に基づき報告いたします。

1、調査事件。

農林業振興について。

2、調査目的。

津和野町の農林業の現状を調査し、議会における判断材料とするため。

3、調査方法。

議場調査。

4、審査日。

農林業振興についての聞き取り調査。日時、平成30年2月7日（水曜）、午前11時。場所、津和野町役場日原第2庁舎委員会室。出席者、久保課長、桑原課長補佐、村上係長、総務経済常任委員会委員5名、沖田議長。

1、調査内容。

（1）津和野町における林業の現状。総面積3万709ヘクタール、307.09キロ平米であります。森林面積は、そのうち2万7,750ヘクタール、総面積の90.3%を占めます。うち国有林が3,408ヘクタール、民有林が2万4,342ヘクタールと、民有林がかなりの部分を占めております。

民有地の人工林は8,735ヘクタール、人工林率35%、（松含む）であります。町有林485ヘクタール、町行造林733ヘクタール、公社造林1,422ヘクタール、町行造林、公社造林は7齢級（35年生）以下の人工林がほとんどで、適切な間伐や保育の施行実施が重要な課題となっている。約6割の天然性林の広葉樹森林はナラ枯れ被害を受けている森林もあり、今後の施業が課題である。

また、県内2カ所の大型木質バイオマス発電所が稼働しており、森林の皆伐が深刻化し、伐採後の森林管理を徹底しなければならない状況となっている。平成25年の豪雨災害により、森林整備の重要性を改めて再確認された。

（2）自伐林業での収入確保のための森林整備事業などであります。

①森林・山村多面的機能発揮対策事業（国補助事業）であります。森林計画の未樹立森林において、3人以上（親子は1人）の任意団体を組織し、実施する区域を定めて3年計画及びその後の管理計画を作成して、森林整備を行います。

地域おこし協力隊の隊員が任意団体を組織して、森林所有者との間で協定書を締結して事業を行います。森林整備の費用は山林所有者から請負業者である自伐林業事業者に支払うのが通常であります。しかし、現在の木材価格では、山林所有者が森林整備費用を支払ってまで整備を行う人は少ないと考えられるため、伐採した間伐材等の木竹を金銭のかわりとして譲り受けるものとする。補助事業については、ここに書いてあるとおりであります。各種の補助事業があります。

②森林計画を作成し、林業木材産業成長産業化促進対策事業等の国庫補助事業を行う。地域おこし協力隊が組織する合同会社やもりや、今後設立予定の有限責任組合（LLP）などが、森林所有者の山林を最低5年以上の森林整備の委託契約を締結し、森林経営計画を作成をいたします。作業道開設や搬出間伐の搬出で、ここに記載しておるとおりの補助事業が充当します。

③島根県と森林所有者と作業者の間で協定を締結し、作業者が実施主体となって森林整備を進める。事業体として行う場合、10年以上適切な管理が実施されていない林齢36年生以上の人工林の杉、ヒノキまたは人工林内の竹林伐採等の森林整備を行います。30%以上の切り捨て間伐で、以下のとおり竹林の伐採等もあります。そこは見ていただきまして、省略をさせていただきたいと思えます。

④町単の簡易作業道開設事業、季節作業道の修繕事業、シイタケの原木搬出、ワサビやシイタケ栽培のための作業道開設に、以下のとおりの補助事業がございます。

⑤山の宝でもう一杯事業は、町単独事業で、杉、ヒノキの間伐材を搬出した場合、1トン当たり3,000円分の地域通貨を助成しており、森林所有者の理解を得て、作業代金の不足分として活用ができます。

⑥としては、まきの活用事業で、ストーブやボイラー用のまきとして、その間伐材を利用していくことができます。

⑦町が実施する森林整備事業に参画する。合同会社や有限責任事業組合（LLP）などの事業者として、町有林や町行造林、島根県林業公社造林の森林整備事業に参画する。

⑧森林所有者となり、森林整備を行う。

⑨周辺の木材買い取り事業体の情報を収集して有利に販売し、収益を高める。

⑩半林半Xの取り組みによる増収と生活費の削減。自伐林業と狩猟や農業等を組み合わせ収益を確保する。

（3）津和野町におけるIターン自伐林業について。

平成30年4月1日現在で、地域おこし協力隊の任期を終えて起業した者が3名、地域おこし協力隊員が6名、新規で地域おこし協力隊員に入隊する者が1名となっている。

（4）調査意見。



森林面積が90%を超える当町は、かつて営林署があり、林業が盛んであった。木材の輸入自由化とともに、林業が衰退の一途をたどったが、林業を行うには適した場所である。地域おこし協力隊の3年の任期が過ぎた後に、独立することを想定して、各種資格の取得や森林計画の作成、作業地の確保を行っていくべきである。

山林の所有地がないIターンの自伐型林業者が定住していくためには、できるだけ多くの町民に人と活動を知っていただき、山林所有者から作業委託を受けることが大事である。町広報のみならず、ケーブルテレビやイベント等にも参加して、できるだけ多くの方々に知っていただくことが大事である。

また、Iターンの自伐型林業者への、山林の無償や安価での譲渡を行いやすいシステムの構築も必要と考える。

また、ワサビの栽培やサカキ栽培などの農業や、まきや備長炭づくり、狩猟等、林業と兼業できる収入の確保対策も重要と考える。

企業誘致においては、条件が不利で、人口減少が著しい中山間地の当町にとって、かつて主たる産業であった林業の再興と定住を考えると、自伐型林業は大いに可能性を感じる。官民協働で自伐型林業者への理解と育成を進めていくべきである。

平成30年3月27日、津和野町議会議長沖田守様、総務経済常任委員会委員長岡田克也。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。これより委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 調査意見の中で、山林の無償や安価での譲渡ということはやはり重要なことで、これから山林を維持していくためには、手をつけやすい方法というのは大事だと思うんですが、なぜIターンの自伐型林業者へのということで、Iターン者に限っているということは、ちょっと違うんじゃないかなと思うんですけども、これはIターン者に限ったものなのかをお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○総務経済委員長（岡田 克也君） Iターンに限るわけではないんですが、Iターンの方は山林所有地がないということでありますので、特にIターンの山林所有地のない方を想定して申し上げただけで、Iターンに限るわけではありません。どなたであっても自伐型林業を行っていきたいという、その津和野町で生まれ育った方も、そしてUターンで津和野町へ帰ってきたいという方も、山林所有地がない方の、無償や安価での譲渡を行いやすい、そういうシステムを構築していくべきだということで書いたわけでありますが、Iターンということで、表現しておりますので、その点はIターンの方は全く所有の山林がないということを書いておりましたが、ここの意味としましては、Uターンやそして津和野町にずっと生まれ育った方も含めてという意味であります。少しIターンなどというふうに入れていただけたらと思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので質疑を終結いたします。

以上で、総務経済常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

---

### 日程第28. 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（沖田 守君） 日程第28、文教民生常任委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。

文教民生常任委員長の報告を求めます。3番、米澤宥文君。

○文教民生委員長（米澤 宥文君） 文教民生常任委員会所管事務調査報告書。

平成29年度第9回（12月）定例会において許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき報告をいたします。

1、調査事件。

学校教育の現状と課題について。

2、調査目的。

現状を把握し、議会活動に資するため。

3、調査方法。

机上及び現地調査。

4、調査の経過。

第1回。日時、平成30年1月22日（月）、午前9時から。津和野町役場第2庁舎会議室。出席者、文教民生常任委員会5名、議長、世良教育長、渡辺教育次長。調査事項、聞き取り調査及び現地調査の日程調整をしております。

第2回。日時、平成30年2月5日（月）、午前9時30分から。場所は津和野小学校、津和野中学校、津和野町民センター会議室。出席者、文教民生常任委員会5名、議長、津和野中学校校長、教頭、津和野小学校校長、教頭、教育委員会並びにつわの暮らし推進委員会より1名ずつの2名が出席しております。調査事項、津和野小学校聞き取り調査及び現地調査と給食の試食をしております。2、津和野中学校聞き取り調査及び現地調査。3、ゼロ歳児からの人づくり事業等について聞き取り調査。

第3回。日時、平成30年2月16日（金）、午前9時30分から。津和野町民センター研修室。出席者、文教民生常任委員会4名、欠席、川田委員。内容はまとめをしております。

第4回。日時、平成30年2月27日（火）、午前9時から。場所、津和野役場第庁舎委員会室。出席者、文教民生常任委員会5名。調査事項、まとめであります。

5、調査概要。

（1）各小中学校に対する調査（アンケート）

津和野町立各小中学校校長に対し、アンケート調査をしております。調査結果は別紙裏につけてあります。これについては、入学時の児童の気になる様子やアウトメディアについて対策等、そして読書推進の取り組みなどについてのアンケートを行っております。

#### (2) 教育委員会（机上調査）

就学前の教育の重要性を感じ、ゼロ歳児からの人づくり事業を始めたということになります。

#### (3) 津和野小学校（現地調査）

入学時に鉛筆の持ち方などに癖がついており、指導しても直りにくい。アウトメディアに取り組むが難しい。近くに遊ぶ子供がいないので、スマートフォン、テレビの接触時間が長い。6年生で平日3時間以上が58%。

次に、読書推進の取り組み。図書委員が全校朝会でお薦め本の紹介や全校読書などを実施。図書館司書による取り組み。季節に応じた図書の展示、掲示。町、県の図書館からの相互貸し借りなどを行っている。1人当たりの貸し出し数は41.6冊となっております。

#### (4) 津和野中学校（現地調査）であります。

学力や読解力、聞く力は二極化の傾向が年々強まっており、授業の焦点の合わせ方が難しい。学習支援員の必要性も高まっている。アウトメディアの取り組み、アウトメディアウイークを年間3回実施、入学説明会などを利用して啓発活動。

読書推進については、校内読書週間の実施、図書館ボランティアによる読書推進など。部活動は合唱部、華道部、野球部、ソフトテニス部、女子バレー部、卓球部があるが、教職員には負担感がある。

(5) ゼロ歳児からの人づくり事業、これは机上調査であります。5年前から取り組みを始めている。ブックスタート、のびのびファイルの配布をしております。

芸術士事業を平成28年度から導入、3人を配置している。

29年度からプログラム作成開始、30年中に完成予定。

目標として、見える化の方向性、30年3月に教育フォーラム実施予定、教育委員会、中学生、高校生、地域、教職員、関係者を対象とする。

次に、教育魅力化コーディネーター配置、現在は日原中学校に常駐。

#### 6、課題並びに意見として。

(1) ゼロ歳からの人づくりの柱を明確にした保育園から高校までの人づくりプログラムの完成が急がれる。それを実現するためには、各課の連携と学校や保育園、放課後児童クラブ、家庭、地域などの連携が不可欠であるので、推進体制の一元化を検討すべきである。

(2) 社会の変化とともに生活様式も変わっている中、生活体験と自然体験を豊かにする取り組みが必要である。

(3) 鉛筆の持ち方や箸の持ち方、握る力、つかむ力、指先の器用さ、外遊びなど、小学校入学前に身につけておくべき力や、生活習慣を家庭や地域の中で育む必要がある。

(4) テレビやスマートフォン、パソコンなどメディアに接する時間が増加していることは、子供の成長段階において、その年齢における体験や経験を放棄していることにつながっている。メディアに接する時間の減少が課題である。

(5) メディア対策は学校で指導の範疇を超えている。教職員の負担増で、本来の学習指導等業務に支障のおそれがある。地域や家庭、保護者への啓発を改めて推し進める必要がある。

(6) 学習支援員体制について、さらに充実させるべきである。

(7) 読書の推進について有効な図書館司書については、全ての学校に図書館司書が携わる体制を整えるべきである。

(8) 部活動は労働時間の面や専門性の観点から、教職員の負担が大きい。外部指導者の配置などを検討すべきである。

(9) のびのびファイルについては、親子手帳と重複する内容など精査し、親子手帳の活用にあわせて、有効活用できるものに改善していくべきである。

以上、平成30年3月27日、津和野町議会議長沖田守様、文教民生常任委員会委員長米澤宏文。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないですね。ないようでありますので、質疑を終結いたします。委員長、御苦労でした。

以上で、文教民生常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

## 日程第29. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（沖田 守君） 日程第29、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

各委員会の閉会中の継続調査の申し出について

委員会	目的	事項	期限
議会運営	所掌事務調査	議会運営に関する事項	3月定例会まで

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおりに、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、本日の日程全て終了いたしました。会議を閉じます。

平成30年第2回津和野町議会定例会を閉会いたします。大変長丁場の間、御苦勞でございました。

午前11時20分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員